

高石市地域防災計画

令和 3 年 3 月

高石市防災会議

大 目 次

第1編	総 則		1
第2編	災害予防対策		3 3
第3編	地震災害応急対策		1 4 1
第4編	風水害災害応急対策		2 3 9
第5編	事故等災害応急対策		3 4 3
第6編	災害復旧・復興対策		3 7 1
附属1	東海地震の警戒宣言に伴う対応		3 8 7
附属2	南海トラフ地震防災対策推進計画	...	3 9 3
資料編			

第1編 総則

第1節 目 的 等	1
第1 目的.....	1
第2 計画の性格.....	1
第3 計画の構成.....	2
第4 計画の進捗の把握.....	2
第2節 防災の基本方針	3
第1 防災の基本理念.....	3
第2 基本方針.....	3
第3 災害対策.....	3
第3節 本市の概況	5
第1 地理的条件.....	5
第2 社会的条件.....	5
第4節 災害の想定	7
第1 想定災害.....	7
第2 大阪府による被害想定.....	8
第3 主要活断層帯及び海溝型地震の長期評価の概要	15
第4 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定.....	16
第5 風水害等の想定.....	17
第6 事故等災害.....	18
第7 地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害（大阪府石油コンビナート 等防災計画）	18
第5節 防災関係機関の業務大綱	20
第1 高石市.....	20
第2 堺市消防局.....	23
第3 大阪府.....	23
第4 大阪府高石警察署.....	24
第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊））	24
第6 指定地方行政機関.....	24
第7 指定公共機関.....	25
第8 指定地方公共機関.....	27
第9 泉北環境整備施設組合.....	28

第 10	高石市社会福祉協議会	28
第 11	公共的団体その他防災上重要な機関及び施設の管理者	28
第 6 節	市民、事業所の基本的責務	29
第 1	市民.....	29
第 2	事業所.....	29
第 3	NPO・ボランティア等多様な機関との連携	30
第 7 節	計画の修正	32

第2編 災害予防対策

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化	33
第1 防災空間の整備.....	33
第2 都市基盤施設の防災機能の強化.....	35
第3 木造密集市街地の整備促進.....	36
第4 土木構造物の耐震対策等の推進.....	36
第5 ライフライン施設災害予防対策.....	37
第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保.....	39
第7 市の施設.....	41
第2節 建築物の安全化	42
第1 既存建築物の防災対策の促進.....	42
第2 文化財.....	44
第3節 津波被害防止対策の推進	46
第1 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対策	46
第2 防潮堤等の整備等.....	46
第3 津波ハザードマップの活用.....	47
第4 想定を超える津波からの避難対策.....	47
第5 津波に関する避難指示（緊急）の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等	50
第6 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保	51
第7 津波避難に関する啓発推進.....	52
第8 要配慮者への避難支援.....	53
第9 高石市独自の災害対策施策.....	53
第10 水防関係機関	55
第11 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者	55
第4節 水害予防対策の推進	56
第1 洪水対策.....	56
第2 雨水出水対策.....	58
第3 高潮対策.....	58
第4 津波対策.....	58
第5 水害減災対策.....	58
第6 洪水・高潮リスクの開示.....	62

第7	防災訓練の実施・指導.....	62
第8	水防と河川管理等の連携.....	63
第9	水防団の強化.....	63
第10	ため池の治水活用.....	63
第11	公共下水道の整備.....	64

第5節	危険物等災害予防対策の推進.....	65
第1	危険物災害予防対策.....	65
第2	高圧ガス災害予防対策.....	66
第3	火薬類災害予防対策.....	66
第4	毒物劇物等災害予防対策.....	67
第5	放射線災害予防対策.....	68
第6	危険物等の輸送災害の予防対策.....	68
第7	危険物積載船舶等災害予防対策.....	68
第8	管理化学物質災害予防対策.....	70
第9	石油コンビナート等災害予防対策.....	70

第2章 防災体制の整備

第1節	総合的防災体制の整備.....	73
第1	中枢組織体制の整備.....	73
第2	防災中枢機能等の確保、充実.....	75
第3	防災拠点の整備.....	76
第4	装備資機材等の備蓄.....	77
第5	相互応援体制の整備.....	78
第6	防災訓練の実施.....	80
第7	人材の教育.....	82
第8	防災に関する調査研究の推進.....	83
第9	自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備.....	83
第10	被災による行政機能の低下等への対応.....	83
第11	事業者、ボランティアとの連携.....	84

第2節	情報収集伝達体制の整備.....	85
第1	災害情報収集伝達システムの基盤整備.....	85
第2	情報収集伝達体制の強化.....	86
第3	災害広報体制の整備.....	86
第4	迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備.....	87
第5	観測体制の整備.....	87

第3節 火災予防対策の推進	89
第1 市街地の火災予防.....	89
第4節 消火・救助・救急体制の整備	91
第1 消防力の強化.....	91
第2 広域消防応援体制の整備.....	92
第3 消防の広域化及び消防救急無線等の整備充実	92
第5節 医療体制の整備	93
第1 災害時医療の基本的考え方.....	93
第2 医療情報の収集・伝達体制の整備.....	94
第3 現地医療体制の整備.....	94
第4 後方医療体制の整備.....	95
第5 医薬品等の備蓄及び確保.....	95
第6 患者等搬送体制の確立.....	95
第7 個別疾病対策.....	96
第8 医療関係者に対する訓練等の実施.....	96
第6節 緊急輸送体制の整備	97
第1 陸上輸送体制の整備.....	97
第2 航空輸送体制の整備.....	98
第3 水上輸送体制の整備.....	98
第4 救援物資集積場所の指定.....	98
第5 物資を指定避難所等へ的確に供給する仕組みの構築	98
第6 民間事業者との協力体制の整備.....	99
第7 輸送手段の確保.....	99
第8 交通規制・管制の確保.....	99
第7節 避難受入れ体制の整備	101
第1 指定緊急避難場所、避難路の指定.....	101
第2 避難場所、避難路等の安全性の向上.....	102
第3 指定避難所の指定、整備.....	103
第4 避難者の受入れ.....	105
第5 避難勧告等の事前準備.....	106
第6 避難誘導体制の整備.....	108
第7 広域避難体制の整備.....	108
第8 応急危険度判定体制の整備.....	109
第9 応急仮設住宅等の事前準備.....	109

第 10 節	り災証明書の発行体制の整備	110
第 8 節	緊急物資確保体制の整備	111
第 1 節	給水体制の整備	111
第 2 節	食料・生活必需品の確保	111
第 3 節	他自治体、事業所からの物資の調達	113
第 9 節	ライフライン確保体制の整備	114
第 1 節	上水道	114
第 2 節	下水道	114
第 3 節	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	115
第 4 節	ガス（大阪ガス株式会社）	116
第 5 節	電気通信（西日本電信電話株式会社等）	118
第 6 節	倒木等への対策	119
第 10 節	交通確保体制の整備	120
第 1 節	鉄道施設	120
第 2 節	道路施設	120
第 3 節	港湾施設、漁港施設	120
第 11 節	避難行動要支援者支援体制の整備	121
第 1 節	障がい者・高齢者等避難行動要支援者に対する支援体制整備	121
第 2 節	社会福祉施設の取組み	124
第 3 節	福祉避難所の指定	124
第 4 節	外国人に対する支援体制整備	124
第 5 節	その他の要配慮者に対する配慮	125
第 12 節	帰宅困難者支援体制の整備	126
第 1 節	帰宅困難者対策の普及啓発活動	126
第 2 節	駅周辺における滞留者の対策	126
第 3 節	道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発	127
第 4 節	代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）	127
第 5 節	徒歩帰宅者への支援	127
第 13 節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備	128

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚	129
第1 防災知識の普及啓発.....	129
第2 学校における防災教育.....	131
第3 災害教訓の伝承.....	132
第4 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置	132
第2節 自主防災体制の整備	133
第1 地区防災計画の策定等.....	133
第2 自主防災組織の育成.....	133
第3 事業所による自主防災体制の整備.....	135
第4 救助活動の支援.....	136
第3節 災害ボランティア活動の推進	137
第4節 企業防災の促進	139

第3編 地震災害応急対策

第1章 初動期の活動

第1節 組織動員	141
第1 災害対策指令部.....	141
第2 災害警戒本部.....	142
第3 災害対策本部.....	143
第4 職員動員計画.....	145
第5 防災関係機関の動員配備体制.....	147
第2節 津波対策	148
第1 関係機関の組織動員配備体制.....	148
第2 津波警報等の伝達.....	148
第3 避難対策等.....	156
第4 水防活動.....	157
第5 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保	158
第6 ライフライン・放送事業者の活動.....	159
第7 交通対策.....	160
第3節 災害情報の収集伝達	161
第1 情報収集伝達経路.....	161
第2 被害情報の収集・報告.....	162
第3 被害情報の報告.....	164
第4 通信手段の確保.....	165
第5 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供	165
第6 有線・無線途絶時の対策.....	166
第4節 災 害 広 報	167
第1 災害モード宣言.....	167
第2 災害広報.....	167
第3 広聴活動.....	171
第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援	172
第1 大阪府知事等に対する要請等.....	172
第2 受援体制の確立.....	174
第3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援	175

第6節	自衛隊の災害派遣	176
第1	派遣要請	176
第2	自衛隊の自主派遣等	176
第3	派遣部隊の受入れ	177
第4	派遣部隊の活動	177
第5	撤収要請	178
第7節	災害緊急事態	179
第8節	消火・救助・救急活動	180
第1	市	180
第2	堺市消防局	180
第3	大阪府警察	181
第4	堺海上保安署	181
第5	各機関による連絡会議の設置	181
第6	行方不明者の捜索	182
第7	自主防災組織	182
第8	惨事ストレス対策	182
第9節	医療救護活動	183
第1	医療情報の収集・提供活動	183
第2	現地医療対策	183
第3	後方医療対策	185
第4	医薬品等の確保・供給活動	187
第5	個別疾病対策	187
第10節	避難誘導	188
第1	避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報	188
第2	避難者の誘導	188
第3	警戒区域の設定	189
第4	指定避難所の開設及び運営等	190
第11節	二次災害防止	191
第1	公共土木施設等	191
第2	建築物等	191
第3	危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	192
第4	放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）	192

第12節	交通規制・緊急輸送活動	193
第1	陸上輸送	193
第2	水上輸送	195
第3	航空輸送	195
第13節	ライフラインの緊急対応	197
第1	被害状況の報告	197
第2	各事業者における対応	197
第14節	交通の安全確保	198
第1	被害状況の報告	198
第2	各施設管理者における対応	198

第2章 応急復旧期の活動

第1節	支援体制	199
第2節	住民等からの問い合わせ	200
第3節	災害救助法の適用	201
第1	法の適用	201
第2	救助の内容	202
第3	職権の一部委任	202
第4	救助の程度、方法及び期間等	202
第4節	指定避難所の開設・運営等	203
第1	指定避難所の開設	203
第2	指定避難所の管理、運営	204
第3	指定避難所の早期解消のための取組み等	206
第4	広域的避難収容	207
第5節	緊急物資の供給	208
第1	給水活動	208
第2	食料・生活必需品の供給	209
第6節	保健衛生活動	211
第1	防疫活動	211
第2	食品衛生監視活動	211

第3	被災者の健康維持活動.....	212
第4	保健衛生活動における連携体制.....	212
第5	動物保護等の実施.....	212
第7節	福祉活動	214
第1	避難行動要支援者の被災状況の把握等.....	214
第2	被災した避難行動要支援者への支援活動.....	214
第8節	広域一時滞在への対応	216
第9節	社会秩序の維持	217
第1	住民への呼びかけ.....	217
第2	警戒活動の強化.....	217
第3	物価の安定及び物資の安定供給.....	217
第10節	ライフラインの確保	219
第1	上水道.....	219
第2	下水道.....	220
第3	電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	220
第4	ガス（大阪ガス株式会社）	221
第5	電気通信（西日本電信電話株式会社等）	221
第11節	交通の機能確保	222
第1	障害物の除去.....	222
第2	各施設管理者における復旧.....	222
第12節	農水産関係応急対策	223
第1	農業.....	223
第2	漁業.....	223
第13節	住宅の応急確保	224
第1	被災住宅の応急修理.....	224
第2	住居障害物の除去.....	224
第3	応急仮設住宅の建設.....	224
第4	応急仮設住宅の借上げ.....	225
第5	応急仮設住宅の運営管理.....	225
第6	公共住宅への一時入居.....	225
第7	住宅に関する相談窓口の設置等.....	225

第 8	建設用資機材等の調達.....	225
第 14 節	応急教育等	226
第 1	教育施設の応急整備.....	226
第 2	応急教育体制の確立.....	226
第 3	学校給食の応急措置.....	227
第 4	教職員の確保.....	227
第 5	就学援助等.....	227
第 6	文化財の応急対策.....	227
第 7	応急保育.....	228
第 15 節	廃棄物の処理	229
第 1	し尿処理.....	229
第 2	ごみ処理.....	229
第 3	災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	230
第 16 節	遺体対策	231
第 1	初期活動.....	231
第 2	遺体の検視等.....	231
第 3	遺体安置所の設定.....	231
第 4	遺体の身元確認.....	232
第 5	遺体の火葬等.....	232
第 6	応援要請.....	232
第 17 節	ボランティアの受入れ	233
第 1	災害発生時におけるボランティアの活動.....	233
第 2	義援金品の受付・配分.....	235
第 3	海外からの支援の受入れ.....	236

第4編 風水害災害応急対策

第1章 災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達	239
第1 気象予警報等.....	239
第2 住民への周知.....	245
第2節 組 織 動 員	250
第1 災害対策指令部.....	250
第2 災害警戒本部.....	251
第3 災害対策本部.....	252
第4 職員動員計画.....	254
第5 防災関係機関の動員配備体制.....	255
第3節 警戒活動	256
第1 気象観測情報の収集伝達.....	256
第2 水防警報.....	257
第3 水防活動.....	259
第4 ライフライン・交通等警戒活動.....	260
第5 在港船舶避難活動.....	261
第6 物資等の事前状況確認.....	262
第4節 避 難 誘 導	263
第1 避難の準備の指示.....	263
第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報	263
第3 避難者の誘導.....	265
第4 警戒区域の設定.....	265
第5 指定避難所の開設及び運営等.....	267

第2章 災害発生後の活動

第1節 支援体制	269
第2節 住民等からの問い合わせ	270

第3節	災害情報の収集伝達	271
第1	情報収集伝達経路	271
第2	被害情報の収集・報告	272
第3	被害情報の報告	274
第4	通信手段の確保	275
第5	有線・無線途絶時の対策	276
第4節	災 害 広 報	277
第1	災害モード宣言	277
第2	災害広報	277
第3	広聴活動	281
第5節	広域応援等の要請・受入れ・支援	282
第1	大阪府知事等に対する要請等	282
第2	受援体制の確立	284
第3	被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援	285
第6節	自衛隊の災害派遣	286
第1	派遣要請	286
第2	自衛隊の自主派遣等	286
第3	派遣部隊の受入れ	287
第4	派遣部隊の活動	287
第5	撤収要請	288
第7節	災害緊急事態	289
第8節	消火・救助・救急活動	290
第1	市	290
第2	堺市消防局	290
第3	大阪府警察	291
第4	堺海上保安署	291
第5	各機関による連絡会議の設置	292
第6	行方不明者の捜索	292
第7	自主防災組織	292
第8	惨事ストレス対策	292
第9節	医療救護活動	293
第1	医療情報の収集・提供活動	293

第 2	現地医療対策.....	293
第 3	後方医療対策.....	295
第 4	医薬品等の確保・供給活動.....	297
第 5	個別疾病対策.....	297
第 10 節	交通規制・緊急輸送活動	298
第 1	陸上輸送.....	298
第 2	水上輸送.....	300
第 3	航空輸送.....	300
第 11 節	公共土木施設等・建築物応急対策	302
第 1	公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、橋りょうなど道路施設など）	302
第 2	建築物等.....	302
第 3	応急工事.....	302
第 12 節	民間建築物等応急対策	303
第 1	民間建築物等.....	303
第 2	危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）	303
第 13 節	ライフライン・放送の確保	304
第 1	被害状況の報告.....	304
第 2	各ライフライン事業者における対応.....	304
第 14 節	交通の安全確保	307
第 1	被害状況の報告.....	307
第 2	各施設管理者における対応.....	307
第 15 節	農水産関係応急対策	308
第 1	農業.....	308
第 2	漁業.....	308
第 16 節	災害救助法の適用	309
第 1	法の適用.....	309
第 2	救助の内容.....	310
第 3	職権の一部委任.....	310
第 4	救助の程度、方法及び期間等.....	310

第 17 節	指定避難所の開設・運営等	311
第 1	指定避難所の開設.....	311
第 2	指定避難所の管理、運営.....	312
第 3	指定避難所の早期解消のための取組み等.....	314
第 4	広域的避難収容.....	315
第 18 節	緊急物資の供給	316
第 1	給水活動.....	316
第 2	食料・生活必需品の供給.....	317
第 19 節	保健衛生活動	319
第 1	防疫活動.....	319
第 2	食品衛生監視活動.....	319
第 3	被災者の健康維持活動.....	320
第 4	保健衛生活動における連携体制.....	320
第 5	動物保護等の実施.....	320
第 20 節	福祉活動	322
第 1	避難行動要支援者の被災状況の把握等.....	322
第 2	被災した避難行動要支援者への支援活動.....	322
第 21 節	広域一時滞在への対応	324
第 22 節	社会秩序の維持	325
第 1	住民への呼びかけ.....	325
第 2	警戒活動の強化.....	325
第 3	物価の安定及び物資の安定供給.....	325
第 23 節	住宅の応急確保	327
第 1	被災住宅の応急修理.....	327
第 2	住居障害物の除去.....	327
第 3	応急仮設住宅の建設.....	327
第 4	応急仮設住宅の借上げ.....	328
第 5	応急仮設住宅の運営管理.....	328
第 6	公共住宅への一時入居.....	328
第 7	住宅に関する相談窓口の設置等.....	328
第 8	建設用資機材等の調達.....	328

第 24 節	応急教育等	329
第 1	教育施設の応急整備.....	329
第 2	応急教育体制の確立.....	329
第 3	学校給食の応急措置.....	330
第 4	教職員の確保.....	330
第 5	就学援助等.....	330
第 6	文化財の応急対策.....	330
第 7	応急保育.....	331
第 25 節	廃棄物の処理	332
第 1	し尿処理.....	332
第 2	ごみ処理.....	332
第 3	災害廃棄物等処理.....	333
第 26 節	遺体対策	335
第 1	初期活動.....	335
第 2	遺体の検視等.....	335
第 3	遺体安置所の設定.....	335
第 4	遺体の身元確認.....	336
第 5	遺体の火葬等.....	336
第 6	応援要請.....	336
第 27 節	ボランティアの受入れ	337
第 1	災害発生時におけるボランティアの活動.....	337
第 2	義援金品の受付・配分.....	339
第 3	海外からの支援の受入れ.....	340

第5編 事故等災害応急対策

第1節 海上災害応急対策	343
第1 市の組織動員.....	343
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡.....	344
第3 通報連絡体制.....	344
第4 事故発生時における応急措置.....	345
第5 事故対策連絡調整本部の設置.....	347
第2節 航空災害応急対策	348
第1 市の組織動員.....	348
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡.....	349
第3 その他の地域.....	349
第3節 鉄道災害応急対策	350
第1 市の組織動員.....	350
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡.....	351
第3 情報収集伝達体制.....	351
第4 鉄道事業者の災害応急対策.....	351
第4節 道路災害応急対策	353
第1 市の組織動員.....	353
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡.....	354
第3 情報収集伝達体制.....	354
第4 道路管理者の災害応急対策.....	355
第5節 危険物等災害応急対策	356
第1 市の組織動員.....	356
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡.....	357
第3 危険物災害応急対策.....	357
第4 高圧ガス災害応急対策.....	359
第5 火薬類災害応急対策.....	360
第6 毒物劇物災害応急対策.....	361
第7 管理化学物質災害応急対策.....	363
第6節 高層建築物、市街地災害応急対策	364
第1 市の組織動員.....	364

第 2	大阪府現地災害対策本部との連絡.....	365
第 3	通報連絡体制.....	365
第 4	火災の警戒.....	365
第 5	市、堺市消防局.....	366
第 6	大阪府警察.....	367
第 7	大阪ガス株式会社.....	368
第 8	高層建築物の管理者等.....	368
第 7 節	放射線災害応急対策	369
第 1	市の組織動員.....	369
第 2	大阪府現地災害対策本部との連絡.....	370
第 3	放射性同位元素に係る災害応急対策.....	370
第 4	原子力災害広域避難者の受入れ体制の整備	370

第6編 災害復旧・復興対策

第1章 生活の安定

第1節 復旧事業の推進	371
第1 被害の調査.....	371
第2 公共施設等の復旧.....	371
第3 激甚災害の指定.....	371
第4 激甚災害指定による財政援助.....	372
第5 特定大規模災害.....	372
第2節 被災者の生活確保	373
第1 災害弔慰金等の支給.....	373
第2 災害援護資金・生活資金等の貸付.....	373
第3 租税等の減免及び徴収猶予等.....	374
第4 住宅の確保.....	374
第5 被災者生活再建支援金.....	375
第6 り災証明書の交付等.....	377
第3節 中小企業の復旧支援	379
第1 市の措置.....	379
第2 資金の融資.....	379
第4節 農林漁業関係者の復旧支援	380
第1 市の措置.....	380
第2 資金の融資.....	380
第5節 ライフライン等の復旧	381
第1 上水道（市、大阪広域水道企業団）	381
第2 下水道（市、大阪府）	381
第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）	382
第4 ガス（大阪ガス株式会社（南部導管部））	382
第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDD I 株式会社（関西総支社）、 ソフトバンク株式会社）	382
第6 共同溝・電線共同溝（市、大阪府、近畿地方整備局）	383
第7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）	383
第8 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）	384
第9 道路（市、大阪府、近畿地方整備局）	384

第2章 復興の基本方針

第1節 復興の基本方針 385

第1 復興に向けた取組み..... 385

第2 復興計画の作成..... 385

附属 1 東海地震の警戒宣言に伴う対応

第 1 章	総 則	
第 1	目的.....	387
第 2	基本方針.....	387
第 2 章	東海地震注意情報発表時の措置	
第 1	東海地震注意情報の伝達.....	388
第 2	警戒態勢の準備.....	388
第 3 章	警戒宣言が発せられた時の対応措置	
第 1	東海地震予知情報等の伝達.....	389
第 2	警戒態勢の確立.....	390
第 3	住民、事業所に対する広報.....	391

附属 2 南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 章 総 則

- 第 1 推進計画の目的..... 393
- 第 2 推進地域..... 393
- 第 3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱 393

第 2 章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

- 第 1 南海トラフ地震臨時情報について..... 393
- 第 2 防災対応について..... 394
- 第 3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について 395

第 3 章 地震発生時の応急対策等

- 第 1 組織..... 395
- 第 2 地震発生時の応急対策..... 396

第 4 章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

- 第 1 津波からの防護..... 396
- 第 2 円滑な避難の確保..... 396
- 第 3 迅速な救助に関する事項..... 396

第 5 章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

第 6 章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

第 1 編 総則

第1節 目的等

第1 目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第42条（市町村地域防災計画）及び南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号）第5条（推進計画）の規定に基づき、高石市防災会議が策定する計画であって、高石市域に係る災害に関し、高石市及び防災関係機関が、その全機能を有効に発揮して、市民や事業者等の協力のもと、災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興等の災害対策を実施することにより、市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第2条による特別防災区域に係る防災については、同法31条及び災害対策基本法第2条の規定に基づく大阪府石油コンビナート等防災計画によるが、同区域に係る災害は、石油、高压ガス等の火災、爆発など、区域外の周辺地域住民や道路交通に重大な影響を及ぼすおそれがあること、また、同区域に集積する電力・ガス・燃料などエネルギー供給事業所が、災害により供給機能を速やかに回復できなければ、その影響が広く市民生活や経済活動に及ぶことから、同計画と十分調整、連携を図り防災対策を推進する。

第2 計画の性格

- 1 この計画は、災害が発生しやすい自然的・社会的条件下にあって、多様化した土地利用、増加する様々な危険物等に対処し、市民の生命、身体、財産を災害から保護するための行政上最も重要な施策である「安全」を実現するものである。
- 2 この計画は、高石市及び防災関係機関が、高石市域に係る防災に関し処理すべき事務又は業務等を集大成する総合的かつ基本的な計画である。
- 3 この計画は、高石市及び防災関係機関の高石市域に係る防災に関する責任を明確にするとともに、高石市及び防災関係機関の事務又は業務等を有機的に結合させる計画である。
- 4 この計画は、第5次高石市総合計画に沿って、市の防災対策を推進することで、安全・安心で快適に暮らせるまちづくりを実現するものである。
- 5 この計画は、法に定めのない事案についても、一般的危機管理対策として準用されることを想定し策定するものである。

第3 計画の構成

1 基本構成

「第1編 総則」

「第2編 災害予防対策」：各対策に対する予防策の基本方針を示す。

「第3編 地震災害応急対策」：地震に対する防災策の基本方針を示す。

「第4編 風水害災害応急対策」：風水害に対する防災策の基本方針を示す。

「第5編 事故等災害応急対策」

(1) 海上：海上災害に対する防災策の基本方針を示す。

(2) 航空：航空災害に対する防災策の基本方針を示す。

(3) 鉄道：鉄道災害に対する防災策の基本方針を示す。

(4) 道路：道路災害に対する防災策の基本方針を示す。

(5) 危険物等：危険物等災害に対する防災策の基本方針を示す。

(6) 高層建築物、市街地：高層建築物、市街地災害に対する防災策の基本方針を示す。

(7) 放射線：放射線災害に対する防災策の基本方針を示す。

「第6編 災害復旧・復興対策」

「附属1 東海地震の警戒宣言に伴う対応」

「附属2 南海トラフ地震防災対策推進計画」

「資料編」

第4 計画の進捗の把握

市は、地域防災計画に定めた事項について、適正に進捗状況の把握に努める。

第2節 防災の基本方針

大都市において、防災は、住民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。高石市防災会議では、阪神・淡路大震災や東日本大震災等の大規模災害を教訓にするとともに、南海トラフ巨大地震に伴う被害想定の結果、甚大な被害をもたらすおそれが明らかとなったことを踏まえ、災害対策を進めてきた。今般、平成28年熊本地震における大規模な地震の連続発生や平成30年に発生した大阪府北部を震源とする地震等、様々な自然災害が発生していることから、災害対策のより一層の充実強化を進めていく。

第1 防災の基本理念

災害対策にあたっては、災害対策基本法に基づき、人命被害ゼロを目標として災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念に据える。

第2 基本方針

具体的には、次の5つを基本方針として対策を講じる。

- I 命を守る
- II 命をつなぐ
- III 必要不可欠な行政機能の維持
- IV 経済活動の機能維持
- V 迅速な復旧・復興

これらの対策を講じるために、各防災機関は、過去の災害対応の教訓の共有を図るとともに、適切な役割分担及び相互の連携協力を図っていく必要がある。

それと同時に、住民が自ら行う防災活動及び地域における多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、住民や事業者、ボランティア等が、各防災関係機関と一体となって取組みを進めていかなければならない。

第3 災害対策

災害対策には、時間の経過とともに、災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があり、計画的に災害対策を進めていく必要がある。そのためには、継続的にPDCAサイクル※を適用して、充実を図る努力が求められることから、最新の科学的知見に基づく被害想定の見直しや、大規模災害の教訓等を踏まえ、絶えず災害対策の強化を図っていくこととする。さらに、令和2年における新型コロナウイルス感染症の発生を踏まえ、避難所における避難者の過密抑制

など感染症対策の観点を取り入れた防災対策を推進する必要がある。

※ PDCAサイクル：プロセスの管理手法の一つで、計画（plan）→実行（do）→評価（check）→改善（act）の4段階の活動を繰り返し行うことで、継続的にプロセスを改善していく手法

1 災害予防段階

災害予防段階においては、周到かつ十分な対応が重要となる。

レベル1（100年で1回程度の発生確率：近代で最大）の地震・津波及び計画規模の降雨（年超過確率 1/10～1/200）等に対しては、被害抑止につながるハード対策を確実に実施して、被害ゼロを目指す防災を実現する。さらに、極低頻度のレベル2（1000年に1回程度の発生確率：最大級）の地震・津波及び想定最大規模の降雨（年超過確率 1/1,000 以下）等に対しては、ハード対策とともに、避難によって、人命を守ることを最優先として、被害軽減につながる自助・共助としての避難対策や地域コミュニティの活用、公助としての災害情報の充実等のソフト対策を組み合わせた減災を目指す。すなわち、ソフトとハード対策の組み合わせによる多重防御の考え方を基本とする。

2 災害応急段階

災害応急段階では、迅速かつ円滑な対応が重要となる。

- ア 災害発生直前の気象予警報等の情報伝達等の災害未然防止活動を行い、一旦被害が発生したときには、正確で詳細な情報収集を行い、被害規模を可能な限り早期に把握する。
- イ 収集した情報を関係機関で共有し、人命確保を最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。
- ウ 被災者の気持ちにより添うことを基本に、年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応できるよう努める。
- エ とりわけ、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者に対して、地域コミュニティや互近助隊※の結成を推進し、きめ細かな支援を実施する。

※互近助隊：近隣の居住者で日頃のコミュニケーションを基本として、災害時等に声の掛け合い、救助救出、避難誘導等の助け合いを行う仕組み。自治会の班体制など。

3 災害復旧・復興段階

災害復旧・復興段階では、適切かつ速やかな対応が重要となる。

- ア ライフライン施設等の早期復旧は最優先事項であり、それとともに、被災者の日常生活の回復や生活再建等に向けた適宜・適切な支援を行えるよう、平常時から検討し、準備に努める。
- イ 復興体制の整備、基本方針や復興計画の策定手続き等の明確化を図りつつ、復興期におけるまちづくりについても、事前に検討し、方針の明示に努める。

なお、本計画に基づく施策推進にあたっては、2015年9月の国連サミットで採択された、国際社会が一丸となって2030年までに達成すべき持続可能な開発目標（SDGs）の観点を踏まえながら、取り組んでいく。

第3節 本市の概況

第1 地理的条件

1 位置及び面積

本市は、大阪府の中南部に位置し、北部及び東部は堺市、南部は和泉市・泉大津市に隣接し、西部は大阪湾に臨み、面積11.30km²、東西6.1km、南北4.1kmである。

本市の西部には、水路をはさんで、堺・泉北臨海工業地帯が造成され、臨海部の面積は4.93km²、内陸部は6.37km²で、臨海部が市域の44%を占めている。

東西南北各端の経度及び緯度は、次のとおりである。

方 位	地 点	経 緯 度
東 端	取石7丁目	東経135度27分44秒
西 端	南高砂	東経135度23分47秒
南 端	取石5丁目	北緯 34度30分28秒
北 端	高砂3丁目	北緯 34度32分38秒

2 地勢

本市の地形は、全般に平坦で、最高点でも海拔20.8mにすぎず、山地や丘陵地は皆無である。地質は、洪積段丘、沖積低地、人工地形から形成されている。

河川は、中央部を流れる芦田川と南部を流れる王子川がある。

3 気象

夏は、高温多湿となり、冬は北ないし北西の季節風が時折強く吹くが、瀬戸内式気候であるところから、気温の差も比較的少なく一般的に温暖であり、住宅地として適している。

年間平均風速は2～3m/s程度で、海陸風の影響を受けて西寄りと東寄りの風が吹くことが多い。また、降水量も年間1,300～1,400mm程度である。

第2 社会的条件

1 人口

昭和30年には29,706人であった人口も、昭和41年の市制施行を経て高度経済成長により、大阪圏のベッドタウンとして、農地の宅地化が進み、急速な人口増加がみられた。また、臨海部への企業進出にともない市内に多くの社宅が立地したことも、人口増加の要因になった。

このような急速な人口増加は昭和47年頃から次第に鈍化し、人口は昭和60年頃をピークにそれ以降は減少傾向になっており、令和2年10月1日現在で57,616人となっている（住民基本台帳による）。

第3節 本市の概況

人口密度は市全体でみれば、5,000人/km²強であるが、臨海部の面積が市域の半分近くを占めているため、内陸部だけの人口密度をみると10,000人/km²を越え、相当高密度な市街地を形成している。

国勢調査時の人口等は、次のとおりである。

年	人 口	人口密度（人/km ² ）	世 帯 数
昭和30年	29,706	4,799.0	6,476
昭和40年	45,679	7,379.5	11,166
昭和50年	66,824	6,475.2	18,942
昭和60年	66,974	5,953.2	21,494
平成 2年	65,086	5,837.3	21,609
平成 7年	64,295	5,664.8	22,594
平成12年	62,260	5,485.5	22,559
平成17年	61,127	5,385.6	22,829
平成22年	59,572	5,248.6	23,012
平成27年	56,529	5,002.6	22,461

2 都市構造

主要幹線道路は、南北方向に国道26号、府道大阪臨海線、府道堺阪南線、府道大阪和泉泉南線、市道南海中央線、東西方向に府道信太高石線、府道泉大津美原線、市道新村北線がある。

鉄道については、南海本線、南海高師浜支線、J R 阪和線、J R 羽衣支線がある。

臨海部には、石油製品製造業や化学工業等の大規模工場があり、堺・泉北臨海工業地帯の一角をなしている。

第4節 災害の想定

第1 想定災害

災害は、台風、高潮、豪雨、洪水、竜巻、地震、津波等の自然現象に起因する自然災害と、大規模な火災、爆発、交通災害等の特殊災害（人為災害）とに大別される。自然災害や特殊災害の発生によって二次的に引き起こされる二次災害（複合災害）は、都市部ほどその発生の可能性が高い。

高石市の自然条件と市街地状況、都市施設や危険物の集積状況等都市的、社会的条件ならびに過去に発生した災害事例をもとに想定した発生が予想される災害は次のとおりである。また以下の各災害が複合的に発生する可能性も考慮するものとする。

- 1 地震災害
- 2 津波災害
- 3 風水害（台風、暴風、竜巻、豪雨、洪水による被害を含む。）
- 4 高潮災害
- 5 海上災害
- 6 大規模火災
- 7 危険物等災害
- 8 交通災害（航空災害、鉄道災害、道路災害）
- 9 その他の特殊災害

第1編
総則

第2編
防災
災害予

第3編
災害
地震災

第4編
風水害

第5編
事故等

第6編
災害復

附属1
東海地震の

附属2
南海トラフ地

資料
編

第2 大阪府による被害想定

1 活断層直下型地震の被害想定

大阪府では、平成19年度に活断層による直下型地震について下表に示すとおり被害を想定している。

活断層地震による被害想定（大阪府実施）

想定地震			上町断層帯 地震A (北中部大)	上町断層帯 地震B (南部大)	生駒断層帯 地震	有馬高槻 断層帯地震	中央構造線 断層帯地震
項目							
マグニチュード			7.5～7.8	7.5～7.8	7.3～7.7	7.3～7.7	7.7～8.1
大阪府域内被害	大阪府域の震度		4～7	4～7	4～7	3～7	3～7
	建物被害	全壊	362,576棟	219,222棟	275,316棟	85,700棟	28,142棟
		半壊	329,455棟	212,859棟	244,221棟	93,222棟	41,852棟
	人的被害	死亡者	12,728人	6,281人	9,777人	2,521人	338人
		負傷者	148,833人	90,547人	101,294人	45,905人	16,194人
	出火件数		268(538)	127(254)	176(349)	52(107)	7(20)
	り災者数		2,662,962人	1,514,995人	1,900,441人	743,066人	229,628人
	避難所生活者数		813,924人	454,068人	569,129人	217,440人	66,968人
高石市内の被害	市域の震度		6弱～6強	6弱～6強	5弱～5強	4～5弱	5強～6弱
	建物被害	全壊	1,870棟	6,814棟	12棟	0棟	52棟
		半壊	2,577棟	4,036棟	31棟	0棟	130棟
	人的被害	死亡者	11人	214人	0人	0人	0人
		負傷者	867人	638人	8人	0人	33人
	出火件数		1(2)	5(10)	0(0)	0(0)	0(0)
	り災者数		16,203人	41,906人	145人	2人	650人
	避難所生活者数		4,699人	12,153人	43人	1人	189人
	津波	最大津波高	—	—	—	—	—
		津波到達時間	—	—	—	—	—
	ライフライン	停電	4,955軒	13,146軒	0軒	0軒	101軒
		ガス供給停止	25千戸	25千戸	0千戸	0千戸	0千戸
		水道水断	3.2万人	5.4万人	1.6万人	0.0万人	1.6万人
		電話不通	1,316加入者	9,869加入者	73加入者	73加入者	731加入者

（大阪府自然災害総合防災対策検討（地震被害想定）報告書（平成19年3月）より作成）

※出火件数は夕刻発生の地震後1時間の件数（ ）は1日の件数

※り災者、避難生活者数は建物被害・火災・津波浸水によるものの合計

※死者、負傷者数について

大阪府域内被害：建物被害（早朝）・火災（夕刻、超過確率1%風速）・交通被害（朝ラッシュ時）によるものの合計

高石市内の被害：建物被害（夕刻）・火災（夕刻、超過確率1%風速）によるものの合計

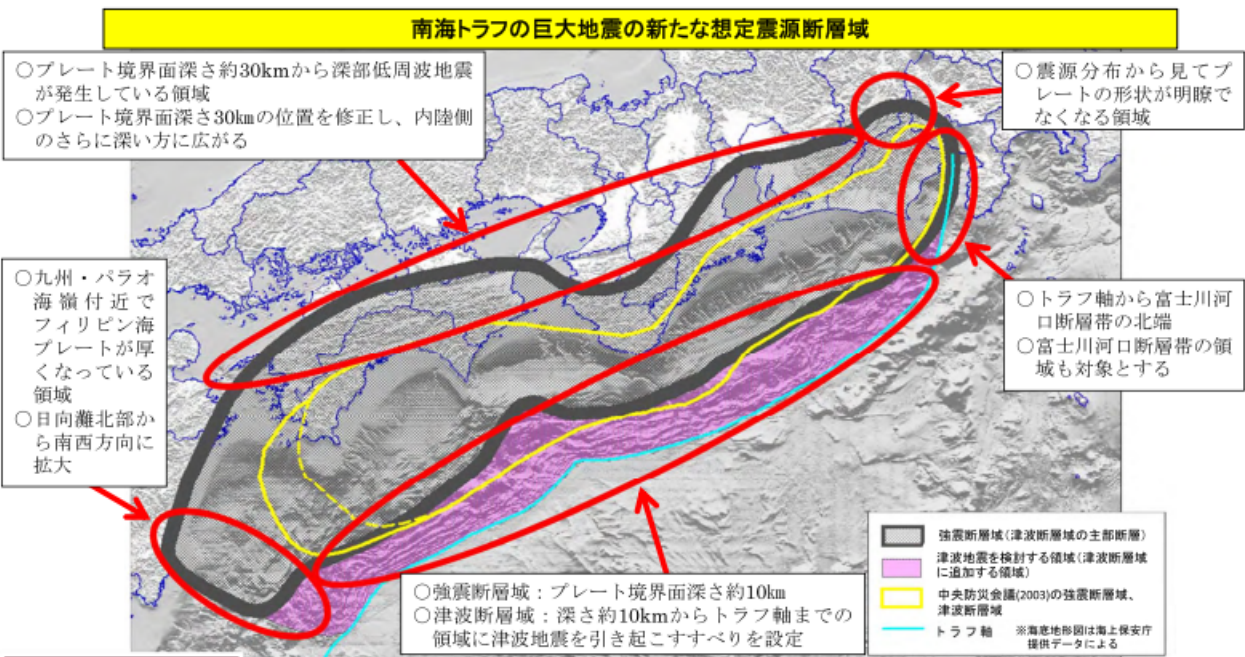
※中央構造線断層帯地震は金剛山地東縁ー和泉山脈南縁の区間の一体活動を想定

2 南海トラフ巨大地震の被害想定

平成25年度には、大阪府防災会議の下に「南海トラフ巨大地震対策」を検討するために設置された「南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会」において、国の中央防災会議が示した南海トラフ巨大地震に係る被害想定や対策を踏まえ、想定外といわれる東北地方太平洋沖地震の発生に鑑み、地震・津波の想定はあらゆる可能性を考慮した最大クラスを想定した。

(1) 想定震源断層域

想定震源断層域は、国の「南海トラフの巨大地震モデル検討会」公表のもの。



地震の規模(確定値)		参考				
	南海トラフの巨大地震(強震断層域)	南海トラフの巨大地震(津波断層域)	2011年東北地方太平洋沖地震	2004年スマトラ島沖地震	2010年チリ中部地震	中央防災会議(2003)強震断層域
面積	約11万km ²	約14万km ²	約10万km ² (約500km×約200km)	約18万km ² (約1200km×約150km)	約6万km ² (約400km×約140km)	約6.1万km ²
モーメントマグニチュード Mw	9.0	9.1	9.0(気象庁)	9.1(Ammon et al., 2005)[9.0(理科年表)]	8.7(Pulido et al., in press)[8.8(理科年表)]	8.7

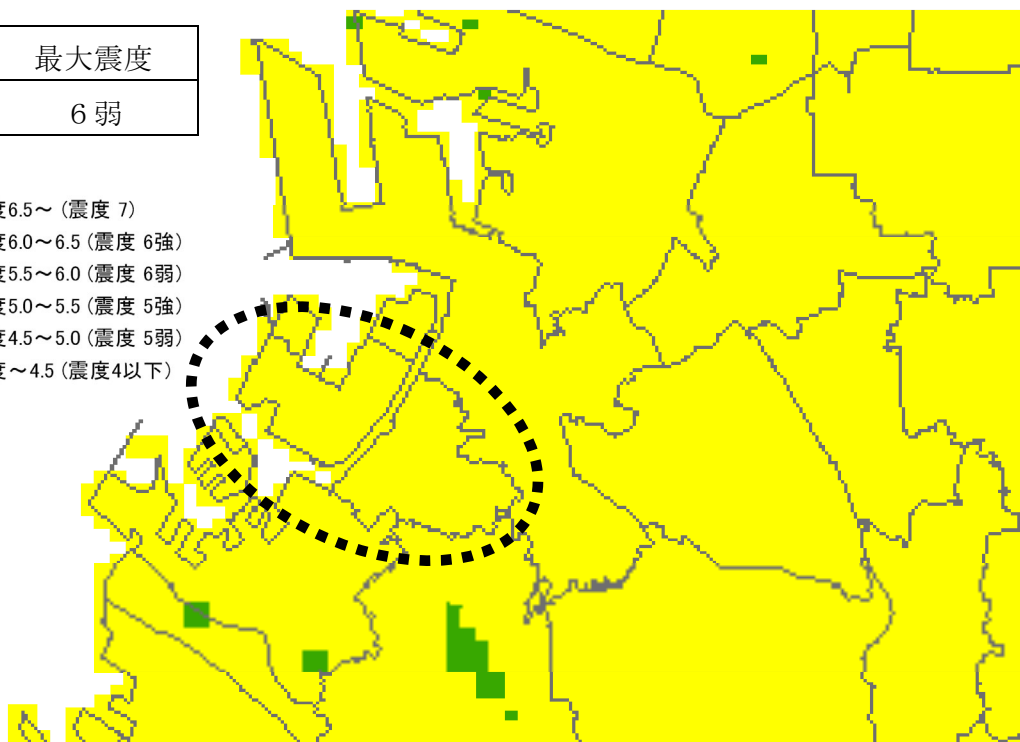
第4節 災害の想定

(2) 最大震度

高石市	最大震度
	6 弱

震度階級

- 計測震度6.5～(震度 7)
- 計測震度6.0～6.5 (震度 6強)
- 計測震度5.5～6.0 (震度 6弱)
- 計測震度5.0～5.5 (震度 5強)
- 計測震度4.5～5.0 (震度 5弱)
- 計測震度～4.5 (震度4以下)

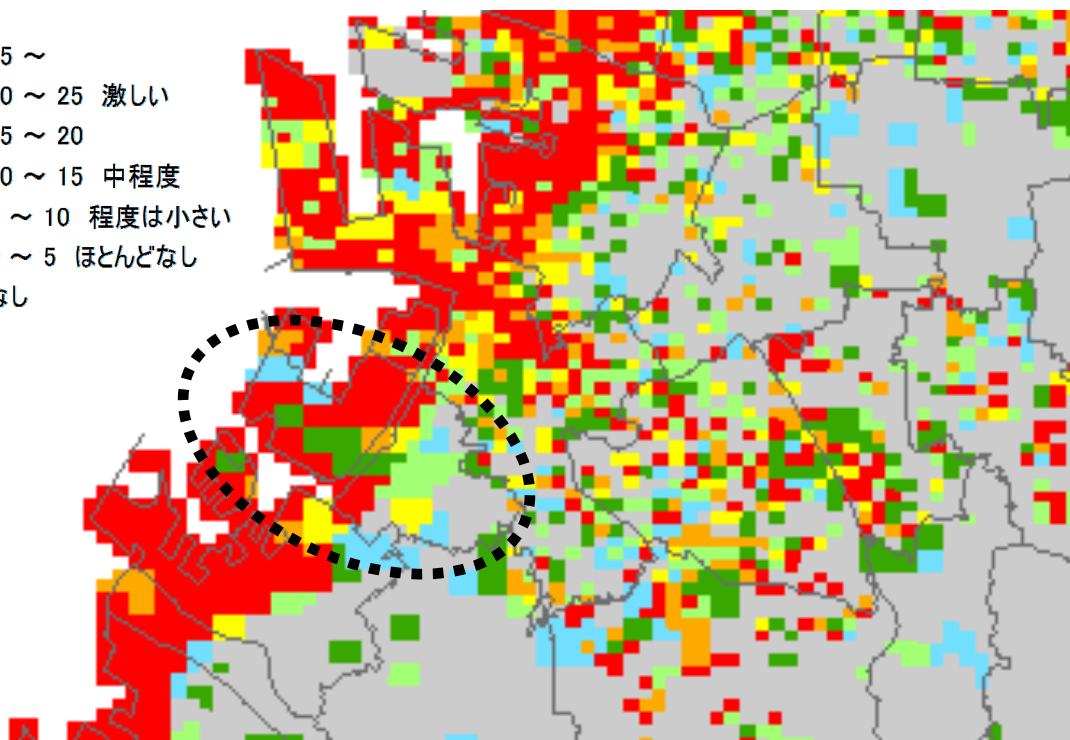


震度分布図 (Mw=9.0) (大阪府公表資料)

(3) 液状化の可能性

PL値

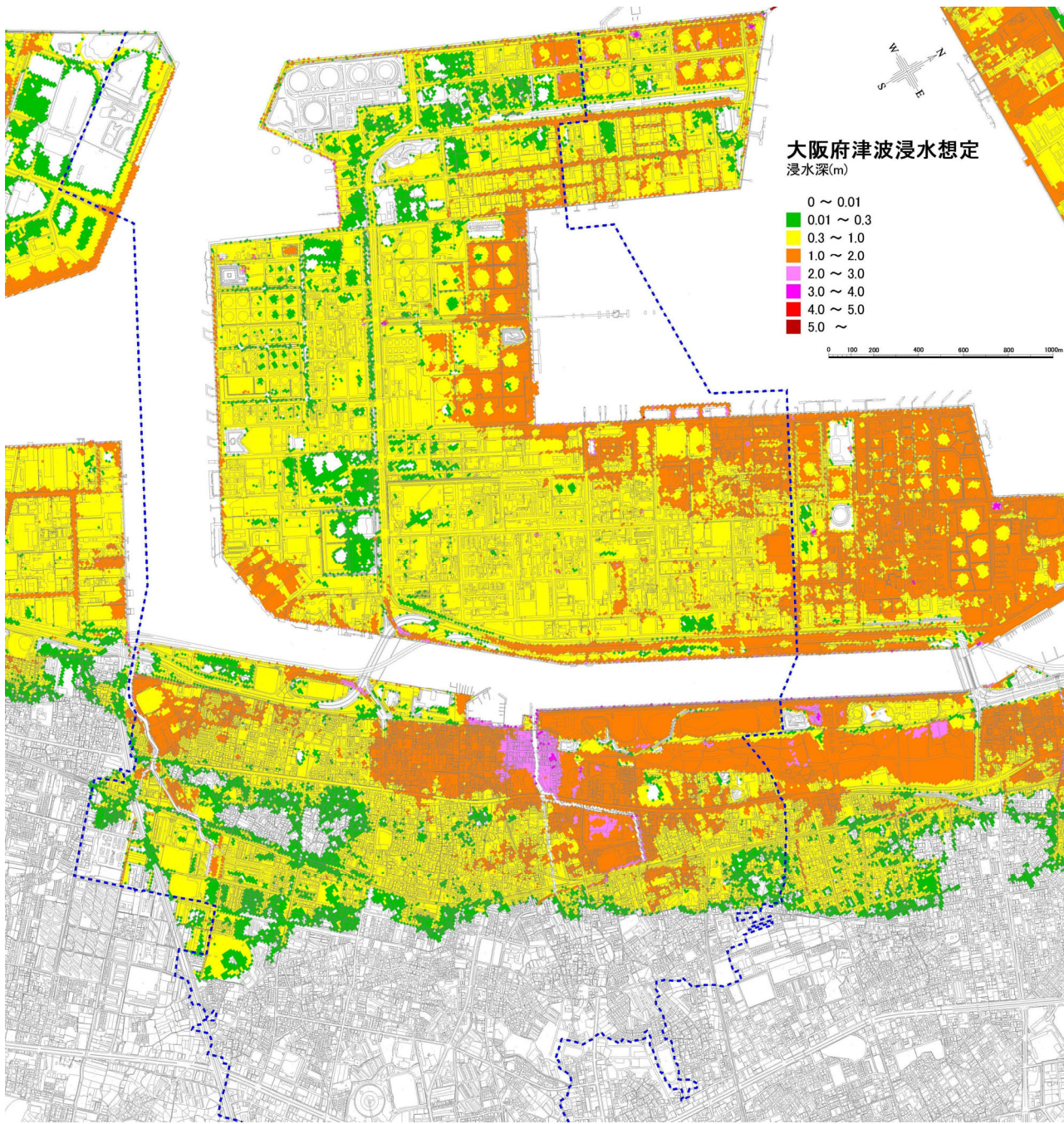
- 25 ～
- 20 ～ 25 激しい
- 15 ～ 20
- 10 ～ 15 中程度
- 5 ～ 10 程度は小さい
- 0 ～ 5 ほとんどなし
- なし



液状化可能性図 (Mw=9.0) (大阪府公表資料)

※ PL 値とは、その地点での液状化発生の可能性を示す指標

(4) 津波浸水想定



【留意事項】

- 「津波浸水想定」は、津波防災地域づくりに関する法律(平成23年法律第123号)第8条第1項に基づいて設定するものです。市町村のハザードマップ策定や津波防災地域づくりを実施するための基礎となるものです。
- 津波浸水想定は、大阪府沿岸に最大クラスの津波をもたらすと想定される津波断層モデルとして、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」が公表した11のモデルから、大阪府域に最も大きな影響を与えと考えられるケース3、4、5、10の4つのモデルを選定しました。これら4ケースごとに、防潮堤の沈下を考慮し、防潮施設の開閉状況に応じた3つのシミュレーション結果を重ね合わせ、悪条件となる場合に想定される浸水域(浸水の区域)と浸水深(水深)を表したものです。したがって、必ずしも同時に発生するものではありません。
- 津波浸水想定は、避難を中心とした津波防災対策を進めるためのものであり、津波による災害の発生範囲を決定するものではありません。また、一定の条件を設定し計算した結果のため、着色されていない区域が必ずしも安全というわけではありません。
- 最大クラスの津波は、現在の科学的知見を基に、過去に実際に発生した津波や今後発生が予想される津波から想定したものであり、千年に一度あるいはそれよりも発生頻度が低いものですが、これよりも大きな津波が発生する可能性が無いものではありません。

第4節 災害の想定

(5) 建物被害

高石市	項目		条件・定義	全壊（棟）	半壊（棟）
	総数			631	7,270
		液状化		193	610
		揺れ		51	844
		津波		464	6,480
		地震火災	冬・18時・1%超過風速	56	—
		急傾斜地		—	—
	参考	建物総数		22,850	

(6) 人的被害

高石市	項目		条件・定義	死者（人）	負傷者（人）
	総数			3	130
	津波	揺れ〔建物倒壊〕		2	70
		（内、屋内収容物移動・転倒・屋内落下物）		(1)	(60)
		早期避難率低		3,007	3,033
		（内、堤防沈下等）		(0)	(0)
		（内、津波）		(0)	(0)
		避難迅速化		0	0
		（内、堤防沈下等）		(0)	(0)
		（内、津波）		(0)	(0)
		地震火災		0	3
		急傾斜地		0	0
		ブロック塀、自動販売機等の転倒、屋外落下物		0	6
参考	夜間人口			59,572	
	昼間人口			54,572	

(7) ライフライン被害

上水道

高石市	給水人口 （人）	断水率（％）					
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	約40日後
	58,756	100％	51.0％	48.6％	45.9％	15.9％	1.2％

下水道

高石市	処理人口 （人）	機能支障率（％）				
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	45,995	27.2％	27.2％	2.5％	1.7％	0.0％

電力

高石市	契約軒数	停電率（％）					早期受電困難 （％）
		被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後	
	25,820	49.0％	42.7％	14.4％	12.6％	0.0％	8.2％

都市ガス

高石市	顧客数	供給停止 戸数	復旧対象 戸数	供給停止率（％）				
				被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	21,275	5,438	0	0.0％	0.0％	0.0％	0.0％	0.0％

注）地震発生時には、都市ガスは自動的に停止する。その際に復旧作業に入るが、基本的に全半壊した建物ではガスを復旧させると火災の原因になるので復旧できない。供給停止戸数とは、復旧不可能な全半壊になった建物のことを指し、復旧対象戸数とは、都市ガスが停止した際に復旧可能な建物のことを指す。供給停止率とは、全戸数に対して復旧が可能な戸数の割合である。

通信（固定電話）

高石市	加入契約者数	復旧対象 契約数	不通契約数（％）				
			被災直後	1日後	4日後	7日後	1ヵ月後
	43,000	39,000	93.0％	46.5％	20.9％	18.6％	7.0％

通信（携帯電話）

高石市	携帯電話 基地局数	通信状況等									
		被災直後		1日後		4日後		7日後		1ヵ月後	
		停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク	停波 基地局率	不通 ランク
	155	87.4％	A	49.0％	B	21.7％	－	20.5％	－	8.0％	－

(8) 交通施設被害

道路

高石市	道路総延長（km）	被害箇所数
	190	15

道路閉塞率

高石市	道路幅員別延長（km）				道路幅員別閉塞率（％）			道路リンク 閉塞率 （％）
	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	13.0m未満 道路延長合計	5.5m以上 13.0m未満	3.0m以上 5.5m未満	3.0m未満	
	34.2	132.7	0.0	166.9	0.8％	2.6％	5.4％	

(9) 生活への影響

避難者数

高石市	1日後			1週間後			1ヵ月後			約40日後		
	避難者数			避難者数			避難者数			避難者数		
	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外	（人）	避難所	避難所外
	34,675	23,087	11,588	10,444	8,092	2,351	11,995	3,598	8,396	4,168	1,250	2,917

第4節 災害の想定

帰宅困難者数

高石市	帰宅困難者数 (人)
	7,906

物資

高石市	飲料水 (ℓ)				食糧 (食)				毛布 (枚)		
	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量		不足量 (7日間)	備蓄量	必要量	不足量 (7日間)
		1日～3日間	4日～7日間			1日～3日間	4日～7日間				
	105,366	443,075	337,803	675,512	31,181	374,495	150,388	493,701	4,918	8,335	3,417

医療機能

冬18時

高石市	転院患者数 (人)	医療対応不足数 (人)
	29	3,115

(10) 災害廃棄物

災害廃棄物等

冬18時

高石市	災害廃棄物発生量 (万t)						津波堆積物発生量 (万t)	
	計	揺れ	液状化	津波	急傾斜	火災	最小値 (堆積高2.5cm)	最大値 (堆積高4.0cm)
							22.1	35.4
	6.9	0.6	2.1	3.6	0.1	0.6		

(11) その他

エレベータ内閉じ込め

高石市	エレベータ設置台数	エレベータ停止台数
	240	60

出典：(1)～(4) 第3回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

(5)～(6) 第4回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

(7)～(11) 第5回 南海トラフ巨大地震災害対策等検討部会 資料

第3 主要活断層帯及び海溝型地震の長期評価の概要

文部科学省地震調査研究推進本部地震調査委員会では、主要な活断層や海溝型地震の活動間隔、次の地震の発生可能性〔場所、規模（マグニチュード）及び発生確率〕等の評価し、随時公表している。

1 活断層の長期評価の概要

主要活断層帯の長期評価の概要（算定基準日 令和2年（2020年）1月1日）

断層帯名 (起震断層/活動区)	長期評価で 予想した 地震規模 (マグニチュード)	我が国の主な 活断層における 相対的評価※)	地震発生確率			平均活動間隔
			30年 以内	50年 以内	100年 以内	最新活動時期
中央構造線断層帯 (金剛山地東縁区間)	6.8程度	Zランク	ほぼ0%	ほぼ0%	ほぼ0%	約6,000年- 7,600年 1世紀以後-3 世紀以前
中央構造線断層帯 (五条谷区間)	7.3程度	Xランク	不明	不明	不明	不明 約2200年前以 後-7世紀以前
上町断層帯	7.5程度	S*ランク	2%~3%	3%~5%	6%~10%	8000年程度 約28000年前 -9000年前
生駒断層帯	7.0~7.5程度	Aランク	ほぼ0% ~0.2%	ほぼ0% ~0.3%	ほぼ0% ~0.6%	3000年 -6000年 400年頃以後- 1000年頃以前
有馬-高槻断層帯	7.5程度 (7.5±0.5)	Zランク	ほぼ0% ~0.04%	ほぼ0% ~0.08%	ほぼ0% ~0.4%	1000年 -2000年程度 1596年慶長伏 見地震
大阪湾断層帯	7.5程度	Zランク	0.004%以 下	0.008%以 下	0.02%以 下	約3,000年 -7,000年 9世紀以後

※) 活断層における今後30年以内の地震発生確率が3%以上を「Sランク」、0.1~3%を「Aランク」、0.1%未満を「Zランク」、不明（すぐに地震が起きることが否定できない）を「Xランク」と表記している。地震後経過率（注2）が0.7以上である活断層については、ランクに「*」を付記している。

2 海溝型地震の長期評価の概要

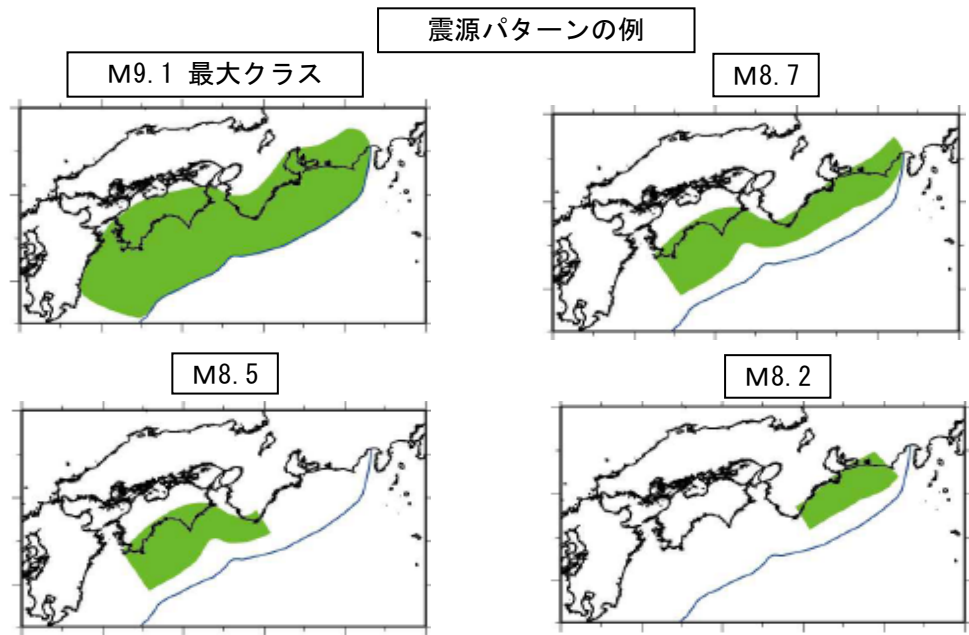
調査研究が進むにつれ、従来考えられてきたような、「南海トラフで発生する地震は 100～200 年に 1 回、ほぼ同じ領域で同様の規模で繰り返し発生する」という固有地震モデルが必ずしも成立しているとは限らないことが分かってきた。

本評価では、南海トラフをこれまでのような南海・東南海領域という区分をせず、南海トラフ全体を一つの領域として考え、この領域では大局的に 100～200 年で繰り返し地震が起きていると仮定して、地震発生の可能性を評価している。

海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日 令和2年（2020年）1月1日）

領域または地震名	長期評価で予想した地震規模（マグニチュード）	地震発生確率			地震後経過率（注）	平均発生間隔
		10年以内	30年以内	50年以内		最新発生時期 （下段：ポアソン過程を適用したものを除く。）
南海トラフ	M8～M9クラス	30%程度	70%～80%	90%程度 若しくはそれ以上	0.84	（次回までの標準的な値 88.2 年）
						74.0 年前

注）地震後経過率：最新発生時期から評価時点までの経過時間を、平均発生間隔で割った値。
最新の地震発生時期から評価時点までの経過時間が、平均発生間隔に達すると 1.0 となる。



（出典：南海トラフの地震活動の長期評価（第二版）概要資料 地震調査研究推進本部）

第4 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

東南海・南海地震による災害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、平成14年7月

に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法が制定され、平成15年12月17日に、本市は大阪府下37市町村（平成17年4月現在は36市町村）とともに、東南海・南海地震防災対策推進地域に指定された。

平成25年の一部改正により、対象地震が東南海・南海地震から南海トラフ地震に拡大されるとともに、名称も「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に改められ、平成26年3月28日の中央防災会議において、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震災害が生ずるおそれがあるため、地震防災対策を推進する必要がある地域として、本市は内閣総理大臣により「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定された。

「地方防災会議等は地域防災計画において、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項、国、地方公共団体その他の関係者の連携協力の確保に関する事項等を定める（推進計画）とともに、津波避難対策施設整備の目標及び達成期間を定めるよう努め、市町村防災会議はこれらの事項に加え、津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項を定めることができる」とされている。

第5 風水害等の想定

1 各河川等のはん濫による浸水被害

本市においては、大雨による河川、水路のはん濫による浸水被害が想定される。

はん濫した場合に地域に対する影響が大きい大阪府管理河川の芦田川及び王子川については、洪水リスクとして、大阪府により様々な降雨により河川はん濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深が公表されている。また、大阪府では芦田川は水防法に基づく水位周知河川として、芦田川水系芦田川・芦田川分水路洪水浸水想定区域図（想定最大規模、計画規模、浸水継続時間、家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸侵食））※¹が令和2年3月25日に指定・公表されている。さらに、上記河川がはん濫するような大雨の場合には、既にその他河川、水路もはん濫していると想定される。

隣接する堺市域を流下する石津川水系や泉大津市域を流下する大津川水系についても洪水浸水想定区域が指定・公表されており、想定最大規模の降雨（概ね1,000年に1度以上の確率規模の降雨）が生じた場合には、市域の一部が浸水すると想定されている。

河川水系名	浸水被害の範囲の想定	洪水予報河川又は水位周知河川の指定※ ¹
芦田川水系	浸水想定区域 （大阪府指定・公表）	水位周知河川（大阪府指定）
王子川水系	浸水想定区域 （大阪府公表）	—
石津川水系 （堺市域を流下）	浸水想定区域 （大阪府指定・公表）	水位周知河川（大阪府指定）

河川水系名	浸水被害の範囲の想定	洪水予報河川又は水位周知河川の指定※ ¹
大津川水系 (泉大津市域を流下)	浸水想定区域 (大阪府指定・公表)	洪水予報河川 (大阪府指定)
その他の河川、水路	—	—

※1 洪水予報河川又は水位周知河川の指定については「災害予防対策第1章第4節第5 水害減災対策」参照

2 高潮による浸水被害

本市においては、大規模な台風等により高潮による浸水被害が想定される。

大阪府では、大阪湾沿岸（大阪府区間）において、水防法の規定により定められた想定し得る最大規模の高潮による氾濫が海岸や河川から発生した場合に、浸水が想定される区域を「高潮浸水想定区域」として指定し公表されている。

第6 事故等災害

地震、風水害の自然災害の他、海上災害、市街地災害、危険物等災害、交通災害等、重大事故発生の可能性は皆無ではない。こうした災害をも想定し、的確に対応する計画として策定する。

第7 地震、津波その他の異常な自然現象により想定される災害（大阪府石油コンビナート等防災計画）

■堺泉北臨海地区の想定災害

○短周期地震動により危険物タンク、危険物製造所、石油タンカー棧橋、危険物配管設備で流出火災、高圧ガスタンク、高圧ガス製造設備、発電設備、LPG・LNGタンカー棧橋、高圧ガス導管設備で流出火災・爆発が発生するおそれがある。また、高圧ガスタンクや毒劇物液体タンクからの流出により毒性ガス拡散が発生するおそれがある。

○高圧ガスタンク等の爆発等の影響が一般地域に及び被害が発生する可能性がある。

○高圧ガスタンク（可燃性）でBLEVE及びファイヤーボールが発生したと仮定した場合、4.5kW/m²の放射熱が浜寺水路付近の海岸線から最も遠いところで約3kmの地点に、2.1kPaの爆風圧が同様に約1.5kmの地点に到達する可能性がある。

○津波浸水深は最大約2mで、津波により小型の危険物タンクが移動する可能性があり、油類が最大0.5万kL流出するおそれがある。また、長周期地震動により大型の危険物タンクにスロッシングによる溢流が発生し、油類が最大1.2万kL流出するおそれがある。流出した油類が着火した場合、陸上・海上火災等の災害が発生する可能性がある。

○大規模な燃料、エネルギー等供給施設が集積しており、これら施設が損傷することで機能確保に影響がでる可能性がある。

○代表3断面で検証したところ、地震による地盤の液状化に伴い、側方流動現象が発生し、護岸やその背後地盤が、水平方向で最大1.9m程度（海側）、鉛直方向で最大1.1m程度（沈下）の変位が生じるおそれがある結果となった。側方流動が発生した場合、護岸及び背後地盤にある配管、防油堤等の施設に影響が及び、油類やガス等が流出するおそれがある。着火した場合、陸上・海上火災、爆発等の災害が発生する可能性がある。

評価対象	災害分類	想定災害（最大）	
危険物タンク	短周期地震動	第1段階	■防油堤内の流出による火災
		低頻度大規模	■防油堤外の流出による火災
	長周期地震動（スロッシング）	■大容量の浮き屋根式タンクから危険物が最大約1.2万kL溢流し、仕切堤、防油堤内に流出。（引火点の低い第1石油類が85%）、防油堤から流出し陸上・海上火災が発生するおそれあり。	
	津波	■中小規模のタンクが移動し危険物が最大約0.5万kL流出。（引火点の低い第1石油類が約17%）陸上・海上火災が発生するおそれあり。	
高压ガスタンク	短周期地震動	第1段階	■全量流出（短時間）による火災・爆発 ■大量流出（短時間）による毒性ガス拡散
	短周期地震動 又は津波	低頻度大規模	■全量流出（短時間）による毒性ガス拡散 ■BLEVE及びファイヤーボールの発生 放射熱、爆風圧ともに一般地域に及ぶおそれあり
高压ガス製造設備	短周期地震動	第1段階	■小量流出による火災・爆発 ■小量流出による毒性ガス拡散
		第2段階	■ユニット内の全量流出（短時間）による火災・爆発 ■ユニット内の全量流出（短時間）による毒性ガス拡散
		低頻度大規模	■大量流出（短時間）による爆発 ■大量流出（短時間）による毒性ガス拡散
毒劇物液体タンク	短周期地震動	第1段階	■全量流出（長時間）による毒性ガス拡散
		低頻度大規模	■全量流出（短時間）による毒性ガス拡散
危険物製造所	短周期地震動	第2段階	■ユニット内の全量流出（短時間）による火災
		低頻度大規模	■大量流出（短時間）による火災
発電設備	短周期地震動	第2段階	■ユニット内の全量流出（短時間）による火災・爆発
		低頻度大規模	■大量流出（短時間）による火災・爆発・フラッシュ火災
石油タンカー棧橋	短周期地震動	第2段階	■大量流出・流出油拡散・火災
LPG・LNG タンカー棧橋	短周期地震動	第1段階	■大量流出による火災・爆発
危険物配管設備	短周期地震動	第2段階	■大量流出による火災
高压ガス導管設備	短周期地震動	第1段階	■小量流出による火災・爆発
		低頻度大規模	■大量流出による火災・爆発

第5節 防災関係機関の業務大綱

防災関係機関は、平常時から災害の未然防止と被害の軽減を図るため、相互に連携・協力しながら、次に掲げる事務又は業務について総合的かつ計画的に実施し、災害に対する危機管理機能の向上に努めなければならない。

第1 高石市

1 政策推進部

- ☐ 災害広報・公聴に関する事
- ☐ 報道機関との連絡に関する事
- ☐ 避難勧告等の伝達等緊急広報に関する事
- ☐ 自治会等への協力要請に関する事
- ☐ 市民からの相談に関する事
- ☐ 復興に係る市政の総合企画及び調整に関する事
- ☐ 災害対策関係予算その他財務に関する事
- ☐ 被災家屋調査に関する事
- ☐ 人的被害状況の調査、報告に関する事
- ☐ 災害に伴う税の減免に関する事
- ☐ り災証明の発行に関する事
- ☐ 商工業者の被害調査、復旧対策に関する事
- ☐ 被災商工業者に対する融資等の対策に関する事
- ☐ 耕地の被害調査に関する事
- ☐ 漁港施設対策に関する事
- ☐ 漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に関する事
- ☐ 被災農、漁業者に対する災害融資に関する事

2 総務部

- ☐ 市の防災対策の総合調整に関する事
- ☐ 防災会議に係る事務に関する事
- ☐ 災害対策本部等防災対策組織の整備に関する事
- ☐ 防災に係る訓練、教育に関する事
- ☐ 他都市及び防災関係機関等との連携及び応援体制の整備に関する事
- ☐ 応急仮設住宅の事前準備に関する事
- ☐ 自主防災組織体制の整備に関する事
- ☐ 市民の防災活動の啓発、指導に関する事
- ☐ 防災行政無線の整備等に関する事

- ☐ 被害情報の収集・伝達に関すること
- ☐ 災害救助法に関すること
- ☐ 避難収容に関すること
- ☐ 災害時の緊急物資（生活必需物資）の調達、斡旋に関すること
- ☐ 災害用物資・資機材の備蓄及び調達に関すること
- ☐ 救助物資等の緊急輸送に関すること
- ☐ 他市町村との相互応援に関すること
- ☐ 自衛隊との連絡、調整に関すること
- ☐ 災害記録に関すること
- ☐ 大阪府に対する緊急要望に関すること
- ☐ 車両の調達計画に関すること
- ☐ 庁舎等の防災に関すること
- ☐ 国・大阪府との連絡に関すること
- ☐ 災害時における職員の服務等に関すること
- ☐ 職員参集状況の把握に関すること
- ☐ 避難者の誘導及び収容に関すること
- ☐ 指定避難所の開設、管理及び運営指導に関すること
- ☐ 避難者の把握及び報告に関すること
- ☐ 災害時の遺体の処置及び火葬に関すること
- ☐ 災害時における廃棄物の処理に関すること
- ☐ 防疫に関すること

3 保健福祉部

- ☐ 避難者に対する応急食糧に関すること
- ☐ 災害応急物資、救援物資等の調達供給に関すること
- ☐ 義援金品に関すること
- ☐ 見舞金の交付に関すること
- ☐ 災害時のボランティアに関すること
- ☐ 所管福祉施設の避難計画に関すること
- ☐ 避難行動要支援者対策に関すること
- ☐ 災害時医療体制の整備に関すること
- ☐ 医療救護活動に関すること
- ☐ 医師会、保健所、医療機関との連絡、応援要請等に関すること
- ☐ 医療資器材及び薬剤の調達及び備蓄に関すること
- ☐ 医療機関の被害状況の調査、報告に関すること
- ☐ 災害時における保健衛生に関すること

4 土木部

- ☐ 建築物の耐震化に関すること

第1編
総則

第2編
防災策
災害予

第3編
害応急対策
地震災害

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属2
震防対策推進計画
南海トラフ地

資
料

編

- ☐ 木造密集市街地等の整備促進に関すること
- ☐ 建築物の二次災害の防止に関すること
- ☐ 応急危険度判定に関すること
- ☐ 市有建物の応急修理及び緊急措置の準備に関すること
- ☐ 緊急時における関係業者等への協力依頼に関すること
- ☐ 被災住宅の応急修理に関すること
- ☐ 応急仮設住宅に関すること
- ☐ 住宅相談に関すること
- ☐ 水防団に関すること
- ☐ 水防資機材の整備、備蓄に関すること
- ☐ 水防活動（津波対策を含む）の実施に関すること
- ☐ 道路の整備に関すること
- ☐ 道路交通の確保に関すること
- ☐ 道路、橋りょうに関する被害状況調査、報告に関すること
- ☐ 公園の整備に関すること
- ☐ 公園被害状況の調査、報告に関すること
- ☐ 河川に関する被害状況調査、報告に関すること
- ☐ 水道用水の供給確保に関すること
- ☐ 水道施設の耐震化等に関すること
- ☐ 水道施設の被害状況の調査報告に関すること
- ☐ 水道の広域応援の要請に関すること
- ☐ 水道施設の災害復旧事業計画に関すること
- ☐ 応急給水及び応急復旧に関すること
- ☐ 住宅復興計画の策定・推進に関すること
- ☐ 下水道施設の整備に関すること
- ☐ 下水道施設における被害調査及び応急復旧対策に関すること

5 教育委員会事務局（教育部）

- ☐ 防災教育に関すること
- ☐ 災害時の応急教育に関すること
- ☐ 園児、児童及び生徒の避難、誘導に関すること
- ☐ 文教施設の被害調査、報告に関すること
- ☐ 被災児童及び生徒の就学援助に関すること
- ☐ 被災園児、児童及び生徒の救護に関すること
- ☐ 指定避難所の開設等に対する協力に関すること
- ☐ 文化財の応急対策に関すること

6 議会事務局

- ☐ 市議会議員との連絡調整に関すること

- ☐ 高石市議会災害対策会議に関すること
- ☐ 他部の応援に関すること
- ☐ 本部長の特命に関すること

7 行政委員会等（選管、監査、公平、農委、固定）

- ☐ 他部の応援に関すること
- ☐ 本部長の特命に関すること

第2 堺市消防局

- ☐ 災害情報の収集に関すること
- ☐ 消防、水防その他の災害応急措置及び災害拡大の防止措置に関すること
- ☐ 消火、救助、救急、救護活動に関すること

第3 大阪府

1 泉北地域防災監

- ☐ 災害予防、災害応急対策等に関し、市が処理する事務又は業務の大阪府との連絡調整等に関すること

2 鳳土木事務所

- ☐ 大阪府所管公共土木施設の防災対策、災害応急対策、復旧対策、水防時の水防管理者等への情報伝達、被災状況の把握に関すること
- ☐ 水防警報及び水位到達情報の伝達並びに水防活動に関すること

3 大阪港湾局

- ☐ 大阪府域（兵庫県境～和歌山県境）の港湾施設及び海岸保全施設等の防災及び復旧に関すること
- ☐ 救援船舶の受入れ、救援物資の海上輸送の協力に関すること
- ☐ 海務関係官庁との連絡調整に関すること
- ☐ 在港船舶の対策に関すること
- ☐ 海上の流木処理、流出油の防除措置に関すること
- ☐ 津波・高潮対策に関すること
- ☐ 海岸水防警報、高潮氾濫危険情報等の伝達並びに水防活動に関すること
- ☐ 本部長の特命事項に関すること

4 和泉保健所

- ☐ 災害時における保健衛生活動、医療救護活動に関すること
- ☐ 大阪府災害対策本部、大阪府保健医療調整本部が設置された場合の保健所保健医療調整

本部の設置に関すること

5 大阪府泉州農と緑の総合事務所

- ☐ 農地、ため池に関する水防対策に関すること

第4 大阪府高石警察署

- ☐ 災害情報の収集、伝達及び被害実態の把握に関すること
- ☐ 被災者の救出救助及び避難指示（緊急）に関すること
- ☐ 交通規制・管制に関すること
- ☐ 広域応援の要請・受入れに関すること
- ☐ 遺体の検視（調査）等の措置に関すること
- ☐ 犯罪の予防・取締り・その他治安の維持に関すること
- ☐ 災害資機材の整備に関すること

第5 自衛隊（陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊））

- ☐ 地域防災計画にかかる訓練の参加協力に関すること
- ☐ 災害派遣に関すること

第6 指定地方行政機関

1 近畿農政局（大阪府拠点）

- ☐ 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給についての連絡に関すること

2 堺海上保安署

- ☐ 海上災害に関する防災訓練及び啓発指導に関すること
- ☐ 流出油防除資機材の備蓄及び流出油防除組織の育成指導に関すること
- ☐ 避難の援助及び勧告並びに警報等の伝達に関すること
- ☐ 危険物積載船舶等の災害予防対策に関すること
- ☐ 海難救助体制の整備に関すること
- ☐ 海上交通の制限に関すること
- ☐ 海難の救助及び危険物等の海上流出対策に関すること
- ☐ 人員及び救助物資の緊急海上輸送に関すること
- ☐ 海上交通の安全の確保及び海上の治安の維持に関すること
- ☐ 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援に関すること

3 大阪管区気象台

- ☐ 観測施設等の整備に関すること
- ☐ 防災知識の普及啓発に関すること
- ☐ 災害に係る気象・地象・水象等に関する情報、予報及び警報の発表及び伝達に関すること
- ☐ 災害の発生が予想されるときや、災害発生時において、市に対して気象状況の推移やその予想の解説等に関すること
- ☐ 市が行う防災対策に関する技術的な支援・助言に関すること

4 泉大津労働基準監督署

- ☐ 災害時における事業場施設の被災状況の収集に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における労働災害防止についての事業場等への監督指導に関すること
- ☐ 災害時の応急工事等における二次災害防止措置をはじめとした労働災害防止のための自主的安全管理運動の促進に関すること
- ☐ 労働者の災害補償に関すること

5 近畿地方整備局

- ☐ 国管理の公共土木施設の整備及び防災対策に関すること
- ☐ 応急復旧資機材の整備及び備蓄に関すること
- ☐ 指定河川の洪水予報及び水防警報の発表及び伝達に関すること
- ☐ 国管理の公共土木施設の応急点検体制の整備に関すること
- ☐ 災害時の道路通行禁止と制限及び道路交通の確保に関すること
- ☐ 国管理の公共土木施設の二次災害の防止に関すること
- ☐ 国管理の公共土木施設の復旧に関すること
- ☐ 災害時における技術者、防災ヘリ、各災害対策車両等による支援に関すること
- ☐ 港湾、港湾区域内における災害対策の技術指導に関すること
- ☐ 緊急物資及び人員輸送活動に関すること
- ☐ 海上の流出油に対する防除措置に関すること
- ☐ 港湾、海岸保全施設等の応急復旧工法の指導に関すること
- ☐ 港湾、海岸保全施設等の復旧事業の推進に関すること
- ☐ 空港に関する直轄土木施設の復旧事業の推進に関すること
- ☐ 緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施に関すること（緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）による緊急対応）

第7 指定公共機関

1 日本郵便株式会社

- ☐ 災害時における郵便業務及び窓口業務の確保に関すること
- ☐ 災害時に備えた郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること

第1編
総則

第2編
防災
災害予

第3編
災害
応急対策
地震

第4編
災害
応急対策
風水害

第5編
災害
応急対策
事故等

第6編
復興
災害
復興

附属1
東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震の警戒宣言に伴う対応

資料
編

- ☐ 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること

2 西日本電信電話株式会社（大阪支店）、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社（関西営業支店）、ソフトバンクテレコム株式会社、株式会社NTTドコモ関西、KDDI株式会社（関西総支社）及びソフトバンクモバイル株式会社（以下「西日本電信電話株式会社等」という。）

- ☐ 電気通信設備の整備と防災管理に関すること
- ☐ 応急復旧用通信施設の整備に関すること
- ☐ 津波警報、気象警報の伝達に関すること
- ☐ 災害時における重要通信確保に関すること
- ☐ 災害関係電報・電話料金の減免に関すること
- ☐ 被災電気通信設備の災害復旧事業の推進に関すること
- ☐ 「災害用伝言板サービス」の提供に関すること

3 日本赤十字社（大阪府支部）

- ☐ 災害医療体制の整備に関すること
- ☐ 被災者等へのこころのケア活動の実施に関すること
- ☐ 災害救護用医薬品並びに血液製剤等の供給に関すること
- ☐ 災害時における医療助産等救護活動の実施に関すること
- ☐ 義援金品の募集、配分等の協力に関すること
- ☐ 指定避難所奉仕、ボランティアの受入れ・活動の調整に関すること
- ☐ 救援物資の備蓄に関すること

4 阪神高速道路株式会社

- ☐ 管理道路の整備と防災管理に関すること
- ☐ 道路施設の応急点検体制の整備に関すること
- ☐ 災害時における通行の禁止又は制限及び輸送路としての機能の確保に関すること
- ☐ 被災道路の復旧事業の推進に関すること

5 西日本旅客鉄道株式会社（鳳駅）

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関すること
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関すること
- ☐ 災害時における緊急輸送体制の整備に関すること
- ☐ 災害時における鉄道車両等による救援物資、避難者等の緊急輸送に関すること
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関すること
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関すること

6 大阪ガス株式会社（南部導管部）

- ☐ ガス施設の整備と防災管理に関すること
- ☐ 災害時におけるガスによる二次災害防止に関すること

- ☐ 災害時におけるガスの供給確保に関する事
- ☐ 被災ガス施設の復旧事業の推進に関する事

7 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

- ☐ 電力施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ 災害時における電力の供給確保体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における電力の供給確保に関する事
- ☐ 被災電力施設の復旧事業の推進に関する事

8 日本放送協会（大阪拠点放送局）

- ☐ 防災知識の普及等に関する事
- ☐ 災害時における放送の確保対策に関する事
- ☐ 緊急放送・広報体制の整備に関する事
- ☐ 気象予警報等の放送周知に関する事
- ☐ 指定避難所等への受信機の貸与に関する事
- ☐ 社会奉仕事業団等による義援金品の募集・配分等の協力に関する事
- ☐ 災害時における広報に関する事
- ☐ 災害時における放送の確保に関する事
- ☐ 災害時における安否情報の提供に関する事

第8 指定地方公共機関

1 南海電気鉄道株式会社（泉大津駅）

- ☐ 鉄道施設の防災管理に関する事
- ☐ 輸送施設の整備等安全輸送の確保に関する事
- ☐ 災害時における緊急輸送体制の整備に関する事
- ☐ 災害時における鉄道通信施設の利用に関する事
- ☐ 被災鉄道施設の復旧事業の推進に関する事

2 光明池土地改良区

- ☐ ため池、水門、水路の防排除施設の整備と防災管理に関する事
- ☐ ため池の治水活用に関する事
- ☐ 農地及び農業用施設の被害調査に関する事
- ☐ 湛水防除活動に関する事
- ☐ 被災農地、農業用施設の復旧事業の推進に関する事

第1編 総則	
第2編 防災策	
災害予	
第3編 害応急対策	地震
第4編 災害応急対策	風水害
第5編 災害応急対策	事故等
第6編 旧・復興対策	災害復
附属1 警戒宣言に伴う対応	東海地震の
附属2 震防対策推進計画	南海トラフ地
資	
料	
編	

第9 泉北環境整備施設組合

- ☐ 災害時におけるごみの処理に関すること
- ☐ 災害時におけるし尿の処理に関すること

第10 高石市社会福祉協議会

- ☐ 災害時におけるボランティアの受入れ・派遣・調整に関すること
- ☐ 災害時におけるボランティア活動に必要な情報の収集・提供に関すること
- ☐ 被災生活困窮者に対する生活福祉資金の融資に関すること
- ☐ 義援金品の取り扱いに関すること

第11 公共的団体その他防災上重要な機関及び施設の管理者

高石市医師会・歯科医師会・薬剤師会、農・漁業協同組合、商工会議所等の産業経済団体の社会福祉事業団体、自治会、自主防災組織等の地域住民組織、大量の危険物を貯蔵及び取り扱う事業所、その他公共的活動を営むものは、市の行う防災活動に対して公共的業務に応じて協力する。

第6節 市民、事業所の基本的責務

災害による被害を最小限にとどめるためには、公助に加え、自分の命は自分で守る「自助」と、共に助け合い自分たちの地域を守る「共助」による防災活動を推進し、社会全体で防災意識を醸成させていくことが重要である。

第1 市民

市民は、自助、共助の理念のもと、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの安全は自ら守ることが防災の基本である。市民はこのことを自覚し、防災関係機関及び地域が行う防災活動との連携・協力、過去の災害から得られた教訓の伝承などによって災害による被害を軽減し、被害の拡大を防止に努める。

1 平常時の実践事項

- (1) 防災知識を習得すること。
- (2) 家屋、ブロック塀等の耐震性向上・適正管理及び家具の転倒防止の対策をすること。
- (3) ガス器具などの安全点検をすること。
- (4) 地域の地形や危険場所、避難場所、避難路の確認をすること。
- (5) 家族との安否確認方法を確認すること。
- (6) 飲料水、食糧及び生活必需品の備蓄をすること（最低3日分、できれば1週間分）。
- (7) 災害時に必要な情報の入手方法を確認すること。
- (8) 自主防災組織など地域の防災活動（防災訓練や防災講習等）へ積極的に参加すること。
- (9) 過去の災害から得られた教訓を伝承すること。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 指定避難所の自主的運営をすること。
- (2) 正確な情報の把握及び伝達をすること。
- (3) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (4) 近隣の負傷者の救出及び救護をすること。
- (5) 避難行動要支援者への支援をすること。
- (6) 適切な避難をすること。
- (7) 防災関係機関が行う防災活動との連携及び協力をすること。

第2 事業所

事業者は、自助、共助の理念のもと、自らが災害時に果たす役割を十分に認識し、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP：Business Continuity Plan、以下「BC

「P」という。)を策定し、企業防災を推進するとともに、地域の防災活動等に協力・参画するよう努めなければならない。また、災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するよう努めなければならない。

1 平常時の実践事項

- (1) 従業員や利用者等の安全を確保するなど防災体制を整備すること。
- (2) 建築物等の耐震性向上・適正管理を実施すること。
- (3) 施設及び設備等の安全管理をすること。
- (4) 防災訓練を実施すること。
- (5) 従業員への防災知識を普及させること。
- (6) 地域の地形、危険場所等を確認すること。
- (7) 保有する防災資機材を地域の防災活動に活用するなど、地域の防災活動への参加及び協力をすること。
- (8) 防災資機材を備蓄すること。
- (9) 飲料水、食糧及び生活必需品を備蓄すること（最低3日分）。
- (10) 災害時に重要業務を継続するためのBCPを策定するよう努めること。
- (11) 災害応急対策又は災害復旧に必要な物資若しくは資材又は役務の供給又は提供を業とする者は、災害時においてもこれらの事業活動を継続的に実施するとともに、当該事業活動に関し、国又は地方公共団体が実施する防災に関する施策に協力するように努めなければならない。

2 災害時に実践に努める事項

- (1) 正確な情報を把握し伝達すること。
- (2) 出火の防止措置及び初期消火をすること。
- (3) 従業員や利用者等の避難誘導をすること。
- (4) 従業員のみならず、市民の負傷者の救出及び救護をすること。
- (5) 出勤及び帰宅困難者への対応に関すること。（テレワークの実施・時差出勤・計画的休業等、発災時の不要不急の外出・移動の抑制、出勤及び帰宅困難者の一時的な受入れへの協力、外部の帰宅困難者用の生活必需品等の備蓄、災害時に必要な情報の入手・伝達方法の確認）
- (6) 地域防災活動への協力等を行うこと。（地域の防災活動等への積極的な協力・参画、初期消火や救出救護活動への協力、市、府、国が実施する防災・減災対策への協力）

第3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携

市民及び事業者は、NPO・ボランティア等多様な機関と連携・協力して、防災訓練や防災講習等を実施することで、災害時の支援体制を構築し、地域防災の担い手を確保するとともに、

避難行動要支援者の安否確認や自主的な指定避難所運営等の災害対応を円滑に行えるよう努めなければならない。

第 1 編 総 則
第 2 編 防 災 策
第 3 編 地 震 災 害 応 急 対 策
第 4 編 風 水 害 災 害 応 急 対 策
第 5 編 事 故 等 災 害 応 急 対 策
第 6 編 災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策
附 属 1 東 海 地 震 の 警 戒 言 語 に 対 応
附 属 2 南 海 下 っ 地 の 震 災 対 策 推 進 計 画
資 料 編

第 7 節 計画の修正

高石市防災会議は、災害対策基本法第42条第 1 項の規定に基づき、社会情勢の変化等を踏まえ常に実情に沿ったものとするため、高石市地域防災計画に毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正する。また、女性、高齢者や障がい者、ボランティア団体等、多様な主体の参画促進に努める。

防災関係機関は、関係ある事項について計画修正の意見があるときは、その案を防災会議に提出する。

第 2 編 災害予防対策

第 1 章

災害に強いまちづくり

第1節 都市の防災機能の強化

市及び防災関係機関は、いわゆるオープンスペースを活用しながら連続的な防災空間の整備を図るとともに、住民の主体的な防災活動や安全確保に必要な都市基盤施設の整備に努めるものとし、その際、「災害に強い都市づくりガイドライン」（大阪府建築都市部）を活用するものとする。

市は、地震発生時の市街地大火による被害の抑制に関して、市街地の不燃化促進、延焼遮断帯の整備、広域避難場所の確保など、広域的な都市防災施策に関する都市計画上の方針を示した「大阪府都市整備中期計画（案）平成28年3月改訂」※に基づき、都市防災対策を促進する。また、大規模災害等により地域が壊滅し、地域の都市の復興が必要となる際は、都市計画の手引きとして「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」を活用する。

また、市は、「災害危険度判定調査」の実施及び住民公表に努めるとともに、「大阪府防災都市づくり広域計画」に基づき、「防災都市づくり計画」の策定に努めて都市防災構造化対策を推進する。

※「大阪府都市整備中期計画（案）平成28年3月改訂」

平成23年度に「大阪府都市整備中期計画（案）」を策定し、平成28年3月改訂された『都市の成長を支えるインフラの強化』、『減災、安全・安心のまちづくり』、『都市の魅力づくり』を重点施策とした都市インフラ政策の総合的指針。

第1 防災空間の整備

避難場所・避難路の確保、火災の延焼防止、災害応急活動の円滑な実施を図るため、公園、緑地、道路、河川、ため池、水路、終末処理場などの都市基盤施設の効果的整備に努める。

また、農地などの貴重なオープンスペースや学校などの公共施設等の有効活用を図り、防災空間を確保する。

1 都市公園等の整備

都市公園や緑地は、都市に潤いを与え、市民に憩いの場を提供するなど良好な都市環境を形成するうえで重要な役割を果たすとともに、災害時における延焼防止空間や避難場所として防災上重要な役割を担っている。このため、災害に強いまちを支える基幹的な防災空間として、公園、緑地の充実化を重視し、「高石市みどりの基本計画（平成29年2月策定）」に基づく体系的な整備を推進する。なお、都市公園の整備に際しては、「防災公園の計画・設計・管理運営ガイドライン（改訂第2版）」（国土交通省都市局公園緑地・景観課、国土交通省国土技術政策総合研究所（平成29年9月））、「大阪府防災公園整備指針」（大阪府土木部発行（平成11年6月））及び「大阪府防災公園施設整備マニュアル」（大阪府土木部公園課（平成12年3月））を参考にする。

(1) 都市公園の現況

令和2年3月31日現在、65箇所、48.49haの都市公園を開設しており、市民1人当たり

の都市公園面積は8.42㎡である。

※資料3-4 「公的空地一覧表」

(2) 都市公園の整備目標

地域的なバランスに配慮しながら、当面、市民1人当たりの都市公園面積を10㎡とすることを目標に整備を促進する。

(3) 一時避難場所の機能を有する都市公園の整備

近隣の住民が一時的に避難の用に供する概ね面積1ha以上の都市公園の整備に努める。

(4) 広域避難場所の機能を有する都市公園の整備

広域的な避難の用に供する概ね面積10ha以上の都市公園（ただし、面積10ha未満の都市公園であっても、周辺地域に耐火建築物が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合や土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における避難上必要な機能を有するとみとめられるものを含む。）の整備に努める。

(5) 災害救援活動の拠点となる都市公園の整備

災害発生時に、自衛隊や消防、ボランティア等の救援救護活動や救援物資輸送の中枢基地等の機能を発揮する都市公園（後方支援活動拠点、地域防災拠点となる都市公園）を整備する。

(6) 災害応急対策施設の設置

避難場所又は避難路における災害応急対策に必要となる施設（耐震性貯水槽、屋外子局等の放送施設、指定避難所案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等）を設置する。

2 道路の整備

市は、道路の災害時における重要性、機能上の問題を考慮し必要な整備を行う。

(1) 現況

区 分	路 線 数	延長 (m)	舗装率 (%)
国 道	1	1,645	100
府 道	7	14,364	100
市 道	715	104,430	99.9
1ブロック	12	7,338	100
2ブロック	212	30,234	99.8
3ブロック	349	49,187	100
4ブロック	142	17,672	99.8

令和2年3月31日現在

※1ブロック＝高砂地区

2ブロック＝羽衣・高師浜・千代田地区

3ブロック＝東羽衣・加茂・西取石・綾園地区

4ブロック＝取石地区

(2) 整備目標

市は、大阪府と協力し、広域緊急交通路等が地震発生時に沿道建築物の倒壊により閉塞することを防止するため、地域の実情に応じて、沿道建築物の耐震診断を義務付ける路線

を指定し、耐震化に係る費用を補助するとともに、所管行政庁は対象建築物の所有者から耐震診断結果の報告を受け、その内容を公表し、必要に応じて改修の指導・助言、指示等を行うことにより、耐震化を促進する。

また、市は、地域緊急交通路として位置づける道路を優先し以下により整備を推進する。
ア 主要防災道路の整備

災害時の応急対策活動を実施するうえで重要となる地域緊急交通路及び幹線道路を主要防災道路と位置づけ、所有する道路の維持保全に努めるとともに防災機能の強化を推進する。なお、新たな主要防災道路の選定は、緊急ネットワークが構築されるよう災害応急対策を実施する際に有効かつ効果的で多重性、代替性を考慮して行う。

※資料3-6 「市域に関する緊急交通路及び主要道路一覧表」

イ 計画道路の整備

主要防災道路と多重ネットワークする都市計画道路の整備を推進する。

※資料3-7 「都市計画道路一覧表」

ウ 避難路として整備

大規模災害を想定した住民の避難行動を基に避難路の選定を行い、避難路としての機能確保並びに避難行動の阻害要因等の除去など必要な道路環境整備を推進する。

エ 道路環境の整備

- ① 避難路、延焼遮断空間としての機能を強化するため、既存道路の緑化や無電柱化、不法占有物件の除去や沿道建築物の不燃化に努める。
- ② 地震等突発的に発生する災害時において、輸送路、避難路を確保できるよう、平常時における違法駐車、違法駐輪、違法看板等を取り締まる。
- ③ ブロック塀、落下物等の危険要因の除去に努める。

3 緑化の推進

市街地においては、公園緑地等の整備と共に生産緑地や樹林地等の貴重な緑地の保全と河川・道路等の公共施設や民有地の緑化推進等、緑の保全・創出のための施策を「みどりの大阪推進計画」及び「高石市みどりの基本計画」に基づき総合的に推進し、緑とオープンスペースによる防災ネットワークの形成を図る。また、臨海部においては、道路の植樹帯や企業地内における緑地を保全しながら、防災スペースを確保する。

4 農地の保全・活用

市街地及びその周辺の農地は、良好な環境の確保はもとより、延焼遮断帯・緊急時の避難場所等、防災上重要な役割を担っているため、防災協力農地登録制度の推進などにより適切に保全・活用し、オープンスペースの確保を図る。

第2 都市基盤施設の防災機能の強化

市、大阪府及び近畿地方整備局は、公園、道路、河川、ため池等都市基盤施設に、災害対策

上有効な防災機能の整備を進める。

- 1 避難場所又は避難路となる都市公園における災害応急対策に必要な施設（備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設、案内表示板及び災害時用臨時ヘリポート等）の設置
- 2 耐震強化岸壁等の災害時における緊急海上輸送基地の整備推進
- 3 災害時における初期消火用水、生活用水等に利用可能なため池の耐震対策の推進

第3 木造密集市街地の整備促進

市は、防災性向上を図るべき木造密集市街地において、「災害に強いすまいとまちづくり計画」（「災害に強いすまいとまちづくり促進区域」の指定、「木造密集市街地における防災向上ガイドライン」等を踏まえた整備計画等）に基づき、下記の諸施策を重層的に実施し、建物不燃化・耐震化促進と住宅・住環境や都市基盤施設の総合的整備を図る。

1 各種規制・誘導

- (1) 防火地域等の指定
- (2) 民間賃貸住宅建設融資等の助成
- (3) 高石市耐震改修促進計画による耐震診断等の推進

第2次高石市耐震改修促進計画（平成30年3月）及び住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）に基づき、耐震診断等を推進する。

2 各種事業の推進

- (1) 住宅市街地総合整備事業
- (2) 土地区画整理事業
- (3) 住宅地区改良事業
- (4) 市街地再開発事業
- (5) 防災街区整備事業
- (6) 街路事業
- (7) 道路事業
- (8) 公園事業
- (9) 地籍調査事業 等

第4 土木構造物の耐震対策等の推進

土木構造物の管理者は、地震発生時における市街地の安全及び各構造物の持つ機能を確保するため、自らが管理する道路、河川施設等の構造物について耐震対策に努める。

1 道路・橋りょう等の安全確保

道路は人や物資を輸送する交通機能だけでなく、災害時には避難、救援・救護、消防活動等の動脈として、また、火災延焼を防止する防災空間として多様な機能を有している。このため、道路整備にあたっては、安全性、快適性及び災害時にその機能を十分に活用できるよう配慮し、幹線道路及び生活道路の新設、改良等を進めるとともに、沿道の環境との調和及び火災の延焼防止のため、緑化等の質的向上を図る。

(1) 道路の防災補修

道路の法面及び路体等の調査を行い、道路の補修が必要な箇所については、その対策工事の推進に努める。

(2) 橋りょう等の補修

橋りょう等の耐震性の向上を図るため、定期的に地震に対する安全性について点検し、必要があれば橋りょうの耐震基準「道路橋示方書・同解説」（平成29年11月改訂）により補修等対策に努める。

2 河川・水路の安全確保

河川・水路の決壊等による水害を防止するため、堤体、護岸などの河川構造物を調査し、危険箇所には必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。

3 鉄道施設の安全確保

事業者は、脱線等による災害の未然防止を図るため、鉄道施設について、耐震性の向上に努める。

4 港湾・海岸施設の安全確保

被災時の物資輸送を円滑に行うため、港湾施設の耐震性の確保に努める。また、高潮対策として海岸保全施設を調査し、危険箇所には、必要な対策を講じ、耐震性の向上に努める。

第5 ライフライン施設災害予防対策

ライフラインに関わる事業者は、それぞれの事業計画により耐震性、耐火性、耐浸水性の強化を中心として、災害に強い施設の整備を進める。

1 上水道施設

上水道施設の耐震化や老朽化施設の整備及び改良を推進するとともに、施設の常時監視及び点検を強化し、保全に努め、災害発生に伴う被害を最小限度にとどめる。

(1) 配水施設

ア 耐震補強の完了した配水池については、定期的な点検・整備を実施し、保全に努める。

また、緊急遮断弁や減圧弁等についても定期的に点検を行い、機能の保全に努める。

イ 配水幹線管の耐震化や、老朽管などの敷設替えを重点的にを行い、耐震管路網を整備する。

ウ 管路の多重化（連絡管等の整備）による補完機能の強化に努める。

2 下水道施設

ポンプ場、幹線管渠等の主要構造物は、地震、風水害等の災害に耐えられる構造にするとともに、ストックマネジメント計画において現状を把握し、ポンプ場については更新、改築を行う。管渠等については清掃、浚渫、修繕及び更新・更生に努め、地震及び風水害による被害を最小限度にとどめる。

(1) ポンプ施設

電気設備、機械設備等施設全般の保守点検を行い、機械設備の耐用年数及び老朽度を考慮するとともに建設構造物は改築・更新時に耐震診断を行い、必要に応じて補強等の対策を講じる。

(2) 管路施設

定期的なパトロールを実施するなど、常時保守点検に努め、機能保全を図るとともに、接合不良、不等沈下又は損傷が発生している管渠の補修及び布設替えを行う。

既設下水管については、改築・更新時等に必要に応じて耐震補強の対策を講じる。

3 電力施設

災害による電気の供給停止を防止するため、電力施設設備の強化及び保全に努める。

- (1) 発電・変電施設、送・配電施設及び通信設備について、台風、地震の被害を最小限にとどめる強度の確保に努める。
- (2) 電力供給系統の多重化に努める。
- (3) 電気事業法、保安関係諸規定等に基づき、施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設の老朽度に応じ、更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

4 ガス施設

災害によるガスの漏洩を防止するため、ガス施設設備の強化と保全に努める。

- (1) ガス施設について、各種災害に耐え得る十分な強度の確保と、緊急操作設備の充実強化を図る。
- (2) 高圧、中圧、低圧のそれぞれのガス導管、継手には、耐震性の高い管材料及び伸縮可撓性継手の使用に努める。特に、低圧導管に可撓性の高いポリエチレン管の使用を促進する。
- (3) ガス事業法（昭和29年法律第51号）、保安関係諸規定等に基づく施設設備の維持保全及び常時監視を行う。
- (4) 施設（管路）の老朽度に応じ更新、予備施設の整備等を計画的に推進する。

5 通信施設

災害時においては、迅速かつ的確な情報の伝達を図ることが必要であり、特に通信の果たす役割は非常に大きい。このため災害による通信の途絶を防止するため、通信設備及びその付帯設備（建物を含む。以下「通信設備等」という。）の強化と保全に努める。

(1) 通信設備等の高信頼化

ア 豪雨、洪水、高潮又は津波のおそれがある地域にある通信設備等について耐水構造化を行うとともに、建物内への浸水防止のため水防板、水防扉の更改を実施する。

- イ 暴風のおそれがある地域にある通信設備等について耐風構造化を行う。
- ウ 地震又は火災に備えて、主要な通信設備等について耐震及び耐火構造化を行う。

(2) 電気通信システムの高信頼化

- ア 主要な伝送路を多ルート構成又はループ構造とする。
- イ 主要な中継交換機を分散設置するとともに、安全な設置場所を確保する。
- ウ 通信設備について、非常用電源を整備する。
- エ 重要加入者については、当該加入者との協議により加入者伝送路の信頼性を確保するため、2ルート化を推進する。

(3) 通信システムに関するデータベース等の防災化

通信設備の設備記録等重要書類並びに通信処理システム及び通信システム等のファイル類について、災害時における滅失又は損壊を防止するため、保管場所の分散、耐火構造容器への保管等の措置を講ずる。

(4) 災害時措置計画の作成と現用化

災害時における重要通信の確保を図るため、伝送装置、交換装置及び網装置に関する措置計画を作成し、現用化を図る。

6 共同溝等の整備

ライフラインの安全性、信頼性を確保する都市防災及び災害に強いまちづくりの観点等から、道路管理者はライフライン事業者と協議のうえ、共同溝・電線共同溝の整備を進める。

(1) 収納するライフラインの種類により、以下の区分とする。

- ア 共同溝は、2以上のライフライン事業者の物件を収容する。
- イ 電線共同溝（C・C・BOX）は、2以上の電力、電気通信事業者及びその他電線管理者の電線を収容する。

第6 災害発生時の廃棄物処理体制の確保

市は、災害発生時において、し尿及びごみを適正に処理し、周辺の衛生状態を保持するため泉北環境整備施設組合と連携し、平常時からし尿及びごみ処理施設の強化等に努めるとともに、早期の復旧・復興の支障とならないよう災害廃棄物の処理体制の確保に努める。

なお、し尿処理については、堺市を除く、泉州地域の8市4町2組合で「し尿及び浄化槽汚泥の処理に係る相互支援基本協定書」を平成25年3月22日付けで締結し、ごみ処理については、堺市以南の9市4町4組合で「一般廃棄物処理に係る相互支援基本協定書」を平成25年3月22日付けで締結を行った。

1 し尿処理

- (1) 市は、し尿処理施設の整備にあたっては、泉北環境整備施設組合とともに、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のし尿処理施設についても、泉北環境整備施設組合とともに、耐震診断を

実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。

- (3) 市は、災害時のし尿処理施設を管理・保有している泉北環境整備施設組合に災害時における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう働きかけ、確保させる。
- (4) 市は、災害時における上水道、下水道、電力等ライフラインの被害想定等を勘案し、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (5) 市及び大阪府は、災害発生に備え、仮設トイレの必要数の確保に努める。

2 ごみ処理

- (1) 市は、ごみ処理施設の整備にあたっては、泉北環境整備施設組合とともに、あらかじめ耐震性・浸水対策等に配慮した施設整備に努める。
- (2) 市は、既存のごみ処理施設についても、泉北環境整備施設組合とともに、耐震診断を実施するなどし、必要に応じて施設の補強等による耐震性の向上、不燃堅牢化、浸水対策等に努める。
- (3) 市は災害時のごみ処理施設を管理・保有している泉北環境整備施設組合に災害時における人員計画、連絡体制、復旧対策も含めた災害対応マニュアルを整備するとともに、補修等に必要な資機材や通常運転に必要な資材（燃料、薬剤等）を一定量確保するよう働きかけ、確保させる。
- (4) 市は、あらかじめ一時保管場所の候補地を検討しておく。また、一時保管場所の衛生状態を保持するため、殺虫剤、消臭剤等の備蓄に努める。
- (5) 市は、ごみ処理施設等が被災した場合に備え、周辺市町等との協力体制の整備に努める。

3 災害廃棄物等処理

- (1) 市は、大阪府の災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（指定避難所のごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺市町村等との連携・協力等体制の整備に努める。
- (2) 市は、大阪府の災害廃棄物処理計画に基づき、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、大阪府に対して災害廃棄物対策に対する技術的な支援を要請する。また、大阪府は、災害廃棄物処理に関する事務の一部を実施する場合における仮置場の確保や災害時の廃棄物の処理体制、民間事業者等との連携・協力体制の整備に努める。
- (3) 市は、大量の災害廃棄物の発生に備え、大阪府と協力して、広域処理体制の確立や十分な大きさの仮置場・最終処分場の確保に努める。また、災害廃棄物対策に関する広域的な連携体制や民間連携の促進等に努める。
- (4) 市は、災害廃棄物からのアスベスト等の飛散による環境汚染に備えて、あらかじめモニタリング体制を整備しておく。
- (5) 市は、災害廃棄物に関する情報及び災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）

や地域ブロック協議会の取組等に関して、ホームページ等において公開する等、周知に努める。

(6) 市は、周辺市町等との協力体制の整備に努める。

(7) 大阪府又は市は、社会福祉協議会、NPO等関係機関との間で、被災家屋からの災害廃棄物、がれき、土砂の撤去等に係る連絡体制を構築するものとする。また、地域住民やNPO・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報・周知を進めることで、防災ボランティア活動の環境整備に努めるものとする。

第7 市の施設

市の施設については、防災の観点から次の事項について留意する。

1 施設利用者の安全確保

火災、地震等の発生時の「施設利用者の安全」を第一に考え、施設利用者の安全確保のために必要な規定及び体制を整備する。

2 体制の整備

非常時における各職員及び施設利用者の役割及び行動について、各施設の内容に応じた実践的な想定を踏まえ、職員及び利用者に対する定期的な訓練の実施を推進する。

3 防災点検の実施

危険物等の引火性物資の安全管理、施設建物及び壁・塀等の耐震・耐火性能の調査・補強、防災設備の作動点検等を行い、平常時から危険排除に努める。

4 施設の整備

市の施設は、地震等の災害時において、利用者等の安全を確保するため、耐震性能の確保を図る。特に小・中学校などの公共施設については、施設利用者の安全確保はもちろん、指定避難所としての機能を踏まえた整備に努める。

第2節 建築物の安全化

市は、災害による建築物の倒壊や火災による被害を防止するため、建築物の耐震性能の向上、防火・避難対策の推進などで建築物の安全化を促進する。

第1 既存建築物の防災対策の促進

市は、「第2次高石市耐震改修促進計画（平成30年3月）」及び住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪（大阪府耐震改修促進計画）に基づき、地震に対する安全性が明らかでない住宅・建築物の耐震診断及び耐震改修等の促進と、ブロック塀等の安全対策や家具の転倒防止の促進について、さらなる取組み強化を図る。

1 住宅（民間、市有）の耐震診断・耐震改修

(1) 所有者等

耐震診断・耐震改修は所有者等が自主的に取り組み、行政はそれを支援する。

(2) 市

ア 所有者等に対して、防災意識の向上と建築物の耐震診断・耐震改修の必要性・重要性の普及啓発に積極的に取り組む。

イ 所有者等にとって耐震診断・耐震改修を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震診断・耐震改修の促進に必要な施策を講じる。

(3) 特定行政庁（大阪府）

共同住宅等については、建築基準法第12条の規定による定期報告制度（特殊建築物等の所有者から特定行政庁への報告）の活用により、建築物の定期点検を促進し、必要な改修を指導する。

2 特定建築物（民間）の耐震診断・耐震改修

(1) 所有者等

ア 耐震診断・耐震改修は所有者等が自主的に取り組み、行政はそれを支援する。

イ 特定建築物の所有者等は、耐震診断を行い、必要に応じて耐震改修を行うよう努めなければならない（耐震改修促進法第6条）。

(2) 市

ア 所有者等に対して、防災意識の向上と建築物の耐震診断・耐震改修の必要性・重要性の普及啓発に積極的に取り組む。

イ 所有者等にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

(3) 特定行政庁（大阪府）

ア 建築基準法第12条の規定による定期報告制度（特殊建築物等の所有者等から特定行政庁への報告）の活用により、建築物の定期点検を促進するとともに、必要な改修を指導する。

イ 特定行政庁は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下、「耐震改修促進法」という。）、建築基準法により、特定建築物（民間）の耐震化を推進する。

※特定建築物とは耐震改修促進法第6条で次のとおり規定されている。

- 1号特定建築物
学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で一定規模以上のもの（法第6条第1号、法施令第2条）
- 2号特定建築物
火薬類、石油類その他政令で定める危険物の一定数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物（法第6条第2号、法施令第3条）
- 3号特定建築物
地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物（法第6条第3号、法施令第4条）

3 市有建築物の耐震診断・耐震改修

市は、耐震化対策の対象とする市有建築物について、その建築物の用途機能から以下のよう

- （1）災害対策の指令命令等の中核機能施設（市役所等）
- （2）人命救助の主要な拠点施設
- （3）指定避難所（小中学校等）
- （4）土木・水道・倉庫等の施設（ライフライン関係）
- （5）福祉・学校教育施設等（指定避難所以外）
- （6）市営住宅
- （7）その他・不特定多数の者が利用する施設（指定避難所以外の公民館、葬儀場及び火葬場等）

4 耐震診断・耐震改修を促進する支援策

市は、昭和56年6月の新耐震基準適用以前の構造基準で設計・建築された木造建築物について、「耐震診断」及び「耐震改修」に伴う費用の一部を補助する。

- （1）耐震診断補助制度
- （2）耐震改修補助制度

5 耐震改修をしやすい環境整備

- （1）相談しやすい窓口の整備

建築物所有者等からの問い合わせ及び相談については大阪建築防災センターが設置する相談窓口を案内するほか、必要に応じてパンフレット等で診断・改修の普及啓発を行う。

その他、大阪府及び建築関係団体と連携しながら、次の体制の整備を検討する。

- ア 地域施設等を活用した耐震診断・耐震改修の相談会等の開催
- イ 電子メール等による耐震診断・耐震改修の相談体制の整備

- (2) 安心して耐震改修できる制度の活用についての情報提供
- (3) 信頼でき経済的な耐震改修工法・手法の普及

6 地震時の建築物の総合的な安全対策

- (1) ブロック塀の安全対策
- (2) ガラス、外壁材、屋外広告物、天井等の2次構造部材の落下防止対策
- (3) エレベーターの閉じ込め防止対策
- (4) 家具転倒防止
- (5) 防災ベッドや耐震テーブルの活用

7 啓発及び知識の普及に関する事項

- (1) 地震防災パンフレットの作成・公表（地震ハザードマップを作成・公表済み）
- (2) 避難場所・避難路周辺における取組み
- (3) 相談体制の整備・情報提供の充実、パンフレット等の活用、講習会の開催等
- (4) リフォームにあわせた耐震改修の誘導
- (5) 防災教育の普及促進
- (6) 地元組織との連携

8 建築物の安全対策

市は施設管理者に対して、建築物における天井の脱落防止等の落下物対策、ブロック塀の転倒防止、エレベーターにおける閉じ込め防止等を図るものとする。また、高層ビルや臨海コンビナートにおける長周期地震動や液状化等の対策を促す。

9 空き家等の対策

市は、平常時より空き家等の所有者等の特定を図り、当該所有者等の責任において空き家等の適切な管理が行われるよう意識啓発に努める。

また、必要に応じて、大阪府及び不動産、建築、法律等の専門家団体に協力して、空き家等の適正管理に係る相談窓口体制を整備する。

10 液状化ハザードマップの作成等

大阪府は、液状化発生の危険性を示した液状化ハザードマップの作成について、国からの情報収集等を行なうものとし、市は、大阪府からの情報提供を踏まえ液状化ハザードマップの作成・公表に努める。

第2 文化財

市及び関係機関は、文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災設備等の整備を図る。

- 1 住民、文化財の所有者又は管理者等に対する防災意識の普及と啓発
- 2 予防体制の確立及び防災設備の整備
 - (1) 初期消火の確立及び地域住民との連携
 - (2) 消防用設備等の設置促進及び点検管理の指導
 - (3) 建造物、美術工芸品保存施設の耐震化促進の指導

第3節 津波被害防止対策の推進

第1 「津波防災地域づくりに関する法律」に基づく対策

1 推進計画の作成

市は、知事が設定した津波浸水想定（津波があった場合に想定される浸水の区域及び水深）及び災害警戒区域を踏まえ、津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画（推進計画）を作成する。

2 津波災害警戒区域における対応

- (1) 市は、知事による津波災害警戒区域の指定があったときは、地域防災計画において、当該区域ごとに、津波に関する情報、予報及び警報伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、津波避難訓練に関する事項、地下街等又は主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設の名称及び所在地等について定める。
- (2) 市は、地域防災計画において、津波災害警戒区域内の主として防災上の配慮を要する者が利用する社会福祉施設、学校、医療施設については、当該施設の利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう津波に関する情報、予報及び警報の伝達方法を定める。
- (3) 市長は、地域防災計画に基づき津波に関する情報の伝達方法、避難場所及び避難経路、円滑な警戒避難を確保するうえで必要な事項について住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じる。

第2 防潮堤等の整備等

大阪府は、大阪市と連携し、大阪府が設定した津波浸水想定の結果を踏まえ、液状化による防潮堤や河川堤防の沈下対策について、重点化及び優先順位の考え方を明らかにしたうえで、実施計画を策定し、早急に取り組む。また、津波が防潮堤を越えても直ぐには倒壊しない「粘り強い構造」に向けた防潮堤の補強対策を進める一方、住民の避難行動を支援するため、防潮水門の閉鎖の迅速化や遠隔操作化の施設整備を行うとともに、確実に閉鎖できるよう通信経路の二重化など信頼性確保に努めるものとする。また、防潮水門及び内水排除施設が津波の襲来後にも、速やかに機能復帰できるよう電気設備等の耐水機能の確保に努めるものとする。

なお、防潮堤からの溢水による長期湛水に備え、防潮堤の仮締切やポンプ場の機能確保、ポンプ車による排水等、早急な復旧策についての検討を進める。

第3 津波ハザードマップの活用

平成25年8月、大阪府が津波浸水想定区域を設定し、市は同年10月津波浸水想定区域を示した津波ハザードマップの作成・配布を行った。津波ハザードマップを活用して、発災時、一人ひとりが主体的に迅速かつ的確に避難できるよう、津波に対する知識の普及啓発、逃げるために必要な情報提供体制、要配慮者を考慮した避難誘導を含む防災訓練を一体的に実施するほか、避難場所・避難路の確保等、津波から「逃げる」ための対策を総合的に取り組む。

第4 想定を超える津波からの避難対策

市は、大阪府が公表した津波浸水想定区域に基づき、津波被害想定に基づく対策を講じる。

1 津波避難計画の策定

津波対策の推進に関する法律に基づき、南海トラフ巨大地震を対象に地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から十数時間の間、住民等が生命及び身体の安全を確保するための高石市津波避難計画（平成28年5月）を策定しており、最新の知見等を踏まえて必要に応じて計画の見直しを行う。

2 津波避難ビルの指定

津波避難ビルは、住民等が津波から一時的または緊急に避難・退避する施設として、堅固な高層建築等の人工構造物を指し、避難者1人当たり概ね1㎡の確保に努める。

市は、今後、津波災害警戒区域が指定されたのちは、当該区域内において、民間ビルを含めた津波避難ビル等の建築物を避難場所として確保する場合には、津波浸水想定に定める水深に係る水位に建築物等への衝突による津波の水位の上昇を考慮して必要と認める値を加えて定める水位（基準水位）以上の場所に避難場所が配置され安全な構造である建築物について、管理協定の締結や指定をすることにより、いざという時に確実に避難できるような体制の構築に努めるものとする。

なお、指定に際しては、外付けの避難階段の設置などを考慮する。また、津波避難ビルが存在していない地域については、民間とも連携して対策を検討する。

(1) 明示

津波避難ビルであることを市民に周知する表示、誘導サイン等を設置する。

(2) 市は、津波避難ビルの指定の際、ビル管理者等と協定を結ぶ中で必要に応じ、一時避難に必要な物資や資機材の提供を行う。

3 指定緊急避難場所、指定避難所

指定緊急避難場所について、市は、被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速

に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、もっぱら避難生活を送る場所として整備された指定避難所を津波からの指定緊急避難場所と間違えないよう、両者の違いについて住民への周知徹底を図るものとする。

(1) 立地場所の標高の把握

津波警報等の更新、状況に基づき、さらに高い標高の指定緊急避難場所、指定避難所等に移動できるようにする。

(2) 指定緊急避難場所、指定避難所への情報伝達体制の整備

ア 避難先で再避難の要否を判断できるよう、津波警報等の更新情報を伝達する。

イ 避難後の行動のための各種情報を提供する。

ウ 災害対策本部と自治会・自主防災組織等との情報伝達手段の構築

4 避難路

(1) 機能確保

複数ルートを確保するなど、避難路としての機能を高める。

(2) 臨海コンビナート内道路における液状化対策・防災強化

第9の「7 臨海コンビナートの防災対策」参照

5 地下空間対策

民間ビルも含めた地下街、地下駅等の地下空間について、新たな知見に基づく対策が明らかになるまでの間、津波浸水想定区域における地下街等の所有者又は管理者は、水防法に準拠した次の取組みを行うとともに、地下出入口への止水板の設置、止水扉の設置や電動化等のハード整備を進める。具体的な対策については、国、大阪府、市、事業者、関係機関が連携して検討を行う。

(1) 大阪府の津波浸水想定の結果を踏まえ、浸水想定区域内に地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設）で利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なものは、地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるとともに、住民に周知させるため、ア～エの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じる。

ア 津波に関する情報の伝達方法

イ 避難場所その他津波襲来時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

ウ 地下街等の施設の名称及び所在地

エ 名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する津波に関する情報等の伝達方法

(2) 地下街等の所有者又は管理者は、単独で又は共同して、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、避難の確保及び浸水の防止を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた避難確保計画（「避難確保・浸水防止計画」）を作成するとともに、避難確保・浸水防止計画に基づき自衛水防組織を設置する。作成した避難確保・浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画を公表するとと

もに、避難誘導、浸水防止活動等の訓練を実施する。なお、避難確保・浸水防止計画を作成しようとする場合においては、接続ビル等（地下街等と連続する施設であって、当該地下街等の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保に著しい支障を及ぼすおそれのある施設）の管理者等の意見を聴くよう努める。

6 安全避難誘導体制の整備

(1) 津波避難ビル・避難路等表示看板の設置

指定緊急避難場所・指定避難所・津波避難ビル等や避難路などの位置や方向などをまちの至る所に分かりやすく表示する取組を推進する。

(2) 津波避難に関する啓発と地域の活動促進

津波避難の必要性を啓発するため、津波ハザードマップを活用し、市民への周知を図る。

また、津波の影響範囲の地域については、地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。

(3) 「地震・津波発生直後に緊急的に避難する場所（指定緊急避難場所・津波避難ビル）」、「避難生活を送るために避難する場所（指定避難所）」の違いについて周知する。（ただし、両方を兼ねる施設あり）

(4) 津波到達時間の確認

襲来する津波高に不確実性がある中で、気象庁が発表する津波の到達予想時刻に関する情報を基本的な目安としつつも、短時間に迅速な避難を行う。

(5) 徒歩避難原則の徹底

車による事故、渋滞を避け、安全で円滑な避難のために徒歩避難を原則とする。

(6) 遮断した踏切対策

警察、電鉄会社と連携して、踏切遮断機を解除し住民避難を優先させるなど、緊急的・臨機応変的な対応を実施する。

(7) 学校園の対応

学校・幼稚園における地震対応マニュアル（平成23年7月高石市教育委員会）に基づき対応する。また、避難方法、保護者への連絡、指定避難所に指定された場合等の応急対応策について、あらかじめ学校ごとに取りまとめ、緊急時に備える。

さらに、市災害対策本部、消防、警察等と連携し情報収集に努める。

(8) 保育所・松の実園の対応

保育所・松の実園における危機管理マニュアル（平成23年9月子育て支援課）に基づき対応する。

(9) 住宅の耐震化や家具の固定

津波対策は避難が重要であるが、住宅の耐震化や家具の固定がなされていないと、ケガにより避難が不可能となることがあるため、これらの対策も進める。

第5 津波に関する避難指示（緊急）の住民への迅速かつ的確な伝達体制、手段等

災害時には、電話回線が途絶・輻輳するなど有線系の情報収集・伝達が停滞するおそれがあることから無線系に加え、衛星系システムなど防災通信システムの活用を検討し、多様な手段による速やかな情報収集・伝達手段の確保を図る。

1 伝達手段

伝達手段についてはそれぞれの特長、課題を把握し検討のうえ、対策を講じる。

伝達手段	特 長	課 題	対 策
防災行政無線（固定型）	・住民への一斉伝達が可能。	・可聴範囲内であっても文言が聞き取りづらい場合がある。 ・倒壊・破損対策 ・停電時の非常電源確保	・可聴範囲では住居地区をカバーしているため、設備の改善を検討
防災行政無線（携帯型）	・災対本部と市内の自主防災組織や消防団へ配備しリアルタイムに情報伝達が可能。	・バッテリー切れ	・適切な設備更新
J-A L E R T	・勤務時間外の対応として、職員が到着するまでの間、防災行政無線を自動起動して繰り返し市民に周知できる。	同 上	同 上
緊急速報メール（携帯電話等へのメール）	・登録の必要なし。 ・被災のおそれのあるエリアに一斉送信する。	・現在はNTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル3社が対象（一部機種を除く。）	
大阪防災ネットの防災情報メール（携帯電話等へのメール）	・被災のおそれの有無に関わらず登録者に一斉送信する。	・登録の必要あり	・登録の促進
広報車	・防災行政無線が使用できないときの代替手段となる。	・道路、橋りょう等の損壊により使用不可となる。 ・津波到達時間が迫った時点での使用は二次災害の可能性があるため危険。	・適切な実施
要支援者リストの活用	・予め定められた支援者による要配慮物に対する個別支援。	・支援者が被災した場合の対応。	・自主防災組織の組織的な活用

2 伝達体制の整備

(1) 防災行政無線など既存設備の再点検と対策

津波発生時の住民への情報伝達手段の強化・向上を目指し、固定型防災行政無線の再点検と必要に応じた増設に努める。

携帯型デジタル防災行政無線等を全自主防災組織（自治会）、高石市消防団への配備に

努める。

(2) 携帯電話を活用した多様な伝達手段の確保

携帯電話を活用した情報伝達手段として、気象庁が配信する緊急地震速報や国・地方公共団体が配信する災害・避難情報などを特定エリアへ一斉配信する緊急速報メールを導入し、「おおさか防災ネット」の防災情報メール配信サービスへの登録促進を行う。

また、地上デジタル放送でのデータ放送を活用するなど多様な伝達手段を確保する。

(3) 電源確保体制の整備

J－A L E R T、防災行政無線等の機能確保のため電源を確保する。

(4) 地震発生が夜間等、勤務時間外の場合の対応

迅速な避難指示（緊急）の発令、自主防災組織、消防団、避難支援者等への伝達体制を整備する。

(5) 情報の更新と確実な伝達体制の整備

気象庁から発表される地震規模、津波警報は時間をおいて何段階か上方修正されることがある。

最初に実際に大きく下回る津波高が発表された場合、住民や消防団員等の避難行動が鈍り、被害を拡大させる可能性がある。

第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性について周知する。

(6) 津波の規模と避難指示（緊急）の対象となる地域を住民等に伝える仕組みの構築

津波ハザードマップを活用し、避難が必要な地域をあらかじめ住民に周知する。

(7) 津波知識等、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

(8) 住民以外に対する避難の呼びかけ体制の整備

事業所等勤務者、釣り客、走行中の車両に対し情報を伝達する。

(9) 津波到達時間の確認

襲来する津波高に不確実性がある中で、気象庁が発表する津波の到達想定時刻に関する情報は比較的正確であることを考慮する。

第6 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

1 津波到達までの職員の安全確保の方策と初動体制の整理

職員への情報伝達の方策を講じ、津波が到達するまでの間において、職員の安全確保と迅速な初動対応が実施できるように初動体制を確立する。

2 防災対応や避難誘導に係る行動ルールの策定

襲来する津波高に不確実性がある中で、津波到達時間は比較的正確であることを考慮し、避難指示（緊急）の伝達、避難誘導、水門等の閉鎖等については、津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルールを定めておく。

第7 津波避難に関する啓発推進

1 津波知識等、防災知識の普及啓発

全ての伝達手段が機能しない場合でも、住民自らの判断で避難できるよう津波知識等、防災知識の普及啓発を行う。

日頃から津波襲来時における避難方法などを家族や地域と確認しておき、いざ津波が襲来したときは、どのような状況にあっても一目散に高台等に避難する、いわゆる「津波てんでんこ」の意識を防災訓練等を通じて徹底する。

特に、東日本大震災において津波から生徒全員が無事避難した釜石市の鵜住居小学校、釜石東中学校の事例など教訓をもとに小中学校をはじめ、広く市民に防災教育を徹底する。

(1) 津波に対する基本事項

ア 我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い揺れを感じたとき又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的に高い場所に避難すること

イ 避難にあたっては徒歩によることを原則とすること、自ら率先して避難行動をとること、他の地域住民の避難を促すことなど、避難行動に関すること

ウ 津波の第一波は引き波だけでなく、押し波から始まることもあること

エ 第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること

オ 避難した後、すぐに自宅に戻らないこと

カ 浸水域や浸水深は、津波の第一波ではなく、第二波以降に最大となる可能性があること

キ 地盤沈下、液状化等により、津波が去った後も海水が残り、長期間に渡って湛水する可能性があること

ク 強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地震の発生の可能性など津波に関すること

ケ 地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、地震直後に発表される津波警報、津波到達予想時刻等の精度には、一定の限界があること、指定緊急避難場所、指定避難所として指定された施設の孤立や被災もありうることなど、津波に関する想定・予測の不確実性があること

(2) 教育機関における防災教育

学校は、住んでいる地域の特徴や過去の津波の教訓等について継続的な防災教育に努める。

2 津波避難に関する地域の活動促進

津波避難の必要性を啓発するため、作成した津波ハザードマップを活用し、市民へ周知するとともに、津波の影響範囲の地域については、市民参加型のワークショップを行うなど地域の防災活動における津波避難に関する取り組みを促進する。また、市民が、常に津波災害

の危険性を認知し、円滑な避難ができるよう取組みを行う。

第8 要配慮者への避難支援

市は、高齢者や障がい者などの要配慮者一人ひとりが、迅速かつ的確に津波から避難できるよう、関係団体等とも連携を図り、津波に対する知識の普及・啓発や避難誘導に関する支援体制の充実に努める。

第9 高石市独自の災害対策施策

東日本大震災を踏まえて高石市の地域性を鑑み、以下の独自の施策を推進する。

1 本市東部地区の防災機能を備えた公園の整備・拡充

30年以内に70%～80%確率で発生すると言われている南海トラフ地震に対し、より安全な津波からの避難先及び避難者への支援拠点として、本市東部地区の公園を整備・拡充する。

(1) 広域避難場所（鴨公園）の防災性能の充実に努める。

(2) 防災機能を備えた総合体育館の活用を図る。

災害発生の際、鴨公園が本市の中心的な広域避難場所となり、市民が集中して避難されることが予測されるため、同公園内の鴨公園プール跡地に整備した防災避難所機能等を備えた総合体育館を、発災直後から避難してくる市民の安全を確保することはもとより、要配慮者等の一時的な避難所、それ以降については救護所や救援物資の集配拠点・ボランティアセンター等、災害支援の拠点として活用するものである。また、ライフラインが復旧するまでの対策として、館内照明等に使用する大型自家発電機や、それに伴う燃料の備蓄、さらには下水道管に直結したマンホールトイレ、かまどベンチ等も併せて整備する。また、小・中学生の避難所体験、かまどベンチを使用した炊き出し体験など総合体育館を使用した防災教育にも活用する。

(3) 蓮池公園を防災機能を備えた公園として整備・拡充する。

内陸部にある蓮池公園については、平成28年度に、南海トラフ巨大地震の津波浸水想定区域内の高砂公園の運動施設の機能移転とともに、防災機能を備えた公園として整備・拡充するよう、区域拡大を行う都市計画変更を行った。なお、同時に高砂公園については、都市計画公園の廃止を行った。

蓮池公園は、市民が憩える公園として整備するとともに、災害発生時には周辺住民の避難場所として、また資機材等の集積・仕分けの物流基地、復旧復興活動拠点、仮設住宅建設用地等の機能を備えた防災公園として整備する。

2 児童発達支援センター松の実園の移転

児童発達支援センター松の実園については、津波浸水想定区域に所在しており、津波から

の避難行動をより確実なものとするため、津波浸水想定区域外への移転を図る。

3 津波避難タワーの活用

旧高陽幼稚園の敷地内において、津波浸水想定区域外まで避難することが困難な避難行動要支援者や事情があって避難開始が遅れた地域住民等の緊急的な一時避難のために活用する。

4 津波避難ビルの促進

津波浸水想定区域内においては、公共施設に加え、民間施設も津波の際に緊急的な一時避難が可能な建築物として確保し、津波避難マップへの掲載や建築物にサインを明示することで周知を図る。

5 鉄道高架化による避難の円滑化

南海本線、高師浜線の羽衣駅～高石駅付近の約4.1km において鉄道を高架化することにより、13箇所の踏切を除却し、避難行動の円滑化を図る。また、JR東羽衣駅については駅舎が3層構造であることから、2階（中層階）部の改札外を津波避難ビルと同じ機能を有する緊急的な一時避難場所として位置付けるよう関係機関と協議を進める。

6 住宅の防災性能向上への誘導

30年以内に70%～80%確率で発生すると言われている南海トラフ地震並びに直下型断層地震に備えて、住宅の耐震診断、耐震改修や津波に強い構造の建築物等の建築を促進・誘導する。

特に、戸建住宅の鉄筋コンクリート造建物の新築・建替に対して、税の軽減等により、住民自ら防災に強い住宅を整備建設することを支援する。

7 臨海コンビナートの防災対策

(1) 臨海コンビナート内道路における液状化対策（高砂1号線液状化対策）

津波が発生した場合、本市は、臨海コンビナート地区に対して、「大阪府石油コンビナート特別防災区域津波避難計画」（平成26年3月大阪府策定）に基づき、臨海部からの従業員の円滑な避難誘導を実施するため、本地区のライフラインである液状化対策を実施した高砂1号線（高石市道）を活用する。また、発災後の緊急車両や復旧・復興時の企業のBCP活動の際の基幹道路として機能するよう関係機関と継続して協議を行う。

(2) 企業立地等促進条例による防災対策

地震、津波による災害の発生及び拡大を防止するための事業所等の自主的な防災設備等の整備に対して、税の軽減による支援を行う。同制度を活用して整備された津波避難タワーを臨海コンビナートの従業員が緊急的に一時避難するための施設として活用すると共に、地区内の津波避難ビルの指定を継続する。

8 津波率先避難等協力事業所登録制度

市民等の津波からの迅速かつ適切な避難行動を支援し、もって市民等の生命及び身体の安全を確保することを目的として、大津波警報又は津波警報の発表時における避難を率先して実施し、かつ、平時における地域の防災活動に積極的に協力する企業、団体等の事業所の登録を推進する。

9 総合避難訓練で明らかになった課題・問題点への対応

30年以内に70%～80%確率で発生すると言われている南海トラフ地震に対し、住民・企業や学校等の防災意識向上のため、より実践的な津波避難を含む総合避難訓練を実施する。アンケート等により課題・問題点を検証し、それらの対応策を次回の総合避難訓練に反映させる。

10 互近助隊の結成及び防災活動の推進

近隣の居住者で日頃のコミュニケーションを基本として、災害時等に声掛け合い、救助救出、避難誘導等の助け合いを行う仕組みとして、自治会の班体制などでの「互近助隊」の結成を推進する。併せて、可搬式消防ポンプを活用した地域の初期消火等の防災活動を推進する。

11 災害時における行政間の水平連携支援

災害時相互応援協定の締結を推進する。

- (1) 石油基地自治体協議会加盟団体災害時相互応援協定
- (2) 瀬戸内・海の路ネットワーク災害時相互応援に関する協定
- (3) 後方支援を含む自治体との災害時相互応援協定の構築
- (4) 同時に被災する可能性の低い自治体との災害時相互応援協定の構築

第10 水防関係機関

大阪府及び市は、水門及び防潮扉等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法について定めるものとする。

第11 河川、海岸、港湾及び漁港の管理者

河川、海岸、港湾及び漁港の管理者は、南海トラフ地震など津波を伴う地震が発生した場合に備えて、水門等の施設整備、補強、点検等の方針・計画を定めるとともに、内水排除施設等についても、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講じておくものとする。

第4節 水害予防対策の推進

河川、下水道、港湾、海岸及びため池における洪水、雨水出水、高潮等による災害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。また、国や大阪府によって浸水想定区域の指定があった場合は、洪水予報の伝達方法、避難場所その他円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項を記載したハザードマップの作成等を行い、住民周知に努める。

第1 洪水対策

1 大阪府管理河川

大阪府知事は、市内では二級河川芦田川・王子川を管理している。

大阪府では、治水の目標として「一生に一度経験するような大雨（時間雨量80mm 程度）が降った場合でも、川があふれて、家が流され、人がなくなるようなことをなくす。」こととし、「今後の治水対策の進め方」（平成22年6月策定）に基づき、「人命を守ることを最優先とする」ことを基本理念に、「逃げる」「凌ぐ」「防ぐ」施策による総合的な減災対策に取り組んでいる。具体的には、大阪府域での今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を河川毎に設定し、大阪府全域で時間雨量50mm 程度の降雨に対して床下浸水を防ぎ得るような河川整備を進めることを基本としている。

そのうえで、時間雨量65mm 程度及び時間雨量80mm 程度の降雨で床上浸水以上の被害のおそれがある場合には、事業効率等を考慮して、時間雨量65mm 程度若しくは80mm 程度のいずれかの降雨による床上浸水を防ぐことを整備目標として選択することとしている。

(1) 芦田川水系の整備

和泉市小野町の段丘を源とする芦田川は、堺市の南部を経て本市を西流し、大阪湾に注ぐ約5kmの河川である。流域の約70%が市街化区域のため都市化が進むにつれ、流域の保水能力の低下、流出時間の短縮による流出量の増大を招き、たびたび浸水の被害を受けてきた。

特に、昭和57年8月3日の集中豪雨では、流域内で浸水面積98ha、浸水家屋2,000戸という大きな被害を受けた。

芦田川では、河川整備及び流域調節池等の洪水調節施設により時間雨量80mm 程度の降雨を安全に流下させることを目標とする区間の河川整備は完了し、二層河川区間上流端から国道26号までの区間は、時間雨量50mm 程度の降雨により床下浸水を防ぎ、かつ時間雨量80mm 程度の降雨に対しても床上浸水を防ぐことを当面の治水目標として河川整備を行う。

これら河川整備及び既設貯留施設（東羽衣調節池、高石中学校）及び洪水調整施設の整備により、流域全体において時間雨量80mm 程度の降雨に対して床上浸水を防ぐこととなり、令和3年から工事着手予定である。

高潮対策事業としては、伊勢湾台風規模の超大型台風が大阪湾を室戸台風と同じ経路で満潮時に来襲したことを想定した防潮施設等の整備を進めてきており、芦田川では、排水

機場及び水門の整備を図り、昭和46年に供用開始された。

地震・津波対策として、芦田川水門及び芦田川排水機場については、南海トラフ地震等に伴う揺れ・液状化対策を実施した。また、津波襲来時に備え、芦田川水門の遠隔監視や操作化を実施した。

(2) 王子川水系の整備

王子川流域は、昭和21年12月の南海震災の影響による地盤沈下のため、流下能力が低下し、昭和20年代から40年代にかけて、毎年梅雨期に浸水被害を受けてきた。そこで、治水安全度の向上を図るため、昭和48年から昭和54年にかけて、府道泉大津美原線の道路敷内に新王子川の建設を行った。

また、近年新王子川合流点から小高石橋までの区間においては、護岸の老朽化が進んだために補修工事を実施し、平成19年度に完了した。さらに伊勢湾台風級の超巨大台風による高潮被害を防止するため、泉州地区河川において高潮対策事業を実施し、王子川では、昭和47年から昭和54年にかけて水門及び排水機場の建設を行った。

現在、王子川では、時間雨量65mm 程度の降雨による洪水で床下浸水被害は想定されないものの、時間雨量80mm 程度の降雨による洪水では床下浸水被害が想定されている。また、新王子川では、時間雨量80mm 程度の降雨による洪水でも床下浸水被害は想定されていない。

高潮対策事業としては、伊勢湾台風規模の超大型台風が大阪湾を室戸台風と同じ経路で満潮時に来襲したことを想定した防潮施設等の整備を進めてきており、王子川では、王子川排水機場及び王子川水門が設置され昭和53年に供用開始された。

地震・津波対策として、王子川排水機場については、南海トラフ地震等に伴う揺れ・液状化対策を実施した。

また、王子川水門については、L 2（レベル2）津波に対して、水門の戸当り部の部材補強等を実施するとともに、津波襲来時に備え、水門の遠隔監視や操作化を実施した。

2 市管理河川

準用河川、普通河川を管理しており、各河川の改修計画に基づいた降雨に対応できるよう整備を進め、治水機能を確保する。

3 大規模氾濫減災協議会の創設

大阪府知事が指定する河川においては、流域自治体、河川管理者等からなる協議会を創設する。水害対応タイムラインに基づく取組等の協議結果について市は、本計画等へ位置づけ、確実に実施することを推進する。

4 水害リスク情報

市は、洪水予報河川や水位周知河川に指定されていない中小河川についても、過去の浸水実績等を市長が把握した時は、水害リスク情報として市民へ周知を行う。

第2 雨水出水対策

市は、市街地における浸水被害の軽減を図るため、下水道の整備による雨水対策に努める。

第3 高潮対策

1 護岸の整備

市の海岸線は堺泉北臨海工業地帯の造成などにより一変し複雑となったが、海岸線の予防対策として防潮堤を設置し、高潮等に備えている。

現在、防潮堤は、伊勢湾台風級の超大型台風が室戸台風のコースを通って来襲した高潮に十分対処できるよう、海岸管理者である大阪府において整備を行った。また、背後市街地の豪雨時の内水排除はポンプで行い、安全を図っている。

なお、高石漁港の漁港区域内に控える防潮堤については、令和2年度より市が管理している。

2 水門等の点検

市内には複数箇所に水門等があり、施設管理者は内外水位の調整を図って市内を防護するとともに、これら施設の機能を維持するため定期的に点検して現況を把握し、高潮等の対策に万全を期す。

また、水門の操作については高潮予警報の発令時に指示し実施する。

第4 津波対策

国の南海トラフ巨大地震に係る被害想定を踏まえて、大阪府が津波浸水想定区域を公表した。

市はこれに基づき、高石市域における津波の浸水深を示した津波ハザードマップを作成し、各戸へ配布した。市は、津波ハザードマップを引き続き津波避難訓練や住民啓発に活用する。

また、南海トラフ地震などが発生し、気象庁から大津波警報・津波警報または津波注意報が発表されたときは、水門等の操作員は参集のための指令が発令されたものとして、自動参集するとともに、迅速かつ的確な施設の操作に努めるものとする。

第5 水害減災対策

大阪府は、洪水、雨水出水、高潮に対する事前の備えと洪水や高潮時の迅速かつ的確な情報伝達・避難により、水災の軽減を図るため、洪水予報、水位周知河川の洪水特別警戒水位（氾濫危険水位）、水位周知下水道の雨水出水特別警戒水位、水位周知海岸の高潮特別警戒水位の到達情報の発表、水防警報の発表、想定し得る最大規模の降雨・高潮による浸水想定区域の指

定・公表、洪水リスクの開示を行い、市はハザードマップの作成やハザード情報の住民周知など避難体制の整備を行う。併せて、昨今の都市型集中豪雨（ゲリラ豪雨）に対する対策にも関係機関の連携をもとに対策に取り組む。

1 洪水予報

大阪府は、管理河川のうち、流域面積が大きく洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、大阪管区气象台と共同して洪水予報を行い、水防管理者等に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本市に該当する河川はない（なお、隣接の泉大津市域を流下する大津川が洪水予報河川に指定されており、本市の一部も、その浸水想定区域に含まれている）。

2 水位到達情報の発表

(1) 大阪府は、管理河川のうち、洪水により相当な損害を生ずるおそれのある河川（水位周知河川）について、避難判断水位（市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の目安となる水位）、及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される洪水特別警戒水位で、市町村長の避難勧告等の判断の目安となる水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者（市長）に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

本市では芦田川が該当する（なお、隣接の堺市域を流下する石津川も該当し、本市の一部も、その浸水想定区域に含まれている）。

※1：避難判断水位（特別警戒水位）とは、はん濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位

※2：本地域防災計画において「避難判断水位（特別警戒水位）」は「避難判断水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）」を示す。

また、その他の河川についても、役所等の所在地に係る河川については、雨量の情報を活用する等、河川の状況に応じた簡易な方法も用いて、市等へ河川水位やカメラ画像等の情報を提供するよう努める。

大阪府は、市長による洪水時における避難勧告等の発令に資するよう、市長へ河川の状況や今後の見通し等を直接伝えるよう努める。

(2) 大阪府又は市は、各々が管理する下水道等の排水施設等で雨水出水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した下水道（水位周知下水道）において、雨水出水による災害の発生を特に警戒すべき水位（雨水出水特別警戒水位）を定め、当該排水施設等の水位がこれに達したときは、水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

(3) 大阪府は、管理海岸のうち、高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸（水位周知海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者等に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知する。

3 水防警報の発表

大阪府は、管理河川、海岸のうち、洪水又は、高潮により重大な損害を生ずるおそれのあると認めて指定した河川、海岸について、洪水又は高潮のおそれがあると認めるときは水防警報を行い、直ちに水防管理者に通知する。

本市では、芦田川、泉北海岸が該当する。

水防管理者（市長）は、水防警報が発せられたときは、水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき、その他水防上必要があると認めたときは、水防団及び消防機関を出動又は、出動準備させる。

4 水位情報の公表

大阪府及び市は、管理河川、下水道、海岸のうち、水位・潮位観測所を設置した河川、下水道、海岸においては、その水位の状況の公表を行う。

本市では、芦田川、泉北海岸が該当する。

5 浸水想定区域の指定・公表

(1) 大阪府は、想定し得る最大規模の降雨により、洪水予報河川及び水位周知河川が氾濫した場合に浸水が予想される区域を洪水浸水想定区域に指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(2) 大阪府及び市は、想定し得る最大規模の降雨により、水位周知下水道に指定した排水施設に雨水を排除できなくなった場合又は当該排水施設から河川その他の公共水域等に雨水を排除できなくなった場合に、浸水が想定される区域を雨水出水浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

(3) 大阪府は、想定し得る最大規模の高潮により、水位周知海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深、浸水継続時間等を公表する。

6 浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保

(1) 市域に水防法による浸水想定区域の指定があった場合、市地域防災計画において、当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定め、ハザードマップ等により市民に周知する。

ア 洪水予報等の伝達方法

- ① 広報車
- ② 防災行政無線
- ③ 電話、FAX
- ④ 電子メール等

イ 指定避難所及び避難経路に関する事項、洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練に関する事項その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

- ① 浸水の際に想定される水深及び浸水想定区域が指定された地域の特性等を踏まえて指定した洪水時の指定避難所について、周知を図る。

② 避難経路については、基本的には住民各自の判断に任せるものとするが、避難行動が安全に行えるうちに避難が終わるよう避難勧告等を発令する。

また、地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の避難が円滑になされるよう配慮し、集団避難が行えるよう自治会や自主防災組織等の協力が得られる体制づくりを推進する。

避難行動要支援者の避難については高石市避難行動要支援者支援プランに基づき、円滑な避難ができるよう取り組みを推進する。

ウ 浸水想定区域内に地下街等で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図ることが必要なもの、又は主として避難行動要支援者等、特に防災上の配慮を要する者が利用する施設で洪水時等に利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることが必要なもの、大規模工場等（大規模な工場その他地域の社会経済活動に重大な影響が生じる施設として市が条例で定める用途及び規模に該当するもの）の所有者又は管理者から申出があった施設で洪水時等に浸水の防止を図る必要があるものについて、これらの施設の名称及び所在地

エ 上記ウで名称及び所在地を定めたこれらの施設については、当該施設の所有者又は管理者及び自衛水防組織の構成員に対する洪水予報の伝達方法

(2) 浸水想定区域内に位置し、上記(1)により市地域防災計画にその名称及び所在地を定められた所有者又は管理者は、次の措置を講じる。

ア 要配慮者利用施設の所有者又は管理者

要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、防災体制に関する事項、避難誘導に関する事項、避難の確保を図るための施設の整備に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、水防法に基づき設置した自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「避難確保計画」）を作成する。また、作成した計画及び自衛水防組織の構成員等について市長に報告するとともに、当該計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

イ 大規模工場等の所有者又は管理者

大規模工場等の所有者又は管理者は、防災体制に関する事項、浸水の防止のための活動に関する事項、防災教育・訓練に関する事項、自衛水防組織の業務に関する事項等を定めた計画（「浸水防止計画」）の作成及び浸水防止計画に基づく自衛水防組織の設置に努めるものとし、作成した浸水防止計画、自衛水防組織の構成員等について市長に報告する。また、当該計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

(3) 市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するように努める。

7 地下空間における浸水防止対策

地下駐車場及びビルの地下施設等の地下空間の管理者は、防水板・防水扉の整備、出入り口のマウントアップ、土のうの常備等の浸水防止対策に努めるとともに、利用者の避難誘導體制を整備するものとする。

第6 洪水・高潮リスクの開示

1 洪水リスクの開示

- (1) 大阪府は、管理河川において様々な降雨により河川はん濫・浸水が予想された区域及びその区域が浸水した場合に想定される危険度並びに水深を洪水リスク表示図として公表している。市域では、芦田川、芦田川分水路、王子川、新王子川について公表されている。
- (2) 市長は、洪水予報河川等に指定されていない中小河川について、河川管理者から必要な情報提供及び助言等を受けつつ、過去の浸水実績等を把握したときは、これを公表する。

2 洪水・高潮リスク及び避難に関する情報の周知

市及び大阪府は、公表された洪水・高潮リスクを市民へわかりやすく周知するとともに、災害時にとるべき行動について普及啓発するため、説明会・講習会の実施等の必要な措置を講じるように努める。また、洪水・高潮時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために、必要な措置に関する計画を策定する際の参考とする。

市は、ハザードマップ等の作成にあたっては、早期の立退き避難が必要な区域を明示する。

また、避難時に活用する道路において冠水が想定されていないか住民等に確認を促すよう努める。

加えて、ハザードマップ等の配布又は回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきことなど、避難に関する情報の意味の理解の促進に努める。

第7 防災訓練の実施・指導

1 防災訓練の実施

市及び大阪府は、防災週間、水防月間、土砂災害防止月間等を通じ、積極的かつ継続的に防災訓練等を実施するとともに、定期的な防災訓練を、夜間等様々な条件に配慮し、居住地、職場、学校等においてきめ細かく実施又は行うよう指導し、住民の風水害発生時の避難行動、基本的な防災用資機材の操作方法等の習熟を図る。また、水災に的確に対処する危機管理方策の習熟を図るため、水害を想定し、実践型の防災訓練を実施するよう努めることとし、訓練の実施にあたっては、ハザードマップを活用しつつ行う。

2 要配慮者利用施設等の防災訓練

- (1) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、洪水時の避難確保に関する計画に基づき、避難誘導等の訓練を実施する。

また、市は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画の策定状況や避難訓練の実施状

況等について、定期的に確認するよう努める。

- (2) 浸水想定区域内に位置し、市地域防災計画に名称及び所在地を定められた大規模工場等の所有者又は管理者は、洪水時の浸水防止に関する計画に基づき、浸水防止活動等の訓練の実施に努める。

第8 水防と河川管理等の連携

- (1) 市は、洪水・雨水出水・高潮の発生時における水防活動その他の危険を伴う水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮するとともに、必要に応じて、河川管理者又は下水道管理者の同意を得たうえで、河川管理者等と河川又は下水道に関する情報の提供等水防と河川管理等の連携を強化するものとする。堺市消防局は、水防活動を実施するにあたり、高石市水防団と協力するものとする。
- (2) 大阪府及び市は、国や大阪府が組織する複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「泉北地域水防災連絡協議会」等を活用し、国、河川管理者、水防管理者等の多様な関係者で、密接な連携体制を構築する。
- (3) 水防管理者は、委任を受けた民間事業者の水防活動を委任する場合は、水防活動が円滑に実施できるよう、あらかじめ、災害協定等の締結に努める。

第9 水防団の強化

市及び大阪府は、水防団及び水防協力団体の研修・訓練や、災害時における水防活動の拠点となる施設の整備を図り、水防資機材の充実を図る。また、NPO、民間事業者、自治会等多様な主体を水防協力団体として指定することで水防活動の担い手を確保し、その育成、強化を図る。

堺市消防局は、「高石市の水防活動に関する協定書（平成28年11月21日締結）」に基づき、高石市水防団の訓練指導に協力するものとする。

第10 ため池の治水活用

市及び大阪府は、台風や局地的豪雨時の流域における洪水発生防止や浸水被害の軽減など、地域の安全安心を確保するため、ため池の持つ洪水調節機能を活用した余水吐の改良等の整備について、ため池管理者等関係機関と連携するものとする。

第11 公共下水道の整備

公共下水道施設の整備には、大きく分けて汚水整備と雨水整備がある。

汚水整備に関しては、高石市の行政区域面積1,130ha に対して、下水道必要整備面積が662ha あり（臨海工業地帯を除く。）、そのうち令和元年度末の整備面積は594ha で、下水道整備率は89.8%となっている。（令和2年3月末現在）

雨水整備に関しては、主要都市計画道路の整備と併せて、雨水管の整備を行い、浸水被害の軽減を図る。

1 公共下水道における雨水整備

公共下水道計画では、管渠、ポンプ場の整備に際しては、10年に一度の降雨（1時間雨量50mm 程度）に対応できることを目標に整備を進めている。

また、下水道管渠により自然放流できない低地帯においては、管渠の整備に併せてポンプ場での強制排水により浸水対策を行う。

第5節 危険物等災害予防対策の推進

危険物等による災害の発生及び拡大を防止するため、大阪府の指導のもとに自主保安体制の強化並びに関係法規に基づく適切な保安確保措置を講ずるよう、保安教育及び訓練の徹底並びに自衛消防組織等の育成・充実、防災思想の普及啓発の徹底を図る。

関係する事業者は、危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第1 危険物災害予防対策

消防機関は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚に努める。

1 保安教育の実施

危険物取扱事業所における保安管理の向上を図るため、危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員に対し、講習会、研修会などの保安教育及び消火、通報及び避難などの訓練を実施する。

2 危険物施設の災害防止対策の推進

- (1) 危険物施設の所有者は、当該施設の構造、設備の耐震化及び安全性の向上を図る。
- (2) 危険物施設の所有者は、危険物の貯蔵、取扱の実態等に応じた消防資機材の整備充実を図るとともに、新たな危険物の出現等に対応した消火薬剤等の化学消防資機材の充実を図る。

※資料4-7「危険物施設一覧表」

3 保安確保等の充実

消防法をはじめ関係法令に基づき、堺市消防局と市は連携して立入検査等を実施し、法令上の技術基準への適合についての指導を行う。

- (1) 危険物施設の位置、構造、設備の維持管理及び施設の老朽化対策に関すること。
- (2) 危険物の貯蔵、取扱等の安全管理に関すること。
- (3) 危険物施設の管理責任者、危険物取扱者、危険物保安監督者、危険物施設保安員の業務遂行に関すること。

4 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備付けなど種々の規制を遵守させる。

5 自衛消防組織等の充実

- (1) 自衛消防隊の組織化を推進し、危険物災害の予防と災害発生時の防ぎょ活動の円滑化を

図ることにより危険物災害を防除する。

- (2) 危険物施設の所有者は、隣接する事業所間の相互応援体制を確立し、効率的な自衛消防力を確保する。

6 防災思想の普及啓発

危険物安全月間等、各種行事及び危険物査察等を通じ防災思想の普及啓発に努める。

7 浸水被害等への予防対策

危険物取扱事業所の所有者は、当該施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

第2 高圧ガス災害予防対策

市、堺市消防局及び大阪府は、高圧ガス保安法をはじめ関係法令の周知徹底・規制を行うとともに、事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

- (1) 立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準の遵守を徹底させる。
(2) 関係機関と連携して、高圧ガス積載車両等の一斉取締りを実施する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
(2) 高圧ガス関係事業所における保安教育、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
(3) 販売事業所等に対し、保安の確保を図るため、立入検査等の指導を実施する。

3 自主保安体制の確立

自主的な防災組織である大阪府高圧ガス地域防災協議会や高圧ガス関係団体の実施する自主保安活動が、より一層充実するよう指導する。

4 啓発

各種の研修会、講習会を実施するほか、高圧ガス保安活動促進週間において、高圧ガス保安大会の開催、防災訓練の実施等、関係者の保安意識の高揚を図る。

第3 火薬類災害予防対策

市、堺市消防局及び大阪府は、大阪府警察と連携し、盗難防止対策を含めた火薬類の災害を防止するため、火薬類取締法をはじめ関係法令の遵守徹底・規制を行うとともに、火薬類取扱事業所等における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

1 規制

立入検査及び保安検査により、法令上の技術基準を遵守徹底するよう指導する。

2 指導

- (1) 危害予防規程の策定を指導する。
- (2) 火薬類取扱事業所等における保安教育や自主保安検査の実施を指導する。

3 自主保安体制の確立

- (1) 大阪府火薬類保安協会が実施する火薬類取扱従事者に対する保安講習の方法等を指導する。
- (2) 事故発生時の緊急出動連絡体制として大阪府火薬類保安協会に設置された防災対策委員制度を活用するよう指導する。

4 啓発

危害予防週間（6月）において、保安講習の開催、立入検査の実施、啓発ポスターの配付等により、関係者の保安意識の高揚を図る。

第4 毒物劇物等災害予防対策

毒物及び劇物取締法に基づく製造所等に関する規制事務は、大阪府により実施され安全対策が図られている。市は防災関係機関や大阪府及び事業者との協力、連携を図り、より一層の安全化の推進に努める。

大阪府は、災害時において、毒物劇物による危害を防止するため毒物劇物営業者及び毒物劇物を業務上使用する者に対し、製造、販売、使用のあらゆる段階において、次のとおり規制、指導を行い災害防止対策を講じる。また、アスベスト等の人体に有害な物質をはじめ、バイオテクノロジーによる取扱品等についても、災害防止のため必要な措置を講じる。

- 1 毒物劇物営業者及び取扱責任者に対し、常に登録基準に適合する施設を維持させる。
- 2 毒物、劇物によって市民の生命及び保健衛生上に危害を生じるおそれがあるときは、営業者及び毒物劇物取扱責任者に対し、保健所、大阪府警察又は消防機関に届出をさせるとともに災害防止のため応急措置を講じるよう指導する。また、届出に基づく関係機関との連絡を強化し、防災上適切な措置が講じられるよう指導する。
- 3 毒物劇物を大量に使用する業態の現況の把握に努め、これらに対する指導体制の確立に努める。
- 4 営業者等に対し立入検査を実施し、毒物劇物の貯蔵量に対応する設備の指導を実施する。
- 5 毒物劇物を業務上使用するもののうち、シアン化合物、酸類等を大量に使用する業態及び特定毒物劇物使用者等に対し、特に重点的に指導を実施する。

第5 放射線災害予防対策

防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、放射線災害を防止するため次の措置を講じる。

1 設置者等の責務

放射性同位元素取扱事業者（放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第17条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄事業者をいう。）等は、放射性同位元素等を原因とする事故（放射線災害）の予防、応急、事後の各対策について、他の法令等によるべき旨のない範囲では、本計画に準じて必要な対策を講じる。

なお、放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等の使用、貯蔵、廃棄、輸送等に関して、関係省庁等への許可、届出が義務付けられており、常に関係法令の定める基準に適合するよう適正に維持管理するとともに、想定される地震・津波対策にも十分留意し、放射線障害予防規定等の整備、保安組織の確立、従業員等の教育訓練の励行等に努め、放射線災害の防止に万全の措置を講じなければならない。

2 防災関係機関の対応

防災関係機関は、放射線防災業務に携わる者に対する教育訓練の実施等、災害防止対策を推進する。

また、放射性同位元素を業務として貯蔵し、又は取り扱おうとする者に届出をさせるとともに、放射線施設の災害等の発生時における消防活動等を円滑に実施するため、常に放射性同位元素取扱施設の状況を把握し、災害活動に必要な資機材の整備を図るとともに災害防御訓練に努める。

第6 危険物等の輸送災害の予防対策

危険物、高圧ガス等を運搬、移送する場合は、転倒・転落防止、標識等の表示、消火器等の備え付けなど種々の規制を遵守させる。

第7 危険物積載船舶等災害予防対策

防災関係機関等は、船舶火災、タンカー事故、油の流出及び油流出に係る海面火災等、港湾での災害を防止するため、次の措置を実施する。

1 特定事業者の予防対策

危険物等積載船舶の荷役及び停泊については、港長の指示に従うとともに、荷役作業にあたっては、陸側と海側との間で緊密な連携を図り、災害の未然防止に努める。

- (1) タンカーの荷役に際しては、オイルフェンスの展張、防除資機材の配備を完全に行うとともに、監視体制を強化し、油流出災害の防止に努める。
- (2) 危険物等を積載した巨大船の着栈に際しては、警戒船を配備し、接近する船舶を監視するとともに、火災、爆発の防止、流出油の早期発見、早期処理に努める。

2 防災関係機関の予防対策

堺海上保安署は、大阪府、市及び消防機関等と連携して次の措置を講ずる。

(1) 規制

- ア 危険物等積載船舶に対する停泊場所の規制
- イ 危険物等の荷役、運搬の規制
- ウ 危険物等荷役の立ち会い

なお、必要と判断される場合は、船舶交通の制限又は禁止を行う。

- ① 火薬類の大量荷役
- ② 核分裂性物質等の荷役
- ③ タンカーによる引火性危険物の大量荷役
- ④ その他特に必要があると認められる場合

エ 引火性危険物等積載タンカーへの他船の接近、接舷の制限

オ 荒天時における港内交通の制限及び避難の勧告

カ 巡視船艇による航路の誘導、警戒

キ 危険物栈橋等の工作物設置に際してあらかじめ検討、協議のうえ許可

(2) 指導

ア 荷役船舶点検指導

イ 危険物等専用岸壁、専用栈橋の点検指導

ウ 海上防災訓練及び海上防災講習会の実施

エ タンカーの船長及び乗務員に対する指導

- ① 海上衝突予防法、港則法及び海上交通安全法等の諸法規の遵守
- ② 走錨の防止及び係留索の保守
- ③ 接岸作業及び荷役作業中における保安要員の配置
- ④ 各作業責任の明確化及び漏出油の予防と火気取締りの徹底
- ⑤ 船内における防災用資機材の整備充実
- ⑥ 航法、操船の指導

オ 貯油施設等を有する企業に対する指導

- ① 防災資機材の備蓄及び保安施設の拡充
- ② タンカーの係船設備及び荷役設備の整備充実
- ③ 従業員の教育及び訓練の実施
- ④ 関係企業間における共同防災体制の整備

(3) 予防活動

ア 大阪湾・播磨灘排出油防除協議会構成員の出動の調整

第8 管理化学物質災害予防対策

大阪府は、管理化学物質として生活環境保全条例で定められた有害物質を取扱う事業者に対し、生活環境保全条例に基づく規制を行うとともに、生活環境保全条例はじめ関係法令の周知徹底を行い、管理体制の確立、管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る

1 規制

管理計画書等の策定・届出を徹底させる。

2 指導

- (1) 立入検査を実施し、化学物質適正管理指針に適合する設備にするよう指導する。
- (2) 管理化学物質が流出した際の被害の拡大防止等のための訓練、施設の維持管理等を適正に行うよう指導する。
- (3) 管理化学物質を取扱う事業者等に対し、管理化学物質の流出により住民の健康に被害を生じるおそれがある際等には、応急措置を講じ、その状況を大阪府へ通報するよう、指導する。

3 管理体制の整備

管理化学物質取扱事業者等に対して、管理化学物質が流出した際の指揮命令系統及び連絡体制、避難誘導體制、事故対策本部、モニタリング体制その他の管理体制の整備を指導する。

4 啓発

化学物質適正管理指針に係る説明会、化学物質管理の事例紹介等に係るセミナーを開催するとともに、立入検査を実施する等により、関係者に対して管理化学物質による災害発生の未然防止について意識の高揚を図る。

第9 石油コンビナート等災害予防対策

石油コンビナート等災害防止法に定める特別防災区域に存在する危険物タンクの火災や高圧ガスタンクの爆発等により、特別防災区域を超えて、周辺住民の避難を伴う大きな被害が発生する場合に備え、大阪府石油コンビナート等防災計画との整合性を図りつつ、大阪府、特定事業者、市、関係機関が連携して必要な検討を行い、周辺住民の避難対策等に取り組む。

1 啓発

市は、大阪府と協力し、コンビナート災害時の避難行動について啓発に努める。

- (1) 津波避難などで、屋外に出る場合には、「できるだけ肌の露出をなくす」

- (2) 屋外にいて熱を感じた場合には、「頭部等を物で覆う」、「木陰や建築物等の物陰に隠れる」
- (3) 屋内にいる場合には、「窓ガラスの破片により負傷しないよう、窓際を避ける」

第2章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

市及び防災関係機関は、自らの組織動員体制及び装備・資機材の整備を図るとともに、防災活動を実施するための拠点整備や防災訓練の実施を通じ、相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

第1 中枢組織体制の整備

1 市の組織体制の整備

市域において迅速な防災対策を実施し、総合的な防災体制を推進するため組織体制の整備・充実を図る。

また、市と大阪府は、災害情報を一元的に把握し、共有することができる体制のもと、適切な対応がとれるよう努める。

(1) 高石市防災会議

高石市防災会議は、本市域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため設置する。

ア 市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

イ 法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務に関すること。

※資料1-1「高石市防災会議条例」

※資料1-2「高石市防災会議委員名簿」

※資料1-3「高石市防災会議運営要綱」

(2) 高石市地域防災計画策定推進会議

市の防災対策を総合的かつ計画的に推進するため設置する。

〔組 織〕

議 長	副市長（危機管理担当）
副 議 長	副市長
委 員	教育長、危機管理監、総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

〔所掌事務〕

ア 防災に関する総合的調整

イ 地域防災計画の策定、推進に関すること

(3) 高石市災害対策指令部

高石市災害対策指令部の設置基準及び組織構成、所掌事務等は、以下による。

※第3編 地震災害応急対策 第1章 第1節 第1 災害対策指令部 参照

(4) 高石市災害警戒本部

高石市災害警戒本部の設置基準及び組織構成、所掌事務等は、以下による。

※第3編 地震災害応急対策 第1章 第1節 第2 災害警戒本部 参照

第2章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

(5) 高石市災害対策本部

高石市災害対策本部の設置基準及び組織構成、所掌事務等は、以下による。

※第3編 地震災害応急対策 第1章 第1節 第3 災害対策本部 参照

※資料1-4「高石市災害対策本部条例」

※資料1-5「高石市災害対策本部事務分掌」

2 市の動員体制の整備

市は、災害時の組織体制の整備と併せて、災害時の応急対策活動を迅速かつ的確に実施できるように、職員の動員体制及び参集体制を次のように定める。

※資料1-6「動員体制別職員動員計画表」

(1) 職員の動員体制

下記基準により、本部長は各部長に指令を行う。

指 令		配 備 時 期	動 員 体 制
事前 配備		1. 災害発生のおそれがある 気象予警報等により通信 活動の必要があるとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制 に移行しうる態勢とする。
警戒 配備	第 1 号	1. 災害発生のおそれがある が時間、規模等の推測が 困難なとき 2. 市域で震度3を観測した とき	1. 災害の発生を防御するため通信情報活動 を実施し、物資、資機材の点検整備及び 災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制 に移行しうる態勢とする。
	第 2 号	1. 小規模な災害が発生した とき又は、発生のおそれ があるとき 2. 「津波予報区：大阪府」 に津波注意警報が発表さ れたとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をと り、救助活動及び情報収集、広報活動等 が円滑に実施できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第 1号体制に移行しうる態勢とする。
非常 配備	第 1 号	1. 中規模の災害が発生した とき又は、発生するおそ れがあるとき 2. 市域で震度4を観測した とき	1. 数地域についての救助・救援活動を行い 又、その他の地域に災害が拡大するのを 防止するための応急対策活動及び復旧対 策活動に対処できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第 2号体制に移行しうる態勢とする。
	第 2 号	1. 大規模な災害が発生した とき又は、発生するおそ れがあるとき 2. 市域で震度5弱以上を観 測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」 に津波警報が発表された とき 4. その他必要により市長が 当該配備を指令するとき	1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施 する態勢とする。

(2) 主要防災関係職員への早期情報伝達

主要防災関係職員に対する情報伝達の迅速化を図るため、これら職員の携帯電話への情報伝達体制の整備を図る。

(3) 災害対策要員の確保

発災後の円滑な応急対応、復旧・復興に資するよう、災害対応経験者のリスト化や退職者の一時的な活用等、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努める。

3 防災関係機関の体制整備

市の区域を所管する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、公共的団体等の防災関係機関は、法令、防災基本計画、防災業務計画、大阪府地域防災計画及び高石市地域防災計画の定めるところにより、災害の予防対策の的確かつ円滑な実施のため必要な組織を整備する。

第2 防災中枢機能等の確保、充実

市は、発災時に速やかな体制をとれるよう、非構造部材を含む耐震化を推進する等、防災中枢機能等の確保、充実を図るとともに、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、活動拠点及び備蓄拠点を計画的に整備する。

1 防災中枢施設等の整備

市の防災中枢拠点である市役所、堺市消防局、市災害医療センター^{注)}等は、中枢拠点機能を整備、拡充するとともに保有する施設、設備について、代替エネルギーシステムの活用を含め自家発電設備等の整備を図り、十分な期間の発電が可能となるような燃料の備蓄等に努める。その際、物資の供給が相当困難な場合を想定した食料、飲料水、燃料等の適切な備蓄・調達・輸送体制の整備及び非常用通信手段の確保を図る。

また、災害対策本部室等の防災中枢施設を整備するよう努めるとともに、当該室が損壊した場合の代替施設を選定するなどのバックアップ対策などに努める。

注) 市災害医療センター（市における災害医療の拠点となる医療機関）

○役 割

患者の受入れ、大阪府の災害拠点病院と連携し患者の受入れに係る地域内の医療機関の調整

○本市の災害医療センター

高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター

2 災害対策本部等の機能確保

大規模災害時に、市の庁舎が被災し市災害対策本部等の機能の喪失又は著しい低下が懸念

されることから、次の事項について対策を講じることとし、災害対応を行う拠点機能を確保する。

(1) 庁舎

庁舎の立地場所、耐震性、通信基盤の点検・整備を推進する。

(2) 代替施設の確保

庁舎が被災することにより災害対策本部の運営に支障を来さないように代替施設の確保に努める。

ア 災害対策本部等の代替施設を確保する（耐震性、標高を確認）。

イ 代替施設が使用不可の場合の候補施設を選定する（耐震性、標高を確認）。

ウ 移転の判断や代替施設の決定手続き、移転手段の確保に必要な手順等について事前に定めておく。

(3) 電源・機材の確保体制の点検・整備

防災拠点の機能を維持するため、機器類・備品等の整備や、中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、設置場所の検討、非常用電源設備の稼働持続時間の把握（発災後最低72時間の事業継続を可能とする稼働持続時間が必要）と燃料確保体制の整備（点検、訓練等）に努める。

なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

※ 災害対応は、市役所だけでなく堺市消防局、市災害医療センター等が機能しなければならない。これらの施設においても、どのような災害であっても必要最低限の機能は維持できるようそれぞれの事前対策を講じる。

3 災害対策本部等用備蓄

市は、災害対策本部等の機能を確保するため、仮眠スペース、飲料水、食料等を庁舎内に整備・備蓄する。

第3 防災拠点の整備

市は、大規模災害時において適切な災害応急活動が実施できるよう、浸水想定区域等に配慮しつつ、防災拠点を計画的に整備する。

1 地域防災拠点の整備

(1) 施設整備

地域防災拠点は、応援部隊の受入れ及び活動拠点となることから、次の施設を地域防災拠点として整備を推進する。

ア 総合体育館

イ 鴨公園

ウ 新公園

(2) 運用体制の整備

地域防災拠点、災害時に適切かつ効果的に機能するよう、あらかじめ施設管理者と協議し管理運営等の体制整備を行う。

2 地区防災拠点の整備

各小中学校を地区防災拠点として整備する。

(1) 機能整備

地区防災拠点は、周辺の不燃化促進と安全性の向上を図るとともに、次の対策を推進する。

- ア 物資、資機材等の備蓄
- イ 消防水利の整備
- ウ 情報通信システムの整備
- エ 地下水等を利用した給水施設の整備
- オ 雨水等の貯水施設の整備
- カ 自家発電施設の整備
- キ 厨房施設等の整備

(2) 運用体制の整備

地区防災拠点は、地域住民等自らが災害対策を推進する場となることから、自主防災組織等と連携し、運営管理等の体制整備を推進する。

3 輸送拠点の整備

陸上輸送基地等の輸送拠点の機能整備に努める。

※資料3-2「市の防災拠点等一覧表」

第4 装備資機材等の備蓄

市は、応急対策、二次災害の防止及び応急復旧に迅速に対応するため、必要な人材の育成、確保及び装備、資機材等の確保に努める。特に、医療機関等の人命に関わる重要施設、電気、通信等のライフライン施設については、早期に復旧できるよう体制等を強化することとする。

1 資機材等の備蓄、点検

燃料、発電機、建設機械等の装備、資機材等の充実に努めるとともに、関係団体との連携により資機材等の確保体制の整備に努める。なお、燃料については、あらかじめ、石油販売業者と、燃料の優先供給について協定の締結を推進するとともに、平時から受注機会の増大などに配慮するよう努めるものとする。

また、大規模事故災害に対応するため、消火薬剤等の備蓄に努める。

その他、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い

第2章 防災体制の整備

第1節 総合的防災体制の整備

手の確保・育成に取り組むものとする。

〔備蓄品の現況〕

※資料3-10「備蓄配備一覧表」

2 備蓄の拡大及び分散備蓄の推進

- (1) 災害発生当初から必要となる資機材などの物資を、迅速に指定避難所等へ搬送できるように、備蓄の拡大と分散備蓄について推進する。
- (2) 物資・燃料の供給協定を拡大し、民間流通備蓄のさらなる活用を図る。

3 資機材等の点検

備蓄、保有する装備、資機材は、随時点検並びに補充交換を行い、保全に万全を期するものとする。

4 人材の確保・育成

職員の危機意識の徹底を図り、また、災害時における迅速な対応と判断力を養い、円滑な防災活動の実施を期するため防災教育を実施する等人材の育成に努める。また、専門的知見を有する防災担当職員の確保及び育成に努める。

5 各種データの整備保全

戸籍、住民基本台帳、地籍、建築物、権利関係、施設、地下埋設物等の情報及び測量図面、情報図面等の復旧に必要な各種データを整備、保管する。特に、データ及びコンピュータシステムのバックアップ体制の構築を図る。

第5 相互応援体制の整備

大規模災害時の防災活動を適切に実施するため、実効性の確保に留意しながら、広域的な視点から相互応援体制を整備し防災体制の確立を図る。また、市は大阪府と連携し、基幹的広域防災拠点と緊急輸送体制を整備する。

1 自治体相互の応援体制の整備

災害時に本市のみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他市町村からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。

また、近隣市町村との防災協定の締結により、津波災害時においては内陸部の市町村からの支援を確保するほか、広域災害を想定し、高石市と同時に被災しない自治体等との応援体制の整備を推進する。

2 緊急消防援助隊の受入れ体制の整備

地震等の大規模災害時における消防活動をより効果的に実施するため大阪府が策定した「緊急消防援助隊受援計画」に基づき、「緊急消防援助隊」との連携及び受入れ体制の整備

を図る。

3 その他関係団体との相互応援体制の整備、強化

大規模災害に対応するため、関係団体との積極的な相互応援体制の整備を推進する。

特に建設業団体等については、随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、災害協定の締結を推進するとともに、災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に努めるものとする。

4 民間事業所等との災害時応援体制の整備、強化

災害時等において民間事業所等との多種多様な協力体制の整備を推進する。

事業所に対しては、地域貢献が可能な分野をあらかじめ公開するなど自主的な協力体制を構築するよう求める。

5 受援・応援計画の整備

災害時に備えて、他の自治体等からの支援部隊の受入れ場所の選定、業務継続計画（BCP）を踏まえた受援内容をあらかじめ定め、受援計画の整備を行う。特に、庁内全体及び各業務担当部署における受援担当者の選定や応援職員等の執務スペースの確保を行うとともに、訓練等を通じて、被災市区町村応援職員確保システムを活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。

円滑な受入れ・受援のために、平常時から相互に交流を深めておく。

なお、受援・応援計画の策定にあたっては、必要に応じ、大阪府の支援・助言を求めるものとする。

(1) 応援・受援計画の目的

支援を要する業務や受入れ体制などを定め、計画としてまとめておくことで、大規模災害発生時に、自らの行政機能だけでは対応できない事態に他の自治体等、多方面からの支援を最大限活かすことを目的とする。

(2) 計画に定める主な内容

- ア 組織体制の整備
- イ 他の自治体等から応援のために派遣される職員による人的応援の要請・受入れ
- ウ 人的応援に係る担当部局との調整
- エ 災害ボランティアの受入れ
- オ 人的支援等の提供の調整
- カ 全国の自治体等に対する物的応援の要請・受入れ
- キ 人的・物的資源の管理及び活用

6 大阪府との連携体制の強化

(1) 緊急防災推進員との連携

大阪府が指名する本市担当の緊急防災推進員（大阪府内市町村本庁舎に自宅から徒歩・自転車等により60分程度で参集可能な職員をあらかじめ指名）を把握するとともに、平常時の防災訓練等を通じて相互の連携体制を構築する。

(2) 災害時現地情報連絡員（リエゾン）との連携

大阪府の災害時現地情報連絡員（リエゾン）の派遣体制を把握するとともに、派遣を要請する場合の連絡調整や本市災害対策本部の運営支援等について、大阪府と連携体制を構築する。

第6 防災訓練の実施

市及び防災関係機関は、地域防災計画や防災業務計画等の習熟、連携体制の強化、住民の防災意識の向上及び災害時の防災体制の万全を期することを目的として、避難行動要支援者や女性の参画を含め多くの住民の参加を得て各種災害に関するより実践的な訓練を民間事業者等と連携しながら実施する。実施にあたっては、訓練の目的を具体的に設定したうえで、地震及び被害の想定を明らかにするとともに、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行い、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど実践的なものとなるよう工夫する。

また、業務（事業）継続計画（BCP）の実効性を高めるために、業務資源の有用性や非常時優先業務の実行可能性等が検証できる訓練を行う。

訓練後には訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行うとともに、次の訓練に反映させるよう努める。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等避難行動要支援者に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

1 総合訓練

防災関係機関及び自主防災組織等住民の協力を得て、組織動員、避難、通信、消火、救助・救急、医療、ライフライン対応、緊急輸送、緊急地震速報対応訓練、水防、原子力、危険物、航空機、海上等の災害別対策訓練、地震直後の風水害等の複合災害に備えた訓練等の防災訓練を実施する。

その際、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等に十分配慮し、地域において避難行動要支援者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

2 市及び防災関係機関が個別に実施する訓練

(1) 消防訓練

現有消防力の合理的運用及び的確な消防活動に万全を期するため、消防技術の徹底及び習熟を目的とした訓練を行う。また、広域災害に対応するため、大阪府下消防機関をはじめ近隣府県並びに全国消防機関との合同訓練に参画する。

(2) 水防訓練

市は、水防活動に備え、水防意識を高めるとともに技術の向上を図り水災による被害を軽減するため水防活動の完全な習熟を目的とした水防訓練を実施する。

堺市消防局は、「高石市の水防活動に関する協定書（平成28年11月21日締結）」に基づき、高石市水防団の訓練指導に協力するものとする。

(3) その他の訓練

災害時における職員の迅速かつ的確な災害応急対策の実施を図るため、大規模地震の発生等を想定した次のような訓練を適宜実施する。

ア 情報収集・伝達訓練

防災行政無線等を使用し、通信途絶時の情報収集・伝達を確実にできるよう訓練を実施する。

イ 非常参集訓練

夜間休日等において職員の動員、配備を迅速かつ確実にを行うために訓練を実施する。

ウ 避難救助訓練

避難救助訓練は、住民の協力を得て迅速に行われるよう避難誘導を行う。更に自力避難不可能な孤立者、負傷者、避難行動要支援者等の救助等についても訓練を行う。

エ 図上訓練

想定した災害の被害への対応を検討するとともに、組織動員体制、災害予防対策及び災害応急対策を検証するため訓練、並びに災害復興対策として都市づくりのあるべき姿の検討を行う。また、その際はGISを活用する。

3 市民、事業所等の訓練

自治会及び自主防災組織、事業所は、災害時の自主的な防災行動力を高め、また、防災意識の向上、組織活動の習熟及び防災関係機関との連携を図るため、次に掲げる項目を参考に、防災訓練を実施する。

- (1) 情報伝達訓練
- (2) 避難誘導訓練
- (3) 初期消火訓練
- (4) 救出・救護訓練
- (5) 炊出し訓練等

4 児童・生徒等の防災訓練

保育所・幼稚園・小中学校等は、災害を想定した避難訓練を適宜実施し、児童・生徒の避難行動、教職員による誘導・防災活動等の習熟に努める。

5 南海トラフ地震を想定した防災訓練

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震を想定した津波からの避難のための災害応急対策を中心とした防災訓練を実施する。

〔内 容〕

- (1) 津波警報等の情報収集・伝達訓練
- (2) 参集訓練及び本部運営訓練
- (3) 水門等の操作訓練

第7 人材の教育

市及び防災関係機関は、各々の防災体制の強化と併せて、災害対応力の向上を図るため、幹部を含めた職員への防災教育をより一層充実するとともに、第一線で活動する消防職員及び消防団員の専門教育を強化する。

また、市は大阪府と協力し、国や関西広域連合等が実施する専門的な研修等を活用し、幹部職員及び防災担当職員の災害対応能力の向上を図る。

さらに、市は、大阪府及び国と連携して、市長及び幹部職員を対象とした研修を実施し、市の災害対応能力の向上に努める。

1 職員に対する防災教育

市は、災害時における適正な判断力を養い、各機関における防災活動の円滑な実施を期すため、連携して職員に対し防災教育を実施する。

(1) 教育の方法

ア 防災関係職員

複雑化する災害の態様に即応できるよう高度かつ専門的な教育訓練を実施する。

- ① 他の防災機関への研修派遣
- ② 国、大阪府、人と防災未来センター等が実施する講習会、研修会等への参加
- ③ 見学、現地調査等の実施
- ④ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の作成、周知

イ 一般職員

- ① 大阪府、高石市等が実施する講習会、研修会等への参加
- ② 見学、現地調査等の実施
- ③ 防災活動マニュアル等の配付
- ④ 災害発生時に講ずべき対策等を体系的に整理した応急活動のためのマニュアル等の周知

(2) 教育の内容

ア 高石市地域防災計画及びこれに伴う各機関の防災体制と各自の任務分担

イ 気象、水象、地象、その他災害発生原因及び放射性物質・放射線についての知識並びに災害の種別ごとの特性

ウ 防災知識と技術

- エ 防災関係法令の適用
- オ その他必要な事項

2 市民に対する防災教育

(1) 防災講演会の開催

自治会、自主防災組織、一般市民を対象に防災講演会を開催する。

(2) 初等、中等教育における防災教育の推進

幼・保・小・中学校等の教育活動全体を通じて、防災に関する学習活動を進める。

3 家屋被害認定を行う者の育成

災害時の家屋被害認定の迅速化と適正化を図るために、家屋被害認定調査員の確保・スキルアップに向け、大阪府が実施する家屋被害認定調査員向けの研修に参加する。

第8 防災に関する調査研究の推進

市及び防災関係機関は、災害の未然防止と被害の軽減を図り、かつ総合的、計画的な防災対策を推進するため、災害要因、被害想定及び防災体制等について、調査研究を継続的に実施する。

なお、情報通信技術の発達を踏まえ、A I、I o T、クラウドコンピューティング技術、S N Sなど、I C Tの防災施策への積極的な活用に努める。

第9 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備

市及び防災関係機関は、大規模災害時における自衛隊との連携を円滑に行うため、平常時から連絡体制の強化や派遣の要請手続きの明確化など、自衛隊との連携体制を整備する。

第10 被災による行政機能の低下等への対応

1 防災施設、職員の被災を想定した業務継続計画（BCP）の運用

南海トラフ巨大地震や上町断層帯地震等の大規模地震が発生した場合、庁舎（建物・ライフライン等）や職員等も甚大な被害を受けることが想定される。

そのような状況においても、災害応急対策業務に万全を尽くすとともに、住民生活に直結する業務等をできる限り継続的に実施し、また、やむを得ず中断を余儀なくされた場合においても速やかに復旧できるよう、市では、以下の方針に基づき業務の継続を図るため「高石市業務継続計画（BCP）」を策定している。今後、この計画の実効性の確保に留意しつつ、適切な運用に努める。

- (1) 想定を超える災害に対処するために、本市では、重要情報を保全するため自治体クラウドを他自治体と共同で導入しているが、南海トラフ地震のような特定の事象を想定したB

ＣＰではなく、庁舎が使用不能な場合、電気が使用不能な場合など業務資源が使用困難となった場合を想定し、自治体クラウドを利用したＩＣＴ－ＢＣＰを別途策定し、重要な行政データのバックアップ対策を講じる。

- (2) 災害対応業務では、平常業務と異なる知識、専門性等が求められる。市長不在時の明確な代行順位、本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定を行い、専門性、人数など質と量の両面で要員を確保するため、協定等に基づく外部自治体の応援や外部専門家の活用を検討する。具体的な受入れ手続き、役割・責任分担、応援要員の規模等を事前に調整しておく。
- (3) 災害応急対策業務及び中断が許されない通常業務（非常時優先業務）の整理を行うとともに、その業務の継続を図るため、早期参集等により必要な要員を確保するとともに、執務室をはじめ、電気・水・食料や災害時にもつながりやすい多様な通信手段等にかかる業務資源の確保に努める。
- (4) 本市単独では業務困難な場合を想定し、地域や複数の自治体が連携したＢＣＰを検討する。特に自治体クラウドを共同利用している自治体間では、連携を密にし、自治体クラウドを利用したＢＣＰ及びＩＣＴ－ＢＣＰの共同での策定を検討する。
- (5) 関西防災・減災プランとの整合を図り、関西広域連合による支援を活用する。

第11 事業者、ボランティアとの連携

市は、企業等との間で連携強化を進め、民間事業者に委託可能な災害対策に係る業務（被災情報の整理、救援物資の管理・輸送等）については、あらかじめ、民間事業者との間で協定を締結するなど、協力体制を構築することにより、民間事業者のノウハウや能力等を活用しながら、災害発生時に各主体が迅速かつ効果的な災害応急対策等が行えるように努めるとともに、協定締結等の連携強化にあたっては、訓練等を通じて、発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うなど、実効性の確保に留意する。また、市は、輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設の把握に努める。

また、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を踏まえ、その自主性を尊重しつつ、災害対策全般において、高石市社会福祉協議会と協議しボランティア団体等と連携した取組みが行えるよう、ボランティアの活動環境の整備、ミスマッチ解消に向けたコーディネート、防災協定の締結等に努める。

第2節 情報収集伝達体制の整備

市及び防災関係機関は、災害時の迅速な被害情報の収集及び相互の情報連絡が円滑に行えるよう、平常時から大規模停電時も含めた情報収集伝達体制を確立させておく。また、災害の未然防止及び被害の軽減のため、気象等の観測体制を整備する。

さらに、地域衛星通信ネットワークと市町村防災行政無線を接続すること等により、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを構築するよう努める。

第1 災害情報収集伝達システムの基盤整備

市は、無線通信網の多重化対策、施設設備の耐震化対策及び停電対策を実施するとともに、相互に連携して防災情報システムの構築を図る。また、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。

被災者等への情報伝達手段として、特に市防災行政無線等の無線系（戸別受信機を含む。）の整備を図るとともに、インターネット配信や携帯電話の活用も含め、要配慮者にも配慮した多様な情報伝達手段の整備に努める。

1 防災情報収集システムの充実

災害時に被害の状況を把握し、的確な応急対策を実施するため、市は観測情報や被害情報の収集伝達など、初動活動に支障をきたさないよう情報システムの機能強化を図る。

(1) 大阪府防災情報システムの活用

大阪府の防災情報センターに設置された大阪府防災情報システムの端末機を活用し、気象等観測情報、予測情報及び被害情報を収集分析する体制を強化する。

(2) 大阪府防災行政無線の活用

大阪府防災行政無線による気象予警報等、津波予報等、風水害に関する情報の的確な収集体制を整備する。

(3) 西日本電信電話株式会社より提供される情報の活用

西日本電信電話株式会社により提供される気象等の警報、津波警報の的確な収集に努める。

(4) 統合型GISの活用

GIS（地理空間情報システム）を活用し、災害時の迅速な被害情報の収集、分析及び相互の情報連絡を円滑に行う。

2 無線通信施設の整備

市及び防災関係機関は、災害時の応急活動にかかる情報通信の重要性に鑑み、通信施設の整備及び運用体制の強化を図る。

(1) 高石市

ア 防災行政無線（固定系、移動系）デジタル波の整備充実

イ 固定無線アクセスや無線LAN等を効果的に結合させた電子データ情報通信用無線網の整備

(2) 堺市消防局

ア 消防救急無線等の整備充実

(3) 大阪府警察

ア 警察無線の整備充実

(4) 指定行政機関

ア 海上保安庁（第五管区海上保安本部）無線の整備充実

(5) 指定公共機関

ア 西日本電信電話株式会社等無線の整備充実

① 孤立防止用無線

イ 大阪ガス株式会社無線の整備充実

ウ 関西電力株式会社及び関西電力送配電株式会社無線の整備充実

(6) 防災相互通信用無線の整備

市及び防災関係機関は、災害時に相互に通信できる防災相互通信用無線の整備及び増強を図る。

第2 情報収集伝達体制の強化

市及び防災関係機関は、被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化に努めるとともに、様々な環境下にある住民や職員に対し、津波警報等が確実に伝わるよう関係事業者の協力を得つつ、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）、テレビ、ラジオ（コミュニティFM放送を含む。）、Lアラート（災害情報共有システム）、ポータルサイト（おおさか防災ネット）のウェブページやメール、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、ワンセグ・フルセグ、衛星通信等を用いた伝達手段の多重化・多様化を図る。また、職員の情報分析力の向上を図るとともに被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報等を迅速かつ正確に分析・整理・要約・検索するため、情報の地図化等による伝達手段の高度化や、最新の情報通信関連技術の導入に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

また、市は、消防等防災関係機関との連携により、職員常駐体制又はその代替的な体制の整備に努める。

第3 災害広報体制の整備

市及び防災関係機関は、災害に関する情報及び被災者への生活関連情報を伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。その際、被災者や救助作業等への配慮に努める。

また、市は、国等と連携し、安否情報システム（消防庁）が効果的・効率的に活用されるよ

う、住民に対する普及啓発に努める。

1 災害広報・広聴責任者の選任

災害時の情報の一元化を図るため、広報・広聴担当課は次の業務を行う。

- (1) 災害発生後の時間経過に応じた提供すべき情報の整理
- (2) 要配慮者に配慮した多様できめ細かな広報手段の確保
- (3) 広報文案の事前準備

ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）・津波・気象・海象・水位・放射線量等の状況

イ 住民の不安感の払拭、適切な対応のための呼びかけ

ウ 出火防止及び初期消火の呼びかけ

エ 要配慮者への支援呼びかけ

オ 災害応急活動の窓口及び実施状況

- (4) 災害時の広聴体制の整備

市民等から寄せられる被害状況や応急対策状況等に関する問い合わせ、要望、意見等に対して適切に対応できるよう、専用電話や専用ファクシミリ、相談窓口などの体制を整備する。

- (5) 停電時の市民等への情報提供

適宜、電気事業者と連携し、停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努める。

第4 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供の体制整備

1 住民の安否確認・情報提供の体制整備、システム構築

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を容易かつ確実に伝達できる体制の整備及びシステムの構築を検討する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

3 被災者支援システムの活用

被災者支援システムを導入し、災害発生時後の迅速かつ的確な復旧・復興を行う。

第5 観測体制の整備

災害を未然に防止し被害を最小限にとどめるため、気象、地象等の観測体制の整備・充実を図る。

- 1 震度計の活用
- 大阪府震度情報ネットワークシステムの計測情報により、常に震度の観測を行う。
- 2 雨量計の活用
- 市役所に設置している雨量計により、常に雨量の観測を行う。
- 3 テレメータシステムの活用
- 風水害等の自然災害を防ぐため、大阪府防災テレメータからの情報を活用して市内各所の雨量等を常時観測する体制を整備する。

第3節 火災予防対策の推進

堺市消防局は、市街地における火災の発生を防止するとともに、初期消火の徹底を図り、延焼の拡大を防止するため火災予防対策を推進する。

また、国、大阪府と連携し、大規模災害又は特殊災害に対応するため、高度な技術及び資機材を有する救助隊の整備を推進するとともに、先端技術による高度な技術の開発に努める。さらに、消防団が将来にわたり地域防災力の中核として欠くことのできない代替性のない存在であることを踏まえ、消防団の強化を図るとともに、事業者や大学等への協力に努める。

なお、市及び大阪府、堺市消防局は、警察官、消防職員、消防団及び自主防災組織等の防災対応や避難誘導等にあたる者の危険を回避するため、防災対応等に係る行動ルールや退避基準を定めるとともに、それに基づく訓練及び検証を行い、必要に応じ行動ルール等の見直しを行う。

第1 市街地の火災予防

1 火災予防査察の充実

消防法第4条及び第16条の5、石油コンビナート等災害防止法第40条の規定に基づき、立入り（査察）等を実施し、防火対象物及び危険物施設の実態把握に努め、施設・設備の維持管理指導及び防火指導を行い、火災危険の排除及び火災時の対応に関する指導を行う。

2 防火管理者の育成の推進

学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等、複合用途防火対象物、その他多数の者が出入し、勤務し、又は居住する防火対象物の管理について権原を有する者（以下、「管理権原者」という。）に対し、消防法第8条、第36条の規定による防火管理者の養成を行い、防火・防災管理上必要な業務を適切に実施するよう指導育成する。

3 防火対象物定期点検報告制度の推進

消防法に基づき、一定の防火対象物に対して防火対象物・防災管理定期点検を適正に実施させ、特に厳格な施設管理、人的管理により火災の予防及び火災時、震災時等の被害軽減を図るよう指導する。

4 住宅防火対策の推進

火災予防条例により、既存住宅については住宅用火災警報器設置に関する積極的な啓発活動等を行い、設置の推進を図るとともに、設置済み世帯に対する維持管理についても併せて広報活動を行う。また初期消火や火災拡大防止に有効な消火器や防災品の普及についても広報活動を行う。

5 住民、事業所に対する指導、啓発

住民、事業所に対し、各種防火行事及び予防査察等を通じ、防火意識の普及啓発に努める。

6 高層建築物の火災予防指導

所有者等に対し、出火防止、火災拡大防止、避難、消防活動等に関する事項を定めた高層建築物の防災指導指針に基づく指導を推進する。

7 自衛消防組織の設置指導

堺市消防局は、学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店等の防火対象物で、防災管理者の選任が必要なものの管理について権原を有する者に対し、火災予防だけでなく地震等による被害軽減の観点から、自衛消防組織（消防法第8条の2の5）を設置させ、地震等による火災その他の災害に係る被害軽減のための措置を講ずるよう指導する。

第4節 消火・救助・救急体制の整備

市及び堺市消防局は、大規模災害などに備えて消防力の強化を図り、また、応援体制の整備、関係機関との連携をもって消火、救助、救急体制の充実に努める。

第1 消防力の強化

1 消防施設等の充実

「消防力の整備指針」（平成12年1月20日消防庁告示第1号）に基づき消防署所を配置し、消防車両などの消防施設や情報収集体制、通信機能の強化を図るための消防設備など総合的消防力の充実に努める。

2 消防水利の確保（実施主体：高石市）

- (1) 「消防水利基準」（昭和39年12月10日消防庁告示第7号）に基づき消火栓等を配置する。
- (2) 河川、ため池、農業用水路などの自然水利やプールの活用、耐震性貯水槽などの防火水槽の整備など、消防水利の多様化を図る。
- (3) 遠距離大量送水システム等の消防水利を有効に活用するための消防施設、設備の整備に努める。

3 消防活動体制の整備

迅速かつ的確な消防活動実施のための諸体制の整備に努める。

- (1) 消防体制の充実
- (2) 情報伝達体制の整備充実
- (3) 消防職員の速やかな動員
- (4) 同時多発火災及び大規模火災の対応
- (5) 救助・救急資機材の強化
- (6) 救急隊員の活動強化
- (7) 消防水利の有効活用
- (8) 消防活動資機材等の備蓄と調達
- (9) 住民広報の徹底
- (10) 空路拠点の充実
- (11) 大規模消防応援部隊の受援体制の確立
- (12) 要配慮者への対応

4 消防団の活性化（実施主体：高石市）

地域に密着した消防団の活動能力の向上を図るため、組織の活性化に努める。

(1) 体制整備

人口減少社会を迎える中、地域コミュニティの希薄化により地域のリーダーとなる担い

手不足が懸念されることから、若手リーダーの育成、青年層・女性の消防団活動への積極的な参加の促進、処遇の改善、機能別分団・団員の導入の促進などにより、組織強化に努める。

(2) 消防施設、装備の強化

消防団詰所やポンプ器具庫の確保、消防車両・小型動力ポンプ、車載無線などの防災資機材、ライフジャケット等の安全確保用装備の充実強化を図る。また、消防団詰所については、平常時においては自主防災組織の研修・訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の機能を有する活動拠点としても活用できることから、詰所の整備に努める。

(3) 消防団員の教育訓練

消防団員の防災に関する高度の知識及び技能の向上を図るとともに、消防団員の安全確保の観点から、消防団員に安全管理マニュアル等を徹底するため、教育訓練を実施する。

(4) 津波発災時の消防団員の安全確保対策

津波発生が予想される場合の消防団の活動・安全管理マニュアルを整備し、行動ルールや退避ルールの確立等、津波発災時の消防団員の活動を明確化する。また、訓練及び検証を行い、必要に応じ、行動ルール等の見直しを行う。

(5) 自主防災組織との連携強化

消防団が地域により密着した活動を行うことができるよう、地域の自主防災組織との連携強化に努める。また、自主防災組織等の教育訓練において指導的な役割を担えるよう、必要な対策に努める。

※資料4-1「堺市消防局組織機構図」

※資料4-2「堺市消防局職員の配置表」

※資料4-3「消防庁舎現況」

※資料4-4「各種車両配置表」

※資料4-5「消防通信指令総合システム」

※資料4-6「消防水利状況」

第2 広域消防応援体制の整備

地震等大規模災害発生に備え、自治体相互の応援協定の締結を推進する。

第3 消防の広域化及び消防救急無線等の整備充実

消防機関は、消防・救急活動における情報取扱いの一層の適正化及び通信の高度化を図るため、更なる消防救急無線等の整備充実を進める。

第5節 医療体制の整備

災害時の医療救護活動が迅速かつ適切に行えるよう、大阪府及び医療関係機関と連携しながら、災害時医療体制を整備する。

第1 災害時医療の基本的考え方

災害時医療救護活動は、災害のため医療機関等が被災・混乱し、被災地の住民が医療の途を閉ざされた場合に、医療等を提供し被災者の保護を図るための活動である。

この際、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて被災地域の内外を問わず、以下の点に留意し市内の全ての医療機関が救命医療を最優先とした最大限の活動を実施する。

また、大規模災害時には、大阪府和泉保健所等と連携し、刻々と変化する現地医療ニーズを的確に把握・分析のうえ、必要な医療救護班を組織し派遣するなど、中長期にわたる医療救護活動を実施する。

1 現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、「救護所」において実施する。

市は、高石市医師会に所属する医師によりあらかじめ構成される高石市医療救護班により、応急救護所（災害発生直後の短期間、災害現場付近に設置する救護所）及び医療救護所（災害発生直後から中長期にわたって、指定避難所等に併設される救護所）において、被災者の傷害程度に基づく治療の選択（トリアージ）や搬送前の応急処置、軽症者の治療を行う。

- (1) 医療機関をできるだけ「救護所」と位置づけ、医療救護班の派遣と物資の供給を行う。
- (2) 災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

2 後方医療活動

救護所で対応できない重症、重篤患者の二次、三次医療を提供するため、災害医療協力機関を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

- (1) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先し活動する。
- (2) 被災地域内で対応困難な重症患者は、ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機等によりできるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療する。
- (3) 特定の医療機関に患者が集中しないよう、できるだけ（大阪府域外も含め）多数の医療機関へ分散した搬送、治療を行う。
- (4) 医療機関を機能別、地域別に体制化し、重傷度、緊急度に応じた適切な患者の搬送、受入れを行う。

第2 医療情報の収集・伝達体制の整備

市は、大阪府及び高石市医師会と相互に連携し、災害時における医療活動が円滑に行えるよう医療機関の被害状況や空床状況を把握するとともに、大阪府が推進する広域災害・救急医療情報システム（EMIS）の有効活用を推進する。また、大阪府は、災害時の医療情報が迅速かつ的確に把握し、発信できるよう、市及び医療関係機関に対して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）を的確に活用できるよう入力操作等の研修や訓練を定期的に行うとともに、その充実に努める。

また、市、大阪府及び医療機関は、災害時の医療機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

1 連絡体制の整備

- (1) 市、大阪府及び医療機関は、災害時の連絡、調整窓口や情報内容、情報収集提供方法、役割分担を定める。
- (2) 市は、各医療機関が有する情報収集伝達手段が麻痺した場合においても、医療機関の被害状況や医療情報が収集伝達できるように、災害医療情報連絡員を指名する。

2 その他

- (1) 市は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段（災害時優先電話回線等）を確保する。
- (2) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

第3 現地医療体制の整備

市は、高石市医師会、大阪府及び医療機関と連携し、災害発生時に通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が発生した場合や、医療機関の被害によって被災地域に医療の空白が生じた場合に適切な現地医療活動が実施できるよう、現地医療体制を整備する。

1 高石市医療救護班の体制整備

市は、現地医療活動に従事する高石市医療救護班の編成・派遣方法について、高石市医師会及び地域の医療機関と連携しあらかじめ定める。

2 救護所等の設置体制

市は、高石市医師会及び地域の医療機関と協力し、救護所の開設手順や役割分担等の体制を整備する。

3 医療救護班の派遣要請の確認

市は、市単独では十分な対応ができない程度の災害が発生した場合は、大阪府（和泉保健所等）を通して日本赤十字社大阪府支部に医療救護班の派遣を要請する。

4 緊急医療班の受入れ体制の整備

市及び大阪府和泉保健所は、市災害対策本部及び保健所保健医療調整本部を通じて、他市等からの緊急医療班及び医療ボランティア等の受入れ体制について、あらかじめ調整しておく。

緊急医療班の中には、災害の発生直後の急性期に活動を開始できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

第4 後方医療体制の整備

市は、地域における災害医療の拠点となる医療機関との連携を図るとともに、他の医療機関についても災害時に連携が図られるよう協力体制の整備に努め、後方医療体制を充実する。

1 広域搬送拠点臨時医療施設

八尾SCU

2 災害拠点病院（地域災害医療センター）

岸和田徳州会病院

3 市災害医療センター

高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター

4 災害医療協力病院

浜寺病院、高石藤井心臓血管病院

第5 医薬品等の備蓄及び確保

1 備蓄

市は、災害発生後3日程度の間に必要とする医薬品（包帯、解熱鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の備蓄を進めるとともに、高石薬剤師会等の医療関係機関の協力を得て、医薬品及び医療用資器材の備蓄等の確保体制を整備する。なお、日本赤十字社大阪府支部は、輸血用血液の確保体制を整備する。

2 その他

1においてもなお医薬品等が不足する場合には、大阪府薬務課に要請する。

第6 患者等搬送体制の確立

市は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のための

陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制を明確化する。

1 患者搬送

市は、大阪府及び災害医療機関と連携し、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、広域災害・救急医療情報システム（E M I S）の受入れ可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を明確化する。

2 医療救護班の搬送

市をはじめとする医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を明確化する。

3 医薬品等物資の輸送

(1) 市

市は、医薬品等の受入れ及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(2) 大阪府、日本赤十字社大阪府支部

医薬品等の大阪府外からの受入れ及び被災地への輸送手段の確保、輸送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

第7 個別疾病対策

市及び大阪府は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じるため、特定診療災害医療センター、各専門医会関係団体と協力して医療機関のネットワーク化、必要医薬品等の確保、供給体制及び在宅医療患者への情報提供方法などを整備する。

併せて、被災者のこころのケアを行う専門チームである災害派遣精神医療チーム（D P A T）についても大阪府や関係機関と連携のうえ、体制整備に努める。

第8 医療関係者に対する訓練等の実施

1 災害医療訓練の実施

各医療機関は、自ら実施する消防訓練等において、災害時を想定した訓練内容を加味して訓練を実施するように努める。

第6節 緊急輸送体制の整備

災害発生時に救助、救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努めるとともに、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港等の輸送施設及びトラックターミナル、総合体育館等の輸送拠点について把握・点検する。

第1 陸上輸送体制の整備

1 緊急交通路の選定

市及び大阪府は、大阪府警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するため、緊急交通路を選定する。

(1) 広域緊急交通路（大阪府選定）

ア 大阪府県間を連絡する主要な道路

イ 大阪府域の広域防災拠点、後方支援活動拠点、陸上、海上、航空輸送基地などを連絡する主要な道路及び接続道路

ウ 各府民センタービル、市町村庁舎など市町村の輸送拠点及び災害拠点病院を連絡する主要な道路及び接続道路

エ 津波による沿岸部の被災を考慮した、内陸部から沿岸部への楕の歯型のアクセス道路
※資料2-6 「防災マップ」

(2) 地域緊急交通路（市選定）

広域緊急交通路と市庁舎、災害時用臨時ヘリポート、市災害医療センター、災害医療協力病院及び救援物資集積場所、指定避難所等を連絡する道路

※資料2-6 「防災マップ」

2 緊急交通路の整備

道路管理者は、多重性、代替性を考慮した緊急輸送ネットワークを確保するため、あらかじめ選定された緊急交通路の効率的な整備に努める。

3 災害時の応急点検体制の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行の支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

4 緊急交通路の周知

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、災害時に緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、平常時から住民へ緊急交通路の周知に努める。

5 重要物流道路の指定等

国土交通大臣は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路管理者と協議のうえ、

物流上重要な道路輸送網を重要物流道路として指定し、機能強化及び重点支援を実施する。

第2 航空輸送体制の整備

救援物資等の緊急受入れ及び搬出のため、災害時用臨時ヘリポートを整備・指定する。また、誤着陸防止用及び道しるべとして公共施設等へのヘリサインの整備に努める。

三次救急医療機関等をはじめとする高度医療施設は、負傷者の搬送及び救急活動にヘリコプターを有効活用するため、緊急離着陸場等を確保するよう努める。

第3 水上輸送体制の整備

港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、必要な岸壁の耐震化を促進するとともに、災害時の物流拠点として必要な施設の整備に努める。

また、国、港湾管理者等の関係機関は港湾法の改正（平成25年11月22日）を踏まえ、港湾の相互間の広域的な連携による航路啓開等の港湾機能の維持・継続のための対策や緊急輸送等災害時に必要な航路等の機能の確保に努める。また、港湾管理者（大阪府）は航路等の水域沿いの民間港湾施設の適切な維持管理等について指導するとともに、国と連携し民間事業者が耐震対策を実施する際には必要に応じて支援する。

港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、建設業者等を活用し、発災後の港湾及び漁港の障害物除去、応急復旧等に必要な人員・資機材等の確保に努める。

第4 救援物資集積場所の指定

災害時において物資の受入れ、一時保管及び市内各区域への配送を効果的に行うため、陸上及び海上ルートにおける救援物資集積場所を指定する。

第5 物資を指定避難所等へ的確に供給する仕組みの構築

市の備蓄物資や各自治体、企業等からの救援物資を迅速かつ円滑に指定避難所等に搬送できるように、ニーズの把握方法、救援物資集積場所や搬送方法、搬送ルートなどの物資供給体制の仕組みを次の事項を踏まえて構築する。

- 1 発災直後で被災者のニーズが把握できない段階にあつては、被災者のニーズを待たずに、当面必要とされる物資を短時間で効率的に供給する（プッシュシステム）。最低限の必要物資が行き渡った後に、順次、被災者のニーズに対応した物資を供給する（プルシステム）。
- 2 救援物資集積場所から指定避難所への配送は、地域に詳しい宅配事業者によるのが効果的

である。

- 3 必要なものが的確に出荷元に情報伝達されていないと、救援物資集積場所に滞留在庫が大量に生じることになる。
- 4 義援物資について
 - (1) 必要な物資、不要な物資についての情報を明確に発信する。
 - (2) ダンボール箱への混載は避け、中身を明示していただくよう周知する。
- 5 医薬品の仕分けのため、救援物資集積場所に薬剤師を配置する。

第6 民間事業者との協力体制の整備

災害時の人員、応急資機材等の輸送等を迅速かつ効果的に行えるよう、民間事業者と緊急時の輸送協力体制について協定締結等その整備を行う。

- 1 物流システムのノウハウを有する民間事業者の協力を得ることにより、物資の管理・輸送体制を確保する。
- 2 効率のよい物流体制の実現のために発災直後から物流専門家が現場で調整を行うことが有効である。
- 3 災害時において物資の輸送等に必要な燃料を確保するため、民間事業者及び団体との協定を締結する。

第7 輸送手段の確保

防災関係機関は、陸上輸送、航空及び水上輸送などによる人員、物資の輸送手段を確保するための体制や災害時における運用の手順を整備する。

- 1 車両、航空機、船舶などの把握
防災関係機関は、緊急時において確保できる車両、航空機、船舶などの配備や運用をあらかじめ計画する。
- 2 調達体制の整備
市は、大阪府と連携し、防災関係機関の輸送能力を補完するため、民間事業者との連携に努める。

第8 交通規制・管制の確保

- 1 大阪府公安委員会
災害対策基本法50条第2項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として

第2章 防災体制の整備

第6節 緊急輸送体制の整備

使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査し、緊急通行車両と認めたときは、「緊急通行車両等事前届出済証」を交付する。

※資料8-7「緊急通行車両事前届出書」

2 大阪府警察

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(1) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために必要な整備を行う。

(2) 災害に強い交通安全施設の整備

ア 信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

イ 災害時の信号制御システム等の整備

ウ 交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

3 道路管理者

災害時における道路施設の破損・欠壊等交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく通行規制を実施するために必要な対策を行う。

4 堺海上保安署

港内及び港の周辺海域における海上交通安全確保のため、必要な資機材、要員の確保に努める。

第7節 避難受入れ体制の整備

災害から住民を安全に避難させるため、指定緊急避難場所、避難路、指定避難所をあらかじめ指定し、日頃から住民に周知するとともに施設の整備に努める。

第1 指定緊急避難場所、避難路の指定

市は、指定緊急避難場所及び避難路を指定し、日頃から住民に対し周知に努める。

なお、指定緊急避難場所については、市は、災害種別に応じて被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有し、想定される津波や洪水等の水位以上の高さに避難者の受入れ部分及び当該部分への避難経路を有する施設であって、災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。

なお、指定緊急避難場所は災害種別に応じて指定がなされていること及び避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

特に、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不適当である場合があることを日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。

1 火災時の避難場所及び避難路の指定

(1) 一時避難場所

火災発生時等に住民が一時的に避難できる概ね1ha以上の場所を一時避難場所として指定する。

(2) 広域避難場所

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所であって、概ね10ha以上の空地等に、想定される避難者1人当たり概ね1㎡以上（「防災公園計画・設計ガイドライン」に基づいて整備される防災公園については、想定される避難者1人当たり概ね2㎡以上の避難有効面積を確保できること）の有効面積を確保できる場所とするが、10ha未満の空地であっても、周辺地域に耐火建築物等が存在し、火災に対して有効な遮断が可能な場合は広域避難場所として選定できる。その他、土地利用の状況その他の事情を勘案して、避難上必要な機能を有すると判断できるものは指定できるものとする。本市の広域避難場所は次のとおり。

鴨公園周辺、高南中学校周辺

(3) 避難路

広域避難場所へ通じる避難路を指定する。

ア 原則として幅員が16m以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者

の安全が確保できると認められる場合には、幅員10m以上の道路）又は10m以上の緑道
イ 沿道市街地における土地利用の状況その他の事情を勘案して、地震災害時における
避難上必要な機能を有すると認められる道路又は緑道（アに該当するものを除く。）
ウ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。
エ 浸水等により交通不能になるおそれがないこと。

※資料3-5「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

2 その他の避難場所及び避難路の指定

津波、浸水に備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難場所、避難路を指定する。

なお、避難場所・避難路の指定にあたり、市は、指定緊急避難場所を指定して誘導標識等を設置する場合は、日本産業規格に基づく災害種別一般図記号を使用して、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

併せて市は、災害種別一般図記号を使った避難場所標識等の見方に関する周知に努める。

なお、避難場所標識等については、案内図記号（J I S Z 8210）の追補6「災害種別一般図記号」及び図記号を使った表示方法に係る「災害種別避難誘導標識システム（J I S Z 9098）」を用いる。

また、指定した避難場所、避難路については、洪水、津波ハザードマップ等により日頃から周知に努める。

避難場所のうち、災害時用臨時ヘリポートに指定されているところにあつては、上空から施設を確認できるよう、施設名の対空表示に努める。

(1) 避難場所

避難者1人当たり概ね1㎡以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難場所又はこれに準ずる安全な場所に通じる原則幅員3m以上の安全な道路及び緑道

第2 避難場所、避難路等の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難場所、広域避難場所及び避難路を、避難行動要支援者にも配慮して整備するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図る。

1 一時避難場所

- (1) 避難場所標識等による住民への周知
- (2) 周辺の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難場所

- (1) 避難場所誘導標識の設置

- (2) 防災行政無線（同報系）屋外子局の増設など避難市民への情報伝達手段の整備
- (3) 周辺における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (4) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 避難路であることを示す標識の設置
- (2) 沿道における耐震・耐火建築物の整備促進及び緑化の促進
- (3) 落下・倒壊物対策の推進
- (4) 段差解消、誘導ブロックの設置等

第3 指定避難所の指定、整備

市は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失などにより、避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる、指定避難所を指定、整備する。また広報紙、ホームページなどの手段により、住民に対し指定避難所の情報を周知する。さらに、避難者等の発生規模と指定避難所や応急住宅等による受入れ人数等について、あらかじめ評価するとともに、それらが不足した場合、大阪府と連携し、公的施設や民間施設の指定避難所としての利用拡大、応急住宅としての空き家・空き室の活用、自宅での生活が可能な者に対する在宅避難への誘導等を行い、受入れの確保を図る。

1 指定避難所の指定

指定避難所の指定は、非構造部材も含めた耐震化・不燃化の促進、非常用電源の確保等、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努め、次の事項を踏まえて行う。

台風の接近・通過、地震災害時は、指定避難所を必要に応じて開設する。

- (1) 市は、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、できるだけ津波による浸水の危険性の低い場所に、地域的な特性や過去の教訓、想定される災害等を踏まえ、その管理者の同意を得たうえで、被災者が避難生活を送るための指定避難所をあらかじめ指定し、住民への周知徹底を図る。なお、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策として、感染症患者が発生した場合の対応を含め、ホテル等の活用等を含めた指定避難所の確保について検討するよう努める。
- (2) 指定避難所については、市は、被災者を滞在させるために必要となる適切な規模を有し、速やかに被災者等を受け入れること等が可能な構造又は設備を有する施設であって、想定される災害による影響が比較的少なく、災害救援物資等の輸送が比較的容易な場所にあるものを指定する。なお、主として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあつては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられ、相談等の支援を受けることができる体制が整備されているもの等を指定する。また、指定緊急避難場所と指定避難所の役割が違うことについて、日頃から住民等への周知徹底に努めるものとする。
- (3) 市は、学校を指定避難所として指定する場合には、学校が教育活動の場であることに配

慮するものとする。また、指定避難所としての機能は応急的なものであることを認識のうえ、指定避難所となる施設の利用方法等について、事前に教育委員会等の関係部局や地域住民等の関係者と調整を図る。

- (4) 市は、指定避難所の施設については、必要に応じ、良好な生活環境を確保するために、換気、照明等の設備の整備に努めるとともに、被災者による災害情報の入手に資するテレビ、ラジオ等の機器の整備を図る。また、必要に応じ指定避難所の電力容量の拡大に努めるものとする。

※資料2-6 「防災マップ」

2 指定避難所の整備

- (1) 市は、避難生活等の長期化に対応できるよう指定避難所の耐震化・不燃化の促進及び福祉仕様のトイレ設置をする（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを支障なく利用できる場合は、この限りではない。）など要配慮者への配慮を図り、避難の実施に必要な施設等を整備する。その際、大阪府福祉のまちづくり条例や高石市福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえること、歩行が困難な障がい者等の通路を確保すること等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。
- (4) 中長期の停電に対応できる非常用電源設備（自家発電設備等）を確保するとともに、設置場所の検討、非常用電源設備の稼働持続時間の把握と燃料確保体制の整備に努める。
- (5) 市は、非常用電源、携帯型防災行政無線等の通信機器等のほか、空調、洋式トイレなどの整備に努める。さらに、テレビ、ラジオ等被災者による災害情報の入手に資する機器の整備を図る。
- (6) 市は、指定避難所又はその近傍で地域完結型の備蓄施設を確保し、食料、水、常備薬、炊き出し用具、毛布等避難生活に必要な物資等の備蓄に努める。

〔参 考〕

「大阪府地震被害想定調査結果」では、本市における避難所生活者は、上町断層帯地震Bで最大12,153人が想定されている。

3 指定避難所の運営管理体制の整備

市は、避難生活等の長期化に対応できるよう指定避難所の開設基準、管理体制、指定管理者との連携、災害対策本部との連携、避難所ボランティア等の地元住民との協力体制を整備する。

- (1) 指定避難所は、高石市災害対策本部からの指示により、災害対策本部事務分掌に基づき、担当班が自主防災組織等の協力を得て開設する。
- (2) 市（災害対策本部等）と指定避難所の連絡、伝達等は、電話又は防災行政無線により行う。
- (3) 指定避難所の運営は、担当班、地域の自治会及び自主防災組織との連携により行う。
- (4) 市は、「指定避難所開設運営マニュアル」（平成30年3月）が適切に運用できるよう、訓練等を通じて、住民等に対し、あらかじめ、指定避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努める。この際、住民等への普及にあたっては、住民等が主体的に指定避難所を運営できるように配慮するよう努める。なお、指定避難所ごとに策定したマニュアル運用編については、実効性を高めるため、住民主体による訓練や意見交換を重ねながら必要に応じて修正等を行うものとする。
- (5) 市及び各避難所運営管理者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。

4 要配慮者に配慮した施設整備等

人口減少社会を迎える中、要配慮者となる高齢者の増加、支援者となる若年者の減少が懸念されることから、市は、要配慮者が利用しやすいよう、指定避難所に指定された施設のバリアフリー化などに努めるなど、次の基準により施設の福祉的整備を図る。また、要配慮者を保護するために、二次的避難所として福祉避難所の指定を進める。また、福祉関係者等の協力も得ながら、指定避難所における介護や医療的ケア等の支援活動を充実させるため、大阪府と連携し必要な人員を確保する。

- (1) 多人数の避難に供する施設の管理者は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、大阪府福祉のまちづくり条例や市福祉のまちづくり要綱、その他要配慮者の権利擁護・配慮に関する法令等に基づくとともに、障がい者等が落ち着ける環境を工夫することや、障がい特性に対応したコミュニケーション手段を踏まえることや、歩行が困難な障がい者等の通路を確保する等、さまざまな対応方法や配慮事項を踏まえた整備・改善に努める。
- (2) 市は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食料・物資の受け取り、仮設トイレの使用等）に支障のないよう配慮する。
- (3) 市は、施設管理者の協力を得て、大阪府とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める（施設ごとの備品の整備が困難な場合は、緊急時に支障なく使用に供することができるよう、管理体制を整える。）。

第4 避難者の受入れ

市は、指定緊急避難場所や指定避難所に避難した避難者について、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案しながら、あらかじめ受け入れる方策について定めるよう努める。

第5 避難勧告等の事前準備

1 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の適切な運用

市は、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報といった避難情報について、河川管理者、水防管理者、気象台等の協力を得つつ、洪水、高潮等の災害事象の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法、警戒レベルに対応した避難行動や避難の際の留意点等を明確にしたマニュアルを作成している。今後、このマニュアルの適切な運用に努めるとともに、実効性を高めるため、必要に応じて、マニュアルを改訂する。

2 住民への周知・意識啓発

市は、避難勧告や避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された際、既に周囲で水害が発生しているなど、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から周知しておく。

避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警戒レベル1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）	
警戒レベル2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意）
警戒レベル3	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えるとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	避難準備・高齢者等避難開始 （市が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・大雨警報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）

警戒 レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促 す情報	住民が自ら行動をとる際 の判断に参考となる情報 (警戒レベル相当情報)
警 戒 レベル 4	危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ＜市から避難指示(緊急)が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示(緊急)は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。	避難勧告、避難指示(緊急) (市が発令)	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布(非常に危険) ・高潮特別警報 ・高潮警報(暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報)
警 戒 レベル 5	災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	災害発生情報 (市が発令)	・氾濫発生情報 ・(大雨特別警報(浸水害))※2

- 注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「避難準備・高齢者等避難開始」「避難勧告」は発令せず、基本的には「避難指示(緊急)」のみ発令する。
- 注2 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示(緊急)及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- 注3 市が発令する避難勧告等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注4 ※2の大雨特別警報は、洪水の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報「洪水」として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

第6 避難誘導体制の整備

- 1 市は、発災時の避難誘導に係る計画をあらかじめ作成する。また、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により、その内容の住民等に対する周知徹底を図るための措置を講じることとし、周知にあたっては、要配慮者・避難行動要支援者に配慮するものとする。その際、複数河川の氾濫、台風等による高潮と河川洪水との同時発生等、複合的な災害が発生することを考慮するよう努める。

なお、防災マップの作成にあたっては住民参加型等の工夫をすることにより、災害からの避難に対する住民等の理解の促進を図るよう努める。

- 2 地域特性を考慮した避難誘導体制を整備するとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、安全な避難が行えるよう消防団や自治会、自主防災組織、高石市社会福祉協議会や民生委員・児童委員、介護・福祉サービス事業者、ボランティア等の地域住民と連携した体制づくりを推進する。
- 3 市は、要配慮者の避難行動をはじめ、安否確認、指定避難所における生活等に対する支援を円滑に行うために、大阪府が示す「避難行動要支援者支援プラン作成指針」に基づいた「高石市避難行動要支援者支援プラン」（全体計画）を作成し、避難行動要支援者の情報把握、市・避難支援者・関係機関等での情報共有、避難誘導及び安否確認の支援体制を整備するよう努める。
- 4 学校、社会福祉施設等の施設管理者は、災害時に施設内の利用者を安全に避難させるための体制づくりを推進する。また、学校は、保護者との間で、災害発生時における児童生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定める。さらに、市は、小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と市町村間、施設間の連絡・連携体制の構築を行う。
- 5 地下街、劇場等の興行場、駅、その他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、突発性の災害の発生に備え、避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努める。なお、この際、必要に応じ、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した計画、訓練とするよう努める。また、市は、施設の管理者等に対して、計画作成を働きかけていく。

第7 広域避難体制の整備

市は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

第8 応急危険度判定体制の整備

市は、大阪府と連携し、住民の安全確保を図るため、建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物等の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定体制の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、大阪府が主催する被災建築物応急危険度判定講習会を受講させ、応急危険度判定士を養成し、大阪府へ登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

大阪府及び市は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定体制の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、市職員に、大阪府が主催する被災宅地危険度判定講習会を受講させ、被災宅地危険度判定士を養成し、大阪府へ登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備等、実施体制の整備を図る。

(3) 被災宅地危険度判定制度の普及啓発

市は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

第9 応急仮設住宅等の事前準備

1 応急仮設住宅用地の事前選定

市は、あらかじめ、各種災害に対する安全性に配慮しつつ、公共空地の中から、応急仮設住宅の建設候補地を選定する。なお、学校の敷地を応急仮設住宅の用地等として定める場合には、学校の教育活動に十分配慮する。

また、災害時における被災者用の住居として利用可能な住宅の空家等の把握に努め、災害時に迅速に斡旋できる体制の整備に努める。

2 応急仮設住宅の調達体制等の確立

大阪府は、応急仮設住宅の建設・借上げ及び被災住宅の応急修理を円滑に実施するため、

あらかじめ関係団体と協定を締結する。また、要配慮者に配慮した住宅の仕様について検討する。

第10 り災証明書の発行体制の整備

市は、災害時にり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局を定め、家屋被害認定調査員の育成、他の地方公共団体や民間団体との応援協定の締結、り災証明発行業務のシステム化、住家被害認定調査及びり災証明書発行業務の要員名簿の作成等を計画的に進めるなど、り災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

また、住家被害の調査やり災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努めるものとする。

さらに、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明するものとする。

大阪府は、市におけるり災証明書の交付が遅滞なく行われるよう、市に対し、家屋被害認定調査員のための研修機会の拡充等により、災害時の家屋被害認定の迅速化を図るとともに育成した調査の担当者の名簿への登録、他の都道府県や民間団体との応援協定の締結等により、応援体制の強化を図る。

第8節 緊急物資確保体制の整備

災害による家屋の損壊、滅失、浸水、流失等により水、食料、生活必需品の確保が困難となった住民に対して、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、その確保体制を整備する。

第1 給水体制の整備

市は、災害発生後3日間は1日1人当たり3リットルの飲料水を供給することを目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう大阪府及び大阪広域水道企業団と相互に協力し、給水体制の整備に努める。

1 施設等の整備

- (1) 給水拠点の整備（緊急遮断弁及び緊急給水設備の設置）
- (2) 給水車等の配備、給水資機材の備蓄、体制の整備
- (3) パック水・缶詰水の備蓄

2 規定等の整備

- (1) 応急給水マニュアルの整備
- (2) 相互応援体制の整備

大阪府及び大阪広域水道企業団と相互に協力して大阪広域水道震災対策中央本部を立ち上げ、迅速な給水活動等に必要な情報収集、総合調整、相互応援体制の確立に努める。また、その他自治体との応援体制の確立に努める。

- (3) 指定給水装置工事事業者等協力体制の整備

給水活動実施のため指定給水装置工事事業者等と災害時における協力体制の整備に努める。

3 井戸水による生活用水の確保

大阪府と市は、災害時における家庭用などの井戸水の有効活用を図るため、災害時協力井戸の登録を推進するなど、生活用水の確保を図る。

第2 食料・生活必需品の確保

市は、大阪府をはじめとする防災関係機関と協力して、食料、生活必需品の確保に努める。

1 大阪府、市の備蓄等

- (1) 重要物資の備蓄

市は、南海トラフ巨大地震をはじめとした大規模災害に対し、それぞれ最大の被害をもたらす災害を想定し、被災者支援のために特に必要とする食料など11品目を重要物資と位置づけ、大阪府と市で1：1を基本とした役割分担の下、必要量の備蓄を計画的に進める。

第2章 防災体制の整備

第8節 緊急物資確保体制の整備

必要量は、直下型地震（1日分）と南海トラフ巨大地震（3日分）それぞれの避難所避難者数を下表の算出式で算出した数量を比較し、多い方とすることから、本市では3日分を必要数量として設定され、その半分が本市の目標である。

品 目	算 出 式
食料	避難所避難者数×3食×1.2（注）。 （注）1.2は、避難所避難者以外の食料需要を想定したもの。
高齢者用食	上記で算出した数量のうち、5%（80歳以上人口比率）を高齢者食とする。
毛布	避難所避難者数×必要枚数2枚/人。
乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）	【粉ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×130g/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる） 【液体ミルク】 避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1リットル/人/日（南海トラフ想定の場合は3日乗じる）
哺乳瓶	避難所避難者数×1.6%（0～1歳人口比率）×70%（人工授乳率）×1本（注）/人。 （注）「瓶」以外、「使い切りタイプ」等の場合は5回/人/日とする。 ※市町村は、必要数分（100%）、大阪府は予備分とする。
乳児・小児用おむつ	避難所避難者数×2.5%（0～2歳人口比率）×8枚/人/日。
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合0.005×8枚/人/日。
簡易トイレ	避難所避難者数×0.01 ※避難所避難者100人に1基、市町村はBOX型（マンホールトイレ等含む。）、大阪府は調達を含め組立式等をそれぞれ確保する。
生理用品	（直下型地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×48%（12～51歳人口比率）×52%（12～51歳女性人口比率）×5/32（月経周期）×5枚/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
トイレットペーパー	（直下型地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×7.5m/人/日×3日で算出した数量を比較し多い方
マスク	（直下型地震による）避難所避難者数と（南海トラフ巨大地震による）避難所避難者数×3日で算出した数量を比較し多い方

※大阪府の「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」より抜粋
 ※本市の避難所避難者数は、23,087人と想定されている。

(2) その他の物資の確保

長期に渡る避難生活に必要な物資の確保体制をあらかじめ整備する。

- ア 日用品セット（タオル、Tシャツ、石鹸、歯磨きセット等）
- イ 光熱用品（エルピーガス、エルピーガス器具、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等）
- ウ 精米、即席麺などの主食
- エ ボトル水・缶詰水等の飲料水

- オ 野菜、漬物、菓子類などの副食
- カ 被服（肌着等）
- キ 医薬品等（常備薬、救急セット、マスク、消毒液）
- ク ブルーシート、土のう袋
- ケ 炊事道具・食器類（鍋、炊飯用具等）
- コ 仮設風呂・仮設シャワー
- サ 簡易ベッド、間仕切り等
- シ 要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等（車いす、トイレ、視覚障がい者用つえ、補聴器、点字器等）
- ス 棺桶、遺体袋など

(3) 備蓄、供給体制の整備

市は、大阪府の広域防災拠点（南部）との連携を図りながら、総合体育館を救援物資集配拠点とし、速やかに物資等を輸送、提供するため、分散備蓄などの体制整備に努めるとともに、民間事業者との協定等により物資の確保を図る。

また、災害の規模等に鑑み、防災拠点等での管理・仕分け、輸送について、専門性を有する民間事業者等との連携及び民間事業者の物流施設の活用により、迅速かつ効率的に集配できるよう体制を整備するとともに輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設を把握しておく。さらに、必要に応じて共同備蓄や備蓄の相互融通を行う。

- ア 拠点備蓄倉庫、指定避難所備蓄倉庫の整備
- イ 備蓄物資の点検及び更新
- ウ 定期的な流通在庫量の調査の実施
- エ 供給体制の整備（共同備蓄や相互融通含む）
- オ 救援物資集配拠点（総合体育館）から各指定避難所への物資の配送及び支給体制の整備

2 その他の防災関係機関

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給についての連絡
- (2) 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
- (3) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品などの備蓄

第3 他自治体、事業所からの物資の調達

災害の規模に応じて必要な緊急物資は災害時相互応援協定の整備に努めるとともに、事業所と災害時の緊急必要物資について調達体制の整備に努める。

第9節 ライフライン確保体制の整備

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努めるものとする。

第1 上水道

災害時における被害の拡大防止、水道水の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 市は、施設の被害状況等を迅速に把握し、復旧活動等及びその支援を的確に行うための体制を整備する。
- (2) 管路の多重化等によりバックアップ機能を強化する。
- (3) 関係機関との協力体制を整備する。
- (4) 応急復旧マニュアル等を整備する。
- (5) 管路図等の管理体制を整備する。

2 災害対策用資機材の整備等

市は応急復旧用資機材の整備及び調達体制の確保を行う。

3 防災訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び関係機関との協力体制の充実強化、緊急対応の熟知並びに防災意識の高揚を図るため、大阪広域水道企業団などが計画する防災訓練に計画的に参加する。

4 協力体制の整備

- (1) 市は、迅速な復旧活動に必要な情報を収集し、総合調整、指示、支援を行うために大阪広域水道震災対策中央本部の一員として、大阪府及び大阪広域水道企業団と互いに協力して活動する。また、その他自治体との協力応援体制を整備する。
- (2) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

5 住民への広報

市は、飲料水等の備蓄の重要性や非常時における節水や水道の利用制限等について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第2 下水道

災害時における被害の拡大防止、衛生的生活環境の維持及び迅速かつ的確な応急復旧を行う

ために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

市は、被害状況の迅速な把握及び円滑な復旧を図るため、損傷の可能性が高い施設を常に把握しておくとともに、施設管理図書を保存・整備する。

2 災害対策用資機材の整備

- (1) 災害時に必要な復旧用資機材の確保に努める。
- (2) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。

3 防災訓練の実施

市は、情報収集連絡体制及び他市町村等との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市等が計画する防災訓練に計画的に参加する。

4 協力応援体制の整備

- (1) 施設の点検、復旧要員の確保を図るため、大阪府・市町村間の協力応援体制を整備する。
- (2) 「下水道事業災害時近畿ブロック支援に関する申し合わせ」に基づき、福井県・三重県・滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県・徳島県の近畿2府7県をはじめ、国、他の地方公共団体及び民間団体との相互支援要請体制を整備する。
- (3) 民間事業者等との協定締結による協力応援体制の整備に努める。

5 住民への広報

市は、水質汚濁防止や非常時の下水排除の制限等について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

災害時における被害の拡大防止、電力の安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 被害状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備・強化に努める。
- (2) 災害対策組織をあらかじめ定めておく。また、災害により拠点が被災した場合の災害対策活動拠点についてもあらかじめ定めておく。
- (3) 対策要員の動員体制を整備する。
- (4) 重要施設への電力を確保するため、優先復旧についてあらかじめ計画を策定する。
- (5) 平時から地方防災会議への参加により災害時の情報提供、収集など相互連携体制を整備しておく。
- (6) 防災関係機関との連携強化により平時の各種訓練の相互参画、定期的な会議及び情報交換の実施、災害発生時の連絡体制の確立、相互協力を行う。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害復旧用資機材の確保体制を整備する。
- (2) 災害対策用設備（移動用変圧器等）を整備する。
- (3) 災害対策車両（発電機車等）を整備する。
- (4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を確保する。
- (5) 衛星通信の配備など情報通信手段の多様化を図る。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、最大クラスの災害である南海トラフ巨大地震も想定した各種訓練を計画的に実施する。

- (1) 社員の安全を確保するために地震、津波の襲来を想定した避難訓練、情報連絡訓練を実施する。
- (2) 応急復旧技能を維持するために設備復旧訓練を実施する。
- (3) 迅速、確実な情報連携や的確な意思決定に基づく行動ならびに社外対応を行うために図上訓練を実施する。

4 協力応援体制の整備

単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者から協力を得る体制を整備する。

- (1) 復旧用資機材、要員について、他電力会社及び電源開発株式会社等と相互の応援体制を整備する。
- (2) 災害時の一時的な供給力不足に対応するため、「二社間融通電力需給契約」及び広域的運営推進機関の指示に基づき他電力会社との電力融通体制を確保する。

5 住民への広報

関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、飛散物による停電の拡大や、感電、漏電、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

災害時における被害の拡大防止、ガスの安定供給及び迅速かつ的確な応急復旧を行うために、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

- (1) 緊急措置判断支援システム（地震発生時に地震計、圧力計などの情報を迅速かつ的確に把握するシステム）の活用により被災地区の供給停止判断の迅速化を図る。
- (2) 緊急時ガス供給停止システムを強化する。

ア 感震自動ガス遮断方式及び遠隔ガス遮断方式によって導管網のブロック単位でガス供

給を遮断するシステムの活用により、被災地区の供給停止の迅速化を図る。

イ 基準値以上の揺れを感知すると一般家庭及び業務用のガス供給を自動的に停止するマイコンメーターの設置促進を図る。

(3) 被災を免れた地区への供給を確保し、被災地区の二次災害の防止と早期復旧を図るため、細分化された導管網ブロックの維持管理を行う。

(4) 被害状況と復旧作業工程に応じて、従業員及び協力会社作業員を効率的に編成動員するため、職能別要員を把握し、連絡体制及び動員体制を整備する。

(5) 重要施設への供給を早期に確保するため、復旧順序の決め方や臨時供給方法について、あらかじめ計画を策定する。

(6) ガス管の漏洩箇所特定、管内異物の効率的除去等の復旧技術の開発、改良及び向上に努める。

(7) 施設の現況が把握できる施設管理図書等の整備・分散保管を図る。

(8) 関係行政機関と連携し、前進基地の確保に努める。

(9) 関係行政機関と連携し、早期復旧に資する手続きの合理化に努める。

ア 復旧時における仮設配管及び導管地中残置。

イ 事前届出を行っていない車両に対する緊急通行車両確認標章交付の迅速化。

2 災害対策用資機材の整備、点検

(1) 災害復旧用資機材及び代替燃料（圧縮天然ガス、カセットコンロ等）の確保体制を整備する。

(2) 緊急時通信機器の整備充実に努める。

(3) 消火・防火設備の整備充実に努める。

(4) 資機材の点検に努め、緊急時の輸送体制を整備する。

(5) 適切な導管材料の備蓄に努める。

3 防災訓練の実施

情報収集連絡体制及び他機関との協力体制の充実強化、緊急対応・応急復旧の手順の熟知、並びに防災意識の高揚を図るため、市（総務部）などが計画する防災訓練に計画的に参加する。

4 協力応援体制の整備

「地震・洪水等非常事態における救援措置要綱」（一般社団法人日本ガス協会）に基づき、単独復旧が困難な場合に備え、他の事業者との相互応援体制を整備する。

5 住民への広報

大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩、爆発、出火等の二次災害を防止するため、災害時における注意事項等について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

災害により電気通信設備又は回線に故障が発生した場合に、迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制を整備する。

1 応急復旧体制の強化

広範囲な地域において災害が発生した場合、被災設備等の迅速な復旧を図り、通信サービスの確保に万全を期するため、必要な組織において、グループ会社、工事会社等を含めた全国的規模による応援班の編成、応急復旧用資機材の確保と輸送体制、応援者等の前進基地の設営及び作業体制等について計画に基づき確立し、運用する。

2 災害対策用資機材の整備、点検

- (1) 災害発生時において通信を確保し又は災害を迅速に復旧するため、あらかじめ保管場所及び数量を指定して、災害対策用機器並びに車両等を配備する。
- (2) 災害応急対策及び災害復旧を実施するため、復旧用資材、器具、工具、消耗品等の確保に努める。
- (3) 災害対策用機器、資材及び物資等の輸送を円滑に行うため、あらかじめ輸送ルート、確保すべき車両、船舶、ヘリコプター等の種類及び数量並びに社外に輸送を依頼する場合の連絡方法等の輸送計画を定めておくとともに、輸送力の確保に努める。
- (4) 災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、必要な整備点検を行い非常事態に備える。
- (5) 非常事態に備え、飲料水、食料、医薬品、被服、生活用備品等の保有量を定め、その確保を図る。

3 防災訓練の実施

防災を迅速かつ円滑に実施するため、次に掲げる内容の訓練を、市などが計画する防災訓練において計画的に実施する。

- (1) 災害予報及び警報の伝達
- (2) 非常招集
- (3) 災害時における通信疎通確保
- (4) 各種災害対策機器の操作
- (5) 電気通信設備等の災害応急復旧
- (6) 消防及び水防
- (7) 避難及び救護

4 協力応援体制の整備

- (1) 他の事業者との協調

電力、燃料、水道、輸送等の事業者と協調し、防災対策に努める。具体的には、商用電源の供給、自家発電用エンジンの燃料及び冷却水等の確保並びに緊急輸送等の協力体制を

整備する。

(2) グループ会社との協調

グループ会社、工事会社等と協調し、防災対策に努めるとともに、要員、資機材、輸送等について相互応援体制を整備する。

5 発災時の優先回線の確保

災害時の応急対策等にかかる通信サービスの確保に万全を期するため、関係事業者と協調し、大阪府、市及び防災関係事業者による回線利用を優先的に確保できるように努める。

6 住民への広報

西日本電信電話株式会社等は、災害時の通信輻輳の緩和のため、緊急通話以外の電話の自粛並びに緊急通話する場合にかかりやすい公衆電話等、災害と電話について広報活動を実施し、利用者の意識の向上を図る。

第6 倒木等への対策

電気事業者及び電気通信事業者等は、倒木等により電力供給網、通信網に支障が生じることへの対策として、地域性を踏まえつつ、事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた、相互の連携の拡大に努めるものとする。

なお、市は、必要に応じて、事前伐採等の実施に協力する。

第10節 交通確保体制の整備

鉄道、道路、港湾、漁港施設の管理者は、災害発生時における安全かつ円滑な交通の確保のため、平常時から体制の整備に努める。

第1 鉄道施設

鉄道管理者は、乗客の避難、応急復旧のための資機材の整備及び災害発生後直ちに鉄道施設の被害状況及び安全点検を行うための、人員確保等の応急点検体制の整備に努める。

第2 道路施設

道路・橋りょう管理者は、道路・橋りょうの障害物除去のための道路啓開用資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後直ちに道路・橋りょう施設の被害状況の把握及び安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第3 港湾施設、漁港施設

港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、航路の障害物除去及び船舶交通の整理・誘導のための資機材を確保するための体制を整える。

また、災害発生後直ちに港湾施設及び漁港施設の被害状況の把握並びに安全点検を行うための、人員確保等の体制整備に努める。

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

防災関係機関は、災害時の情報提供、安否確認、避難誘導など様々な場面において、要配慮者に配慮したきめ細かな対策を行うための体制の整備に努める。

第1 障がい者・高齢者等避難行動要支援者に対する支援体制整備

市地域防災計画に基づき、危機管理課と保健福祉部との連携の下、「高石市避難行動要支援者支援プラン」を定めており、平常時より避難行動要支援者に関する情報を把握し、避難行動要支援者名簿を作成し、支援体制の整備に努める。

避難行動要支援者名簿については、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新するとともに、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても名簿の活用に支障が生じないように、名簿情報の適切な管理に努める。避難支援等に携わる関係者として消防機関、警察機関、保健所、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織等に対し、避難行動要支援者本人の同意を得ることにより、あらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を図る。その際、名簿情報の漏えいの防止等必要な措置を講じる。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、避難行動要支援者名簿の作成に合わせて、「高石市避難行動要支援者支援プラン」を指針として、登録した避難行動要支援者ごとに、よりきめ細やかな避難支援に係る事項を定めた個別計画の策定を進める。その際には、地域の特性や実情を踏まえつつ、名簿情報に基づき、市が個別に避難行動要支援者と具体的な打合せを行いながら、策定することに努める。

1 避難行動要支援者の情報把握

保健福祉部や危機管理課をはじめとする関係部局や高石市社会福祉協議会・民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体、自治会、自主防災組織等が連携し、避難行動要支援者の情報把握に一層努める。

2 避難行動要支援者名簿の作成等

市は、避難行動要支援者名簿を作成するにあたり、避難行動要支援者に該当する者を把握するために、市の関係部局で把握している要介護高齢者や障がい者等の情報を集約するよう努める。また、市で把握していない情報の取得が避難行動要支援者名簿の作成のため必要があるときは、大阪府をはじめ関係部局に、情報提供の依頼を、書面をもって行う。

第2章 防災体制の整備

第11節 避難行動要支援者支援体制の整備

(1) 名簿を作成する避難行動要支援者

生活の基盤が自宅にある方のうち、以下の要件に該当する方

- ア 要介護認定3～5を受けている方
- イ 身体障がい者手帳1・2級（総合等級）の第1種を所持する身体障がい者（心臓、じん臓機能障がいのみで該当するものは除く）
- ウ 療育手帳Aを所持する知的障がい者
- エ 精神障がい保健福祉手帳1・2級を所持する者で単身世帯の者
- オ 市の生活支援を受けている難病患者
- カ 高石市災害時要援護者支援制度実施要綱第2条第1号から第6号に定める範囲内において、本市災害時要援護者登録台帳に登載されている者
- キ 上記以外で市等が支援の必要を認めた者

(2) 避難行動要支援者名簿の記載事項

避難行動要支援者名簿には、掲載者の氏名、生年月日、性別、住所、電話番号その他の連絡先、避難支援等を必要とする事由、その他避難支援等の実施に必要な事項を避難行動要支援者名簿に掲載する。

(3) 避難行動要支援者名簿のバックアップ

災害規模等によっては市の機能が著しく低下することを考え、クラウドでのデータ管理や大阪府との連携などにより避難行動要支援者名簿のバックアップ体制を構築する。

また、災害による停電等を考慮し、電子媒体での管理に加え、紙媒体でも最新情報の保管を行う。

(4) 情報の適正管理

市は、避難行動要支援者名簿情報を適正に管理し、避難行動要支援者のプライバシーを保護する。

(5) 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者の状況は常に変化することから、市は避難行動要支援者の把握に努め、避難行動要支援者名簿を更新する期間や仕組みをあらかじめ構築し、名簿情報を最新の状態に保つ。

(6) 避難支援等関係者への事前の名簿情報の提供

避難行動要支援者名簿は平常時から避難支援等関係者に提供され、共有されていることで、いざというときの円滑かつ迅速な避難支援等の実施に結びつくため、市は避難行動要支援者の名簿情報について、あらかじめ避難支援等の実施に必要な限度で避難支援等関係者に提供する。

また、避難支援等関係者に平常時から名簿情報を外部提供するためは、避難行動要支援者の同意を得ることが必要であるため、市は関係機関と協力し、避難行動要支援者本人に郵送や個別訪問など、直接的に働きかけ趣旨や内容を説明し、同意を得るように努める。

さらに市は、避難支援等関係者が適正な情報管理を図るよう以下の措置を講ずる。

ア 避難行動要支援者名簿には避難行動要支援者の氏名や住所、連絡先、要介護状態区分や障がい支援区分等の避難支援を必要とする理由等、秘匿性の高い個人情報も含まれるため、避難行動要支援者名簿は、当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。

イ 市内の一地区の自主防災組織に対して市内全体の避難行動要支援者名簿を提供しないなど、避難行動要支援者に関する個人情報が無用に共有、利用されないよう指導する。

ウ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。

エ 施設可能な場所への避難行動要支援者名簿の保管を行うよう指導する。

オ 受け取った避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。

カ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。

キ 名簿情報の取扱状況を報告させる。

ク 避難行動要支援者名簿の提供先に対し、個人情報の取扱いに関する研修を開催する。

3 支援体制の整備

事前に把握した避難行動要支援者の情報を基に、安否確認や避難誘導、指定避難所での支援などを円滑に実施するため、自治会や自主防災組織、高石市社会福祉協議会、民生委員・児童委員、介護・福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携を図り、必要な支援体制の整備に努める。なお、市は、避難支援関係者等の安全確保の措置を講ずる。

4 福祉避難所における体制整備

市は、大阪府と連携を図りながら、福祉避難所（二次的な避難施設）等において、避難行動要支援者の介護・医療的ケアなど相談や介助などの支援対策が円滑に実施できる要員の確保に努める。

5 介護・福祉サービスの継続と関係機関の連携

介護・福祉サービスの災害時における運用方針等に関し、大阪府や国と密接に連絡をとるとともに、介護・医療的ケアなどの介護・福祉サービスの継続に必要な体制を確立する。

他の地方公共団体等からの広域的な応援派遣・受入れも活用しつつ、発災後も福祉・医療関係部局や介護・福祉サービス提供施設等必要な人員を確保し、関係者と密接な連携を図る。

6 訓練の実施

避難行動要支援者の避難誘導や避難所生活での支援について、実効性を担保するため、自治会や自主防災組織、高石市社会福祉協議会・民生委員・児童委員、介護・福祉サービス事業者等も参加した訓練を実施する。

第2 社会福祉施設の取組み

市は、介護保険施設、障がい者支援施設等に対し、あらかじめ被災時における施設利用者支援の確保のため、施設の所在する他市や他の都道府県における同種の施設やホテル等の民間施設等と施設利用者の受入れの他、被災時における協力関係を構築する災害協定等を締結するよう指導に努め、併せて、その状況の把握に努める。また、介護保険施設、障がい者支援施設等に関して、災害時に派遣可能な職員数の把握に努め、職能団体等の関係団体と災害時の職員派遣協力に関する協定の締結等を行うことにより、介護職員等の派遣体制の整備に努める。

各施設管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、各々が所管する施設等における災害時の対応や施設利用者等の安全をより確保するため、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成し、避難訓練を実施する。併せて、施設の耐震化や非常用電源の確保（発災後72時間の事業継続が可能となる燃料の確保を含む）等を進めるとともに、被災状況を市や大阪府に報告する体制を確立するよう努める。

第3 福祉避難所の指定

市は、大阪府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な要配慮者のため、福祉避難所を指定する。また、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保される施設を、福祉避難所として指定するとともに、福祉避難所の役割について住民に周知する。

第4 外国人に対する支援体制整備

1 関係機関との連携

大阪府は、外務省をはじめとする国の関係機関や市町村、大阪観光局、大阪府国際交流財団（OFIX）、宿泊事業者をはじめとする民間事業者等の多様な機関と連携し、官民連携により外国人に対する支援の検討・推進を行う。

また、災害時に大阪府内在住の外国人等に多言語での情報提供や相談に対応するため、大阪府国際交流財団（OFIX）と共同で「災害時多言語支援センター」を設置する。

2 情報発信等による支援

大阪府と連携し、外国人に対する情報発信等の支援を行う。

(1) 市内在住の外国人に対する支援

ア 防災教育・訓練や防災情報の提供に努める。

イ 情報提供や避難誘導において、多言語化や「やさしい日本語」の活用等に努める。

ウ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

(2) 来阪外国人旅行者に対する支援

ア 災害発生に備え、災害に関する知識や情報入手先等の情報の周知に努める。

イ 早期帰国等に向けた災害情報等を多言語で提供するため、ウェブサイトやSNS等の様々なツールを活用して、多言語での情報発信に努める。

ウ 観光案内所をはじめ、ターミナル駅周辺における多言語での情報提供の充実に努める。

エ 気象庁をはじめとする国の防災関係機関は、防災・気象情報が確実に伝達できるよう、多言語化等の環境の整備を図る。

3 指定避難所における支援

大阪府は、指定避難所を運営する市町村が円滑に多言語支援を行えるよう、大阪府国際交流財団（OFIX）と連携し、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保・育成に努める。

また、市は、災害時通訳・翻訳ボランティアの確保に努める。

第5 その他の要配慮者に対する配慮

市は、避難行動要支援者以外の要配慮者に対しても、災害時における情報提供や避難誘導その他の必要な支援において、配慮に努める。

第12節 帰宅困難者支援体制の整備

市は、大阪府や関西広域連合と連携して、一斉帰宅の抑制を図るため、「むやみに移動を開始しない」という基本原則の広報等を行うとともに、事業所に対して、交通機関の運行が停止した際に従業員や観光客等を待機させることや、その際に必要となる備蓄等を促す。また、大規模な集客施設等の管理者に対して、利用者の誘導体制の整備等について働きかけを行うとともに、帰宅者が無事に帰ることができるように、関西広域連合と協定を締結しているコンビニエンスストア等の事業者の協力を得て、トイレ、水道水等の提供等、徒歩帰宅支援を行う。

市は、可能な範囲で地域における「共助」の活動を事業者等に働きかけるとともに、帰宅困難者を受け入れるため、宿泊施設、大規模店舗及び大学等に協力を求め、必要に応じて、一時滞在施設の確保を図る。

また、市、大阪府、国、関西広域連合等は連携して、鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、関係機関との情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図るほか、徒歩帰宅者への支援を行う。

なお、具体的な対策としては、関西広域連合が策定した「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づき実施される訓練などを通じ、実効性のある帰宅困難者支援の取組みを行う。

第1 帰宅困難者対策の普及啓発活動

災害発生後、従業員等がむやみに移動を開始して二次災害が発生することを防止するため、市は大阪府や関西広域連合、経済団体と連携して、企業等に対して次のような施設内待機等に係る計画を策定するための働きかけを行う。

- 1 むやみに移動を開始することは避ける
- 2 発災時間帯別に企業等が従業員等にとるべき行動
- 3 企業等内に滞在するために必要な物資の確保
- 4 従業員等に対する情報入手、伝達方法の周知
- 5 従業員等が家族等の安否確認を行う手段の確認（家族間であらかじめ決定）
- 6 これらを確認するための訓練の実施

第2 駅周辺における滞留者の対策

駅周辺に多くの滞留者が発生することによる混乱を軽減するため、民間事業者を中心とした対策協議会を設置し、平常時から訓練等により連携体制を確立する。また、飲料水やトイレ等の提供体制の整備、避難行動要支援者や観光客等を考慮した滞留者の避難誘導対応等についての検討を行う。併せて、帰宅困難者について、地域救援活動の応援要員としての役割についても検討を行う。

第3 道路・鉄道情報共有の仕組みの確立と啓発

大阪府は関西広域連合と連携して主要幹線道路の情報や鉄道の運行状況を関係者で情報共有する仕組みを確立するとともに、大阪府民に対しこれらの情報入手方法について普及啓発を図る。

また、情報の提供にあたっては、防災関係機関が連携し、利用者自らが次の行動を判断できるよう、利用者視点での情報提供に取り組む。

第4 代替輸送確保の仕組み（船舶、バス等）

鉄道の代替としてバス、船舶による輸送が円滑に実施できるよう、近畿運輸局、道路管理者、交通管理者、各事業者等の関係機関と情報伝達や運行調整などを行う枠組みの構築を図る。

第5 徒歩帰宅者への支援

1 給油取扱所における徒歩帰宅者への支援

大阪府域で地震による災害が発生し、交通が途絶した場合に、大阪府石油商業組合の組合員は、徒歩帰宅者支援「協力店」のポスターを表示したそれぞれの給油取扱所（「防災・救急ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 一時休憩所として、飲料水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

2 コンビニエンスストア・外食事業者による徒歩帰宅者への支援

関西圏域で地震等による災害が発生し、交通が途絶した場合に、関西広域連合と協定を締結し支援可能とされた店舗を有するコンビニエンスストア事業者及び外食事業者等は、災害時帰宅支援ステーション・ステッカーを表示したそれぞれの店舗（「災害時帰宅支援ステーション」と呼称）において、徒歩帰宅者（徒歩で帰宅する被災者）に対し、次のような支援を行う。

- (1) 水道水、トイレ等の提供
- (2) 地図等による道路等の情報、ラジオ等で知り得た通行可能な歩道に関する情報の提供

また、大阪府は、民間事業者等との連携のもと進めるこうした対策が十分に機能するためにも、簡易トイレ等の備蓄、帰宅経路の情報提供、安全な歩行空間や休憩場所の確保等、徒歩帰宅を支援する環境整備等、ソフト・ハードにわたる取組みを国・市町村・関西広域連合等とも連携しながら進める。

第13節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備

市は、大阪府と協力し、地震防災対策特別措置法に基づき、大阪府が作成し、推進している第5次地震防災緊急事業五箇年計画（平成28～令和2年度）を踏まえて、地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備の推進を図っていく。

第3章

地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

市及び防災関係機関は、防災知識の普及啓発、訓練や研修の実施等、幼児期からその発達段階に応じ、学校教育及び社会教育等、あらゆる機会を通じて、住民の防災意識の高揚と災害初動対応スキルの習得に努める。これらの実施にあたっては、避難行動要支援者の多様なニーズに配慮し、地域において支援するとともに、被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点を踏まえた体制が整備されるよう努める。

また、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組みを支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図る。

第1 防災知識の普及啓発

市及び防災関係機関は、地震・津波災害時のシミュレーション結果等を示しながら、その危険性を周知するとともに、住民が、災害に対する備えを心がけ、災害時には自発的な防災活動を行うよう、教育機関のみならず、地域コミュニティにおける多様な主体の関わりの中で防災に関する教育の普及推進を図る。

特に、被害の防止、軽減の観点から、住民に対して、「自らの命は自らが守る」という意識を持ち自らの判断で避難行動をとること及び早期避難の重要性を周知し、住民の理解と協力を得よう取り組む。

また、防災（防災・減災への取組実施機関）と福祉（地域包括支援センター・ケアマネジャー等）の連携により、高齢者に対し、適切な避難行動に関する理解の促進を図る。

1 普及啓発の内容

(1) 災害の知識

- ア 規模の大きな地震の連続発生や各災害が複合的に発生する可能性もあること等、様々な災害の態様とその危険性
- イ 各防災関係機関の防災体制とその講ずる措置
- ウ 地域の地形、危険場所
- エ 過去の災害から得られた教訓の伝承
- オ 地域社会への貢献
- カ 応急対応、復旧・復興に関する知識

(2) 災害への備え

- ア 最低3日間できれば1週間分以上の飲料水、食料、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレ用紙・トイレットペーパー及び生活物資の備蓄
- イ 非常持ち出し品の準備（貴重品、避難用具、救急箱、非常食品、衛生用品等）
- ウ 自動車へのこまめな満タン給油
- エ 飼い主による家庭動物との同行避難や指定避難所での飼養についての準備

第3章 地域防災力の向上

第1節 防災意識の高揚

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の
警戒・巨揺への対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

オ 負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具・什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の予防・安全対策

カ 指定緊急避難場所・避難路・指定避難所（コンクリート屋内退避所、津波避難ビル等を含む。）、家族等との連絡体制等（連絡方法や避難ルールの取り決め等）の確認

キ 自主防災組織活動、初期消火・救出訓練をはじめとした防災訓練などへの参加

ク 住宅の耐震診断と状況に応じた耐震改修の必要性

ケ 地震保険・共済、火災保険・共済の加入の必要性（生活再建に向けた事前の備え）

コ 警報等発表時や避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）といった避難情報の発令時にとるべき行動

サ 様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中等）で災害発生時にとるべき行動、避難場所や指定避難所での行動

(3) 災害時の行動

ア 身の安全の確保方法

イ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集

ウ 気象予警報や避難情報、5段階の警戒レベル等の意味

エ 緊急地震速報を見聞きした場合に具体的にとるべき行動

オ 津波発生時（強い揺れまたは弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れが継続した場合）にとるべき行動

カ 地震発生時における自動車運転手が注意すべき事項

キ 避難行動要支援者への支援

ク 初期消火、救出救護活動

ケ 心肺蘇生法、応急手当の方法

コ 避難生活に関する知識

サ 自らの安全を確保のうえ、応急対応等の防災活動への参加

シ 自らの被害が軽微であった場合の生活物資等の提供等の協力

ス 災害緊急事態が布告され、内閣総理大臣から物資の買占めの自粛等の協力要請があった場合の協力

2 普及啓発の方法

(1) パンフレット等による啓発

防災パンフレット、ハザードマップを作成、活用するとともに、広報紙、ホームページなどを活用した普及啓発を実施する。

ハザードマップ等の等の配布・回覧に際しては、居住する地域の災害リスクや住宅の条件等を考慮したうえでとるべき行動や適切な避難先を判断できるよう周知に努めるとともに、安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと、避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること、警戒レベル4で「危険な場所から全員避難」すべきこと等の避難に関する情報の意味の理解の促進に努めるものとする。

また、啓発コンテンツの作成にあたっては、東日本大震災、平成28年熊本地震等の教訓

や南海トラフ巨大地震で想定される被害の状況等、最新の知見や情報を反映するとともに、外国語版、点字版のパンフレットの作成や、字幕・手話通訳を挿入したビデオの活用等、外国人や視覚障がい者・聴覚障がい者等に配慮したきめ細かな啓発に努める。

(2) 地域活動等を通じた啓発

- ア 防災学識経験者（災害対策に関する専門家）や市民活動家などを講師に迎えた防災講演会等の開催
- イ 住民参加型防災訓練の実施

第2 学校における防災教育

1 学校における防災教育の実施

防災意識を高め、それを次世代へ着実に継承していくためには、学校における防災教育が重要である。学校は、児童・生徒の安全を守るとともに、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすことができる人材を育成するよう、小学校・中学校・高等学校等の発達段階に応じた防災教育を実施する。

また、大阪府及び市は、必要な情報を共有するなど互いに連携を図り、防災に関する講習会を開催するなどして、学校における防災教育の充実を図る。特に、水害のリスクがある学校においては、避難訓練と合わせた防災教育の実施に努めるものとする。

(1) 教育の内容

- ア 気象、地形、地震、津波についての正しい知識
- イ 防災情報の正しい知識
- ウ 気象予警報や避難情報等の意味
- エ 身の安全の確保方法、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所、避難方法、家族・学校との連絡方法
- オ 災害等についての知識
- カ ボランティアについての知識・体験、地域社会の一員としての自覚の育成

(2) 教育の方法

- ア 防災週間等を利用した訓練の実施
- イ 教育用防災副読本、ビデオの活用
- ウ 特別活動等を利用した教育の推進
- エ 防災教育啓発施設の利用
- オ 防災関係機関との連携
- カ 緊急地震速報等、防災に関する科学技術の活用
- キ 自主防災組織、ボランティア等との連携

(3) 教職員の研修

大阪府及び市は、地震・津波に関する正しい知識や各校の実践的な防災教育の事例を含む研修を実施する。

(4) 学校における防災教育の手引き

「学校における防災教育の手引き」などを通じて防災教育を充実する。

(5) 校内防災体制の確立

学校は、児童・生徒の安全確保や災害被害の未然防止を目的として、毎年、防災計画を作成するとともに、登下校時の対応を含め、適宜、危機等発生時対処要領（危機管理マニュアル）等の見直しを行い、校内防災体制の確立に努める。

(6) 災害時の備蓄品

学校は、児童・生徒が在校中の災害の発生により一時的に帰宅困難となった場合に備え、学校の実情に合わせて食糧や飲料水、携帯トイレ等の備蓄品を整備する。

2 消防団等による防災教育

市、大阪府は、消防団が消防本部等と連携を図りつつ、小学校等において防災教育や訓練を行うことにより、市民の防災意識の高揚、災害時の対応力が強化できるよう支援する。

第3 災害教訓の伝承

市は、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

第4 南海トラフ巨大地震防災対策に係る相談窓口の設置

市は、南海トラフ巨大地震対策の実施上の相談を受ける窓口を設置する等、具体的に居住者等が地震対策を講ずるうえで必要とする知識等を提供するための体制の整備についても留意するものとする。

第2節 自主防災体制の整備

市及び防災関係機関は、住民及び事業者による自主的な防災活動が、被害の拡大の防止に果たす役割を踏まえ、その土台となる地域コミュニティの活性化を促進するとともに、消防団やボランティア団体等との連携強化等を通じて、地域における自主防災体制の整備に取り組むことにより、地域防災力の向上と継続・発展に努める。

第1 地区防災計画の策定等

市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（要配慮者利用施設や地下街等の施設管理者を含む。）（以下、「地区居住者等」という。）は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等、自発的な防災活動の推進に努める。この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、当該地区の市と連携して防災活動を行う。

市防災会議は、地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう、地区居住者等から提案を受け、必要があると認めるときは、市地域防災計画に地区防災計画を定めることとし、策定にあたっては、高齢者や障がい者、女性、ボランティア団体等、多様な主体の参画の促進に努める。

なお、市防災会議は、地域防災計画に、地域防災力の充実強化に関する事項を定め、その実施に努めることとし、地区防災計画を定めた地区は、地区居住者等の参加の下、具体的な事業に関する計画を定めることとする。地区防災計画が定められた地区の地区居住者等は、市防災会議に対し、当該地区の実情を踏まえて、事業に関する計画の内容の決定又は変更をすることを提案することができる。

第2 自主防災組織の育成

地域におけるコミュニティ活動を通じて、地域住民の連帯感の醸成に努めるとともに、自治会、消防団や民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等と連携し、防災意識の高揚、防災活動への取組を図り、全市域で組織されている自主防災組織の育成に努める。その際、女性の参画の促進に努める。

さらに、研修の実施などによる防災リーダーの育成、多様な世代が参加できるような環境の整備などにより、これらの組織の日常化、訓練の実施を促進するものとする。その際、高齢者や障がい者、女性、子どもたちの参画の促進に努める。なお、自営業者等の参加を促進し、併せて大学・専門学校生による防災組織の結成を促し、地域との連携を図る。

1 活動内容

(1) 平常時の活動

- ア 防災意識の普及啓発
- イ 災害発生の未然防止（消火器などの防災用品の頒布斡旋、家具の安全診断・固定、建物や塀の耐震診断など）
- ウ 災害時への備え（避難行動要支援者の把握、指定緊急避難場所・避難路・指定避難所・津波避難ビル等の把握、防災資機材や備蓄品の管理など）
- エ 避難行動要支援者の支援体制の整備を目的として、互近助隊[※]の結成による平常時の見守りなどコミュニケーションの維持
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、小型可搬ポンプの活用による初期消火、救急処置、指定避難所開設運営・炊き出しなど）
- カ 「指定避難所開設運営マニュアル」の習熟（運営管理のための知識等の普及）や避難所運営ゲーム（HUG：Hinanjo Unei Game）などの支援
- キ 復旧・復興に関する知識の習得

※互近助隊：近隣の居住者で日頃のコミュニケーションを基本として、災害時等に声掛け合い、救助救出、避難誘導等の助け合いを行う仕組み。自治会の班体制など。

(2) 災害時の活動

- ア 避難誘導（安否確認、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（小型可搬式消防ポンプ、消火器やバケツリレーによる消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の伝達、救援情報などの住民への周知など）
- オ 物資分配（物資の運搬、給食、分配）
- カ 指定避難所の自主的運営

2 育成方法

市は、地域の実情に応じた自主防災組織の結成及び育成に係る下記の取組みを行う。
また、必要に応じて支援を大阪府に求める。

- (1) 自主防災組織の必要性の啓発
- (2) 地域住民に対する研修会等の実施
- (3) 防災リーダーの育成（養成講習会等の開催、認定証の交付）
- (4) 防災資機材の配付又は整備助成、倉庫の整備助成及び支援
- (5) 初期消火防災訓練、応急手当等の訓練の実施
- (6) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施

3 各種組織の活用

幼年消防クラブなど防災・防火に関する組織のほか、婦人会、青年団、防犯委員等の公共

的団体における自主的な防災活動の促進を図る。

第3 事業所による自主防災体制の整備

従業員、利用者の安全確保とともに地域への貢献という観点から、事業者に対して広報紙又は堺市消防局による予防査察を通じて自主防災体制の整備について指導、助言又は啓発を行う。

また、事業者を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけ、防災に関するアドバイスをを行うほか、地域貢献に関する協定の締結に努める。

1 指導、助言又は啓発の内容

(1) 平常時の活動

- ア 事業継続計画（BCP）の策定・運用
- イ 防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）
- ウ 災害発生時の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）
- エ 災害発生への備え（飲料水・食料・その他物資・資機材の備蓄、非常持ち出し品の準備、避難方法等の確認など）
- オ 災害発生時の活動の習得（情報伝達、避難、初期消火、救急処置など）
- カ 地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織等との協力）

(2) 災害時の活動

- ア 従業員・利用者の生命の安全確保（安否確認（従業員の家族含む。）、集団避難、避難行動要支援者への援助など）
- イ 救出・救護（救助用資器材等を利用した救出、負傷者の救護など）
- ウ 出火防止・初期消火（消火器や屋外消火栓による消火など）
- エ 情報伝達（地域内の被害情報や避難状況の市への伝達、救援情報などの周知など）
- オ 地域活動への貢献（地域活動、防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

2 啓発の方法

大阪府及び市は、経済団体と連携して、事業者による自主防災体制の整備について指導・助言する。

- (1) 広報紙（誌）などを活用した啓発
- (2) 自衛消防組織の育成（養成講習会等の開催）
- (3) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
- (4) 消防法に規定する予防査察の機会を活用した指導・助言

第4 救助活動の支援

市及び防災関係機関は、自主防災組織が実施する諸活動と連携した防災訓練の実施や救助・救急用資機材の整備等を行い、その活動を支援する。

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興対策

附属1
東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

第3節 災害ボランティア活動の推進

ボランティアは、日頃から地域コミュニティの活性化に寄与するとともに、災害発生時には各地域に長期的に関わり、物質的な支援だけではなく、被災者の精神的な支援にも寄与するなど重要な活動を行っている。また、NPO等の有償ボランティア活動との連携やボランティアのネットワーク化等を通じて、更なる地域防災力の充実・強化が図られることから、市は地域のボランティア活動の支援を行う。

さらに、市、大阪府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、高石市社会福祉協議会、ボランティア団体、NPO及びその他ボランティア活動推進機関は大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、それぞれ連携するとともに、中間支援組織（ボランティア団体・NPO等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、災害時に、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう環境の整備に努める。

1 受入れ窓口の整備

高石市社会福祉協議会は、災害対策緊急会議を開催し、市と連携し、災害時にボランティアを受け入れる「高石市災害ボランティアセンター」を設置し、運営する。

特に大規模災害が発生した時には、大阪府社会福祉協議会と連携し、概ね災害発生から24時間以内に災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れると共に、高石市災害ボランティアセンターにおいて、救急救助、医療、介護等専門ボランティアの活用を図る。

2 事前登録

大阪府及び市は、災害時にボランティアとの情報連絡が円滑に行えるよう、事前登録を行う。

3 人材の育成

高石市社会福祉協議会は、ボランティアセンターを窓口にして、大阪府社会福祉協議会、日本赤十字社大阪府支部と相互に連携して、ボランティア活動リーダーの養成、ボランティア活動の諸調整を行うボランティアコーディネーターの養成を図る。

4 支援体制の整備

市は、災害時に迅速にボランティア活動が機能するよう、活動拠点及び情報の提供など、ボランティア活動がしやすい環境づくり等の条件整備を図る。

5 情報共有会議の整備・強化

大阪府及び市は、NPO・ボランティア等と三者で連携し、平常時の事前登録、研修制度、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者ニーズ等の情報提供方策等について意見交換を行う

第3章 地域防災力の向上
第3節 災害ボランティア活動の推進

情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進する。

6 義援物資の発送等に関する知識の普及

市は、小口・混載の義援物資を送ることは被災地方公共団体の負担になること等、被災地支援に関する知識を整理するとともに、その知識の普及及び内容の周知等に努めるものとする。

第4節 企業防災の促進

事業者は、災害時に企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じたリスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

また、大阪府及び市町村は、事業者の防災活動を促進するため、広報・啓発や必要な情報提供等の支援に努める。

1 事業者

(1) 事業継続計画（BCP）の策定・運用

被災による業務中断という事態に積極的に備えていくため、あらかじめ想定されるリスクが発生した場合に事業者が遂行する重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）を策定し、運用するよう努める。

(2) 事業継続マネジメント（BCM）の実施

東日本大震災では、被災地はもとより、サプライチェーンの寸断により、経済活動への影響が全国に及ぶなど、経済活動が直接の取引先との間で完結するものでなく、サプライチェーンを通じて、広く連鎖すること等が明らかとなったことを踏まえ、次に示すような事業継続上の取組みを継続的に実施するなど、事業継続マネジメント（BCM）の取組みを通じて、企業防災の推進に努める。

ア 防災体制の整備

イ 従業員の安否確認体制の整備

ウ 必要な物資・資機材の備蓄や防災用品の整備

エ 防災訓練

オ 事業所の耐震化・耐浪化

カ 損害保険等への加入や融資枠の確保等による資金の確保

キ 予想被害からの復旧計画の策定

ク 各計画の点検・見直し

ケ 燃料・電力等重要なライフラインの供給不足への対応

コ 取引先とのサプライチェーンの確保

(3) その他

ア 食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、大阪府及び市町村との物資等提供の協定締結、地域の防災訓練等の防災施策の実施に協力するよう努める。

イ 事業者は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。

ウ 事業者は、豪雨や暴風等で屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動

第 3 編 地震災害応急対策

第 1 章

初動期の活動

第1節 組織動員

市及び防災関係機関は、地震による災害が発生した場合に、迅速かつ的確に災害応急対策を実施するため、全市をあげて必要な組織動員体制をとるとともに災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

また、市は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことや複合的な災害が起こることを考慮した災害応急対策の支援体制を整備する。

第1 災害対策指令部

危機管理監は、市域に災害の発生又は発生のおそれがあるとき、災害対策指令部体制をとり、直ちに情報の収集・分析等の活動を行う。

1 設置基準

- (1) 市域において震度3を観測したとき
- (2) 東海地震の警戒宣言が発せられたとき
- (3) 災害の発生が予想される情報を受信し、危機管理課長の報告に基づき、危機管理監が必要と認めたとき
- (4) その他、危機管理監が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害発生のおそれがなくなったとき
- (2) その他、指令部長（危機管理監）が認めたとき

3 災害対策指令部の構成

指令部長	危機管理監
副指令部長	危機管理課長
指令部員	総務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、土木管理課長、上下水道課長

4 指令部の所掌事務

- (1) 情報の交換及び分析
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 職員の警戒配備体制に関すること
- (4) 災害警戒本部体制の必要性
- (5) 災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときは、当該本部事務局の運営に関すること

第1編
総則

第2編
災害予
警

第3編
地震災
害

第4編
風水害
災害

第5編
事故等
災害

第6編
災害復
旧・復興
対策

附属1
東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震の防災対策推進計画

資
料
編

第2 災害警戒本部

副市長は、小規模災害に対して、災害応急対策活動を実施するため高石市災害警戒本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 市域において震度4を観測したとき
- (2) 災害発生のおそれはあるが時間規模などの推測が困難なとき
- (3) 小規模の災害が発生したとき
- (4) その他、副市長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害発生のおそれがなくなったとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) 災害対策本部が設置されたとき
- (4) その他、災害警戒本部長（副市長）が認めたとき

3 災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	副市長（危機管理担当）
災害警戒副本部長	副市長、教育長、危機管理監
災害警戒本部員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

4 災害警戒本部会議

災害警戒本部長（副市長）は、所掌事務についての方針を策定し、その実施を推進するため、必要に応じて、副本部長及び本部員等の集合を命じ本部会議を開催する。ただし、災害警戒本部長（副市長）は、災害対策指令部員を出席させることができる。

5 災害警戒本部の所掌事務

- (1) 緊急に実施を必要とする災害応急対策に関すること
- (2) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (3) 職員の動員体制に関すること
- (4) 災害対策本部体制の必要性に関すること
- (5) 防災関係機関との連絡に関すること
- (6) 災害警戒本部の閉鎖に関すること
- (7) 必要な物品、資機材等の購入に関すること
- (8) その他

6 災害警戒本部事務局

災害警戒本部の所掌事務を処理するため災害警戒本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は、危機管理課長とする。
- (2) 事務局員は、本部付職員、危機管理課員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局は、危機管理課におき、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 機構及び事務分掌

災害警戒本部体制による災害応急対策等については、高石市災害対策本部事務分掌に準じて行うものとする。

※資料1-5「高石市災害対策本部事務分掌」

第3 災害対策本部

市長は、次の設置基準に該当する場合に高石市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 市域において震度5弱以上を観測したとき
- (2) 市域に災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用を要する被害が発生したとき
- (3) 中規模または大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると市長が判断するとき
- (4) その他、市長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他、本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

3 災害対策本部の構成

災害対策本部長	市長
災害対策本部副本部長	副市長、教育長、危機管理監
災害対策本部員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長、堺市高石消防署長、高石市消防団長

4 所掌事務

高石市災害対策本部における本部及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

〔本部〕

- (1) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (2) 職員の動員体制に関すること
- (3) 自衛隊等関係機関に対する応援の要請に関すること
- (4) 市民の避難誘導の決定に関すること
- (5) 地区防災拠点の開設に関すること
- (6) 指定避難所の開設に関すること

- (7) 避難勧告等に関すること
- (8) 大阪府が現地災害対策本部を設置した場合その連絡に関すること
- (9) 災害救助法の適用申請に関すること
- (10) その他、災害に関する重要事項に関すること

〔各部〕

各部の所掌事務は、本部事務分掌による。

※資料1-5「高石市災害対策本部事務分掌」

5 災害対策本部会議の開催及び決定事項の通知

本部長は、情報の分析、実施すべき災害応急対策の検討及び配備指令等を行うため、必要に応じて、副本部長及び本部員の集合を命じ本部会議を開催する。ただし、本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

又、災害対策本部会議での決定事項のうち防災関係機関及び職員に通知又は周知する必要があると認めるときは、速やかに連絡し周知徹底を図るものとする。

6 災害対策本部事務局

災害対策本部会議の災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は、危機管理監とする。
- (2) 事務局員は、本部付職員、危機管理課員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局は、危機管理課におき局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、教育長、危機管理監の順とする。

8 本部設置又は閉鎖の通知

市長は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、高石市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、本部入口に「高石市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

9 大阪府現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、災害の状況に応じ設置される大阪府現地災害対策本部との連携・連絡体制を確保する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に

構成する。

第4 職員動員計画

地震による被害が発生し、又は被害が発生するおそれがある場合に応急対策活動を迅速かつ的確に行うために必要な職員の動員計画・配備体制を定める。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。
また、所属職員に対し、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにするものとする。

※資料1-6「動員体制別職員動員計画表」

1 職員の動員体制

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

指 令		配 備 時 期	動 員 体 制
事前 配備		1. 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信活動の必要があるとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。
警戒 配備	第1号	1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき 2. 市域に震度3を観測したとき	1. 災害の発生を防御するため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。
	第2号	1. 小規模な災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるとき 2. 「津波予報区：大阪府」に津波注意報が発表されたとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第1号体制に移行しうる態勢とする。

指 令		配 備 時 期	動 員 体 制
非常配備	第1号	1. 中規模の災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2. 市域に震度4を観測したとき	1. 数地域についての救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第2号体制に移行しうる態勢とする。
	第2号	1. 大規模な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2. 市域に震度5弱以上を観測したとき 3. 「津波予報区：大阪府」に津波警報が発表されたとき 4. その他必要により市長が当該配備を指令するとき	1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する態勢とする。

2 動員の基準

(1) 勤務時間外における自主参集

ア 自ら察知及び、報道等で知りえた震度情報により自主参集する。参集基準は、市域における震度が次の「震度と参集基準」によるものとする。

震度と参集基準

震 度 等	参 集 該 当 者
震度3及び警戒宣言	警戒配備第1号
震度4	非常配備第1号
震度5弱以上	全員

イ 交通途絶時の参集

交通途絶時であっても自転車、徒歩等により可能な限り参集する。

ウ 参集の免除者

参集時において、健康上の理由等により参集が不能又は困難である者については参集を免除する。

エ 動員報告

各班長は、職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班に報告する。人事班長は、職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。

(2) 動員の指令・伝達

動員の指令は、自主参集の場合を除き、本部長（市長）が各部長に行う。ただし、特定

の部及び班に対して異なる指令を行うことができるものとする。

ア 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各部長から班長、班長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じ、庁内放送、電話及び防災無線により速やかにその旨を周知する。

イ 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各部及び班（課）において定める伝達方法による。

※資料1-6「動員体制別職員動員計画表」

第 5 防災関係機関の動員配備体制

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

第2節 津波対策

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台から発表される津波予報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民へ迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 関係機関の組織動員配備体制

1 市の組織動員配備体制

津波の来襲が予想される場合には、直ちに災害対策指令部会議を開催し、必要に応じて災害警戒本部、災害対策本部を設置するとともに、災害の規模に応じた動員配備体制をとり、事態に対処する。

(1) 災害警戒本部の設置

津波による小規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害警戒本部を設置し、事態に適切に対処する。

(2) 災害対策本部の設置

災害警戒本部設置後、津波による中規模又は大規模な災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるときは、災害対策本部を設置し、事態に適切に対処する。

2 防災関係機関の組織動員配備体制

津波による災害の発生が予想され、その対策を要すると認められるとき、災害対策（警戒）本部を設置するとともに、災害時における各機関の防災関係事務又は業務を迅速かつ的確に実施できるよう、動員配備を行う。

第2 津波警報等の伝達

気象庁から発表される津波警報・注意報等を、あらかじめ定めた経路により迅速に伝達する。

1 気象庁が発表する大津波警報、津波警報・注意報等

(1) 大津波警報、津波警報・注意報

ア 種類

- ① 大津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ② 津波警報：担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表する。
- ③ 津波注意報：担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表する。

以下の現象については、特別警報に位置付けられる。

現象の種類	発表基準
津波	高いところで3mを超える津波が予想される場合。 (大津波警報を特別警報に位置付ける)

イ 発表基準・解説・発表される津波の高さ等

① 津波警報等の種類ととるべき行動

津波警報等の種類	発表基準	津波の高さ予想の区分	発表される津波の高さ		とるべき行動
			数値での発表	定性的表現での発表※	
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m<予想高さ	10m超	巨大	陸域に津波が浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。
		5m<予想高さ≤10m	10m		
		3m<予想高さ≤5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記なし)	海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。

※定性的表現で発表される津波の高さについて

地震規模（マグニチュード）が8を超えるような巨大地震の規模を数分内に精度よく推定することは、現在の技術では無理である。津波警報等を迅速に発表するため、即時に推定した地震規模が小さく見積もられているおそれがある場合、当該海域で想定される最大規模の地震が発生したものと見なし、予想される津波の高さを「巨大」等の定性的表現とした特別の大津波警報をただちに発表する。このような大津波警報が発表された場合は、最悪の事態を想定し、最大限の避難等防災対応をとる必要がある。

なお、地震発生からおおよそ15分程度で、正確な地震規模を確定し、その地震規模から予想された津波の高さを数値で示す続報を発表する。

津波警報等を利用するにあたっての留意事項

- 1) 津波警報等は、地震が発生してから約3分（一部の地震※については最速2分以内）を目標に発表するが、沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等が津波の襲

来に間に合わない場合がある。

このため、沿岸地域など津波災害のリスクのある地域の住民等には、強い揺れ又は弱くても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迅速かつ自主的に安全な場所へ避難する等、自らの命は自ら守る行動を求めることが重要である。（※日本近海で発生し、緊急地震速報の技術によって精度の良い震源位置やマグニチュードが迅速に求められる地震。）

- 2) 津波警報等は、最新の地震・津波データの解析結果に基づき、更新される場合がある。
- 3) 津波による災害のおそれが無くなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このとき、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。
- 4) 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

② 津波予報

	発 表 基 準	内 容
津 波 予 報	津波が予想されないとき。 （地震情報に含めて発表）	津波の心配なしの旨を発表。
	0.2m未満の海面変動が予想されたとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。
	津波警報等解除後も海面変動が継続するとき。 （津波に関するその他の情報に含めて発表）	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表。

③ 津波情報

	情報の種類	発表内容
津 波 情 報	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 （XML電文では、津波警報等に含めて発表）	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを5段階の数値（メートル単位）または2種類の定性的表現で発表。
	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表。また、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
	津波観測に関する情報 （※1）	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表。実際に津波を観測した場合に、その時刻や高さを発表。また、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。

情報の種類	発表内容
沖合の津波観測に関する情報（※2）	沖合で観測した津波の時刻や高さ、沖合の観測値から推定される沿岸における津波の到達時刻や高さを発表（予報区単位）。
津波に関するその他の情報	津波に関するその他必要な事項を発表。 津波予報（津波の心配がない場合を除く）を含めて発表。

※1 津波観測に関する情報の発表内容について

第1波については、到達時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた最大波の高さとその観測時刻を発表するが、大津波警報や津波警報の発表中において、その観測値が予想される津波の高さより十分小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」と発表する。

最大波の観測値を数値で発表する基準

発表中の警報等	観測値を数値で発表する基準
大津波警報	観測値＞1m（基準に達しない場合、「観測中」と発表する。）
津波警報	観測値≥0.2m（基準に達しない場合、「観測中」と発表する。）
津波注意報	すべて数値で発表（ごく小さい場合は「微弱」と表現）

※2 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について

第1波については、沖合での観測時刻と押し引きのみ発表する。最大波については、その時点までに得られた沖合での最大波の高さとその観測時刻を発表する。また、津波は沖合ではまだ小さいため、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さ及び沿岸への推定到達時刻も併せて発表する（沖合の観測点が比較的沿岸に近く、推定が可能な場合のみ）。

これらの観測値や推定値は、沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが予想される津波の高さより小さい場合は、安心情報と受け取られないよう、数値ではなく「観測中」や「推定中」と発表する。

なお、沿岸からの距離が100kmを超えるような沖合の観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。

最大波の観測値及び推定値を数値で発表する基準

発表中の警報等	観測値及び推定値を数値で発表する基準
大津波警報	沿岸の推定値＞3m （基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、 沿岸の推定値は「推定中」と発表する。）
津波警報	沿岸の推定値＞1m （基準に達しない場合、沖合の観測値は「観測中」、 沿岸の推定値は「推定中」と発表する。）
津波注意報	すべて数値で発表

津波情報を利用するにあたっての留意事項

- 1) 津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報
 - ・到達予想時刻は、津波予報区の中で最も早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくる可能性がある。
 - ・予想される津波の高さは、津波予報区の中での予測値のばらつきを考慮したうえで、安全サイドに立ち比較的高めの値を基に発表しているが、津波の高さは一般的に地形の影響等のため場所によって大きく異なることから、予想される津波の高さより局地的に高くなる場合もある。
- 2) 各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報
 - ・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなるので一層の警戒が必要である。
- 3) 津波観測に関する情報
 - ・津波による潮位変化が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。
 - ・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。
- 4) 沖合の津波観測に関する情報
 - ・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸ではさらに高くなる。
 - ・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。
 - ・沖合で津波が観測されたことを示す情報であるが、上記の理由等から、この情報が発表されてから避難するのではなく、避難行動開始のきっかけは強い揺れや津波警報等とする。

④ 地震情報

地震情報の種類	発表基準	内容
震度速報	・震度3以上	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地域名（全国を188地域に区分）と地震の揺れの検知時刻を速報。
震源に関する情報	・震度3以上（大津波警報、津波警報または津波注意報を発表した場合は発表しない）	「津波の心配がない」または「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加して、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。
震源・震度に関する情報（注1）	以下のいずれかを満たした場合 ・震度3以上 ・大津波警報、津波警報ま	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度3以上を観測した地域名と市町村名を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を

地震情報の種類	発表基準	内容
	たは津波注意報発表時 ・ 若干の海面変動が予想される場合 ・ 緊急地震速報（警報）を発表した場合	入手していない地点がある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報（注1）	・ 震度1以上	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。 地震が多数発生した場合には、震度3以上の地震についてのみ発表し、震度2以下の地震については、その発生回数を「その他の情報（地震回数に関する情報）」で発表。
推計震度分布図	・ 震度5弱以上	観測した各地の震度データを基に、1km四方ごとに推計した震度（震度4以上）を図情報として発表。
長周期地震動に関する観測情報	・ 震度3以上	高層ビル内での被害の発生可能性等について、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、地域ごと及び地点ごとの長周期地震動階級等を発表（地震発生から約20～30分後に気象庁ホームページ上に掲載）。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・ マグニチュード7.0以上 ・ 都市部等、著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を概ね30分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。
その他の情報	・ 顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合等	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報等を発表

注1 気象庁防災情報XMLフォーマット電文では、「震源・震度に関する情報」と「各地の震度に関する情報」はまとめた形の一つの情報で発表している。

⑤ 緊急地震速報

気象庁は、震度5弱以上の揺れが予想された場合、震度4以上が予想される地域（緊急地震速報で用いる区域（下表参照））に対して緊急地震速報（警報）を発表する。高石市の地域名は「大阪府南部」。

また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上等と予想されたときに、緊急地震速報（予報）を発表する。

以下の現象については、特別警報に位置付けられる。

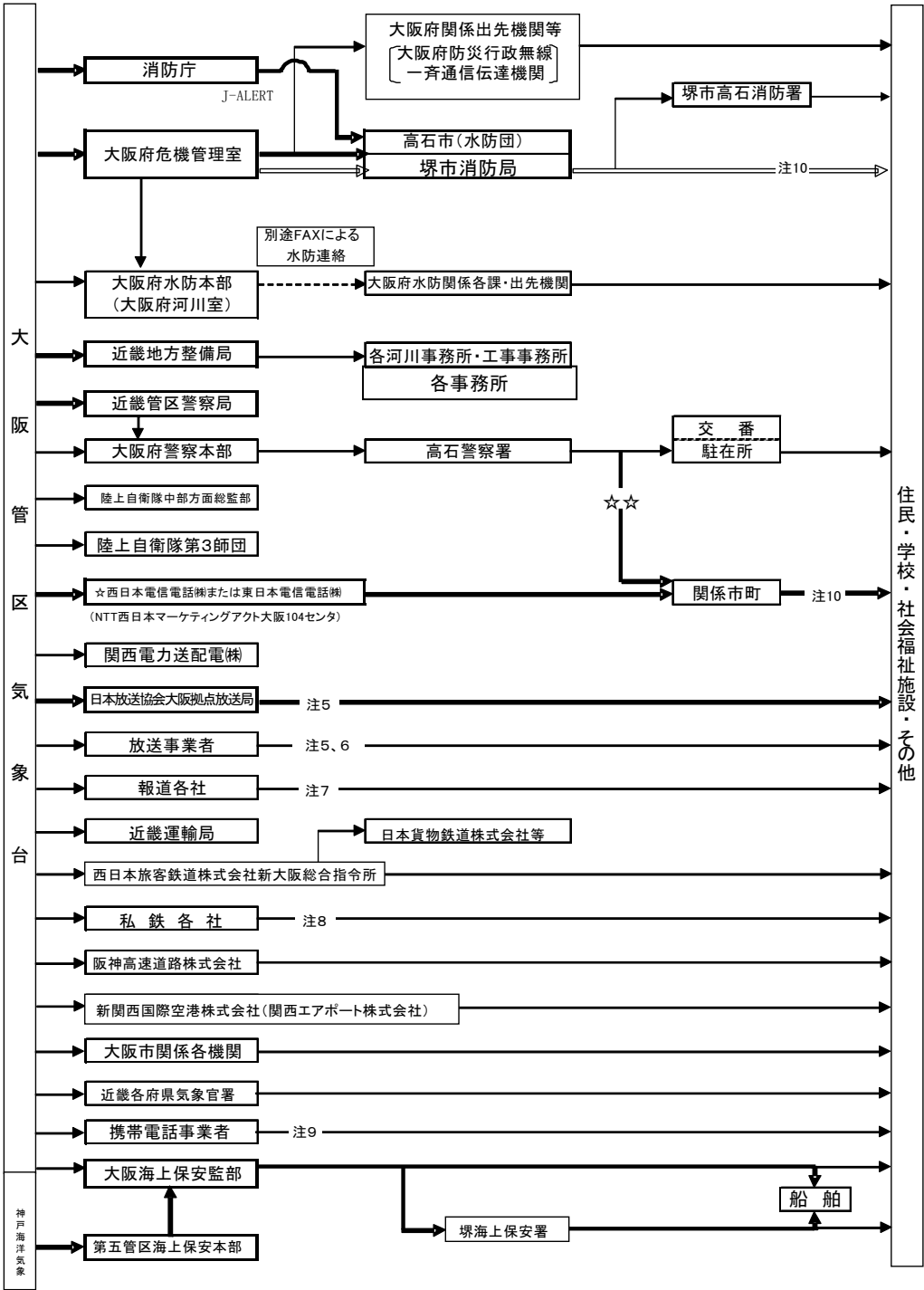
現象の種類	発表基準
地震（地震動）	震度6弱以上の大きさの地震動が予想される場合。 （緊急地震速報（震度6弱以上）を特別警報に位置付ける）

気象庁は、緊急地震速報を発表した後、日本放送協会に伝達するとともに、大阪府、市町村等の関係機関への提供に努める。さらに、放送事業者等の協力を得て、テレビ、ラジオ、携帯電話（緊急速報メール機能を含む。）、全国瞬時警報システム（J－ALERT）経由による市の防災無線等を通して住民への提供に努める。また、日本放送協会は、テレビ、ラジオを通じて住民に提供する。

注）緊急地震速報（警報）は、地震発生直後に震源に近い観測点で観測された地震波を解析することにより、地震による強い揺れが来る前に、これから強い揺れが来ることを知らせる警報である。このため、内陸の浅い場所で地震が発生した場合、震源に近い場所では強い揺れの到達に原理的に間に合わない場合がある。

津波予報等の関係機関への伝達経路

津波予報等の関係機関への伝達経路



(注) 1 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
2 二重線の経路は、特別警報（大津波警報）が発表された際に、通知若しくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。
3 ☆印は、津波警報、同解除（津波注意報）の場合のみ。☆☆印は、津波警報、津波注意報のみ。
4 関係市町とは、大阪市、堺市、高石市、泉大津市、忠岡町、岸和田市、貝塚市、泉佐野市、田尻町、泉南市、阪南市、岬町の12市町である。
5 津波警報受領時は、緊急警報信号を発信し、その内容を放送する。

第1編 総則
第2編 災害予
第3編 地震災
第4編 風水害
第5編 事故等
第6編 災害復
附属1 東海地震の
警戒宣言に伴う対応
附属2 南海トラフ地
震の対策推進計画
資料編

- 6 放送事業者とは、朝日放送(株)、(株)毎日放送、読売テレビ放送(株)、関西テレビ放送(株)、(株)エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面FMまちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社 FM802 (FMC0. CO. L0) の11社である
- 7 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
- 8 私鉄各社とは、近畿日本鉄道(株)、阪急電鉄(株)、阪神電気鉄道(株)、南海電気鉄道(株)、京阪電気鉄道(株)、北大阪急行電鉄(株)、泉北高速鉄道(株)、能勢電鉄(株)、大阪モノレール(株)、大阪市高速電気軌道(株)、(株)大阪港トランスポートシステムの11社である。
- 9 緊急速報メールは、大津波警報、津波警報が発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。
- 10 大津波警報は市町村から住民等への周知の措置が義務付けられている。(気象業務法第15条の2)

第3 避難対策等

1 市が管理又は運営する施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市は、自ら管理・運営する庁舎・学校等不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理上の措置を概ね次のとおり行う。

なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

ア 大津波警報等の入場者等への伝達

- ① 来場者が極めて多数の場合、これらの者が円滑な避難行動を取り得るよう、適切に伝達する。
- ② 指定緊急避難場所や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。
- ③ 施設が海岸近くにある場合には、強い揺れを感じたとき、または、弱い揺れであっても長いゆっくりとした揺れを感じたときは、大津波警報や津波警報が発表される前であっても、直ちに避難するよう来場者等に対し、伝達する。

イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置

ウ 学校における措置

- ① 津波予想浸水範囲に学校がある場合、避難の安全に関する措置
- ② 学校に、保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置

(2) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については原則として工事を中断するものとする。

(3) 施設の緊急点検・巡視等

市は、必要に応じて、通信施設、水門等の津波防災施設、公共施設等、特に防災活動の拠点となる公共施設等及び指定避難所に指定されている施設の緊急点検・巡視等を実施し、当該施設の被災状況等の把握に努めるものとする。

2 避難指示（緊急）

市は、津波災害に対する住民の警戒避難体制として、津波警報等が発表された場合に直ちに避難指示（緊急）を発令することを基本とした具体的な避難情報等の発令基準を設定する

とともに、大阪府警察及び第五管区海上保安本部と協力して、避難指示（緊急）、避難誘導等の必要な措置を講ずる。

市長は、津波警報が発表された場合、住民や釣り人、ドライバー、船舶等に対して、迅速かつ的確な避難指示（緊急）を行うとともに、津波ハザードマップに基づき安全な場所に誘導する。

市長は、次のいずれかの場合、直ちに避難指示（緊急）を発令する。

- (1) 津波に対する避難については、強い地震（震度4程度以上）若しくは弱い揺れであっても長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合
- (2) 大津波警報、津波警報又は津波注意報を覚知した場合

（ただし、津波注意報については、漁業従事者や港湾施設等で仕事に従事する者、海水浴客等を念頭に、基本的には海岸堤防等より海側の地域を対象とする。）

※資料2-6「防災マップ」

3 周知の方法

市長は、避難指示（緊急）の発令及び避難誘導を行う場合は、市防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）や広報車等の活用、自主防災組織等住民組織との連携など、あらゆる手段を使って、住民等へ周知する。

周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、災害情報FAX、登録携帯へのメールや音声対応、テレビの文字放送等の情報システムを活用するほか、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障がい福祉サービス事業者、ボランティア団体等が連携して、避難行動要支援者に必要な情報が速やかに行き届くよう対応する。

4 水防団及び堺市消防局等が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置

市は、水防団及び堺市消防局が津波からの円滑な避難の確保等のために講ずる措置について、次の事項を重点として行う。

- (1) 正確な大津波警報等の収集及び伝達
- (2) 津波からの避難誘導
- (3) 救助・救急

堺市消防局は、消火活動終了後、救助・救急活動及び津波からの避難誘導や広報活動等を実施する。

第4 水防活動

大阪湾沿岸に津波が来襲するおそれがあると認められるときは、水防団は「高石市水防非常勤務要領」及び「高石市の水防活動に関する協定書」に基づき、各防災関係機関及び堺市消防局と協力のもと、広報活動等、迅速な水防活動を実施する。また、津波の発生時における水防活動に従事する者の安全の確保を図るよう配慮する。

1 初動措置

津波警報・注意報が発表された場合は、次の初動措置をとる。

(1) 津波注意報

- ア 広報車・消防艇等による広報準備体制をとる。
- イ 巡視船艇の出動又は待機
- ウ 必要に応じて水門等の開閉の実施

(2) 津波警報

- ア 住民に対して警報発表の広報の実施
- イ 必要に応じて水門等の開閉の実施

2 広報活動

各防災関係機関は、海岸沿いの住民・船舶等を対象に予報の周知、安全対策、海岸からの退避等の広報活動を実施する。

(1) 実施方法

- ア 津波注意報が発表された時
 - ① 広報車・パトカー等による広報
 - ② 消防艇・巡視船艇による広報
 - ③ ラジオ放送等による広報
 - ④ 海岸・河川流域に設置された防災行政無線（固定系）による広報
 - ⑤ 船舶への無線による広報
 - ⑥ 航行警報等による広報
- イ 津波警報が発表された時

- ① ラジオ放送等による広報
- ② 海岸・河川流域に設置された防災行政無線（固定系）による広報
- ③ 船舶への無線による広報
- ④ 航行警報等による広報

(2) 実施区域

- ア 陸上における移動広報区域は、津波浸水想定区域
- イ 海上における移動広報区域は、主として大阪港堺泉北区

第5 防災事務に従事する者（市職員、消防団員等）の安全確保

1 津波到達時間の確認

襲来する津波高に不確実性がある中で、気象庁が発表する津波到達予想時刻を十分考慮し、出来るだけ短時間に避難を完了させる。

2 防災対応や避難誘導に係る行動ルール

避難指示（緊急）等の伝達、避難誘導、水門等の閉鎖等については、あらかじめ定めた

津波到達時間内での防災対応や避難誘導に係る行動ルール（地震発生後60分以内での避難とするなど）に基づく。（東日本大震災では、水門閉鎖中や、避難したがない人の説得中に防災事務従事者が被害にあった事例がある。）

第6 ライフライン・放送事業者の活動

ライフライン及び放送に関わる事業者は、地震発生時、第1章第13節に準じた緊急対応を行うとともに、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

1 水道等

市は、上水道、下水道施設の破損等による二次災害を軽減させるための措置を行うものとする。また、津波による河川への塩分遡上に関しては事前の情報収集に努め、その影響を最小限に留められるよう措置を行う。

2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

電気は、大津波警報等の伝達や避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために必要なものであることから、系統の多重化など電力供給のための体制を確保する。

また、火災等の二次災害の防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報活動を実施するなど、必要な措置を講じる。

3 大阪ガス株式会社

利用者によるガス栓閉止等火災等の二次災害防止のために必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 西日本電信電話株式会社大阪支店、株式会社NTTドコモ関西支社、KDDI株式会社関西支社、ソフトバンクモバイル株式会社

大津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等必要な措置を講じるものとする。

5 日本放送協会、民間放送事業者

日本放送協会及び民間放送事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、次の対策を実施するものとする。

- (1) 津波に対する避難が必要な地域の居住者等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前にあっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。
- (2) 被害に関する情報、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、津波情報等防災関係機関や居住者等が津波からの円滑な避難を行うために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。
- (3) 発災後も円滑に放送を継続し、津波警報等を報道できるよう、あらかじめ必要な要員の

配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとし、その具体的な内容を定めるものとする。

第7 交通対策

1 道路

大阪府公安委員会は、津波の来襲により危険度が高いと予想される区間及び避難路として使用が予定されている区間について、必要に応じて交通規制を行うものとする。

2 海上

(1) 堺海上保安署は、船舶交通の輻輳が予想される海域において、必要に応じて、船舶交通の整理・指導を行う。この場合緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努めるものとする。

(2) 堺海上保安署は、海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生ずるおそれがあるときには、必要に応じて船舶交通を制限し又禁止するものとする。

(3) 堺海上保安署は、水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保するものとする。

(4) 堺海上保安署は、海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生じ又は生ずるおそれのあるときには、速やかに航行警報等必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去、その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告するものとする。

(5) 国土交通省、港湾管理者(大阪府)・漁港管理者(市)は、港内航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合は、障害物除去による航路啓開に努めるものとする。

(6) 堺海上保安署、大阪府、市は、津波による危険が予想される場合において、船舶の安全な海域への退避等が円滑に実施できるよう措置を講ずることとし、予想される津波の高さ、到達時刻等を踏まえ、その具体的な内容を定めることとする。

3 鉄道事業者（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

列車及び乗客等の安全を確保するため、走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、運行を停止するものとする。

4 乗客等の避難誘導等

鉄道事業者は、乗客や駅に滞在する者の避難誘導計画を定めるものとする。

第3節 災害情報の収集伝達

市をはじめ大阪府及び関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに地震情報（震度、震源、マグニチュード、地震活動の状況等）、津波警報、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

1 情報連絡体制

市は、災害発生時には直ちに防災行政無線や防災情報システムをはじめとする多様な通信手段を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動等を行うとともに、大阪府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

(1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ F A Xの利用

災害対策本部、防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、F A Xによる。

ウ インターネット

インターネットを利用して、効率的な情報収集、共有、伝達を図る。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 高石市防災行政無線（固定系）

屋外受信局及び戸別受信局への一斉通信

イ 高石市防災行政無線（移動系）

市各部及び公用車両、堺市消防局、高石市消防団、自主防災組織との相互通信
また、携帯型デジタル防災行政無線を活用し、自主防災組織と相互通信する。

ウ 大阪府防災行政無線

大阪府、大阪府出先施設、大阪府下市町村及び防災関係機関との相互通信

エ 堺泉北地域防災相互無線（相互系）
防災関係機関及び近隣市との相互通信

(3) 大阪府防災情報システム

大阪府域にかかる気象情報収集のほか、市から大阪府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時には、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

第2 被害情報の収集・報告

市は、大阪府及び防災関係機関と密接な連携のもと、災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、大阪府が災害に関する情報の収集を行う。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、大阪府が一元的に集約、調整を行うものとし、その際、市は、把握している人的被害の数について大阪府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、大阪府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、大阪府と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

1 初動期の情報収集

(1) 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- ア 堺市消防局への通報状況
- イ 大阪府警察からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報

カ 庁舎周辺の状況

キ その他

(2) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資機材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。

ア 人的被害

イ 物的被害

ウ 機能的被害

エ その他災害対策上必要な事項

(3) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

2 被害情報の収集

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

市から大阪府への被害状況の報告は、大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行う。

なお、被害状況等の情報収集は、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。また、市が報告を行うことができなくなったときは、大阪府が職員の派遣等を通じ、災害に関する情報の収集を行う。

調査実施者	収集すべき被害状況等の内容	
市	1 人的被害	・死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 ・被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難の必要の有無及びその状況 ・指定避難所の状況
	2 物的被害	・庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 ・建物（住家、非住家）の損壊状況
	3 機能的被害	・道路及び橋りょう等の被害状況 ・ライフラインの状況 ・各医療機関等の被害状況
	4 その他災害対策上必要な事項	・所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ・その他所管する施設の人的・物的・機能的被害 ・農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱施設等の物的被害 ・その他所管する施設の人的・物的・機能的被害

調査実施者	収集すべき被害状況等の内容
堺市消防局	1 火災発生状況及び延焼の状況 2 危険物施設等の被害状況 3 大規模救助及び救急事象の発生場所と程度 4 道路損壊による通行不能箇所 5 消火栓等水道施設の被害状況 6 その他消防活動上必要ある事項
大阪府 高石警察署	1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 2 避難者の状況 3 交通規制及び緊急交通路確保の要否 4 ライフラインの状況 5 各種犯罪の発生状況 6 その他災害警備活動上必要な事項
その他の防災機関	1 所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項

第3 被害情報の報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に大阪府に対して行うが（大阪府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う。）、地震が発生し、市域内で震度5強以上を記録したものについては、被害の有無を問わず直接消防庁に報告するものとし、応急措置が完了した後は速やかに大阪府に災害確定報告を行う。なお、大阪府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、大阪府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を大阪府に加え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、堺市消防局等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

- (1) 堺市消防局への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- (3) 措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

※資料8-4「被害状況等報告」

1 災害概況即報

地震発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その1）「災害概況即報」に従い大阪府等に報告するとともに、概況が判明するのに併せて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

2 被害状況即報

地震発生直後の大阪府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い大阪府等に報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

震度6弱以上を観測した場合は、119番通報件数についても概数を記入する。

3 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第1号様式「災害確定報告」に従い、事後速やかに報告する。

第4 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努めるとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等を検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、市は、災害応急に必要な通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、大阪府に要請を行い、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

第5 迅速な住民の安否確認と支援情報等の提供

1 住民の安否確認・情報提供

災害発生後、市外へ避難した者を含め、市民の安否確認情報の収集伝達や市民への支援・サービス情報を確実に伝達する。

2 全国避難者情報システム（総務省）の活用

市外へ避難した者については、「全国避難者情報システム（総務省）」により提供される所在地情報等により、所在地を把握する。（避難者自身が避難先市町村に所在地情報を提供する。）

第6 有線・無線途絶時の対策

有線電話が途絶した場合、若しくは本市の無線電話が不通となった場合は大阪地区非常通信協議会に加入する他の機関の最寄りの無線電話を依頼し通信する。
大阪地区非常通信協議会の定めた通信経路は次のとおりである。

(危機管理課) 高石市	堺市高石消防署		消防	堺市消防局		消防	大阪市消防局		府防	大阪府庁	
	(警防課)			(通信指令課指令室)			(指令情報センター)			(危機管理室)	
	堺市高石消防署		消防	堺市消防局			(地域衛星通信ネットワーク) (防 T)：9-200-220-8921		地星	大阪府庁	
	(警防課)			(通信指令課指令室)			(防 F)：9-200-220-8821			(危機管理室)	
	高石警察署			警察			大阪府警察本部		府防	大阪府庁	
	(総務課)						(通信指令室)			(危機管理室)	
	0.8km						南海難波駅		4.2km	大阪府庁	
	-----			南海高石駅		—————	(駅長室)		-----	(危機管理室)	
	大阪ガス泉北製造所第二工場					—————	大阪ガス本社		府防	大阪府庁	
										(危機管理室)	
(地域衛星通信ネットワーク)						(防 T)：9-200-220-8921		地星	大阪府庁		
						(防 F)：9-200-220-8821			(危機管理室)		

出典：大阪府非常通信経路計画（令和元年度 大阪府危機管理室）

無線区間
有線区間
使送区間

第4節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供するものとする。

第1 災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、大阪府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 地震

大阪府域に震度6弱以上を観測した場合

(2) その他自然災害等

その他自然災害等により、大阪府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 地震

- ア 自分の身の安全確保
- イ 近所での助け合い
- ウ むやみな移動の抑制
- エ 出勤・通学の抑制

第2 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1 市

(1) 地震発生直後の広報

- ア 地震情報（震度、震源、地震活動等）及び津波情報（津波の規模、到達予定時刻等）に関する事項
- イ 出火防止及び初期消火の呼びかけ

ウ 避難勧告等の発令

エ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ

オ 規模の大きな地震が連続発生する危険性の注意喚起

カ 二次災害の危険性

キ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ

ク 市内の被害状況の概要

① 延焼火災、建物破壊、道路破損等の発生状況

ケ 市の活動体制及び応急対策始動状況

① 本部等の設置

② 指定避難所の開設及び救護所の設置

③ その他必要な事項

(2) 応急活動実施段階の広報

ア 地震及び津波に関する情報

イ 被害情報及び応急対策実施状況

① 被災地の状況とその後の見通し

② 指定避難所及び救護所の開設状況

③ 応急給水、応急給食等の実施状況

④ 被災者のために講じている施策

⑤ その他必要な事項

ウ 生活関連情報

① 電気、ガス、水道及び下水道の復旧状況

② 食料品及び生活必需品の供給状況

エ 通信施設の復旧状況

オ 道路交通状況

カ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報

キ 交通機関の復旧及び運行状況

ク 市役所業務の再開等に関する情報

ケ 義援物資等の取扱い

コ その他必要な事項

2 堺市消防局

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては、火災発生状況、延焼状況及び消防隊の活動状況について広報する。

3 高石市消防団

堺市消防局と協力し、地域住民の安全確保に係る広報活動に努める。

4 大阪府高石警察署

大阪府高石警察署は、市その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- (1) 災害の状況及びその見通し。
- (2) 避難及び救出・救助活動に関すること。
- (3) 各種犯罪の予防・取締りに関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) その他警察措置に関すること。

5 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- (1) 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- (2) 災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他の事項

6 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

- (1) 安全及び危険防止
 - ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
 - イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
 - ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
 - エ 地震発生後は、使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
 - オ その他事故防止のため留意すべき事項
- (2) 被害状況
 - ア 停電区域
 - イ 停電事故復旧状況
 - ウ 停電事故復旧見込み

7 大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
 - ア ガス栓を全部閉めること。
 - イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
 - ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。
- (2) 被害状況、可動状況、復旧状況と今後の見直しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。
 - ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。

イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。

ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

8 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供に努める。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 市民に対する広報

ア 防災行政無線の利用

市災害対策本部は、防災行政無線（固定系）から市内47箇所に設置した屋外受信局を通じて必要な情報を伝達する。

※資料6-6「広報の文例」

イ 広報車の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部又は防災関係機関が必要な地域へ出動し、広報活動を実施する。

ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は、併せて堺市消防局、大阪府高石警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ 市庁舎、指定避難所等での配布、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、指定避難所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ インターネットによる広報

市及び防災関係機関が保有するホームページを活用して、災害関連情報を提供する。

カ 避難行動要支援者に配慮した広報

点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ 緊急放送について

避難勧告等を発令する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

ウ 要配慮者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等要配慮者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア 各班からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

第3 広聴活動

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 相談窓口の開設

災害の状況により、被災者のための相談窓口を市に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

2 相談窓口の推進体制

(1) 相談窓口では、専用電話及び専用ファクシミリを備え、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

(2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

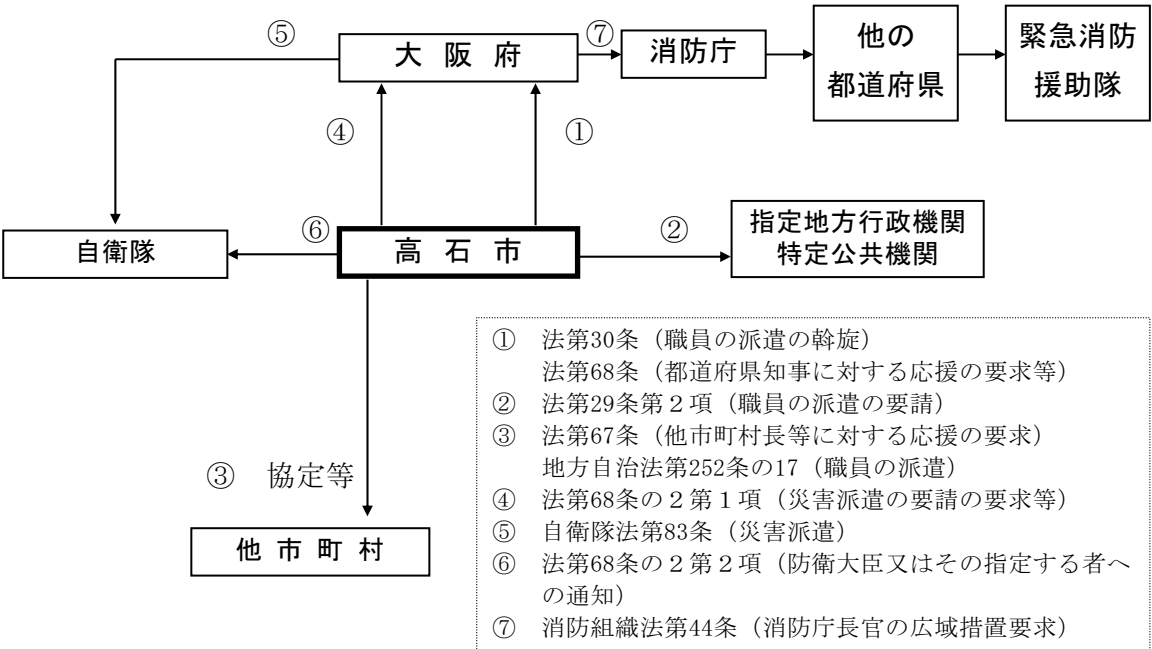
第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、大阪府、災害時相互応援協定締結市町、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。なお、要求を受けた時は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

市が被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

〔応援体系図〕



※大阪府（知事）に職員の斡旋を要求する対象
法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関
法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関
(法：災害対策基本法)

第1 大阪府知事等に対する要請等

1 大阪府知事に対する要求

市長は、大阪府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要求するときは、次の項目

を明確にし、大阪府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連絡先	大阪府防災行政無線	電話
大阪府危機管理室	(6) 220-8921 FAX (6) 220-8821	06-6944-6021 FAX06-6944-6654

(6) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

2 （大阪府知事に対する）緊急消防援助隊の要請

市長は、堺市消防局と協議し、大阪府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、大阪府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、堺市消防局と協議のうえ、直接、消防庁長官に派遣を要請する。

3 協定等に基づく要請

災害時における相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。なお、協定の定める手続きに基づくとまがないときは電話等により行い、事後速やかに協定に基づく手続きを実施する。

※資料7-1 「災害協定一覧」

4 他の市町村等に対する要求

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

5 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができなと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関^{※1}に対して職員派遣を要請する。

また、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共機関^{※2}の職員派遣の斡旋を要請する。

当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、大阪府知事に対して職員の派遣について、斡旋を要請するときは、大阪府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要事項

※1：特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※2：特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第4項に規定する行政執行法人

6 大阪府知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

7 知事による応急措置の代行

知事は、大阪府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

第2 受援体制の確立

市は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救護班と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

※資料3-9「災害時用臨時ヘリポート」

第3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、大阪府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、大阪府と調整のうえ、被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援に協力する。

第6節 自衛隊の災害派遣

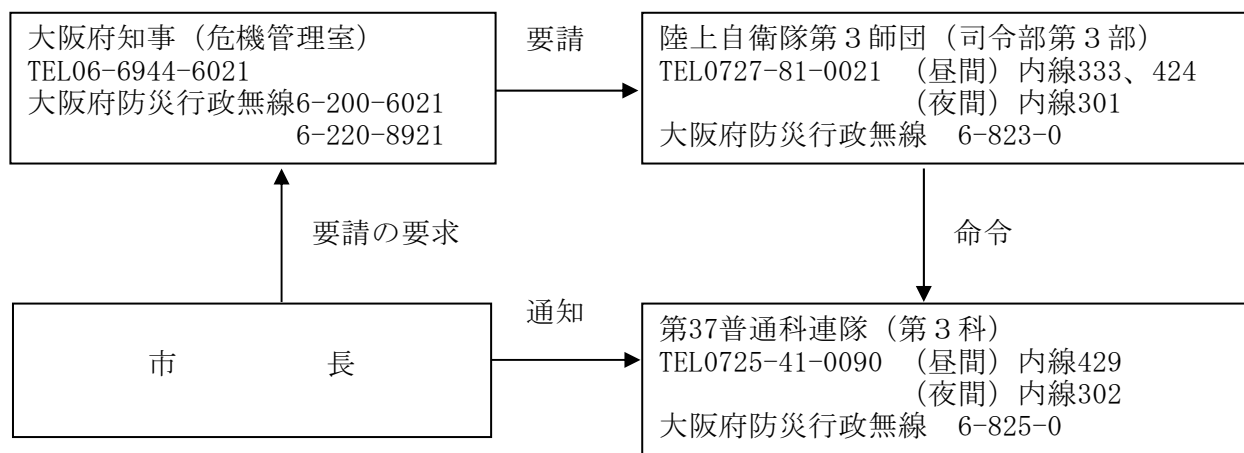
市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

第1 派遣要請

- 1 市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、大阪府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。
 - (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (2) 派遣を希望する期間
 - (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (4) その他参考となるべき事項
- 2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊）長に災害の状況を通知し、派遣を要請する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

※資料8-6「自衛隊派遣要請書様式等」

派遣要請系統図



第2 自衛隊の自主派遣等

自衛隊の災害派遣は、大阪府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待

つことなく、以下に示す自らの判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、大阪府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- 1 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められるときに、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- 3 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施するとき
- 4 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合
- 5 その他災害に際し、上記1から4に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第3 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 大阪府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、大阪府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 大阪府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入れ体制

- (1) 連絡所の設置
市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (2) 現地連絡担当者の指名
市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

第4 派遣部隊の活動

大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体が混乱していることを前提として、派遣部隊による活動が円滑に進むよう、防衛省・自衛隊による「提案型」の支援が自発的に行われることとなっている。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難勧告等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、

避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等を無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなつたと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収要請を要求する。

第 7 節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、大阪府、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、大阪府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災 策
災 害 予

第 3 編
地 震 災
害 応 急 対 策

第 4 編
風 水 害
災 害 応 急 対 策

第 5 編
事 故 等
災 害 応 急 対 策

第 6 編
災 害 復
旧・復 興 対 策

附 属 1
東 海 地 震 の
警 戒 事 項 に 関 する 対 策

附 属 2
南 海 下 づ 地
震 防 災 策 推 進 計 画

資 料
編

第8節 消火・救助・救急活動

市、堺市消防局、大阪府警察、海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市

市は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携を取り、救護体制を整備し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

第2 堺市消防局

堺市消防局は、消防団及び大阪府警察等の関係機関と相互に連携を図り、震災時における消火、延焼防止及び救急・救助を迅速かつ的確に実施し、被害の軽減を図る。

1 災害発生状況の把握

高所カメラ、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動

(1) 消火活動

ア 市災害対策本部をはじめ関係機関との密接な連携のもとに、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 大阪府警察及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（負傷者の重傷度、緊急度の選別）を実施し、効果的な救急隊の運用を図る。

ウ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 相互応援

地震により同時多発的に火災等が発生し、現有の消防力を結集しても対応することが不可能と判断される場合は、他市及び他府県からの大規模部隊の応援を受け、消防活動を遂行する。

(1) 大阪府下広域応援

市長は、堺市消防局と協議のうえ、協定に基づき応援要請する。

(2) 緊急消防援助隊

市長は、堺市消防局と協議のうえ、大阪府知事若しくは消防庁長官に応援要請する。

第3 大阪府警察

- 1 大阪府警察は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 大阪府警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する大阪府高石警察署に派遣する。
- 3 市、堺市消防局等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第4 堺海上保安署

海上における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 市・大阪府警察・その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。
- 4 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して、沖合に配備された巡視船艇または航空機を通じて所用の連絡を行い、要請・情報交換を実施するものとする。（海上保安庁船艇、航空機は防災相互通信波を有する無線設備を搭載している。）

第5 各機関による連絡会議の設置

市、堺市消防局、大阪府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動

が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、大阪府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第6 行方不明者の搜索

市は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- 1 災害の規模等の状況を勘案して、大阪府警察との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。
また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者搜索中に遺体を発見したときは、速やかに所定の手続をとる。

第7 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、市、消防団、堺市消防局、大阪府警察など防災関係機関との連携を図る。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第9節 医療救護活動

市、大阪府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療情報の収集・提供活動

1 市

高石市医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 大阪府

市からの報告、大阪府広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）及び大阪府防災行政無線等を用いて被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、市の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ア 市

災害医療センターである高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター及び高石市医師会を中心に医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、大阪府を通じて日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

イ 高石市医師会

高石市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、高石市医師会災害対策本部を設置し、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

※資料5-2「医療救護班編成表」

※資料7-4「災害時における医師の救急医療に関する協定書」

(2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか次の救護所を設置する。

ア 応急救護所

災害発生後、災害現場付近に設置する。

イ 医療救護所

災害発生直後から中長期にわたって、指定避難所に設置する。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市は、医療救護班の受入れ窓口を設置し、大阪府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し、移動する。

イ 大阪府及び市

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、大阪府及び市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場医療救護活動

災害発生直後に高石市医師会等から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急救置やトリアージ等の現場医療救護活動を行う。

応急救護所を設置した場合、状況に応じて、大阪府等に医療救護班（緊急医療班）の派遣を要請する。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

イ 医療救護所における臨時診療活動

市及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急救置

イ 医療機関への搬送の可否及びトリアージ

ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療

- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 現地医療活動の継続

市は、大阪府の協力を得て、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JDMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、大阪府及び医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等を基に、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた大阪府下全域の災害医療機関で患者の受入れ病床を確保する。

また、大阪府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では、対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市等は、災害拠点病院及び市災害拠点病院と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び大阪府が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

市は、状況により大阪府に対し、航空機搬送の要請を行う。

大阪府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、大阪府が

所有する大阪府ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

ウ 海上搬送

大阪府は、所有する船舶、あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMA Tの派遣調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ② 災害派遣医療チーム（DMA T）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整
- ③ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- ④ 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- ⑤ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供

イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整

ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援

エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市災害医療センター（高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

ア 市の医療拠点としての患者の受入れ

イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。本市の災害医療協力病院は、浜寺病院、高石藤井心臓血管病院である。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市は、高石市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市と高石市医師会は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第10節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告等の発令及び避難誘導等に必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を収容するため、指定避難所を開設する。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「高石市避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

また、大阪府は、南海トラフ巨大地震による津波の被害想定を踏まえ、沿岸市町と共同して津波版のガイドラインを策定し、市は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」に基づき避難誘導にあたる。

第1 避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難勧告、避難指示（緊急）等を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令する。

また、大阪府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

1 住民への周知

市長は、避難勧告等の発令にあたっては、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

2 避難路の確保

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

※資料3-5「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

第2 避難者の誘導

1 市

避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、大阪府警察の協力を得るとともに、消防団や自主防災組織、自治会、民生委員等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。また、高石市避難行動要支援者支援プランに即して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第3 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

発 令 者	種 類	「警戒区域」を設定する要件	根 拠 法 令
市 長	災害全般	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法第63条第1項
警 察 官 海 上 保 安 官	災害全般	市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき	災害対策基本法第63条第2項
大 阪 府 知 事	災害全般	市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
消 防 吏 員 消 防 団 員	災害全般 (水災を除く)	火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場等において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項 消防法第36条第8項
警 察 官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行うことができる。	消防法第28条第2項 消防法第36条第8項
消 防 長 又 は 消 防 署 長	火 災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項

発 令 者	種 類	「警戒区域」を設定する要件	根 拠 法 令
大阪府高石警察署長	火 災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があつた場合は火災警戒区域の設定等を行うことができる。	消防法第23条の2第2項
災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認又は立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、大阪府警察の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

第4 指定避難所の開設及び運営等

- 1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。
- 2 指定避難所を開設した場合は、速やかに指定避難所を管理するための指定避難所担当職員を派遣し、「指定避難所開設運営マニュアル」に基づき指定避難所を開設する。また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告し、情報の共有に努める。
- 3 指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 4 指定避難所への被災者受入れの際、避難したホームレスについても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案し、関係機関や団体などとも連携を図りながら受け入れに努めるものとする。
- 5 指定避難所の運営は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所担当職員は、災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。運営の詳細については、指定避難所ごとに策定した「指定避難所開設運営マニュアル（運用編）」によるものとする。

※資料3-5「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

第11節 二次災害防止

建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等

1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

市及び施設管理者は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行う。

2 避難及び立入制限

市及び施設管理者は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

1 市有建築物等

市は、市有建築物及び敷地の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

2 民間建築物等

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、大阪府に、建築物については被災建築物応急危険度判定士を、宅地については被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

大阪府は、市の派遣要請に基づき、事前に登録された被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士に対して出動を要請するとともに、必要に応じて、他府県に派遣を要請する。

市は、被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により建築物及び宅地の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

3 空き家等の対策

市は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第3 危険物等（危険物施設、高圧ガス、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。
大阪府及び市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。
また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第4 放射性物質（放射性同位元素に係る施設等）

1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ被災施設及びその周辺の危険区域への立ち入り制限を実施する。

第12節 交通規制・緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

大阪府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」である国道26号、大阪和泉南線に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

※資料2-6「防災マップ」

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、大阪府及び市に連絡する。

ア 市、大阪府、道路管理者、港湾管理者（大阪府）、漁港管理者（市）

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、大阪府及び大阪府警察に連絡する。

② 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、大阪府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、大阪府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）は、自ら車両の移動等を行う。

イ 大阪府警察

① 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

② 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」である国道26号、大阪和泉南線に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

大阪府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(5) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

大阪府は、必要に応じて一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

大阪府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認等

大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、大阪府及び大阪府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等で

あることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者（大阪府）及び漁港管理者（市）に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

※資料8-7「緊急通行車両事前届出書」

4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送事業者等の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

6 高速道路が緊急交通路に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社は、これに対処すべき必要な措置を行い道路交通の確保に協力するものとする。この場合、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金徴収業務に関し適切な措置を講ずるものとする。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替え・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 水上輸送

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、大阪府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

※資料3-9「災害時用臨時ヘリポート」

2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、大阪府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第13節 ライフラインの緊急対応

ライフラインに関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と二次災害防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに応急措置等を進めるとともに、応急供給、サービス提供を行う。

第1 被害状況の報告

- 1 ライフラインに関わる事業者は、地震が発生した場合は、速やかに施設設備の被害状況を調査し、被害が生じた場合は市及び大阪府に報告する。
- 2 上下水道事業者、関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社、大阪ガス株式会社及び西日本電信電話株式会社等は、サービス供給地域内において震度5弱以上が観測された場合には、直ちに施設設備の被害状況を調査し、市及び大阪府に報告する。
- 3 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、市内において停電が発生した場合には、直ちに停電状況を調査し、市及び大阪府に報告する。

第2 各事業者における対応

- 1 市は、上水道、下水道施設において二次災害が発生するおそれがある場合、又は被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、堺市消防局、大阪府警察に通報し、付近住民に広報する。
- 2 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社は、感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、大阪府、堺市消防局、大阪府警察に通報し、付近住民に広報する。
- 3 大阪ガス株式会社は、ガスの漏洩による二次災害が発生するおそれがある場合は、ブロック毎の供給停止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、大阪府及び防災関係機関への通報並びに付近住民への広報を行う。
- 4 西日本電信電話株式会社等は、災害に際し、通信輻輳の緩和及び重要通信の疎通を確保するため、応急回線の作成、網措置、災害用伝言ダイヤルの提供、利用制限等の措置を講ずるとともに、非常、緊急通話又は非常、緊急電報を一般の通話又は電報に優先して取り扱う。
また、インターネットによる災害用伝言板サービスを提供する。

第14節 交通の安全確保

鉄道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を大阪府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、堺市消防局、大阪府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて堺市消防局、大阪府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。

3 港湾施設、漁港施設（市、大阪港湾局）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて堺市消防局、大阪府警察、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第2章

応急復旧期の活動

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、大阪府、市は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

市は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行う。また、市は大阪府に対して、支援体制の整備支援を要請する。

第2節 住民等からの問い合わせ

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めたうえで、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、堺市消防局、大阪府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害救助法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

第1 法の適用

1 実施責任者

災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については災害救助法の適用を受け、知事が実施する。この法律に基づいて知事が行う救助のうち、市長に委任された事項については、市長がこれを実施する。

2 適用基準

法による救助は、市の区域を原則として、同一原因による災害で次のいずれかに該当する災害で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	備 考
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	80以上	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
大阪府内の住家が滅失（り災）した世帯の数	2,500以上	
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	40以上	
大阪府内の住家が滅失（り災）した世帯の数	12,000以上	
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	多 数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	大阪府知事が厚生労働大臣と協議	

3 適用手続き

市は、災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに厚生労働大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、

第2 救助の内容

- 1 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の捜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹
しているものの除去

第3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第4 救助の程度、方法及び期間等

救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第4節 指定避難所の開設・運営等

市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

大阪府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 指定避難所の開設

指定避難所の開設は指定避難所の開設基準に基づき指定避難所担当職員が行い、開設とともに被災者の収容にあたり、その状況を災害対策本部に報告する。

また、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、屋外避難所（テントなど）の設置、大阪府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

1 指定避難所の開設基準

- (1) 災害対策本部が開設を決定したとき
- (2) その他、市長が必要と認めたとき

2 開設の留意点

- (1) 指定避難所を開設した場合は、速やかに地域住民に周知する。
- (2) 開設にあたっては、指定避難所の安全を確認してから行う。
- (3) 学校の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、指定避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 指定避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

3 指定避難所開設にともなう報告事項

災害対策本部長は、避難の勧告若しくは指示したとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名
- (2) 収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

4 指定避難所の閉鎖

災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所担当職員に被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が閉鎖を決定したとき
- (2) その他、市長が決定したとき

＊ただし、被災者のうちで住居が全壊等により居住が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。

5 指定避難所の早期解消のための取組み

市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる被災住宅の応急修繕を推進する。

第2 指定避難所の管理、運営

市は、指定避難所を管理するため避難所担当職員を派遣し、必要に応じて施設管理者等の協力を得て災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携し指定避難所の円滑な管理、運営に努める。また、施設の本来の機能の早期回復のため、市と大阪府は協力して、応急仮設住宅の提供など避難者の住宅の確保に努める。

地域住民で組織する避難所運営委員会は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者

- ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
- イ 現に災害による被害を受けた者であること

- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者

- ア 避難勧告等が発せられた場合
- イ 避難勧告等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合

- (3) その他、避難が必要と認められる場合

2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、「指定避

「避難所開設運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握、並びに大阪府への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- (8) 間仕切りの設置
- (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (10) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める。
- (11) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底（獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、適宜連携を図る）
- (12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (13) 各指定避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- (14) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- (15) 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- (16) トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置
- (17) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る。
- (18) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮（多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮）

3 指定避難所生活長期化に対応する環境整備

指定避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、指定避難所運営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、指定避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）

- (4) 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線）
- (6) 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- (7) 女性用物干し場を設置する。
- (8) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- (9) 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (10) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

4 避難者の把握及び指定避難所の生活環境の把握

- (1) 市は、指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、大阪府等への報告を行うものとする。
- (2) 市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。

そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

第3 指定避難所の早期解消のための取り組み等

市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、大阪府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第4 広域的避難収容

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災地方公共団体の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場合には、必要に応じて大阪府に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

第1編
総則

第2編
防災策
災害予

第3編
害応急対策
地震災害

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属2
震防対策推進計画
南海トラフ地

資料
編

第5節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の損壊、滅失、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

市は大阪府に要請することができるとともに、大阪府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

第1 給水活動

市、大阪府及び大阪広域水道企業団は、相互に協力して、被災状況に応じた速やかな給水に努める。

1 市における給水活動

(1) 被害状況の把握

災害が発生し、給水機能が停止すると判断される場合又は停止した場合は、直ちに被害状況を把握し、給水活動体制の確立を図る。

(2) 応急給水用資機材の確保

応急給水活動に使用できる現有の車両及び資機材のほか、他市の応援又は指定給水装置

工事事業者等の協力を得てその確保を図る。

(3) 給水所の設置

給水所は、指定避難所を主とし、医療施設、福祉施設、救護所、給食施設等に設置し拠点給水を行う。

(4) 応急給水の実施

ア 給水基準

給水の量は、1人1日3リットルとする。

イ 飲料水等の給水所への搬送は、給水車、給水タンク等を使用し搬送する。

ウ 医療機関、福祉施設等への給水

病院、診療所等の医療施設、障がい者施設及び特別養護老人ホーム等の福祉施設への給水は、優先して行う。

エ 仮設給水栓設置による給水

断水地域の状況及び水道施設の復旧状況により、消火栓又は応急仮配管の活用による応急給水が可能な場合は、次のとおり応急給水を実施する。

① 災害のため飲料に適した水が得られず、応急給水の必要がある地域で、周辺で活用できる消火栓又はあんしん給水栓がある場合は、応急給水栓を設置し、応急給水を行う。

② 応急仮配管による応急給水

復旧に長期間を要すると予想される地域や多量の水を必要とする大規模な医療機関等については状況に応じて仮配管を行い、仮設給水栓を設置し給水を行う。

オ 応急給水所の周知・広報

応急給水所を設定したときは、市民への広報を行うとともに、設定した地域及びその周辺に「応急給水所」の掲示物を表示する。

2 大阪広域水道企業団等への要請

市単独で十分な給水活動ができない場合、「大阪広域水道震災対策相互応援協定」に基づき大阪広域水道企業団内に設置される「大阪広域水道震災対策中央本部」に応援を要請する。

第2 食料・生活必需品の供給

市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 市における食料、生活必需品の供給

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2 大阪府に対する応援要請

大阪府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
- (6) 近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府LPガス協会に対し、それぞれ食料、毛布・日用品、LPガスの供給を要請
- (7) 不足する場合は、関西広域連合に要請
- (8) 緊急物資等を輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送

3 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給についての連絡
- (2) 日本赤十字社大阪府支部
毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- (3) 近畿経済産業局
生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
※資料3-10「備蓄配備一覧表」
※資料7-1「災害協定一覧（食料調達の協力）」

第6節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

市は、大阪府と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 大阪府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - (3) 指定避難所の防疫指導（大阪府避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）を踏まえて必要な措置を行う。）
 - (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - (5) 衛生教育及び広報活動
- 2 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- 3 自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、大阪府に協力を要請する。
- 4 その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

大阪府和泉保健所と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する。

食中毒が発生した場合は、大阪府が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

市は、大阪府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 保健衛生活動における連携体制

市は、必要に応じ、保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、市内での対処が困難になった場合は、大阪府に応援を要請する。

また、市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市、大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止に努める。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整
- (3) 他府県市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第7節 福祉活動

市は、高石市社会福祉協議会や市内の介護・福祉施設事業者と連携して、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した介護・福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、災害発生直後には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「高石市避難行動要支援者支援プラン」に則して、高石市社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて消防団や地域住民、自主防災組織、校区福祉委員会、介護・福祉施設事業者等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、介護・福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

1 在宅介護・福祉サービスの継続的提供

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅介護・福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、介護・福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障がい（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、大阪府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら高石市社会福祉協議会や介護・福祉施設事業者と連携し、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう大阪府や関係機関に要請する。

4 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣要請

指定避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣を、必要に応じ要請する。

第8節 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、大阪府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、市長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第9節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、災害に伴う流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

大阪府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

市、大阪府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、他市と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、大阪府、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

4 災害緊急事態布告時の対応

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し、必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

5 金融機関における預貯金払戻等

(1) 市は、大阪府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して、被災地の民間金融機関において被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう次のような指導、要請を依頼する。

ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第10節 ライフラインの確保

災害により途絶したライフライン施設について、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 上水道

1 水道事業者震災対策本部

地震発生時には本市上下水道課は、大阪広域水道企業団と密接な連携を保ち、応急活動を行う。

- (1) 水道施設が被害を受け、通常の給水が困難になり、応急給水が必要となったときは、応急給水体制を講ずる。
- (2) 水道施設が被害を受けた場合は、その復旧のため応急復旧体制を講ずる。

2 情報連絡体制

地震発生時には有線による通信連絡が途絶することが予想されるので、防災行政無線を活用し、応急連絡体制の確立を図る。

3 動員体制

応急給水及び応急復旧に従事する人員の確保を図るため、本市上下水道課職員は、震度5弱以上を観測した場合は、あらかじめ指定された場所に自主的に参集する。

【参集場所】

本庁上下水道課 配水場

4 応援体制

本市上下水道課は、本市の保有資機材等で対応が困難な場合は、他の公共団体、企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

5 応急復旧対策

- (1) 応急復旧作業は、原則として復旧担当職員の監督のもと施工業者によって行う。
- (2) 断水区域の早期解消を図るため、配水場の応急復旧、配水管等の管路の応急復旧及び給水の応急復旧を順次行う。
- (3) 把握した災害状況に基づき所要資機材、復旧工程等についての復興計画を策定する。

6 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、各水道事業体等のホームページ上に稼働状況、復旧状況等を掲載することで幅広い情報伝達に努める。

第2 下水道

1 管渠の応急対策

- (1) 下水管渠の被害に対して、迅速に管渠の応急復旧対策を講ずる。
- (2) 幹線の被害については、相当広範囲にわたる排水機能の停止を招くおそれがあるので、原則として応急復旧を行い、本復旧計画を策定する。

多量の塵芥等により管渠の閉塞又は流下の阻害がなされないようマンホール、雨水桝等で流入防止等の応急対策を行い、排水の円滑を図る。

2 ポンプ場の応急対策

迅速に機能回復の対策を講ずる。

3 動員体制

下水道BCPに基づき応急対策に従事する人員の確保を図る。

4 応援体制

本市上下水道課は、市で対応が困難な場合は、他の公共団体、企業等に協力を要請し、応援体制の確保に努める。

5 広報

- (1) 生活水の節水に努めるよう広報する。
- (2) 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 応急供給

- (1) 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的に被害状況の把握に努める。
- (2) 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (3) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。
- (4) 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧

状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガス株式会社）

1 応急供給

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

1 通信の確保と応急対策

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急対策は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、応急対策に直接関係のない工事に優先して、対策工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (4) 対策にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。
- (5) 応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

2 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急対策の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

第11節 交通の機能確保

鉄道、道路、港湾、漁港の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努めるものとする。

第1 障害物の除去

各管理者は交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって廃棄又は保管の措置をとる。

第2 各施設管理者における復旧

1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

2 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、緊急交通路を優先して応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋りょう、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。
自動車専用道路は、あらかじめ各々の道路管理者が定めた基準等により、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関を通じ広報する。

3 港湾施設、漁港施設（市・大阪港湾局・近畿地方整備局）

- (1) 係留施設、臨港交通施設、外郭施設などの応急復旧を行う。
- (2) 近畿地方整備局は、国有港湾施設等の応急工事を実施するとともに、港湾管理者（大阪府）からの要請により、必要に応じて、応急復旧工事の技術指導を行う。
- (3) 使用状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関、報道機関を通じ広報する。

第12節 農水産関係応急対策

市、大阪府、及び防災関係機関は、災害時においては、農水産施設等の被害を早急に調査し、迅速に応急対策を講ずるものとする。

第1 農業

1 農業用施設応急対策

被害状況を関係団体を通じ、速やかに把握し、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し、必要な指示を行い、災害の復旧が速やかに図られるよう努める。

なお、広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡をとり、災害区域全体の総合調整のうえ、施設の応急対策を実施する。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限度に食い止めるための技術指導を、市、大阪府泉州農と緑の総合事務所、農業協同組合等が協力し、実施する。

(2) 水稻等種子の確保・斡旋

必要がある場合、水稻等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

(3) 病虫害の防除

ア 災害により被災した農作物の各種病虫害の防除については、農政室推進課及び他の関係機関と協力し、各種病虫害の防除を行う。

イ 農薬等が不足する場合は、大阪府に斡旋を依頼する。

第2 漁業

市は、漁港の各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するため、応急措置を講ずるとともに、その復旧促進に関する措置を講ずる。

第13節 住宅の応急確保

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最小限度において応急修理を行う。修理戸数並びに費用の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

第2 住居障害物の除去

- 1 大阪府は、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。ただし、必要に応じ、市に委任することができる。
- 2 大阪府は、市に委任した場合、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、大阪府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- 1 建設地については、公園、公共施設等の空地で、次の基準により選定する。
 - (1) 電気、ガス、水道の供給施設が敷設可能な場所
 - (2) 一定の空地面積を有する等、宅地が確保される場所
- 2 集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 建設型仮設住宅の建設戸数並びに1戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- 4 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 5 高齢者、障がい者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、大阪府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、家主及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第8 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び建設型仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、大阪府へ要員派遣及び建設資機材等の斡旋又は調達を要請する。

第14節 応急教育等

大阪府及び市は、園児・児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第1 教育施設の応急整備

大阪府及び市は、被害を受けた学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の園児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校等

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、大阪府若しくは市と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 学校施設が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(3) 大阪府

児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

また、必要に応じ、国及び他府県に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。加えて、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、府立学校及び市町村に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、

必要な措置を講ずる。

第3 学校給食の応急措置

学校、大阪府及び市は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第4 教職員の確保

応急教育を速やかに確立するため、大阪府と十分連絡のうえ、教職員の確保に努める。

まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は市で調整に努め、市で調整できない場合は、大阪府に指導・助言を求める。

第5 就学援助等

1 学用品等の支給

市は、災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高等学校等生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 就学援助等の措置

市は、被災により就学が困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

3 園児・児童・生徒の健康管理

大阪府、市及び学校等は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 文化財の応急対策

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を、市を経由して大阪府に報告する。

市は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

第7 応急保育

1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休所、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常通り保育できるように努めるものとする。

3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用するものとする。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止するものとする。

4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な指導を行うものとする。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のための保育が特に必要とされる場合は、速やかに保育が可能となるよう努めるものとする。

5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努めるものとする。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるように努めるものとする。

第15節 廃棄物の処理

第1編
総則

第2編
防災策
災害予

第3編
地震災害
緊急対策

第4編
風水害
災害緊急対策

第5編
事故等
災害緊急対策

第6編
災害復旧・復興対策

附属1
東海地震の
警戒・準備・対応

附属2
南海トラフ地
震の緊急対策推進計画

資料
編

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

2 収集体制

- (1) し尿収集については、被災地域、指定避難所、被災者収容施設、高層集合団地及び住宅密集地を優先に行う。
- (2) 指定避難所等においてトイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレや携帯型トイレを設置する。
- (3) し尿収集運搬許可業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。

3 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等や散布機器を確保し、仮設トイレ等の衛生状態を保つ。
- (3) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互支援基本協定を締結している市等に対して支援要請を行う。

第2 ごみ処理

1 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。

2 処理活動

- (1) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所を指定し、被災地からのごみの搬出を行う。

※資料3-4「公的空地一覧表」

(2) ごみの搬出方法

ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。

ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。

イ 障害物として道路上に排出された廃棄物は、適宜、配車された車両等で一時集積場所に収集し搬送する。

ウ 収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。

エ 泉北クリーンセンター及び一時集積場所に集積されたごみについては、焼却、又は破碎処分されて最終処分地へ搬出されるが、「建築物等解体廃棄物」については資源の再利用を積極的に図る。

(3) 廃棄物収集運搬許可業者に協力を要請し、ごみ収集体制を確立する。

(4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。

(5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互応援協定を締結している市等に対して支援要請を行う。

第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理

1 初期対応

(1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。

(2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルートの確保を図る。

2 処理活動

(1) 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

(2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。

(3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

(4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。

(5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互応援協定締結市等に対して支援要請を行う。

(6) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第16節 遺体対策

市及び大阪府警察、堺海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。

第1 初期活動

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の検視等

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。また、身元不明の遺体については、大阪府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

なお、遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- 1 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- 2 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- 3 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- 4 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

第3 遺体安置所の設定

検案を終えた遺体については、大阪府警察等の関係機関に連絡し身元確認及び身元引受人の調査に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する指定避難所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- 2 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- 3 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

- 4 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- 5 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- 6 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- 7 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

第4 遺体の身元確認

身元不明の遺体については、大阪府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

第5 遺体の火葬等

災害の際、死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存し、縁故者が判明した場合は直ちに引き渡す。

第6 応援要請

市は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。

また、大阪府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第17節 ボランティアの受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市、高石市社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口の開設

高石市社会福祉協議会は、市と連携し、災害ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンターを開設する。

(2) 活動拠点・情報の提供

市は、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口となる高石市社会福祉協議会と連携し、情報を交換し、また活動の拠点を提供する。

(3) 災害情報の提供

市は、災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供すると共に、一般ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) 受入れ方法

受入れは、高石市社会福祉協議会の「災害時支援ボランティア登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

(5) ボランティア保険への加入

高石市社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 ボランティアの派遣調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等により、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間

等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、期間等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

3 派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

- ア 指定避難所
- イ 福祉避難所
- ウ 防災拠点
- エ 救護所
- オ 災害対策本部（連絡・情報収集活動等）
- カ その他

(2) 活動内容

- ア 居住場所の確保
指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
- イ 救援物資等の輸送
救援物資集配拠点（総合体育館）から、指定避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の配布
衣類、毛布、寝具等の日常生活に関する救援物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。
- エ けが人、病人等への対応
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 指定避難所・仮設トイレの整備
- カ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮した活動を行う。

4 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

- ア 指定避難所ごとの被災者数
 - ① 大人数（男女別）・世帯数
 - ② 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生・高校生・大学生）
 - ③ 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
 - ④ 障がい者数・種別
 - ⑤ 病人数（特に病状別要加療者数）

⑥ 外国人数（国別）

イ 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グランド等建物周辺）

ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量

エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

第2 義援金品の受付・配分

市並びに高石市社会福祉協議会に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 市並びに高石市社会福祉協議会などに寄託される義援金・共同募金は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

イ 市は、大阪府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

市は、住民・企業等が被災者のニーズに応じた義援物資の提供ができるよう、大阪府と連携して必要とされる物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するとともに、義援物資の受付・配送体制等の整備に努める。

(1) 市並びに高石市社会福祉協議会に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

(2) 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 義援物資の配分方法等は、関係する機関等が協議して決定する。

(4) 配分決定に基づき、ボランティアの協働において義援物資を各指定避難所へ輸送する。

(5) 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

また、義援物資の募集に際し、又は電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し出人の善意に十分配慮し、次のことにも配慮いただくよう要請する。

- (1) 受入れ品目の限定
 - ア 必要とする物資
 - イ 当面必要でない物資
- (2) 義援物資送付の際の留意事項
 - ア 義援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
 - イ 複数の品目を混載しないこと。
 - ウ 近隣で協力者がある場合はその方々と連携を図り、小口での義援物資の送付等 avoid すること。
 - エ 食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いする。

3 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
被災者の救助を行う団体が、被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

市及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

大阪府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

1 国・大阪府との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、大阪府と連携し、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、大阪府と連携し、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
- ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第4編 風水害災害応急対策

第 1 章

災害警戒期の活動

第1節 気象予警報等の伝達

市及び防災関係機関は、大阪管区気象台などから発せられる気象予警報等を、あらかじめ定めた経路により、関係機関及び住民へ迅速に伝達、周知するなど、被害の未然防止及び軽減のための措置を講ずるものとする。

第1 気象予警報等

1 大阪管区気象台の発表する予警報等

気象警報・注意報、特別警報は、市町村単位「高石市」で発表される。また、テレビ、ラジオによる放送では、市町村等をまとめた地域「泉州」、一次細分区分「大阪府」、府県予報区「大阪府」で発表されることもある。なお、気象警報等を補足する情報として、警戒レベルの他、災害の危険度が高まる地域を示すなど早期より警戒を呼びかける情報や、危険度やその切迫度を伝える洪水警報の危険度分布等の情報が提供されることがある。

(1) 注意報

気象現象等によって市域に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するため市町村毎に注意報を発表する。

種	類	発表基準等（令和2年8月6日現在）
気象注意報	風雪注意報	雪を伴う強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は15m/sを目安とする。
	強風注意報	強風によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で12m/s 以上、海上で15m/s 以上になると予想される場合
	大雨注意報	大雨によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準:11 土壌雨量指数基準:114
	大雪注意報	大雪によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さ 5 cm 以上と予想される場合

第1章 災害警戒期の活動
第1節 気象予警報等の伝達

第1編 総則

第2編 災害予
防対策

第3編 地震災
害応急対策

第4編 風水害
災害応急対策

第5編 事故等
災害応急対策

第6編 災害復
旧・復興対策

附属1 東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属2 南海トラフ地
震防災対策推進計画

資料
編

種 類		発表基準等（令和2年8月6日現在）
	濃霧注意報	濃霧によって交通機関等に著しい支障が生じるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 視程が陸上100m以下、海上で500m以下になると予想される場合
気象注意報	雷注意報	落雷等により被害が予想される場合
	乾燥注意報	空気が乾燥し火災の危険が大きいと予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 実効湿度が60%以下で、最小湿度が40%以下になると予想される場合
	なだれ注意報	なだれによって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次のいずれかの条件に該当する場合である。 ①積雪の深さが20cm 以上あり、降雪の深さが30cm 以上になると予想される場合 ②積雪の深さが50cm 以上あり、大阪管区気象台における最高気温が10℃以上又はかなりの降雨が予想される場合
	着雪注意報	着雪によって通信線や送電線等に災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 24時間の降雪の深さが平地で20cm 以上、山地で40cm 以上あり、気温が＋2℃～－2℃になると予想される場合
	霜注意報	4月15日以降の晩霜によって農作物に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が4℃以下になると予想される場合
	低温注意報	低温によって農作物等に著しい災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 最低気温が－5℃以下になると予想される場合
	融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想される場合
	着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想される場合
地面現象注意報☆	地面現象注意報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
高潮注意報	高潮注意報	台風等による海面の異常上昇について注意を喚起する必要がある場合で、具体的には表3の条件に該当する場合である。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次の条件に該当する場合である。

種	類	発表基準等（令和2年8月6日現在）
		潮位が標高1.5m以上になると予想される場合 暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い高潮注意報や、夜間～翌日早朝までに警報に切り替える可能性が高い旨に言及される高潮注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
波浪注意報	波浪注意報	風浪、うねり等によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が1.5m以上になると予想される場合
浸水注意報 ☆	浸水注意報	浸水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合
洪水注意報	洪水注意報	洪水によって災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準：芦田川流域=5.2，王子川流域=6.5 複合基準：芦田川流域=（5，3.2），王子川流域=（9，5.2）

(2) 警報

気象現象等によって市域に重大な災害が予想される場合、住民及び関係機関の警戒を促すために市町村毎に警報を発表する。

種	類	発表基準
気象警報	暴風警報	暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合
	暴風雪警報	雪を伴う暴風によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 雪を伴い平均風速が陸上で20m/s 以上、海上で25m/s 以上になると予想される場合。関空島（アメダス）の観測値は25m/sを目安とする。
	大雨警報 （浸水害）	大雨によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次の条件に該当する場合である。 表面雨量指数基準：17
	大雪警報	大雪によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 12時間の降雪の深さが平地で10cm 以上と予想される場合
地面現象 警報 ☆	地面現象 警 報	大雨、大雪等による山崩れ、地すべり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。

種 類		発 表 基 準
高潮警報	高潮警報	台風等による海面の異常上昇によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、避難が必要とされる警戒レベル4に相当。具体的には次の条件に該当する場合である。 潮位が標高2.2m以上になると予想される場合
波浪警報	波浪警報	風浪、うねり等によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、具体的には次の条件に該当する場合である。 有義波高が3.0m以上になると予想される場合
浸水警報☆	浸水警報	浸水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合である。
洪水警報	洪水警報	洪水によって重大な災害が起こるおそれがあると予想される場合で、高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。具体的には次の条件に該当する場合である。 流域雨量指数基準：芦田川流域=6.5，王子川流域=8.2 複合基準：芦田川流域=(12，3.5)

注1 発表基準欄に記載した数値は、大阪府における過去の災害発生頻度と気象条件との関係を調査して決めたものであり、気象要素によって災害発生を予想する際の概ねの目安である。

注2 注意報・警報は、その種類にかかわらず、新たな注意報・警報が行われたときに切り換えられ、又は解除されるまで継続される。（気象庁予報警報規程第3条）

注3 ☆印は、気象注意報・警報に含めて行う。（気象庁予報警報規程第12条）

注4 土壌雨量指数（大雨注意報、大雨警報）：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km四方の領域ごとに算出する。本市は土砂災害警戒情報の対象となっていないので、大雨警報の土壌雨量指数基準は設定されていない（大雨注意報には設定されている）。

(3) 記録的短時間大雨情報

大雨警報発表時に、現在の降雨がその地域にとって災害の発生につながるような、稀にしか観測しない雨量であることを知らせるために発表する。

種 類	発 表 基 準
記録的短時間大雨情報	数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を、観測(地上の雨量計による観測)したり、解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)したとき 1時間雨量：100mm

(4) 特別警報

気象現象等によって尋常でない災害が予想される場合、住民及び関係機関の最大級の警戒を促すために市町村毎に特別警報を発表する。

現象の種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合である。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合である。
高潮	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合である。避難が必要とされる警戒レベル4に相当
波浪	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合である。
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合である。
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合である。

注 表中の「数十年に一度」の現象に相当する降雨量等の客観的な指標は気象庁ホームページで公表する。

(5) 大雨警報・洪水警報の危険度分布等

種類	概要
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

- (6) 気象予警報等の関係機関への伝達経路
〔別図1－1〕の伝達経路による。

2 大阪府が発表する水位到達情報

- (1) 芦田川について、「氾濫注意水位（警戒水位）を超える水位であって洪水による災害の発生を警戒すべき水位」を避難判断水位と定め、この水位及び氾濫危険水位（水防法第13条で規定される特別警戒水位）に到達した場合にはその旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。

発表情報	発表基準
氾濫警戒情報 （特別警戒水位到達情報）	対象量水標（加茂）で避難判断水位 <1.45m>に到達した場合 高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当
氾濫危険情報 （特別警戒水位到達情報）	対象量水標（加茂）で氾濫危険水位（特別警戒水位） <1.55m>に到達した場合 避難が必要とされる警戒レベル4に相当
氾濫発生情報	水位周知区間で氾濫が発生した場合 災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の 行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当

- (2) 芦田川の避難判断水位（特別警戒水位）到達情報等の伝達系統
〔別図1－2〕の伝達系統による。
- (3) 水位周知海岸（府区域内に存する海岸で高潮により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した海岸）について、高潮氾濫危険水位（水防法第13条の3で規定される高潮特別警戒水位で、高潮による災害の発生を特に警戒する水位）に到達した場合には、その旨を水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知する。
- (4) 高潮氾濫危険水位到達時の関係機関への伝達系統
〔別図1－3〕の伝達系統による。

3 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により措置するものとする。

- (1) 発見者の通報義務
異常現象を発見した者は、直ちに高石市又は堺市消防局、大阪府警察若しくは堺海上保安署に通報する。
- (2) 警察官、海上保安官の通報
警察官又は海上保安官は、異常現象を自ら発見し、又は報告を受けたときは、高石市又

は堺市消防局、に通報する。

(3) 市の通報

市が通報を受けたときは、直ちに大阪管区气象台、大阪府（本庁関係課）に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図るものとする。

(4) 異常現象の種類

ア 気象に関する事項

たつ巻、強いひょう、強い突風等著しく異常な気象現象

イ 海象に関する事項

異常潮位、異常波浪

ウ その他

① 堤防の亀裂又は欠け、崩れ

② 堤防からの溢水

③ 堤防の天端の亀裂又は沈下 など

4 防災関係機関の収集伝達方法

防災関係機関においては、前記の気象警報及び災害に関する情報の系統によって、次のように収集伝達を行うものとする。

(1) 気象予警報等の収集

ア 气象台の発表する気象予警報等は、大阪府防災行政無線又は大阪府防災情報システム等を通じ速やかに収集する。

イ 気象予警報等については高石市防災行政無線により情報を伝達する。

ウ テレビ、ラジオ放送等による気象放送により注意し、予警報等の情報収集に努める。

エ 水防法に基づく水位の状況、異常現象発見者の通報を受けたときは、直ちに関係機関に連絡し、速やかに応急対策を行う。

第2 住民への周知

市は、高石市地域防災計画に基づき、市防災行政無線、広報車などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に対して予警報を伝達するとともに、必要に応じて予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

特に、これまで経験したことがない規模の台風が接近している場合は、大阪府及び气象台と情報共有・連携を密にするとともに、住民に対し、台風の状況と併せて、不要・不急の外出抑制や身の安全確保の呼びかけに努めるものとする。

周知にあたっては、要配慮者に配慮する。

市は、避難勧告や避難指示（緊急）、災害発生情報が発令された際、既に周囲で水害が発生しているなど、遠方の指定避難所等への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと住民自身で判断した場合には、近隣のより安全な建物等の緊急的な退避場所への避難や、屋内でもより安全な場所へ移動する安全確保措置をとることも避難行動とすることを住民へ平時から

第1章 災害警戒期の活動
第1節 気象予警報等の伝達

周知しておく。

避難勧告等により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警 戒 レベル	住民等がとるべき行動	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）
警 戒 レベル 1	・防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。	早期注意情報（警報級の可能性） （気象庁が発表）	
警 戒 レベル 2	・ハザードマップ等により災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等の再確認、避難情報の把握手段の再確認・注意など、避難に備え自らの避難行動を確認する。	大雨注意報・洪水注意報 （気象庁が発表）	・氾濫注意情報 ・洪水警報の危険度分布（注意）
警 戒 レベル 3	高齢者等避難 ・避難に時間のかかる要配慮者とその支援者は立退き避難する。 ・その他の人は立退き避難の準備を整えとともに、以後の防災気象情報、水位情報等に注意を払い、自発的に避難を開始することが望ましい。 ・特に、急激な水位上昇のおそれがある河川沿いでは、避難準備が整い次第、当該災害に対応した指定緊急避難場所へ立退き避難することが強く望まれる。	避難準備・高齢者等避難開始 （市が発令）	・氾濫警戒情報 ・洪水警報 ・洪水警報の危険度分布（警戒） ・大雨警報 ・高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）
警 戒 レベル 4	危険な場所から全員避難 ○指定緊急避難場所等への立退き避難を基本とする避難行動をとる。 ・予想される災害に対応した指定緊急避難場所へ速やかに立退き避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難はかえって命に危険を及ぼしかねないと自ら判断する場合には、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ＜市から避難指示（緊急）が発令された場合＞ ○災害が発生するおそれが極めて高い状況等となっており、緊急に避難する。 ・指定緊急避難場所への立退き避難に限らず、「近隣の安全な場所」への避難や、少しでも命が助かる可能性の高い避難行動として、「屋内安全確保」を行う。 ・避難指示（緊急）は、地域の状況に応じて緊急的又は重ねて避難を促す場合などに発令されるものであり、必ず発令されるものではないことに留意する。	避難勧告、避難指示（緊急） （市が発令）	・氾濫危険情報 ・洪水警報の危険度分布（非常に危険） ・高潮特別警報 ・高潮警報（暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報）
警 戒 レベル 5	災害発生 ・既に災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる。 ・市が災害発生を確実に把握できるものではないため、災害が発生した場合に、必ず発令されるものではないことに留意する。	災害発生情報 （市が発令）	・氾濫発生情報 ・（大雨特別警報（浸水害））※2

- 注1 市は、住民に対して避難勧告等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難勧告、避難指示（緊急）及び災害発生情報を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における避難準備・高齢者等避難開始の発令に努める。
- 注2 市が発令する避難勧告等は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。
- 注3 ※2の大雨特別警報は、洪水の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の災害発生情報の発令基準としては用いない。

第1編
総則

第2編
防災対策
災害予

第3編
災害応急対策
地震・地

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

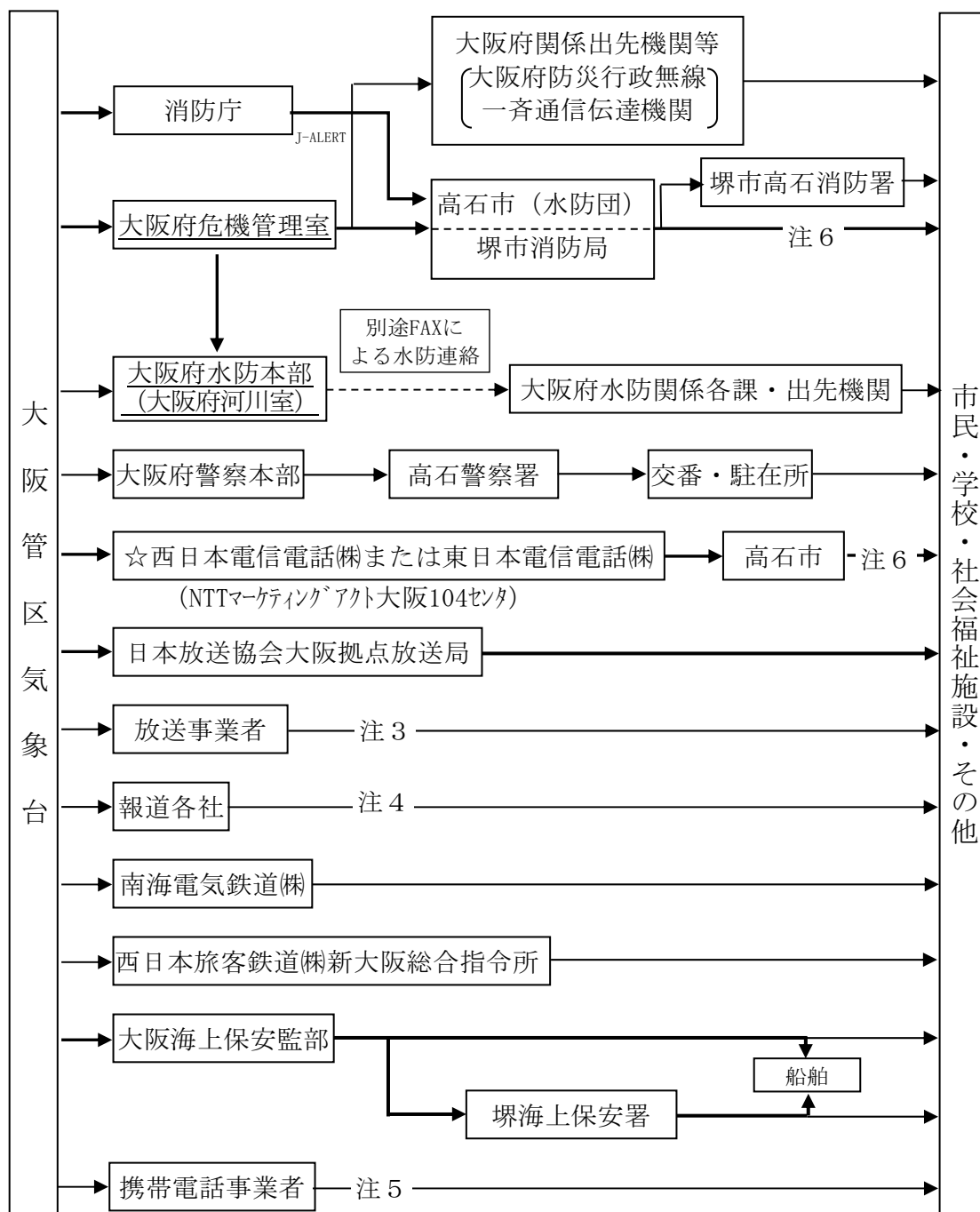
第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属2
震防対策推進計画
南海トラフ地

資料
編

〔別図1-1〕気象予警報の関係機関への伝達経路



- 1 : 太線は、気象業務法に規定される伝達経路を示す。
- 2 : ☆印は、警報のみが伝達される。
- 3 : 放送事業者とは、朝日放送株式会社、株式会社毎日放送、読売テレビ放送株式会社、関西テレビ放送株式会社、株式会社エフエム大阪、株式会社日経ラジオ社大阪支社、株式会社ジェイコムウエスト、株式会社テレビ岸和田、箕面 FM まちそだて放送株式会社、テレビ大阪株式会社、株式会社 FM802 (FMC0. C0. L0) の11社。
- 4 : 報道各社とは、朝日新聞大阪本社、日本経済新聞大阪本社、読売新聞大阪本社、産業経済新聞大阪本社、共同通信社、毎日新聞大阪本社の6社である。
- 5 : 緊急速報メールは、気象等 (大雨、防風、波浪、高潮、大雪又は暴風雪)に関する特別警報が対象市町村に初めて発表されたときに、気象台から携帯電話事業者を通じて関係するエリアに配信される。

第2節 組織動員

市及び防災関係機関は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減などの災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるとともに災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意する。

また、市は、災害情報の収集伝達及び災害応急対策の迅速かつ的確な実施に資するよう災害の規模・状況に応じて災害現場に職員を派遣するとともに、被害が甚大かつ長期間に及ぶことや複合的な災害が起こることを考慮した災害応急対策の支援体制を整備する。

第1 災害対策指令部

危機管理監は、市域に災害の発生又は発生のおそれがあるとき、災害対策指令部体制をとり、直ちに情報の収集・分析等の活動を行うとともに、水防団は、水防体制を整え、水防活動を行う。

1 設置基準

- (1) 気象に関する注意報・警報が発表されたとき
- (2) 災害の発生が予想される情報を受信し危機管理課長の報告に基づき、危機管理監が必要と認めたとき
- (3) その他、危機管理監が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害発生のおそれがなくなったとき
- (2) その他、指令部長（危機管理監）が認めたとき

3 災害対策指令部の構成

指令部長	危機管理監
副指令部長	危機管理課長
指令部員	総務課長、人事課長、秘書課長、市民課長、土木管理課長、上下水道課長

4 指令部の所掌事務

- (1) 情報の交換及び分析
- (2) 関係機関との連絡調整
- (3) 職員の警戒配備体制に関すること
- (4) 災害警戒本部体制の必要性
- (5) 災害警戒本部及び災害対策本部が設置されたときは、当該本部事務局の運営に関すること

第2 災害警戒本部

副市長は、小規模災害に対して、災害応急対策活動を実施するため高石市災害警戒本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 災害発生のおそれはあるが時間規模などの推測が困難なとき
- (2) 小規模の災害が発生したとき
- (3) その他、副市長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害発生のおそれがなくなったとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したとき
- (3) 災害対策本部が設置されたとき
- (4) その他、災害警戒本部長（副市長）が認めたとき

3 災害警戒本部の構成

災害警戒本部長	副市長（危機管理担当）
災害警戒副本部長	副市長、教育長、危機管理監
災害警戒本部員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長

4 災害警戒本部会議

災害警戒本部長（副市長）は、所掌事務についての方針を策定し、その実施を推進するため、必要に応じて、副本部長及び本部員等の集合を命じ本部会議を開催する。ただし、災害警戒本部長（副市長）は、災害対策指令部員を出席させることができる。

5 災害警戒本部の所掌事務

- (1) 緊急に実施を必要とする災害応急対策に関すること
- (2) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (3) 職員の動員体制に関すること
- (4) 災害対策本部体制の必要性に関すること
- (5) 防災関係機関との連絡に関すること
- (6) 災害警戒本部の閉鎖に関すること
- (7) 必要な物品、資機材等の購入に関すること
- (8) その他

6 災害警戒本部事務局

災害警戒本部の所掌事務を処理するため災害警戒本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は、危機管理課長とする。
- (2) 事務局員は、本部付職員、危機管理課員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局は、危機管理課におき、局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 機構及び事務分掌

災害警戒本部体制による災害応急対策等については、高石市災害対策本部事務分掌に準じて行うものとする。

※資料1-5「高石市災害対策本部事務分掌」

第3 災害対策本部

市長は、次の設置基準に該当する場合に高石市災害対策本部を設置する。

1 設置基準

- (1) 市域において中規模又は大規模な災害が発生したときまたは発生のおそれがあるとき
- (2) その他、市長が必要と認めたとき

2 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他、本部長が設置の必要がなくなつたと認めるとき

3 災害対策本部の構成

災害対策本部長	市長
災害対策本部副本部長	副市長、教育長、危機管理監
災害対策本部員	総務部長、政策推進部長、保健福祉部長、土木部長、教育部長、議会事務局長、堺市高石消防署長、高石市消防団長

4 所掌事務

高石市災害対策本部における本部及び各部の所掌事務は、次のとおりとする。

〔本部〕

- (1) 情報の収集分析、伝達に関すること
- (2) 職員の動員体制に関すること
- (3) 自衛隊等関係機関に対する応援の要請に関すること
- (4) 市民の避難誘導の決定に関すること
- (5) 地区防災拠点の開設に関すること
- (6) 指定避難所の開設に関すること

- (7) 避難勧告等に関すること
- (8) 大阪府が現地災害対策本部を設置した場合その連絡に関すること
- (9) 災害救助法の適用申請に関すること
- (10) その他災害に関する重要事項に関すること

〔各部〕

各部の所掌事務は、本部事務分掌による。

※資料1-5「高石市災害対策本部事務分掌」

5 災害対策本部会議の開催及び決定事項の通知

本部長は、情報の分析、実施すべき災害応急対策の検討及び配備指令等を行うため、必要に応じて、副本部長及び本部員の集合を命じ本部会議を開催する。ただし、本部長は、災害対策指令部員を出席させることができる。

又、災害対策本部会議での決定事項のうち防災関係機関及び職員に通知又は周知する必要があると認めるときは、速やかに連絡し周知徹底を図るものとする。

6 災害対策本部事務局

災害対策本部会議の災害応急対策を円滑に実施するため、災害対策本部事務局を設置する。

- (1) 事務局長は、危機管理監とする。
- (2) 事務局員は、本部付職員、危機管理課員及び本部長の指名する職員とする。
- (3) 事務局は、危機管理課におき局員は本部会議で決定された事項、本部の庶務及び本部の所掌事務の補助作業を行う。

7 本部長の代理

市長に事故あるとき又は欠けたときの本部長の代理は、副市長、教育長、危機管理監の順とする。

8 本部設置又は閉鎖の通知

市長は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに知事、高石市防災会議委員、報道機関、その他関係機関に通知するとともに公表する。

また、本部入口に「高石市災害対策本部」の標識板等を掲げ、内外にその設置を宣言するとともに、その所在を明らかにする。

9 大阪府現地災害対策本部との連携

災害対策本部は、災害の状況に応じ設置される大阪府現地災害対策本部との連携・連絡体制を確保する。

10 現地災害対策本部の設置

本部長は、災害応急対策を局地的又は特定地域を重点的に実施する必要がある場合、現地災害対策本部を設置する。

現地災害対策本部は、本部長が指示する業務内容に応じて必要な人材を確保し、弾力的に構成する。

第4 職員動員計画

災害の規模により、必要な職員の動員計画・配備体制を定める。

所属長は、あらかじめ災害の状況に応じた動員計画を定め、市長に報告しなければならない。

また、所属職員に対し、動員計画を周知し、速やかに応急対策活動がとれるようにしておかなければならない。

職員は本計画で定める任務分担に応じて、自らの役割を理解し、速やかに応急対策活動を実施できるようにするものとする。

※資料1-6「動員体制別職員動員計画表」

1 職員の動員体制

災害が発生した場合又は災害が発生するおそれがある場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分により、あらかじめ指定された場所に参集する。

指令		配 備 時 期	動 員 体 制
事前配備		1. 災害発生のおそれがある気象予警報等により通信活動の必要があるとき	1. 通信情報活動を実施する体制 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。
警戒配備	第1号	1. 災害発生のおそれがあるが時間、規模等の推測が困難なとき	1. 災害の発生を防御するため通信情報活動を実施し、物資、資機材の点検整備及び災害に対する警戒を行う。 2. 事態の推移に伴い、速やかに高次の体制に移行しうる態勢とする。
	第2号	1. 小規模な災害が発生したとき又は、発生のおそれがあるとき	1. 突発的災害に対し小規模な応急措置をとり、救助活動及び情報収集、広報活動等が円滑に実施できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第1号体制に移行しうる態勢とする。
非常配備	第1号	1. 中規模の災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき	1. 数地域についての救助・救援活動を行い又、その他の地域に災害が拡大するのを防止するための応急対策活動及び復旧対策活動に対処できる態勢とする。 2. 事態の推移に伴い、速やかに非常配備第2号体制に移行しうる態勢とする。
	第2号	1. 大規模な災害が発生したとき又は、発生するおそれがあるとき 2. その他必要により市長が当該配備を指令するとき	1. 市の全力を挙げて災害応急対策等を実施する態勢とする。

2 動員の指令・伝達

動員の指令は、本部長（市長）が各部長に行う。ただし、特定の部及び班に対して異なる

指令を行うことができるものとする。

(1) 勤務時間内における指令の伝達

勤務時間内において指令が発せられたときは、各部長から班長、班長から所属職員へ伝達するとともに、必要に応じ、庁内放送、電話及び防災無線により速やかにその旨を周知する。

(2) 勤務時間外における指令の伝達

勤務時間外において動員指令が発せられたときは、各部及び班（課）において定める伝達方法による。

3 動員報告

各班長は、職員の参集状況を記録し、その累計を各部長を通じて人事班に報告する。人事班長は、職員の参集状況を取りまとめ、総務部長を通じて、本部長に報告する。

※資料1-6「動員体制別職員動員計画表」

第5 防災関係機関の動員配備体制

防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

第3節 警戒活動

市及び防災関係機関は、災害の発生に備え、警戒活動を行うものとする。

第1 気象観測情報の収集伝達

市及び大阪府は、連携して正確な気象情報を収集、把握し、状況に応じた警戒体制をとる。

1 雨量

水防管理者（市長）は、気象状況により相当の降雨があると認めたときは、気象通報及び各河川上流の雨量等により常に的確な気象状況の把握に努めなければならない。

2 河川水位

水防管理者（市長）は、気象等の状況から洪水のおそれを察知したときは、所轄の現地指導班長（大阪府）及び他の水防管理者へ通報する。

現地指導班長（大阪府）は、府管理の量水標の水位が通報事項の各項に定めるところにより、水防本部（大阪府）に通報すると共に、状況に応じて府観測の水位を関係水防管理団体に通報する。

(1) 通報事項

- ア 水防団待機水位（通報水位）に達したとき
- イ 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき及び下回ったとき
- ウ 避難判断水位に達したとき及び下回ったとき
- エ 氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき
- オ 水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき

市内量水標設置位置等

河川名	通報水位	警戒水位	避難判断水位	氾濫危険水位	量水標位置	観測者	量水標零線高
芦田川	0.500m	1.200m	1.450m	1.550m	芦田川 加茂2丁目	鳳土木 事務所	0.P.(+) 4.636m

3 潮位

(1) 水防管理者は、気象等の状況から高潮のおそれを察知したとき、又は気象予警報、高潮予警報を受けたときは、風向・風速、潮位・波高等を所轄の現地指導班長（大阪府）に連絡する。

(2) 現地指導班長（大阪府）は、水防管理団体から潮位等の通報を受けたとき、又は高潮のおそれがあると判断したときは、通報事項の各項に定めるところにより、水防本部（大阪

府)に報告するとともに、状況に応じて大阪府の観測潮位を関係水防管理者に通報する。

(3) 通報事項

ア 潮位及び堤防天端高との関係

イ 潮位偏差（平常時のその時間の推定潮位と観測潮位との差）

(4) 警戒潮位

名 称	開閉水位の基準	備 考
芦田川水門	O. P. (＋) 2. 20m	操作責任者：高石市長
王子川水門	O. P. (＋) 2. 20m	操作責任者：高石市長

4 情報交換の徹底

市、防災関係機関及び水防管理者は気象観測情報等の交換など、相互連絡に努める。

第2 水防警報

知事が指定する河川、海岸において、洪水又は高潮による災害の発生が予想される場合、知事は、水防活動を必要とする旨の警報を発表する。（水防法第16条第1項）

1 知事が発令する水防警報

知事が指定する河川及び海岸において、洪水又は高潮が生じるおそれがあると認められる場合は、現地指導班長（大阪府）は、直ちに水防警報を発し、関係水防管理者に通知するとともに、水防本部に通知する。

2 関係機関への伝達経路

〔別図1－4〕の伝達経路による。

3 警報発表の時期

水防警報発表の段階

	種類	内 容	発表時間
第1	待機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。	
第2	準備	水防資器材の整備点検、水こう門等開閉鎖準備、巡視、幹部の出動等に対するもので主として上流の雨量又は水位に基づいて行う。	
第3	出動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量又は水位に基づいて行う。	
第4	解除	水防活動の終了に関するもの。	氾濫注意水位（警戒水位）を下回り水防の必要がなくなったとき

防警報発令の時期

種 別	大 阪 府 知 事 指 定	
発表者	鳳土木事務所長	港湾局長
河川名	芦田川	泉北海岸
	洪水	高 潮
待 機	—	—
準 備	水防団待機水位（通報水位）に達したとき（ただし、降雨が全く無く、感潮による影響のみの場合は別途判断する）	潮位がOP+2.0mに達し、なお著しく上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予想されるとき
出 動	① 氾濫注意水位（警戒水位）に達したとき ② 氾濫注意水位（警戒水位）に近づき、達するおそれがあるとき、あるいは、超えることが予想されるとき	・高潮注意報が発表されたとき ・台風が岡山以東、大阪湾内を通過するとき ・台風等の接近により、大阪湾において風速15m/s以上ないし西よりの風が吹き、同時に満潮時になるとき ・津波予報が発表されたとき ・その他堤防の漏水、決壊等の危険を感知したとき
解 除	水位が氾濫注意水位（警戒水位）以下になり水防活動を必要としなくなったとき	同 左
準備解除	水防団待機水位（通報水位）を下回ったとき、又は、水防団待機水位（通報水位）を上回っている状況で大雨（洪水）注意報が解除されたとき	—

第3 水防活動

市及び大阪府は、市域において洪水、雨水出水、津波又は高潮による災害の発生が予想される場合には、迅速に水防活動を実施する。

1 高石市水防団

- (1) 水防区域の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡、通報を行う。
- (2) 重要箇所を中心に巡回し、異常を発見したときは直ちに水防作業を開始するとともに所轄の現地指導班長（大阪府）に報告する。
 - ア 堤防の亀裂、欠け・崩れ、沈下等
 - イ 堤防からの溢水状況
 - ウ 樋門の水漏れ
 - エ 橋りょう等構造物の異常
 - オ ため池の流入水・放出水の状況、付近の山崩れなど
- (3) 水防に必要な資機材の点検整備を実施する。
- (4) 防潮扉等の遅滞のない操作を行う。
- (5) 高石市災害対策本部または高石市災害警戒本部が設置された場合は、同本部のもと水防活動を実施する。
- (6) 水防団は「高石市水防非常勤務要領」及び「高石市の水防活動に関する協定書」に基づき、各防災関係機関及び堺市消防局と協力のもと、広報活動等、迅速な水防活動を実施する。
- (7) 必要に応じて、委任した民間事業者により水防活動を実施する。

2 大阪府水防本部

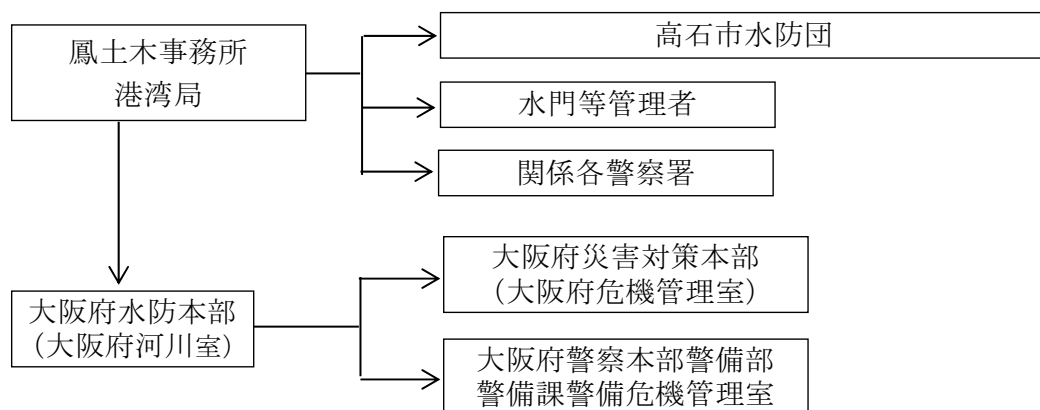
水防管理団体が行う水防活動が十分に行われるよう、情報の連絡調整及び技術的な援助を行う。

3 防潮扉等の管理者、操作担当者等

- (1) 気象予警報を入手したときは、水位の変動を監視し、的確に防潮扉等の開閉を行う。
- (2) 水位の変動があったときは、水位の変動状況、措置状況等を速やかに関係機関に通報する。

〔別図1－4〕 水防警報の関係機関への伝達経路

○ 知事が発表する水防警報



第4 ライフライン・交通等警戒活動

ライフライン、放送、交通に関わる事業者は、豪雨、暴風等によって起こる災害に備える。

1 ライフライン事業者

気象情報等の収集に努め、必要に応じて警備警戒体制をとる。

(1) 上水道、下水道

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(2) 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の確保

(3) ガス（大阪ガス株式会社）

- ア 応急対策要員の確保（待機及び非常呼集体制の確立）
- イ 応急対策用資機材の点検、整備、確保
- ウ ガス製造設備、主要供給路線、橋りょう架管等の巡回点検

(4) 電気通信（西日本電信電話株式会社等）

- ア 情報連絡用回線の作成及び情報連絡員の配置
- イ 異常事態の発生に備えた監視要員又は防災上必要な要員の措置
- ウ 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等の実施
- エ 災害対策用機器の点検、出動準備又は非常配置及び電源設備に対する必要な措置の実施

- オ 防災のために必要な工事用車両、資機材の準備
- カ 電気通信設備等に対する必要な防護措置
- キ その他安全上必要な措置

2 放送事業者（日本放送協会、一般放送事業者）

気象情報等の収集に努める。

- (1) 電源設備、給排水設備の整備、点検
- (2) 中継・連絡回線の確保
- (3) 放送設備・空中線の点検
- (4) 緊急放送の準備

3 交通施設管理者

気象情報等の収集に努め、必要に応じ警備警戒体制をとるとともに、施設設備の点検及び利用者の混乱を防止するため適切な措置を講ずる。

- (1) 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- ア 定められた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは速度制限を行う。
- イ 適切な車内放送、駅構内放送を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

- (2) 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

- ア 定められた基準により、通行の禁止、制限若しくは速度規制を行う。
- イ 交通の混乱を防止するため、迂回、誘導等適切な措置を講ずる。

- (3) 港湾、漁港施設（市、大阪港湾局）

- ア 施設に被害が生じるおそれがある場合は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- イ 適切な情報提供を行い、必要に応じて利用者を安全な場所へ避難誘導する。

第5 在港船舶避難活動

関係機関は、連携して、暴風、波浪等による船舶の座礁・遭難事故に備える。

1 堺海上保安署

在港中の船舶を河川又は港外の安全な場所に待避させ、船舶の安全を図るとともに、船舶による港湾施設の損壊を未然に防止する。

- (1) 避難の要否、勧告の時期等は、大阪港海難防止対策委員会の具申等に基づき決定する。
- (2) 避難勧告

電話・ファクシミリによる連絡、無線通信、ラジオ放送、巡視船艇によるサイレンの吹鳴、避難勧告文書の交付などの方法で周知する。

- (3) 避難要領

- ア 小型船舶は、河川、運河等の安全な場所に避難させる。

イ 大型船舶は、港外へ避難させる。

ウ 水先人、ひき船等を必要とする船舶は、関係者が協議のうえ、沖出し順序を決定する。

(4) 緊急時の措置

事態が急迫し、関係機関と協議のいとまがないとき、又は市長から要求のあったときは、状況を適切に判断して避難の指示を行う。

2 大阪府警察

大阪港海難防止対策委員会その他関係機関と連携して、船舶に対する避難の勧告、指示の伝達及び避難に伴う必要な誘導を行う。

第6 物資等の事前状況確認

大規模な災害発生のおそれがある場合、市は適宜府と連携して、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努める。

第4節 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、防災関係機関は相互に連携し、避難勧告等の発令及び避難誘導等に必要な措置を講じるとともに、避難を必要とする住民を収容するため、指定避難所を開設する。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難勧告等の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとにとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努めるとともに、自らが定める「高石市避難行動要支援者支援プラン」等に沿った避難行動要支援者に対する避難支援に努める。

第1 避難の準備の指示

知事又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、河川及びため池で警戒水位に達し、海岸では台風が大阪湾に接近し、風速が20mに達するなど洪水又は高潮により被害が発生するおそれがある場合、又は市長は、「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」等に定める基準を超過した場合は、その必要な地域の住民に対し、広報車等により避難の準備を指示する。

第2 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）、災害発生情報

市長は、大雨に起因して発生する浸水災害、氾濫災害等の『大雨災害』が発生するおそれ予測された時には、「『大雨災害』に備えた避難行動・対策について」（平成22年10月 大阪府危機管理室・河川室）を踏まえて作成する「高石市避難勧告等の判断・伝達マニュアル（大雨災害編）」に則して避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）（以下、「避難勧告等」という。）を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難勧告等は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難勧告等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、大阪府は、時機を失することなく避難勧告等が発令されるよう、市に積極的に助言する。

1 避難勧告等

(1) 避難準備・高齢者等避難開始

市長は、避難の準備を求める場合及び避難支援者に支援行動の準備を求める場合に避難準備・高齢者等避難開始を出す。

(2) 避難勧告、避難指示（緊急）

住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための勧告・指示を行う。

2 避難の勧告及び指示

実施者	措置	災害の種類	要件	根拠法令等
市長	勧告 指示	災害全般	住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合	災害対策基本法第60条第1項
市長	「屋内での待避等の安全確保措置」の指示	災害全般	避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるとき	災害対策基本法第60条第3項
大阪府知事	勧告 指示	災害全般	市が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき、市長の実施すべき措置の全部又は一部を市長に代わって行う。	災害対策基本法第60条第6項
大阪府知事 又はその命を受けた職員	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条
		地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫しているとき	地すべり等防止法第25条
警察官 海上保安官	指示	災害全般	市長による避難のための立ち退き指示をすることができないと認めるとき、又は市長から要求があったとき	災害対策基本法第61条第1項
			人命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等危険な事態がある場合	警察官職務執行法第4条
自衛官	指示	災害全般	災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその場にいない場合	自衛隊法第94条第1項
水防管理者	指示	洪水 高潮の氾濫	洪水又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫しているとき	水防法第29条

※市長は、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、勧告又は指示に関する事項について、助言を求めることとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

※また、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。

※助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示（緊急）又は避難勧告の対象

地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。

※避難勧告等の解除にあたっては、十分に安全性の確認に努める。

3 住民への周知

市長は、避難勧告等の発令にあたっては、避難の勧告・指示が出された地域名、避難先及び避難理由等を示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、携帯メール、緊急速報メールなどにより周知徹底を図るとともに、周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮したものとする。

4 避難路の確保

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

※資料3-5「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

第3 避難者の誘導

1 市

避難誘導にあたっては、指定緊急避難場所、避難路、浸水想定区域等、災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

住民の避難誘導に際し、大阪府警察の協力を得るとともに、消防団や自主防災組織、自治会、民生委員等の住民組織等と連携して、できるだけ集団避難を行わせる。また、高石市避難行動要支援者支援プランに即して、避難行動要支援者の確認と誘導に配慮する。

2 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

第4 警戒区域の設定

住民の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。

1 警戒区域の設定

発令者	種類	「警戒区域」を設定する要件	根拠法令
市長	災害全般	住民の生命、身体に対する危険を防止するために特に必要があると認められるとき。	災害対策基本法第63条第1項

第1章 災害警戒期の活動
第4節 避難誘導

第1編 総則

第2編 災害予
防対策

第3編 地震災
害応急対策

第4編 風水害
災害応急対策

第5編 事故等
災害応急対策

第6編 災害復
旧・復興対策

附属1 東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属2 南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

発 令 者	種 類	「警戒区域」を設定する要件	根 拠 法 令
警 察 官 海上保安官	災害全般	市長から要求があったとき。 市長（権限の委任を受けた市の職員を含む）が現場にいないとき	災害対策基本法第63条第2項
大阪府知事	災害全般	市町村が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは市長が実施すべきこの災害応急対策の全部又は一部を代行する。	災害対策基本法第73条第1項
消 防 吏 員 消 防 団 員	災害全般 (水災を除く)	火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場等において、消防警戒区域を設定する。	消防法第28条第1項 消防法第36条第8項
警 察 官	災害全般 (水災を除く)	消防吏員又は消防団員が火災や他の災害（ただし、水災を除く）の現場にいないとき又は消防吏員又は消防団員の要求があったときは消防警戒区域の設定等を行うことができる。	消防法第28条第2項 消防法36条第8項
消防長又は 消 防 署 長	火 災	ガス、火薬又は、危険物の漏えい、飛散、流出等の事故が発生した場合において、当該事故により火災が発生するおそれが著しく大であり、かつ、火災が発生したならば、人命又は財産に著しい被害を与えるおそれがあると認められるときは、火災警戒区域を設定する。	消防法第23条の2第1項
大阪府高石 警 察 署 長	火 災	消防長若しくは消防署長又はその委任を受けた消防吏員若しくは消防団員が現場にいないとき、又は消防長若しくは消防署長から要求があった場合は火災警戒区域の設定等を行うことができる。	消防法第23条の2第2項
災害派遣を 命ぜられた 部隊等の自 衛官	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官は、市長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合	災害対策基本法第63条第3項
水防団長、 水防団員若 しくは消防 機関に属す る者	洪 水	水防上緊急の必要がある場合	水防法第21条第1項
警 察 官	洪 水	水防団長、水防団員、消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったとき	水防法第21条第2項

2 規制の内容及び実施方法

市長等は、警戒区域を設定したときは、退去の確認または立ち入り禁止の措置を講ずるとともに、大阪府警察の協力を得て、可能な限り防犯等のためのパトロールを実施する。

第5 指定避難所の開設及び運営等

- 1 市長は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難路、指定緊急避難場所又は指定避難所を指定し、周知する。また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。
- 2 指定避難所を開設した場合は、速やかに指定避難所を管理するための指定避難所担当職員を派遣し、「指定避難所開設運営マニュアル」に基づき指定避難所を開設する。また、関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、指定避難所の開設状況等を適切に大阪府に報告し、情報の共有に努める。
- 3 指定避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。
- 4 指定避難所への被災者受入れの際、避難したホームレスについても、住民票の有無等に関わらず適切に受け入れられるよう、地域の実情や他の避難者の心情等について勘案し、関係機関や団体などとも連携を図りながら受け入れに努めるものとする。
- 5 指定避難所の運営は、避難者による自主的な運営を促すとともに、指定避難所担当職員は、災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携して指定避難所の円滑な運営に努める。運営の詳細については、指定避難所ごとに策定した「指定避難所開設運営マニュアル（運用編）」によるものとする。

※資料3-5「指定緊急避難場所・指定避難所一覧」

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災 対 策
災害予

第 3 編
害 応 急 対 策
地震災

第 4 編
災 害 応 急 対 策
風水害

第 5 編
災 害 応 急 対 策
事故等

第 6 編
旧 ・ 復 興 対 策
災害復

附 属 1
警 戒 期 間 中 の 対 応
東海地震の

附 属 2
震 害 防 災 推 進 計 画
南海上の地

資 料 編

第2章

災害発生後の活動

第1節 支援体制

大規模災害が発生した場合、被災生活が長期間に及ぶ可能性があることから、大阪府、市は、長期間の対応が可能な支援体制の整備を図り、被災者の精神的な安心と、一刻も早い日常生活の回復につなげる。

市は、支援体制の整備にあたり、ボランティア団体や民間事業者との連携、物資やボランティアのミスマッチ解消に向けたコーディネート等を進めながら、発災当初から72時間までとそれ以降の支援について検討を行う。また、市は大阪府に対して、支援体制の整備支援を要請する。

第2節 住民等からの問い合わせ

市は、必要に応じ、発災後速やかに住民等からの問合せに対応する専用電話を備えた窓口の設置、人員の配置等体制の整備を図り、情報のニーズを見極めたうえで、情報収集・整理・発信を行う。

また、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。その際、市は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、関係地方公共団体、堺市消防局、大阪府警察等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者の中に、高齢者虐待、障がい者虐待、児童虐待、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれる場合は、その加害者等に居所が知られることのないよう当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第3節 災害情報の収集伝達

市をはじめ大阪府及び防災関係機関は、災害発生後、相互に連携協力し、直ちに被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集及び伝達活動を行う。また、収集した情報の確度や必要とする内容の異同を勘案し、生存情報などの重要度、情報に付された場所・時間の明確性、発信者の属性等の観点から、情報のトリアージを行い、適切な応急対策を実施する。

第1 情報収集伝達経路

市及び防災関係機関は、災害発生時の情報収集、伝達、職員の動員等、初期の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、次のとおり定める。

1 情報連絡体制

市は、災害発生時には直ちに防災行政無線や防災情報システムをはじめとする多様な通信手段を活用し、被害状況の把握及び応急対策の実施のための情報収集活動等を行うとともに、府をはじめ関係機関に迅速に伝達する。

(1) 有線通信

ア 電話の利用及び災害時優先電話の確保

通常の電話回線のほか、災害時優先電話の回線を一定数確保し、輻輳等による混乱を緩和する。

イ F A Xの利用

災害対策本部、防災関係機関の情報伝達、報告等の通信連絡については、F A Xによる。

ウ インターネット

インターネットを利用して、効率的な情報収集、共有、伝達を図る。

(2) 無線通信

災害時の連絡手段として、有線電話が電話線の切断や電話の輻輳等による混乱で使用できない場合の通信連絡には、次の無線網を有効に活用して、情報連絡を円滑に行う。

ア 高石市防災行政無線（固定系）

屋外受信局及び戸別受信局への一斉通信

イ 高石市防災行政無線（移動系）

市各部及び公用車両、堺市消防局、高石市消防団、自主防災組織との相互通信
また、携帯型デジタル防災行政無線を活用し、自主防災組織と相互通信する。

ウ 大阪府防災行政無線

大阪府、大阪府出先施設、大阪府下市町村及び防災関係機関との相互通信

エ 堺泉北地域防災相互無線（相互系）
防災関係機関及び近隣市との相互通信

(3) その他

ア 大阪府防災情報システム

大阪府域にかかる気象情報、雨量観測情報、潮位観測情報の収集のほか、市から大阪府への被害報告を迅速かつ的確に行う。情報収集、配信は大阪府防災行政無線の回線を使用する。

イ 河川流域総合情報システム

財団法人河川情報センター提供の河川流域総合情報システムを活用し、レーダ雨量、市内の雨量等の情報収集を行う。

2 指定電話、連絡責任者の指定

(1) 指定電話

市及び防災関係機関は、災害情報通信に使用する指定電話を定め、窓口の統一を図る。災害時においては、指定電話を平常業務に使用することを制限し、円滑な通信連絡を確保する。

(2) 連絡責任者

市及び防災関係機関は、災害時の防災関係相互の迅速かつ的確な通信連絡を確保するため、連絡責任者を定める。

連絡責任者は、各所属及び関係機関相互の通信連絡を統轄する。

第2 被害情報の収集・報告

市は、大阪府及び防災関係機関と密接な連携のもと、災害情報を収集するとともに、国をはじめ関係機関へ速やかに伝達する。なお、市が報告を行うことができなくなったときは、職員の派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等を通じ、大阪府が災害に関する情報の収集を行う。

人的被害の数（死者・行方不明者数をいう。）については、大阪府が一元的に集約、調整を行うものとし、その際、市は、把握している人的被害の数について大阪府に連絡するものとする。当該情報が得られた際は、大阪府は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告する。

また、市は、人的被害の数について広報を行う際には、大阪府と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じ、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

1 初動期の情報収集

(1) 被害状況の把握

次の情報により、被害のある地域、被害の規模等の把握に努める。

- ア 堺市消防局への通報状況
- イ 大阪府警察からの情報（通報状況等）
- ウ 防災関係機関からの情報
- エ 自主防災組織、住民等からの情報
- オ 各出先機関及び災害現地に派遣した職員からの情報
- カ 庁舎周辺の状況
- キ その他

(2) 情報収集内容

災害発生直後における被害概況を正確に把握し、要員や資機材等の確保、応援の要請等を迅速に判断するため、災害対策本部は、次の情報収集活動を実施する。

この場合、部分的な詳細情報よりも、被害の概況を大まかにつかむことに留意する。

- ア 人的被害
- イ 物的被害
- ウ 機能的被害
- エ その他災害対策上必要な事項

(3) 情報収集に基づく判断

本部長は、得られた情報に基づき、本部会議において、重点的に取り組むべき応急対策、その実施方針及びそのために必要な体制を決定する。また、勤務時間外等のため本部会議を開催することが困難な場合は、本部長が決定する。

なお、前記について、緊急を要すると認められる場合には、各部において実施し、事後速やかに本部長に報告する。

2 被害情報の収集

初動期の情報収集活動に並行して、二次災害防止、災害救助法の適用の可否等を早急に判断するため、人的被害状況及び火災の発生状況等のより詳しい被害情報の収集を実施する。

市から大阪府への被害状況の報告は、大阪府防災情報システムにより直後、速報、中間、確定報告を行う。

なお、被害状況等の情報収集は、市をはじめ各防災関係機関において定められた所管業務に基づき連携して収集にあたる。また、市が報告を行うことができなくなったときは、大阪府が職員の派遣等を通じ、災害に関する情報の収集を行う。

調査実施者	収集すべき被害状況等の内容	
市	1 人的被害	・死者及び負傷者の発生並びに人命危険の有無 ・被災者の状況、要救援救護情報、住民の動向、避難の必要の有無及びその状況 ・指定避難所の状況

調査実施者	収集すべき被害状況等の内容	
	2 物的被害	・庁舎等所管施設及び設備の損壊状況 ・建物（住家、非住家）の損壊状況
	3 機能的被害	・道路及び橋りょう等の被害状況 ・ライフラインの状況 ・各医療機関等の被害状況
	4 その他災害 対策上必要な 事項	・所管施設の来所者、入所者、職員等の人的被害 ・その他所管する施設の人的・物的・機能的被害 ・農業施設、商業施設・市場・工場、危険物取扱 施設等の物的被害 ・その他所管する施設の人的・物的・機能的被害
堺市消防局	1 河川及び他の水位並びに海岸の潮位の状況 2 道路冠水、橋りょう損壊等水防活動上の障害の状況 3 危険物施設等の被害状況 4 浸水地域及び浸水程度 5 交通機関及び電話通信の途絶状況 6 その他消防活動上必要ある事項	
大阪府 高石警察署	1 被害の概要（火災、人命、建物、道路、交通機関） 2 避難者の状況 3 交通規制及び緊急交通路確保の要否 4 ライフラインの状況 5 各種犯罪の発生状況 6 その他災害警備活動上必要な事項	
その他の防災機関	1 所管施設に関する被害状況並びに応急措置の概要 2 その他活動上必要ある事項	

第3 被害情報の報告

被害状況等の報告は、災害対策基本法第53条第1項並びに消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、基本的に大阪府に対して行う。（大阪府に報告できない場合は、内閣総理大臣に対して行う）

なお、大阪府への報告は、原則として大阪府防災情報システムによるが、システムが使用できない場合には、電話及びファクシミリ等の手段による。

なお、火災等に関する報告については、消防組織法第40条に基づく災害報告取扱要領（昭和45年4月10日付消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日付消防災第267号）により、大阪府に対して行う。ただし、「直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市は、第一報を大阪府に加え、消防庁に対しても報告する。即報にあたっては、区分に応じた様式に記載しファクシミリ等により報告するものとする。また、堺市消防局等への通報が殺到した場合等において、迅速性を確保するため、電話による報告も認められるものとする。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

- (1) 堺市消防局への通報が殺到する場合は、その状況を大阪府及び国（消防庁）に通報する。
- (2) 大阪府への報告が、通信の途絶等によりできない場合は、直接国（消防庁）に報告する。
- (3) 措置が完了した後、速やかに大阪府に災害確定報告を行う。

※資料8-4「被害状況等報告」

1 災害概況即報

災害発生直後の第一報、個別の災害現場の概況を報告する場合、災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その1）「災害概況即報」に従い大阪府等に報告するとともに、概況が判明するのに併せて随時報告する。

第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告する。

人的及び家屋被害に重点を置いて報告する。

2 被害状況即報

災害発生直後の大阪府への報告後、被害状況の詳細が判明した場合、又は被害状況に大きな変化があった場合は、「火災・災害等即報要領」の第4号様式（その2）「被害状況即報」に従い大阪府等に報告する。なお、報告数値は判明した範囲で構わない。

人的及び家屋被害に加えて各種被害状況についても報告する。

3 災害確定報告

応急措置が完了した場合は、災害報告取扱要領の第1号様式「災害確定報告」に従い、事後速やかに報告する。

第4 通信手段の確保

市は、災害発生後、直ちに無線通信機能の点検を行うとともに、支障が生じた施設設備の復旧を行うこととする。また、携帯電話、衛星通信等の移動通信回線も活用し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努めるとともに、状況によっては伝令（自転車、オートバイ利用若しくは徒歩）等を検討し、緊急情報連絡用の通信手段の確保に努める。

なお、市は、災害応急に必要な通信機器が不足又は、電源が途絶している場合は、大阪府に要請を行い、総務省（近畿総合通信局）から通信機器及び電源車の貸与を受ける等通信手段の確保に努める。特に孤立地域の通信手段の確保については、特段の配慮を行う。

第5 有線・無線途絶時の対策

有線電話が途絶した場合、若しくは本市の無線電話が不通となった場合は大阪地区非常通信協議会に加入する他の機関の最寄りの無線電話を依頼し通信する。
大阪地区非常通信協議会の定めた通信経路は次のとおりである。

高石市 (危機管理課)	堺市高石消防署		消防	堺市消防局	消防	大阪市消防局	府防	大阪府庁
	(警防課)			(通信指令課指令室)		(指令情報センター)		(危機管理室)
	堺市高石消防署		消防	堺市消防局		(地域衛星通信ネットワーク)	地星	大阪府庁
	(警防課)			(通信指令課指令室)		(防 T) : 9-200-220-8921		(危機管理室)
	高石警察署		警察	大阪府警察本部		(防 F) : 9-200-220-8821	府防	大阪府庁
	(総務課)			(通信指令室)				(危機管理室)
	0. 8km						4. 2km	大阪府庁
	-----		南海高石駅	-----	南海難波駅	-----		(危機管理室)
大阪ガス泉北製造所第二工場				大阪ガス本社			府防	大阪府庁
								(危機管理室)
(地域衛星通信ネットワーク)						(防 T) : 9-200-220-8921	地星	大阪府庁
						(防 F) : 9-200-220-8821		(危機管理室)

出典：大阪府非常通信経路計画（令和元年度 大阪府危機管理室）

無線区間
有線区間
使送区間

第4節 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に協議調整し、住民をはじめ、出勤及び帰宅困難者、訪日外国人を含む観光客に対し、自らの判断で適切な行動がとれるよう、正確かつきめ細かな情報を様々な手段を用いて、提供するものとする。

第1 災害モード宣言

大阪府は、住民や事業者等に、大阪府内に広域的な大規模災害が発生若しくは迫っていることを知らせ、学校や仕事などの日常生活の状態（モード）から、災害時の状態（モード）への意識の切り替えを呼びかける「災害モード宣言」を行う。

1 発信の目安

(1) 台風

- ア 気象台の予測で、台風が大阪府域に接近・上陸し、大阪府域の陸上で最大風速 30m/s 以上が見込まれる場合
- イ これまで経験のない規模の台風が接近し、上陸時に大潮の時間帯が重なるなどし、想定しうる最大規模の高潮が見込まれる場合

(2) その他自然災害等

その他自然災害等により、大阪府域が重大な危機事態となった場合又はおそれがある場合

2 発信の内容

(1) 台風

- ア 自分の身の安全確保
- イ 出勤・通学の抑制
- ウ 市町村長の発令する避難情報への注意

第2 災害広報

市及び防災関係機関は、相互に連携し、平常時の広報手段を活用するほか、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、指定避難所への広報紙の掲示など、多様な方法により広報活動を実施する。

1 市

(1) 台風接近時の広報

- ア 台風についての情報（進路予想図、予報円等）や気象の状況

第2章 災害発生後の活動

第4節 災 害 広 報

第1編
総 則

第2編
防 災 策
災害予

第3編
害 応 急 対 策
地震災

第4編
災 害 応 急 対 策
風水害

第5編
災 害 応 急 対 策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
警 戒 宣 伝 活 動 指 導 要 領
東海地震の

附属2
震 災 対 策 推 進 計 画
南海トラフ地

資 料
編

- イ 不要・不急の外出抑制の呼びかけ
- ウ 鉄道等の交通機関の運行情報 等

(2) 災害発生直後の広報

- ア 気象等の状況
- イ 避難勧告等の発令
- ウ 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ
- エ 二次災害の危険性
- オ パニック防止及びデマ情報への注意の呼びかけ
- カ 出火防止及び初期消火の呼びかけ
- キ 市内の被害状況の概要

- ① 延焼火災、建物破壊、道路破損等の発生状況

- ク 市の活動体制及び応急対策始動状況

- ① 本部等の設置
- ② 指定避難所の開設及び救護所の設置
- ③ その他必要な事項

(3) 応急活動実施段階の広報

- ア 災害状況に関する情報
- イ 被害情報及び応急対策実施状況
 - ① 被災地の状況とその後の見通し
 - ② 指定避難所及び救護所の開設状況
 - ③ 応急給水、応急給食等の実施状況
 - ④ 被災者のために講じている施策
 - ⑤ その他必要な事項
- ウ 生活関連情報
 - ① 電気、ガス、水道及び下水道の復旧状況
 - ② 食料品及び生活必需品の供給状況
- エ 通信施設の復旧状況
- オ 道路交通状況
- カ 医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報
- キ 交通機関の復旧及び運行状況
- ク 市役所業務の再開等に関する情報
- ケ 義援物資等の取扱い
- コ その他必要な事項

2 堺市消防局

災害状況に応じて、消防車両等による二次災害の発生防止並びに災害現場においては災害状況及び消防隊の活動状況について広報する。

3 高石市消防団

堺市消防局と協力し、地域住民の安全確保に係る広報活動に努める。

4 大阪府高石警察署

大阪府高石警察署は、市その他防災関係機関と協力し、次の事項について広報活動を行う。

- (1) 災害の状況及びその見通し。
- (2) 避難及び救出・救助活動に関すること。
- (3) 各種犯罪の予防・取締りに関すること。
- (4) 交通規制に関すること。
- (5) その他警察措置に関すること。

5 西日本電信電話株式会社

災害のため通信が途絶したとき又は利用制限を行ったときは、利用者に対して次の事項について広報活動を行う。

- (1) 通信途絶又は利用制限の理由及び内容
- (2) 災害復旧に対しての措置及び復旧見込み時期
- (3) 通信利用者に協力を要請する事項
- (4) その他の事項

6 関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

感電事故及び漏電による出火を防止するため、利用者に対し次の事項について広報活動を行う。

- (1) 安全及び危険防止
 - ア 無断昇柱及び無断工事をしないこと。
 - イ 断線、電柱の倒壊折損等には接触を避けること。
 - ウ 屋外へ避難する場合は、安全器又はブレーカーを切ること。
 - エ 使用中の電気器具のコンセントを直ちに抜くこと。
 - オ その他事故防止のため留意すべき事項
- (2) 被害状況
 - ア 停電区域
 - イ 停電事故復旧状況
 - ウ 停電事故復旧見込み

7 大阪ガス株式会社

住民の不安解消を図り、二次災害を防止するため、次の事項について広報活動を行う。

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
 - ア ガス栓を全部閉めること。
 - イ ガスメーターのそばにあるメーターガス栓を閉めること。
 - ウ ガスのにおいがする場合、火気使用は厳禁であること。

(2) 被害状況、可動状況、復旧状況と今後の見直しを関係機関、報道機関に伝達し広報する。加えて、大阪ガス株式会社のホームページ上に供給停止エリア、復旧状況など掲載することで幅広い情報伝達に努める。

ア ガス栓を開いてもガスが出ない場合は、供給停止しているのでメーターガス栓を閉め、大阪ガスから連絡があるまで待つこと。

イ ガスの供給が再開される時には、あらかじめ大阪ガスが各家庭のガス設備を点検し、安全を確認するので、それまではガスを使用しないこと。

(3) ガス供給を再開する場合

ア あらかじめ通知する内管検査及び点火試験等の当日はできるだけ在宅すること。

イ 点火試験に合格するまでは、ガスを使用しないこと。

ウ ガスの使用再開後に異常を発見した場合は、直ちにガスの使用をやめ、最寄りの大阪ガスに連絡すること。

8 広報活動の実施

災害広報活動は、人心の安定及びパニック等の防止を目的として、災害発生後できる限り速やかに開始し、以降、応急対策及び復旧対策の進展に応じた確かな情報の提供に努める。

また、広報情報の不統一を避けるため、市民に対して実施する災害時の広報活動については、市災害対策本部において調整のうえ実施する。

(1) 市民に対する広報

ア 防災行政無線の利用

市災害対策本部は、防災行政無線（固定系）から市内47箇所に設置した屋外受信局を通じて必要な情報を伝達する。

※資料6-6「広報の文例」

イ 広報車の利用

広報車による広報活動は、市災害対策本部又は防災関係機関が必要な地域へ出動し、広報活動を実施する。

ウ 口頭等での伝達

広報車の活動が不可能な地域、又は特に必要と認められる地域に対しては、市災害対策本部から職員を派遣し、広報活動を実施する。

また、必要な場合は、併せて堺市消防局、大阪府高石警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。

エ 市庁舎、指定避難所等での配布、掲示

災害対策広報又はチラシ等を作成し、可能な限り、市庁舎、指定避難所等で印刷物を配布又は掲示する。

オ インターネットによる広報

市及び防災関係機関が保有するホームページを活用して、災害関連情報を提供する。

カ 避難行動要支援者に配慮した広報

点字やファクシミリ等多様な手段の活用により、視覚障がい者、聴覚障がい者等に配

慮した広報を行う。

(2) 報道機関に対する情報の発表

ア 災害の状況、被災者に対する生活情報及び応急活動の実施状況等を必要に応じ、報道機関に発表する。報道機関に対する情報提供は、情報内容の一元化を図るため統轄して行う。

なお、情報等の提供・発表に際しては、できるだけ日時、場所、目的等を前もって各報道機関に周知させて発表する。また、定期的な発表を行う。

イ 緊急放送について

避難勧告等を発令する場合で、放送を利用する必要があるときは、災害対策基本法第57条に基づき放送を依頼する。

ウ 要配慮者への配慮について

ラジオ放送の充実、手話通訳・字幕入放送・文字放送・外国語放送の活用等要配慮者に配慮した広報を行う。

(3) 広報資料等の収集

ア 各班からの報告のほか、必要に応じ災害現場における取材を行う。

イ 災害現場に職員を派遣し、被害状況等の災害写真を撮影する。

ウ 他の機関の資料や情報の収集に努める。

第3 広聴活動

大規模な災害が発生し、甚大な被害が発生した場合、人心の動揺、混乱や情報不足、誤報などによる社会不安を防止するため、被災者の生活相談や要望事項等を把握するとともに、住民からの各種問合せに速やかに対応できるよう広聴活動を行い、応急対策及び復旧対策に市民の要望等を反映させる。

1 相談窓口の開設

災害の状況により、被災者のための相談窓口を市に開設し、相談、問合せ、受付等の業務を行う。

2 相談窓口の推進体制

(1) 相談窓口では、専用電話及び専用ファクシミリを備え、当該災害についての電話や市民対応全般について実施するものとし、必要に応じ、各部から派遣するほか、防災関係機関の協力を得るものとする。

(2) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等を通じ市民へ周知する。

3 広聴内容の処理

相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係部又は関係機関へ連絡する。

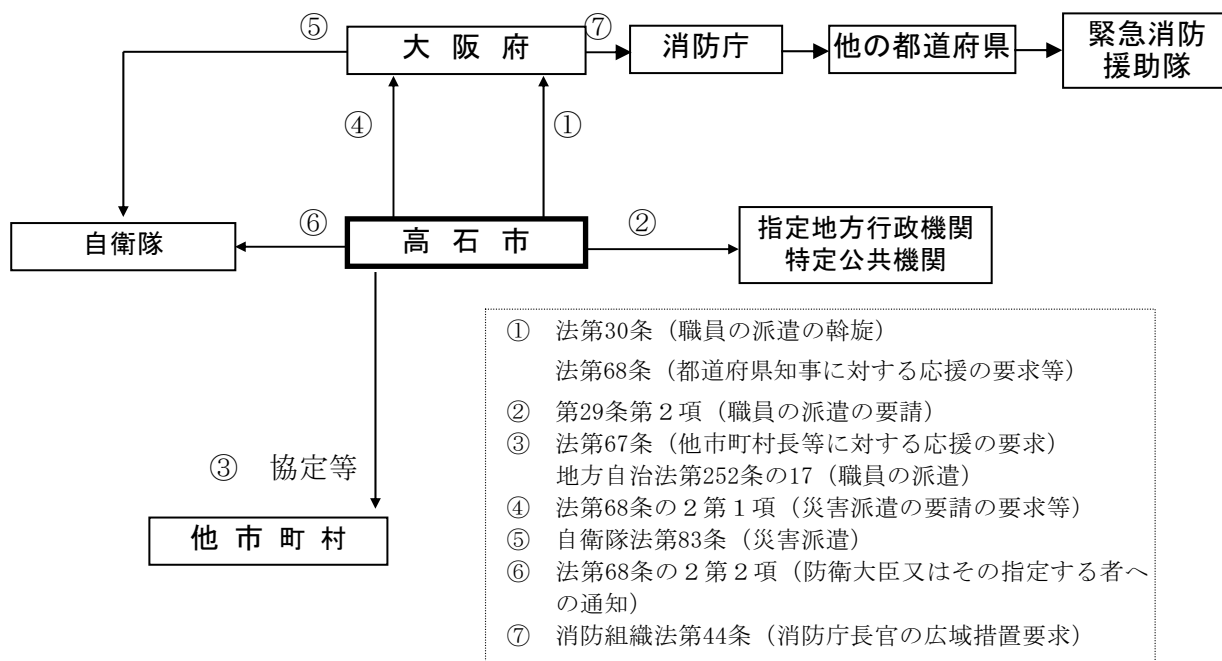
第5節 広域応援等の要請・受入れ・支援

市の対応能力を超えた大規模な災害が発生した場合は、大阪府、災害時相互応援協定締結市町、他市町村、自衛隊、その他防災関係機関等に対して応援を要求するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図り、市民の生命、身体又は財産を保護するため万全の措置をとるものとする。

また、被害が比較的少なかった場合は、自力での災害対応に努めるとともに、被害の甚大な地域に対して積極的に支援を行う。なお、要求を受けた時は、正当な理由がない限り、応援又は災害応急対策の実施を拒まず、災害応急対策の実施については、応援を求めた市町村長等の指揮の下に行動する。

市が被災市町村に職員を派遣する場合、派遣先や支援内容に応じた職員の選定に努める。

応援体系図



※大阪府（知事）に職員の斡旋を要求する対象

法第30条第1項：指定地方行政機関、特定公共機関

法第30条第2項：他の地方公共団体、特定地方公共機関

（法：災害対策基本法）

第1 大阪府知事等に対する要請等

1 大阪府知事に対する要求

市長は、大阪府知事に対して応援を求め又は応急処置の実施を要求するときは、次の項目

を明確にし、大阪府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 災害の状況及び応援（又は応急措置の実施）を要請する理由
- (2) 応援を必要とする期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を必要とする場所
- (5) 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容）
- (6) その他必要な事項

連 絡 先	大阪府防災行政無線	電 話
大阪府危機管理室	(6) 220-8921 FAX (6) 220-8821	06-6944-6021 FAX 06-6944-6654

(6) は、市役所本庁舎内の電話（FAX）から通信する場合の特番

2 （大阪府知事に対する）緊急消防援助隊の要請

市長は、堺市消防局と協議し、大阪府知事に対して全国の消防機関で構成される緊急消防援助隊の派遣要請を依頼するときは、大阪府防災行政無線又は電話等により行う。また、事後速やかに文書を提出する。この場合において、知事と連絡が取れないときは、堺市消防局と協議のうえ、直接、消防庁長官に派遣を要請する。

3 協定等に基づく要請

災害時における相互応援協定等により、応援又は協力を要請する場合は、それぞれの協定等に定める手続きにより行う。なお、協定の定める手続きに基づくとまがないときは電話等により行い、事後速やかに協定に基づく手続きを実施する。

※資料7-1 「災害協定一覧」

4 他の市町村等に対する要求

市長は、他の市町村長に対して応援を求めるときは、次の事項を明確にして要請する。

- (1) 災害の状況及び応援を要請する理由
- (2) 応援を希望する期間
- (3) 応援を希望する職種別人員並びに物資資材、機械、器具等の名称及び数量
- (4) 応援を希望する場所
- (5) 応援を希望する活動内容
- (6) その他必要な事項

5 職員の派遣要請等

市長は、災害応急対策又は災害復旧対策を実施するため、本市職員のみでは対応ができなと認めた場合に、他の地方公共団体の長、指定地方行政機関の長、特定公共機関^{※1}に対して職員派遣を要請する。

また、知事に対して指定地方行政機関、特定公共機関、他の地方公共団体、特定地方公共

機関※²の職員派遣の斡旋を要請する。

当該機関の職員の派遣を要請するときは、次の事項を明確にして電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

また、大阪府知事に対して職員の派遣について、斡旋を要請するときは、大阪府防災行政無線又は電話等により行い、事後速やかに文書を提出する。

- (1) 派遣を要請する事由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他必要事項

※1：特定公共機関

指定公共機関のうち、その業務の内容その他の事情を勘案して、市町村の地域に係る災害応急対策又は災害復旧に特に寄与するものとして、それぞれ地域を限って内閣総理大臣が指定したもの

※2：特定地方公共機関

指定地方公共機関である地方独立行政法人法第2条第4項に規定する行政執行法人

6 大阪府知事の指示等

知事は、市の実施する応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市に対し、応急措置の実施について必要な指示を行い、または他の市町村長を応援するよう指示する。

また、知事は、市の実施する災害応急対策（応急措置を除く。）が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、災害応急対策の実施を求め、または他の市町村長を応援することを求める。

なお、知事の指示又は要求に係る応援に従事する者は、災害応急対策の実施については、応援を受ける市町村長の指揮の下に行動する。

7 知事による応急措置の代行

知事は、大阪府域に係る災害が発生した場合において、被災により市がその全部又は大部分の事務を行うことが不可能になった場合には、応急措置を実施するため市に与えられた権限のうち、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる権限、他人の土地等を一時使用し、又は土石等を使用し、若しくは収用する権限及び現場の災害を受けた工作物等で応急措置の実施の支障となるものの除去等をする権限並びに現場にある者を応急措置の業務に従事させる権限により実施すべき応急措置の全部または一部を、市に代わって行う。

第2 受援体制の確立

市は、応援人員用の活動スペースや資機材の確保に努め、円滑に応援を受け入れるための体

制を整備する等、事前に計画した受援体制の確立を図る。

1 誘導

応援に伴い誘導の要求があった場合は、応援部隊（団体・個人）の内容、到着予定時刻、場所、活動日程等を確認し、災害対策本部は救護班と協議、調整のうえ応援活動が効率的に行える拠点へ誘導する。必要に応じ、案内者を確保する。

2 連絡所等の設置

応援部隊（団体・個人）との連絡調整のために連絡担当者を指名し、必要に応じ連絡所等を設置する。

3 資機材等の準備

広域応援部隊の作業に必要な資機材を準備するほか、必要な設備の使用等に配慮する。

4 災害時用臨時ヘリポート

ヘリポートを使用する応援活動を要請したときは、災害時用臨時ヘリポートの準備に万全を期す。

※資料3-9「災害時用臨時ヘリポート」

第3 被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援

総務省は、大阪府及び市町村等と協力し、被災市区町村応援職員確保システム（災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント総括支援員の補佐を行う災害マネジメント支援員による支援を含む。）に基づき、全国の地方公共団体による被災市町村への応援に関する調整を実施する。

市は、大阪府と調整のうえ、被災市区町村応援職員確保システムに基づく支援に協力する。

第6節 自衛隊の災害派遣

市は、自衛隊と災害又は事故の規模や被害情報等について緊密に連絡を図るとともに、市域における被害が甚大であり応急対策を実施するため自衛隊の救援が必要と判断したときは、災害対策基本法第68条の2の規定に基づき、大阪府知事に自衛隊災害派遣要請を要求する。

第1 派遣要請

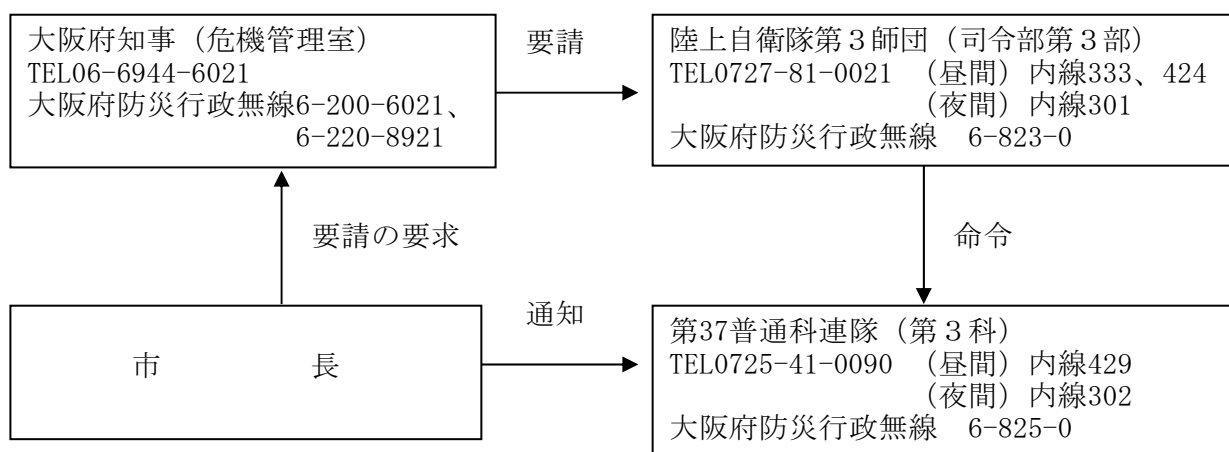
1 市長が、知事に対して自衛隊の災害派遣を要求しようとする場合は、災害派遣要請書に定められた次の事項を明らかにし、大阪府防災行政無線又は電話等により要求する。なお、事後速やかに知事に文書を提出する。この場合において、市長は、必要に応じて、その旨及び市域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣を要請する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) その他参考となるべき事項

2 市長は、通信の途絶等により、知事に対して要請の要求ができない場合は、直接陸上自衛隊第3師団（第37普通科連隊）長に災害の状況を通知し、派遣を要請する。なお、この通知をした場合は、その旨を速やかに知事に通知する。

※資料8-6「自衛隊派遣要請書様式等」

派遣要請系統図



第2 自衛隊の自主派遣等

自衛隊の災害派遣は、大阪府知事からの要請に基づくことが原則であるが、災害の発生が突発的で、その救援が特に急を要し、知事の要請を待ついとまのないときは、自衛隊は要請を待

つことなく、以下に示す自らの判断基準に基づいて部隊を派遣することができる。

この場合は、自衛隊の連絡員等により、大阪府経由又は直接市本部へ派遣部隊に関する情報が伝達される。

- 1 災害に際し、関係機関に対して災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められるとき
- 2 災害に際し、知事が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められるときに、市長から災害の状況に関する通知を受け、又は部隊等による収集その他の方法により入手した情報等から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められるとき
- 3 災害に際し、自衛隊が自らの判断により、緊急に人命救助に係る救援活動を実施するとき
- 4 海難事故の発生、運航中の航空機に異常な事態の発生等を自衛隊が探知した場合における搜索又は救助活動を実施する場合
- 5 その他災害に際し、上記1から4に準じ、特に緊急を要し、知事からの要請を待ついとまがないと認められるとき

第3 派遣部隊の受入れ

1 派遣部隊の誘導等

- (1) 大阪府は、自衛隊に災害派遣を要請した場合は、大阪府警察及び市はじめ防災関係機関に、その旨連絡する。
- (2) 大阪府警察は、自衛隊の災害派遣に伴う誘導の要請があった場合は、被災地等へ誘導する。

2 受入れ体制

- (1) 連絡所の設置
市は、自衛隊から連絡調整のために派遣された連絡員のための連絡所を設置する。
- (2) 現地連絡担当者の指名
市は、派遣部隊との現地での連絡調整のため、現地連絡担当者を指名する。

第4 派遣部隊の活動

大規模な災害が発生した際には、被災直後の地方公共団体が混乱していることを前提として、派遣部隊による活動が円滑に進むよう、防衛省・自衛隊による「提案型」の支援が自発的に行われることとなっている。

1 被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

2 避難の援助

避難勧告等が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、

避難を援助する。

3 遭難者等の搜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、他の救援活動に優先して搜索救助を行う。

4 水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

5 消防活動

「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成8年1月17日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救援活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

6 道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開、又は除去にあたる。

7 応急医療、救護及び防疫

応急医療、救護及び防疫を行うが、薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用するものとする。

8 人員及び物資の緊急輸送

救急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。
この場合において、航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。

9 炊飯及び給水

被災者に対し、炊飯及び給水を実施する。

10 物資の無償貸付又は譲与

「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品等は無償貸付し、又は救じゅつ品を譲与する。

11 危険物の保安及び除去

能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

12 その他

その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なものについては、所要の措置をとる。

第5 撤収要請

市長は、自衛隊の派遣の必要がなくなったと認めた場合は、大阪府知事に対して、自衛隊の撤収要請を要求する。

第7節 災害緊急事態

内閣総理大臣が災害緊急事態の布告を発し、大阪府内が関係地域の全部又は一部となった場合、大阪府、市をはじめ防災関係機関は、政府が定める対処基本方針に基づき、応急対策を推進し、大阪府の経済秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に適切に対応する。

大阪府は、関係機関と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。また、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。さらに、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。

大阪府は、関係機関と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。また、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。さらに、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。

大阪府は、関係機関と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。また、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。さらに、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。

大阪府は、関係機関と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。また、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。さらに、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。

大阪府は、関係機関と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。また、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。さらに、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。

大阪府は、関係機関と連携し、災害発生時の迅速な対応を図る。また、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。さらに、災害発生時の被害状況を把握し、関係機関と連携し、被害の拡大を防止する。

第8節 消火・救助・救急活動

市、堺市消防局、大阪府警察、海上保安署及び自衛隊は、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整等、相互に連携を図りつつ、迅速かつ的確に消火・救助・救急活動を実施するものとする。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動する。

第1 市

市は、災害の規模及び地域その他の状況を勘案し、関係機関と連携をとり、救護体制を整備し、応急救護にあたる。

また、業務遂行にあたっては、適宜、地域住民、自主防災組織等の協力を求めて行う。

第2 堺市消防局

堺市消防局は、消防団及び大阪府警察等の関係機関と相互に連携を図り、風水害時における被害の軽減を図る。

1 災害発生状況の把握

高所カメラ、巡回等を通じて被災状況の早期把握に努め、関係機関への情報伝達に努める。

2 応急活動

(1) 消火活動

ア 市災害対策本部をはじめ関係機関との密接な連携のもとに、初動体制を確立し、災害態様に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、燃焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ 延焼状況から、避難者に火災危険が及ぶおそれのある場合は、延焼阻止線の設定など、効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(2) 救助・救急活動

ア 大阪府警察及び関係機関との密接な連携のもと、救助隊、救急隊を中心として、状況に適した部隊配備を行い、人命救助活動を実施するとともに、医療機関と連携した救急活動を実施する。

イ 応急救護所を開設し、救急隊員等によるトリアージ（負傷者の重傷度、緊急度の選別）を実施し、効果的な救急隊の運用を図る。

ウ 延焼火災及び救助・救急事案が同時に多発している場合は、人命救護活動を優先するなど、救命効果の高い活動を実施する。

3 相互応援

風水害により同時多発的に火災等が発生し、現有の消防力を結集しても対応することが不可能と判断される場合は、他市及び他府県からの大規模部隊の応援を受け、消防活動を遂行する。

(1) 大阪府下広域応援

市長は、堺市消防局と協議のうえ、協定に基づき応援要請する。

(2) 緊急消防援助隊

市長は、堺市消防局と協議のうえ、大阪府知事若しくは消防庁長官に応援要請する。

第3 大阪府警察

- 1 大阪府警察は、被害の早期把握に努め、被災者の救出救助活動に必要な車両や資機材を調達するなど、自署員等による救助部隊を編成し、災害現場へ迅速に派遣する。
- 2 大阪府警察本部は、被害発生状況等に基づき、迅速に機動隊等を災害現場を管轄する大阪府高石警察署に派遣する。
- 3 市、堺市消防局等と密接な連携のもと、被災者の救出救助活動や行方不明者の捜索を実施するとともに、救助・救急活動を支援する。
- 4 迅速かつ的確な救助・救急活動が行われるよう、必要な交通規制を実施するとともに、道路管理者に協力して障害物の除去等にあたる。
- 5 負傷者等を搬送する場合は、災害時用臨時ヘリポートの使用等について、関係機関と緊密な連携を図る。

第4 堺海上保安署

海上における人命、負傷者等の海難救助活動を実施する。

- 1 被害の早期把握に努め、巡視船艇、航空機、必要に応じ特殊救難隊等による迅速な人命救助活動を実施する。
- 2 負傷者等を搬送する場合は、臨時ヘリポートの使用等関係機関との緊密な連携を図る。
- 3 市・大阪府警察・その他の関係機関と密接な連携のもと、救助・救急活動を実施する。
- 4 堺海上保安署と直接連絡することが困難な場合は、防災相互通信波を使用して、沖合に配備された巡視船艇または航空機を通じて所用の連絡を行い、要請・情報交換を実施するものとする。（海上保安庁船艇、航空機は防災相互通信波を有する無線設備を搭載している。）

第5 各機関による連絡会議の設置

市、堺市消防局、大阪府警察、堺海上保安署及び自衛隊は、相互に連携した救助・救急活動が実施できるよう、情報連絡を密に行うとともに、大阪府災害対策本部内に設置する広域防災連絡会議において、活動区域や役割分担等の調整を図るため、必要に応じて被災地等に合同調整所を設置する。

第6 行方不明者の搜索

市は、関係機関との密接な連携のもと、迅速かつ的確に行方不明者の搜索を実施する。

- 1 災害の規模等の状況を勘案して、大阪府警察との密接な連携のもと、地域住民の協力を得て行方不明者の搜索を実施する。
また、関係機関と密接に連絡をとり、行方不明者名簿を作成する。
- 2 行方不明者搜索中に遺体を発見したときは、速やかに所定の手続をとる。

第7 自主防災組織

地域住民による自主防災組織及び事業所の自衛消防組織等は、地域の被害状況を把握するとともに、自発的に初期消火、救助・救急活動を実施する。

また、市、消防団、堺市消防局、大阪府警察など防災関係機関との連携を図る。

第8 惨事ストレス対策

救助・救急又は消火活動等を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

第9節 医療救護活動

市、大阪府及び医療関係機関は、「大阪府災害時医療救護活動マニュアル」に基づき、災害の状況に応じた救命医療を最優先とする迅速かつ適切な医療救護活動（助産を含む）を実施するものとする。また、災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）に対して適宜助言及び支援を求める。

第1 医療情報の収集・提供活動

1 市

高石市医師会等の協力を得て、人的被害、医療機関の被災状況及び活動状況並びに被災地の医療ニーズについて把握し、速やかに大阪府へ報告する。また、市民にも可能な限り医療機関情報を提供する。

2 大阪府

市からの報告、大阪府広域災害・救急医療情報システム（大阪府医療機関情報システム）及び大阪府防災行政無線等を用いて被災状況、医療機関の活動状況、被災地の医療ニーズ、患者受入れ情報を一元的に把握し、速やかに市など関係機関及び市民に提供する。また、必要に応じてライフライン事業者等に対し被災医療機関の情報提供を行い、復旧に係る対策等を要請する。

第2 現地医療対策

1 現地医療の確保

(1) 医療救護班の編成・派遣

市及び医療関係機関は、災害の状況に応じ速やかに医療救護班を編成し、市の定める参集場所に派遣する。

なお、医療救護班は、原則として現地医療活動を行うために当座必要な資器材等を携行する。

ア 市

災害医療センターである高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター及び高石市医師会を中心に医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。また、災害の状況に応じ、大阪府を通じて日本赤十字社大阪府支部に対し、医療救護班の派遣その他必要な措置を要請する。

イ 高石市医師会

高石市医師会は、自ら必要と認めたとき又は市から要請があったときは、高石市医師

会災害対策本部を設置し、市に医療救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

※資料5-2「医療救護班編成表」

※資料7-4「災害時における医師の救急医療に関する協定書」

(2) 救護所の設置

市は、医療救護活動を行うため、医療救護班による現地医療活動のほか次の救護所を設置する。

ア 応急救護所

災害発生後、災害現場付近に設置する。

イ 医療救護所

災害発生直後から中長期にわたって、指定避難所に設置する。

(3) 医療救護班の受入れ・調整

市は、医療救護班の受入れ窓口を設置し、大阪府（保健所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

(4) 医療救護班の搬送

ア 医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両、大阪府ドクターヘリ等を活用し、移動する。

イ 大阪府及び市

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、大阪府及び市が搬送手段を確保し、搬送を行う。

2 現地医療活動

(1) 救護所における現地医療活動

ア 応急救護所における現場医療救護活動

災害発生直後に高石市医師会等から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場医療救護活動を行う。

応急救護所を設置した場合、状況に応じて、大阪府等に医療救護班（緊急医療班）の派遣を要請する。

緊急医療班の中には、災害の急性期に活動できる機動性を持った、専門的な訓練を受けた災害派遣医療チーム（DMAT）を含む。

イ 医療救護所における臨時診療活動

市及び各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(2) 医療救護班の業務

ア 患者に対する応急処置

イ 医療機関への搬送の要否及びトリアージ

- ウ 搬送困難な患者及び軽症患者に対する医療
- エ 助産救護
- オ 被災住民等の健康管理
- カ 死亡の確認
- キ その他状況に応じた処置

(3) 現地医療活動の継続

市は、大阪府の協力を得て、災害派遣医療チーム（DMAT）による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム（DMAT）活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム（JMAT）、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、独立行政法人地域医療機能推進機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、指定避難所等、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整にあたっては災害医療コーディネーター（災害時小児周産期リエゾンなどを含む）を活用する。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう努める。

第3 後方医療対策

1 後方医療の確保

市は、発災直後から急激に増大する要入院患者に対応するために、大阪府及び医療関係機関と協力して、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）から得られる情報等を基に、大阪府救急医療情報センターを拠点とし、被災を免れた大阪府下全域の災害医療機関で患者の受入れ病床を確保する。

また、大阪府は確保した受入れ病床の情報を速やかに市町村等に提供する。

2 後方医療活動

救護所では、対応できない患者や病院等が被災したため継続して医療を受けることができない入院患者は、被災を免れた医療機関が重症度等に応じて受入れ治療を行う。

(1) 受入れ病院の選定と搬送

市等は、災害拠点病院及び市災害拠点病院と連携し、広域災害・救急医療情報システム（EMIS）等で提供される患者受入れ情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア 陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、市及び大阪府が搬送車両を確保する。

イ 航空機搬送

市は、状況により大阪府に対し、航空機搬送の要請を行う。

大阪府は、市町村から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、大阪府が所有する大阪府ドクターヘリや消防防災ヘリ、自衛隊機など航空機を保有する関係機関に搬送を要請する。

ウ 海上搬送

大阪府は、所有する船舶、あるいは必要に応じて第五管区海上保安本部等に要請し、海上搬送を行う船舶を確保する。

3 災害医療機関の役割

(1) 災害拠点病院

ア 基幹災害拠点病院

災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果たす基幹災害拠点病院は下記の地域災害拠点病院の活動に加え、患者の広域搬送にかかる地域災害拠点病院間の調整及び府内のDMA Tの派遣調整を行う。

イ 地域災害拠点病院

地域災害拠点病院は次の活動を行う。

- ① 24時間緊急対応により、多発外傷、挫滅症候群、溺水等の災害時に多発する救急患者の受入れと高度医療の提供
- ② 災害派遣医療チーム（DMA T）及び医療救護班の受入れや派遣及びこれに係る調整
- ③ 地域の医療機関の情報収集と必要に応じた支援
- ④ 患者及び医薬品等の広域搬送拠点としての活動及びこれに係る地域医療機関との調整
- ⑤ 地域の医療機関への応急用医療資器材の貸出し等の支援

(2) 特定診療災害医療センター

特定診療災害医療センターは、循環器疾患、消化器疾患、アレルギー疾患、小児医療、精神疾患など専門診療を必要とする特定の疾病対策の拠点として主に次の活動を行う。

- ア 疾病患者の受入れと高度な専門医療の提供
- イ 疾病患者に対応する医療機関間の調整
- ウ 疾病患者に対応する医療機関等への支援
- エ 疾病に関する情報の収集及び提供

(3) 市災害医療センター（高石加茂病院、高石藤井病院、高石市立診療センター）

市災害医療センターは、次の活動を行う。

- ア 市の医療拠点としての患者の受入れ
- イ 災害拠点病院等と連携した患者受入れに係る地域の医療機関間の調整

(4) 災害医療協力病院（救急告示病院等）

災害医療協力病院は、災害拠点病院及び市災害医療センター等と協力し、率先して患者を受け入れる。本市の災害医療協力病院は、浜寺病院、高石藤井心臓血管病院である。

第4 医薬品等の確保・供給活動

市は、高石市薬剤師会、地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療用資器材の調達、供給活動を実施する。また、不足が生じた場合は、大阪府に対して供給の要請を行う。

第5 個別疾病対策

市と高石市医師会は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病及び心のケアについては、大阪府等と連携をとりながら特定診療災害医療センター、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

第10節 交通規制・緊急輸送活動

市及び防災関係機関は、救助・救急・消火、医療並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するための緊急輸送活動に努めるものとする。

大阪府警察、道路管理者及び第五管区海上保安本部は、災害が発生した場合、又は災害がまさに発生しようとする場合において、災害応急活動に必要な交通規制を実施するものとする。

第1 陸上輸送

1 緊急交通路の確保及び交通規制の実施

(1) 被害情報等の収集及び緊急交通路の指定

市、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)は、連携して災害の規模、道路の損壊状況、交通状況等について、迅速かつ正確な情報収集に努め、その結果を相互に連絡する。

特に、緊急交通路に選定されている「重点14路線」である国道26号、大阪和泉南線に対しては、緊急交通路の指定に向けた道路状況の確認を行うとともに、大阪府警察は、交通規制の実施に伴う道路管理者との連絡・調整を行う。

※資料2-6「防災マップ」

(2) 緊急交通路の指定に係る各関係機関の役割

市は、災害応急対策を迅速かつ的確に行う必要があると認める場合には、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)と協議し、被災地の状況、道路の状況、緊急輸送活動等を考慮して、緊急通行車両等の通行を確保すべき緊急交通路を選定する。

市、大阪府、大阪府警察、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)は、選定された緊急交通路について必要な措置を講じ、その結果を相互に連絡するとともに、大阪府及び市に連絡する。

ア 市、大阪府、道路管理者、港湾管理者(大阪府)、漁港管理者(市)

① 点検

使用可能な緊急交通路を把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用による現地調査の実施、道路管理用カメラ等の活用及び官民の自動車プローブ情報の活用等により早急に、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を市、大阪府及び大阪府警察に連絡する。

② 通行規制

道路の破損、欠損等により交通が危険であると認められる場合、あるいは被災道路の応急復旧等の措置を講ずる必要がある場合には、大阪府警察と協議し、区間を定めて、道路の通行を禁止し、または制限する。

③ 道路啓開

道路上の倒壊障害物の除去、移動や、放置車両の移動を、民間建設業者等の協力を得て実施し、早期の道路啓開に努める。作業にあたっては、大阪府警察、他の道路管理者と相互に協力する。なお、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合には、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。運転者がいない場合等においては、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)は、自ら車両の移動等を行う。

イ 大阪府警察

① 交通管制

被災区域への車両の流入抑制及び緊急交通路を確保するための信号制御等の交通管制を行う。

② 緊急交通路における交通規制の実施

「重点14路線」である国道26号、大阪和泉南線に対する緊急交通路の指定を実施し、緊急通行車両等以外の車両に対する通行禁止の交通規制を実施する。

(3) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令

警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両等の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、車両その他の物件の所有者等に対して緊急通行車両等の円滑な通行を確保するため必要な措置を命ずる。

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官及び消防吏員は、警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両及び消防用緊急車両の通行のため、同様の措置を講ずる。

(4) 交通規制の標識等の設置

大阪府警察及び道路管理者は、車両の通行を禁止し、又は制限する措置を講じた場合は、緊急の場合を除き、規制の対象、期間等を表示した標識等を設置する。

(5) 一般社団法人大阪府警備業協会との連携

大阪府は、必要に応じて一般社団法人大阪府警備業協会に対し、「災害時における交通の確保等の業務に関する協定」に基づき、出動要請を行う。

大阪府警察は、「災害時における交通の確保等の業務に関する細目協定」に基づき、派遣された警備員の運用を行う。

2 緊急交通路の周知

市、大阪府、大阪府警察及び道路管理者は、報道機関等を通じて、消防機関、医療機関、自衛隊、交通関係事業者、ライフライン事業者など緊急輸送活動に係る関係機関等に対して、交通規制の状況を連絡するとともに、緊急交通路への一般車両の進入を防止し、緊急交通路の機能を十分に発揮させるため、住民への周知を行う。

3 緊急通行車両等の確認等

大阪府公安委員会が災害対策基本法第76条第1項に基づく通行の禁止又は制限を行った場合は、大阪府及び大阪府公安委員会は、同法施行令第33条の規定により、緊急通行車両等で

あることの確認を行い、当該車両の使用者に対して標章及び証明書を交付する。

なお、公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者、港湾管理者(大阪府)及び漁港管理者(市)に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請する。

※資料8-7「緊急通行車両事前届出書」

4 輸送手段の確保

市は、関係機関並びに民間運送事業者等の協力を得て緊急輸送活動を実施する。

5 輸送基地の確保

- (1) 陸上輸送基地に選定された施設の管理者は、施設及びその周辺の被害状況や施設の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 施設管理者は、輸送活動の支障となる障害物の除去に努める。

6 高速道路が緊急交通路に指定された場合の措置

災害対策基本法又はその他の関係法令の規定に基づき、高速道路が関係機関から緊急交通路に指定されたときは、西日本高速道路株式会社又は阪神高速道路株式会社は、これに対処すべき必要な措置を行い道路交通の確保に協力するものとする。この場合、料金を徴収しない車両の取扱い等、料金徴収業務に関し適切な措置を講ずるものとする。

7 重要物流道路等における道路啓開等の支援

国は、迅速な救急救命活動や緊急支援物資の輸送などを支えるため、国土交通大臣が指定した重要物流道路及びその代替え・補完路において、道路啓開や災害復旧を代行できる制度を活用し支援を行う。

第2 水上輸送

市は、堺海上保安署をはじめ関係機関並びに船舶所有者の協力を得て、緊急輸送活動を行う。また、知事は、必要に応じて、近畿運輸局に輸送力確保を要請する。

第3 航空輸送

1 輸送基地の確保

- (1) 市は、災害時用臨時ヘリポートにおける障害物の有無等の利用可能状況を把握し、大阪府に報告する。
- (2) 市は、大阪市消防局、大阪府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊と協議し、開設するヘリポートを指定する。

※資料3-9「災害時用臨時ヘリポート」

2 輸送手段の確保

市は、大阪市消防局、大阪府警察、第五管区海上保安本部、自衛隊の協力を得て、緊急輸送活動を行う。

第1編
総則

第2編
防災対策
災害予

第3編
害応急対策
地震災害

第4編
災害応急対策
風水害

第5編
災害応急対策
事故等

第6編
旧・復興対策
災害復

附属1
警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属2
需防対策推進計画
南海トラフ地

資
料
編

第11節 公共土木施設等・建築物応急対策

市及び関係機関は、洪水、高潮などによる被害拡大の防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努めるものとする。

第1 公共土木施設等（河川施設、海岸保全施設、港湾施設、漁港施設、橋りょうなど道路施設など）

1 河川施設、海岸保全施設

- (1) 堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、直ちにその旨を現地指導班長（大阪府）、大阪府高石警察署長及び氾濫する方向の隣接水防管理者に報告する。
- (2) 市長又はその命を受けた職員若しくは水防管理者は、避難のための立退を指示する。
- (3) 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、決壊箇所について、被害拡大防止の応急措置をとる。

2 その他公共土木施設

- (1) 市及び施設管理者は、災害が発生した場合は、被害状況の把握に努めるとともに、その旨を直ちに大阪府に報告する。
- (2) 市及び施設管理者は、関係機関及び住民に連絡して、被害拡大防止の応急措置をとる。
- (3) 市及び施設管理者は、被害が拡大するおそれがある場合は、必要に応じ、適切な避難対策又は被災施設・危険箇所への立入制限を実施する。

第2 建築物等

市は、被災した市有建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物や崩壊の危険性のある敷地への立ち入り禁止措置や適切な避難対策を実施する。

第3 応急工事

施設管理者等は、危険がなくなったあと、被害の程度に応じた仮工事により、施設の応急の機能確保を図る。

第12節 民間建築物等応急対策

市及び関係機関は、建築物の倒壊、有害物質の漏洩、アスベストの飛散等に備え、施設の点検、応急措置、関係機関への連絡、環境モニタリング等の二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて住民の啓発に努める。

第1 民間建築物等

1 民間建築物

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、応急危険度判定を実施する。

2 宅地

市は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする箇所の、危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ、大阪府に被災宅地危険度判定士の派遣を要請する。

市は、危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により宅地の使用者等にその危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

※「被災宅地危険度判定」は地震時、風水害時ともに対象とした制度

※「被災建築物応急危険度判定」は地震時のみの制度

3 空き家等の対策

市は、必要に応じて、空き家等の所有者等を探索し、当該所有者等に家屋等の危険度を周知し、倒壊等の二次災害の防止に努める。

第2 危険物等（危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設）

1 施設の点検、応急措置

危険物施設等の管理者は、爆発などの二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。大阪府及び市は、必要に応じて、立入検査を行うなど、適切な措置を講ずる。

2 避難及び立入制限

危険物施設等の管理者は、爆発などによって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

第13節 ライフライン・放送の確保

ライフライン及び放送に関わる事業者は、災害発生時における迅速な初動対応と被害拡大防止対策を実施するものとする。

災害により途絶したライフライン施設、放送施設については、速やかに復旧を進めるとともに応急供給、サービス提供を行うものとする。

第1 被害状況の報告

ライフラインに関わる事業者は、被害が発生した場合には、速やかに施設設備の被害状況を調査し、市・大阪府に報告する。

第2 各ライフライン事業者における対応

1 上水道

(1) 応急措置

被害の拡大のおそれがある場合、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、堺市消防局、大阪府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急給水及び復旧

ア 応急給水・復旧活動等に必要な情報の収集、総合調整、指示、支援を行う。

イ 給水車、トラック等により、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。

ウ 被害状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の重要給水施設へ優先的な応急給水・復旧を行う。

エ 被害状況等によっては、他の水道事業体等に対し応援を要請する。

(3) 広報

被害状況、給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達するほか、市のホームページ上に応急復旧の状況等を掲載することで幅広い広報に努める。

2 下水道

(1) 応急措置

ア 停電等によりポンプ場の機能が停止した場合は、排水不能がおこらないよう、自家発電設備によるポンプ運転を行う。

イ 下水管渠の被害には、汚水、雨水の通水に支障のないよう応急措置を講ずる。

ウ 災害の発生時において、下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道等の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の下水道等の機能を維持するために必要な応急措置を講ずる。

エ 被害の拡大が予想される場合は、直ちに施設の稼働の停止又は制限を行い、必要に応じて、堺市消防局、大阪府警察及び付近住民に通報する。

(2) 復旧

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、効率的・計画的に復旧を行う。

イ 被害状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者から支援を受ける。

(3) 広報

ア 生活水の節水に努めるよう広報する。

イ 被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

(1) 応急措置

感電事故、漏電火災など二次災害が発生するおそれがある場合は、送電中止等の危険予防措置を講ずるとともに、市、大阪府、堺市消防局、大阪府警察及び付近住民に通報する。

(2) 応急供給

ア 電力設備被害状況、一般被害情報等を集約するための体制、システムを整備し、総合的総合的に被害状況の把握に努める。

イ 被害状況によっては、他の電力会社との協定に基づき、電力の供給を受ける。

ウ 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等により応急送電を行う。

エ 単独復旧が困難な場合は、他の電力会社との協定に基づき応援を要請する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、断線垂下している電線には触れないこと、屋外避難時はブレーカーを必ず切ることなど電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

4 ガス（大阪ガス株式会社）

(1) 応急措置

水害、冠水地域の整圧器の機能監視及び他工事現場の特別見回りと防護強化打合せ等を行うとともに、防護及び応急機材の点検整備を行う。なお、関係機関との情報連絡を行い、過去の災害事例を参考にした被害予想地区の施設を重点的に監視する。

(2) 応急供給

ア 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから応急供給を行う。

イ 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。

ウ 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

(3) 広報

ア 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。

イ 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報

する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店））

(1) 通信の非常疎通措置

災害に際し、次により臨機に措置を行い、通信輻輳の緩和及び重要通信の確保を図る。

ア 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置を行う。

イ 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信の確保が必要な場合は、臨機に利用制限等の措置を行う。

ウ 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は、一般の通話又は電報に優先して取り扱う。

エ 災害時における電話の輻輳緩和を図るため、安否確認、見舞い、問い合わせなどの情報を録音・再生できる災害用伝言ダイヤル（171）、災害用ブロードバンド伝言板（WEB171）を提供する。

(2) 被災地域特設公衆電話の設置

災害救助法が適用された場合等には、指定緊急避難場所・指定避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

(3) 設備の応急対策

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速適切に実施する。

ア 被災した電気通信設備等の応急対策旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ 必要と認めるときは、災害応急対策に直接関係のない工事に優先して、対策工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。

ウ 対策にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

エ 応急復旧のために通信用機材等の運搬や道路被災状況等の情報共有が必要な場合は、総務省を通じて非常対策本部や被災地方公共団体に協力を要請する。

(4) 災害広報

災害に伴う電気通信設備等の応急対策においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急対策の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

6 放送事業者における対応（日本放送協会、一般放送事業者）

(1) 放送体制の確保に努める。

(2) 非常放送を実施する。

(3) 災害情報の的確な収集・取材と報道に努める。

(4) 施設の応急復旧を進める。

(5) 日本放送協会は、指定避難所等有効な場所に受信機を貸与するほか、視聴者への災害情報の提供に努める。

第14節 交通の安全確保

鉄道、道路、港湾、漁港、空港施設の管理者は、迅速な初動対応と利用者の安全確保のための対策を講ずるものとする。

第1 被害状況の報告

各施設管理者は、速やかに施設の被害状況を調査し、被害が生じた場合は、その状況を大阪府に報告する。

第2 各施設管理者における対応

1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、列車の緊急停止、運転の見合せ若しくは、速度制限を行う。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて、堺市消防局、大阪府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 乗客の混乱を防止するため、適切な車内放送及び駅構内放送を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

2 道路施設（市、大阪府、近畿地方整備局、阪神高速道路株式会社、大阪府道路公社）

- (1) あらかじめ定めた基準により、通行の禁止又は制限を実施する。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて堺市消防局、大阪府警察に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 交通の混乱を防止するため、通行車両の迂回路への誘導等適切な措置を講ずる。
- (4) 降雨状況等から通行規制範囲をあらかじめ指定し、ホームページ等で周知し、規制の基準に達した場合はできるだけ早く通行規制状況を発表するものとする。その際、当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し、日時、迂回経路等を示すものとする。また、降雨状況の変化に応じて規制区間の見直しを行うものとする。

3 港湾施設、漁港施設（市、大阪港湾局）

- (1) 港湾施設、漁港施設に被害が生じた時は、供用の一時停止等の措置を講ずる。
- (2) 負傷者には、応急救護の措置を講ずるとともに、必要に応じて堺市消防局、大阪府警察、海上保安署に通報し、出動の要請を行う。
- (3) 利用者の混乱を防止するため、適切な情報提供を行うとともに、状況に応じて、安全な場所への避難誘導を行う。

第15節 農水産関係応急対策

市、大阪府、及び防災関係機関は、災害時においては、農水産施設等の被害を早急に調査し、迅速に応急対策を講ずるものとする。

第1 農業

1 農業用施設応急対策

被害状況を関係団体を通じ、速やかに把握し、被害の程度に応じ、施設の管理者に対し、必要な指示を行い、災害の復旧が速やかに図られるよう努める。

なお、広範囲にわたる場合は、関係機関と連絡を取り、災害区域全体の総合調整のうえ、施設の応急対策を実施する。

2 農作物応急対策

(1) 災害対策技術の指導

被害を最小限度に食い止めるための技術指導を、市、大阪府泉州農と緑の総合事務所、農業協同組合等が協力し、実施する。

(2) 水稻等種子の確保・斡旋

必要がある場合、水稻等種子を大阪府種子協会に依頼し、その確保を図る。

(3) 病虫害の防除

ア 災害により被災した農作物の各種病虫害の防除については、農政室推進課及び他の関係機関と協力し、各種病虫害の防除を行う。

イ 農薬等が不足する場合は、大阪府に斡旋を依頼する。

第2 漁業

市は、漁港の各種施設が被害を受けたときは、速やかにその被害状況を的確に把握し、機能を維持するため、応急措置を講ずるとともに、その復旧促進に関する措置を講ずる。

第16節 災害救助法の適用

知事は、災害により住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、又は、多数の者が生命又は身体に危害を受けるおそれが生じた場合であって政令が定める基準に該当し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して、同法に基づく救助を行う。

第1 法の適用

1 実施責任者

災害に際して、市長が行う応急救助のうち、一定規模以上の災害の救助活動については災害救助法の適用を受け、知事が実施する。この法律に基づいて知事が行う救助のうち、市長に委任された事項については、市長がこれを実施する。

2 適用基準

法による救助は、市の区域を原則として、同一原因による災害で次のいずれかに該当する災害で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに実施する。

災害救助法の適用基準

指標となる被害項目	適用の基準	備 考
市内の住家が滅失（り災）した世帯の数	80以上	住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって住家が滅失した1の世帯とみなす。
大阪府内の住家が滅失（り災）した世帯の数	2,500以上	
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	40以上	
大阪府内の住家が滅失（り災）した世帯の数	12,000以上	
そのうち市内の住家が滅失（り災）した世帯数	多 数	
多数の者が生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれがある場合	大阪府知事が厚生労働大臣と協議	

3 適用手続き

市は、災害による被害の程度が適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがある場合は、速やかに、その旨を大阪府知事に報告する。

知事は、報告に基づき、災害救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに災害救助法に基づく救助の実施を市長に指示するとともに厚生労働大臣に報告し、公示する。

ただし、災害の事態が急迫して、知事による救助の実施の決定を待ついとまのない場合は、市長は災害救助法の規定による救助に着手するとともに、その状況を直ちに知事に報告し、

その後の処置に関して知事の指示を受けなければならない。

第2 救助の内容

災害救助法に基づく救助の種類は、次のとおりである。

- 1 受入れ施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
- 7 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- 8 学用品の給与
- 9 埋葬
- 10 死体の搜索及び処理
- 11 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

第3 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。（災害救助法第13条）

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

第4 救助の程度、方法及び期間等

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料編（資料8-1）に示すとおりである。

救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することができる。

第17節 指定避難所の開設・運営等

市は、災害が発生したとき、指定避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、指定避難所に滞在することができない被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

また、市は、災害による家屋の損壊、滅失により避難を必要とする住民を臨時に受け入れることのできる指定避難所を指定し、開設するものとする。

大阪府は、市を支援するため、施設の確保や避難者の移送等を行う。

第1 指定避難所の開設

避難収容が必要と判断した場合は、安全な指定避難所を指定し、周知するとともに、速やかに指定避難所を管理するための指定避難所担当職員を派遣し、指定避難所を開設する。

また、指定避難所の収容能力を超える避難者が生じた場合は、屋外避難所（テントなど）の設置、大阪府への要請などにより必要な施設の確保を図る。

1 指定避難所の開設基準

- (1) 災害の発生又は発生するおそれがあるとき。
- (2) 災害対策本部等が開設を決定したとき。
- (3) その他、市長が必要と認めるとき。

2 指定避難所開設の期間

災害発生の日から最大限7日間、ただし、災害対策本部等の指示により決定する。

3 開設の留意点

- (1) 指定避難所を開設した場合は、速やかに地域住民に周知する。
- (2) 開設にあたっては、指定避難所の安全を確認してから行う。
- (3) 学校の教育活動に配慮する。
- (4) 緊急の場合を除き、指定避難所の開設・運営にあたっては避難施設の管理者及び自治会、自主防災組織等の協力を求める。
- (5) 指定避難所の開設にあたっては、避難行動要支援者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル等を指定避難所として借り上げるなど、多様な避難所の確保に努める。

4 指定避難所開設に伴う報告事項

災害対策本部長は、避難の勧告若しくは指示をしたとき、又は指定避難所を開設した場合には、ただちに大阪府知事、管轄の警察に次のことを報告する。

- (1) 開設の日時、場所、施設名

- (2) 収容人員
- (3) 開設期間の見込み
- (4) 救援食料の要否、必要量

5 指定避難所の閉鎖

災害対策本部長は、下記の決定に基づき避難所担当職員に被災者を帰宅させる他、必要な措置をとるよう指示する。

- (1) 災害の状況を考慮して災害対策本部が閉鎖を決定したとき。
- (2) その他、市長が決定したとき。

＊ただし、被災者のうちで住居が全壊等により居住が困難な者については、指定避難所を縮小して存続することも検討する。

6 指定避難所の早期解消のための取組み

市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、応急対策をすれば居住を継続できる被災住宅の応急修繕を推進する。

第2 指定避難所の管理、運営

市は、指定避難所を管理するため避難所担当職員を派遣し、必要に応じて施設管理者等の協力を得て災害対策本部の統括のもと、自主防災組織などと連携し指定避難所の円滑な管理、運営に努める。また、施設の本来の機能の早期回復のため、市と大阪府は協力して、応急仮設住宅の提供など避難者の住宅の確保に努める。

地域住民で組織する避難所運営委員会は、指定避難所の運営における女性の参画を推進するため、組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するものとする。特に女性専用の物干し場、更衣室、授乳室、トイレの設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、巡回警備や防犯ブザーの配付等による指定避難所における安全性の確保など、女性や子育て家庭のニーズに配慮した指定避難所の運営に努める。

1 避難受入れの対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
 - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - イ 現に災害による被害を受けた者であること

- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - ア 避難勧告等が発せられた場合
 - イ 避難勧告等は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他、避難が必要と認められる場合

2 指定避難所の管理、運営の留意点

市は、自主防災組織などと連携して避難者による自主的な運営を促すとともに、「指定避難所開設運営マニュアル」に基づき、次の事項に留意して、指定避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (1) 指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握、並びに大阪府への報告
- (2) 混乱防止のための避難者心得の掲示
- (3) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (4) 生活環境を常に良好なものとするための食事供与及びトイレ設置の状況等の把握
- (5) 避難行動要支援者への配慮
- (6) 避難の長期化等の状況に応じた、プライバシーの確保及び男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (7) 生理用品や女性用下着の物資を手渡す担当者は必ず女性が担当
- (8) 間仕切りの設置
- (9) 相談窓口の設置（女性相談員の配置に配慮する。）
- (10) 高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者へ配慮した運営に努める。
- (11) 家庭動物のためのスペース確保及び動物飼養者の周辺への配慮の徹底（獣医師会の他、動物取扱業者等の民間団体から必要な支援が受けられるよう、適宜連携を図る）
- (12) 指定管理施設が指定避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるよう努める。
- (13) 各指定避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努める。
- (14) 安全、保健・衛生、保安及びプライバシーの保持に注意し、男女別更衣室、授乳室を確保
- (15) 生理用品、粉ミルク、離乳食などの提供
- (16) トイレは仮設トイレを含めて男女別とし、和式、洋式両方を配置
- (17) テレビ、ラジオ、臨時公衆電話、インターネット端末、携帯電話の充電器等、避難者の情報受信の便宜を図る。
- (18) 情報伝達は必ず音声と掲示を併用し、手話・外国語通訳者の配置など、避難行動要支援者の情報環境に配慮（多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮）

3 指定避難所生活長期化に対応する環境整備

指定避難所生活が長期化することにより、環境悪化が懸念されることから、指定避難所運

営には特に次の事項に留意する。

- (1) 施設としての機能維持のため非常用電源設備を整備・強化する。
- (2) トイレ（し尿処理）、水道、下水道、衛生対策等について、指定避難所生活が長引く際は、環境を維持するため避難者等の協力を得る。
- (3) 避難して助かった被災者が、指定避難所で亡くなることのないよう、指定避難所の長期化対策等、細やかなケアに努める。（二次被害の防止）
- (4) 指定避難所での集団生活や避難生活の長期化による持病の悪化やインフルエンザ等集団感染などを防ぐため、医師、保健師による健康管理、衛生管理を行う。
- (5) 「医療・保健・福祉の専門職」の視点を取り入れる。（例えば、障がい者、女性、高齢者、子どもたちなどの目線）
- (6) 乳幼児のいる家庭専用部屋を設置する。
- (7) 女性用物干し場を設置する。
- (8) トイレ・更衣室以外にも女性専用スペースを設置する。
- (9) 指定避難所、不在住宅等の防犯対策を行う。
- (10) 状況に応じて行政やボランティア等による支援が享受できる地域への避難やさらなる広域避難について検討する。

4 避難者の把握及び指定避難所の生活環境の把握

- (1) 市は、指定避難所ごとに受入れ避難者に係る情報の早期把握及び指定避難所で生活せず食事のみ受け取りに来ている被災者等に係る情報の把握に努め、大阪府等への報告を行うものとする。
- (2) 市は、指定避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
そのため、食事供与の状況、トイレの設置状況等の把握に努め、必要な対策を講じるものとする。

避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、医師や看護師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況など、避難者の健康状態や指定避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じるよう努めるものとする。

また、必要に応じ、指定避難所における家庭動物のためのスペースの確保に努めるものとする。

第3 指定避難所の早期解消のための取組み等

市は、大阪府と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空き家等利用可能な既存住宅の斡旋を行うなど、指定避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を迅速に実施し、必要に応

じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の
応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、大阪府、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、
指定避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻せるよう方策を検討する。

第4 広域的避難収容

市は、災害の規模、被災者の避難、収容状況、避難の長期化等に鑑み、被災地方公共団体の
区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等への収容が必要であると判断した場
合には、必要に応じて大阪府に広域避難収容に関する支援を要請するものとする。

第1編
総則

第2編
災害予

第3編
地震災

第4編
風水害

第5編
事故等

第6編
災害復

附属1
東海地震の

附属2
南海トラフ地

資
料
編

第18節 緊急物資の供給

市及び防災関係機関は、家屋の浸水、損壊、流失等により水、食料、生活必需品等の確保が困難な住民に対して、迅速に必要な物資を供給するよう努めるものとする。

被災者の生活の維持のため必要な食料、飲料水、燃料及び毛布等生活必需品等を効率的に調達・確保し、ニーズに応じて供給・分配を行うものとし、関係機関は、その備蓄する物資・資機材の供給や物資の調達・輸送に関し、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し情報共有を図り、相互に協力するよう努める。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者や男女等のニーズの違いに配慮する。

被災者の中でも、交通及び通信の途絶により孤立状態にある被災者に対しては、孤立状態の解消に努めるとともに、食料、飲料水及び生活必需品等の円滑な供給に十分配慮するものとする。

また、自宅、テント及び車等、指定避難所外で生活している避難者、応急仮設住宅で暮らす避難者、所在が確認できる広域避難者に対しても物資等が供給されるよう努める。

市は、備蓄物資の状況等を踏まえ、供給すべき物資が不足し、自ら調達することが困難であるときは、物資関係省庁（厚生労働省、農林水産省、経済産業省、総務省、消防庁）又は非常本部等に対し、物資の調達を要請する。

市は大阪府に要請することができるとともに、大阪府は、市における備蓄物資等が不足するなど、災害応急対策を的確に行うことが困難であると認めるなど、その事態に照らし緊急を要し、市からの要求を待ついとまがないと認められるときは、要求を待たないで、市に対する物資を確保し輸送するものとする。

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮する。

第1 給水活動

市は、災害発生後の非常用飲料水として1人1日3リットルを供給するため次の給水体制を確立し、迅速かつ円滑な給水活動を実施するとともに、その他の機関へ応援要請を行う。

1 市における給水活動

給水活動を円滑に実施するため、次の措置を講ずる。

- (1) 配水場での給水の実施
- (2) 給水車・トラック等による給水の実施
- (3) 仮設給水栓・共用栓の設置、応急仮配管の敷設による給水の実施
- (4) 給水用資機材の調達

- (5) 住民への給水活動に関する情報の提供
- (6) 飲料水の水質検査及び消毒
- (7) パック水・缶詰水の配布

第2 食料・生活必需品の供給

市及び防災関係機関は、迅速かつ円滑に、食料及び生活必需品を供給する。

1 市における食料、生活必需品の供給

発災時においては、必要な物資を確保・供給するため次の措置を講ずる。不足する場合は、大阪府等に応援を要請する。他の市町村、近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、大阪府に報告する。

- (1) 指定避難所毎の必要量算定
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達

2 大阪府に対する応援要請

大阪府は、市から応援要請があった場合又は必要と認めた場合は、物資が円滑に供給されるよう、次の措置を講ずる。

- (1) 被災市の必要量、調達可能な物資量の情報収集
- (2) 災害用備蓄物資の供給
- (3) 協定締結している物資の調達
- (4) 市町村間の応援措置について指示
- (5) 被災市町村が複数にまたがる場合の被災市町村への燃料の優先供給に係る調整
- (6) 近畿農政局（大阪府拠点）、日本赤十字社大阪府支部、一般社団法人大阪府 LP ガス協会に対し、それぞれ食料、毛布・日用品、LP ガスの供給を要請
- (7) 不足する場合は、関西広域連合に要請
- (8) 緊急物資等を輸送基地で受け付けし、地域防災拠点など市町村の集積地まで輸送

3 その他の防災関係機関

下記の防災関係機関は、市からの要請があった場合は次の措置を講ずる。ただし、国は、被災地の状況を踏まえ、被災市町村の物資支援ニーズの把握に努め、情報共有を図るとともに、被災地方公共団体が、被災者のニーズの把握や物資の要請を行うことが困難な場合においては、被災者数や引き渡し場所等の可能な限りの入手情報等に基づき、プッシュ型支援（被災地からの要請がなくても、被災地方公共団体に対し、物資の供給を確保し、輸送をする支援）を開始するものとする。なお、プッシュ型支援を開始した場合は、現地の配送状況等を考慮し、早期に要請に基づいた支援に切り替えるよう配慮するものとする。

- (1) 近畿農政局（大阪府拠点）
 応急用食料品（精米等）並びに政府米の供給についての連絡
- (2) 日本赤十字社大阪府支部
 毛布、日用品等の備蓄物資の供給
- (3) 近畿経済産業局
 生活必需品等の供給に関する情報の収集及び伝達
 ※資料3-10「備蓄配備一覧表」
 ※資料7-1「災害協定一覧（食料調達の協力）」

第19節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講ずるものとする。

第1 防疫活動

市は、大阪府と連携して、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局通知）に基づき、緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。また、被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合は、危機管理課と保健福祉部が連携して、感染症対策として必要な措置を講じるよう努めるものとする。

- 1 大阪府の指導、指示により、次の防疫活動を実施する。
 - (1) 消毒措置の実施（感染症法第27条）
 - (2) ねずみ族及び昆虫等の駆除（感染症法第28条）
 - (3) 指定避難所の防疫指導（大阪府避難所運営マニュアル作成指針（新型コロナウイルス感染症対応編）を踏まえて必要な措置を行う。）
 - (4) 臨時予防接種（予防接種法第6条）
 - (5) 衛生教育及び広報活動
- 2 防疫に必要な薬品を調達、確保する。
- 3 自らの防疫活動が十分でないと認められるときは、大阪府に協力を要請する。
- 4 その他、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律により、大阪府の指示を受け必要な措置を行う。

第2 食品衛生監視活動

大阪府和泉保健所と緊密な連携をとりながら、食中毒防止の啓発等に努めるなど発生防止に万全を期する。

食中毒が発生した場合は、大阪府が行う所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

第3 被災者の健康維持活動

市は、大阪府と連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、NPO・ボランティア等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

1 巡回相談等の実施

- (1) 被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、指定避難所、社会福祉施設及び応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回健康相談、訪問指導、健康教育等を実施する。
その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 被災者の栄養状況を把握し、食料の供給機関等との連絡を取り、給食施設や食生活改善ボランティア団体の協力を得て、不足しやすい栄養素を確保するための調理品の提供や調理方法等の指導を行う。
- (3) 高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

2 心の健康相談等の実施

- (1) 災害による心的外傷後ストレス障がい（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。その際、女性相談員も配置するよう配慮する。
- (2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

第4 保健衛生活動における連携体制

市は、必要に応じ、保健衛生活動を円滑に行うための総合調整等に努め、市内での対処が困難になった場合は、大阪府に応援を要請する。

また、市は、発災後迅速に保健衛生活動が行えるよう、災害時の派遣・受入れが可能となる体制の整備、災害時のマニュアルの整備及び保健師等に対する研修・訓練の実施等体制整備に努める。

第5 動物保護等の実施

市、大阪府及び関係機関は、「大阪府災害時等動物救護対策要綱」及び「大阪府災害時等動物救護活動ガイドライン」に基づき、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止に努める。

1 被災地域における動物の保護・受入れ

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、市は大阪府、大阪府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・受入れ等を行う。

2 指定避難所における動物の適正な飼育

市は、飼い主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 市は各地域の被害状況、指定避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、大阪府との連絡調整を行う。
- (2) 指定避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整
- (3) 他府県市町村との連絡調整及び応援要請を行う。

3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに市、大阪府、警察等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

第20節 福祉活動

市は、高石市社会福祉協議会や市内の介護・福祉施設事業者と連携して、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した介護・福祉サービスの提供を行う。

第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等

1 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(1) 安否確認・避難誘導

市は、災害発生直後には、避難行動要支援者本人の同意の有無に関わらず、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、「高石市避難行動要支援者支援プラン」に則して、高石市社会福祉協議会や民生委員・児童委員をはじめ、必要に応じて消防団や地域住民、自主防災組織、校区福祉委員会、介護・福祉施設事業者等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障がい者その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努めるとともに、単独での避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

また、市は、被災により保護者を失う等の要保護児童の迅速な発見、保護に努める。

(2) 被災状況の把握

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

2 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、介護・福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、指定避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

第2 被災した避難行動要支援者への支援活動

1 在宅介護・福祉サービスの継続的提供

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、指定避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅介護・福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、介護・福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

また、市は、被災した児童やその家族の心的外傷後ストレス障がい（P T S D）等に対応するため、心のケア対策に努める。

2 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

市は、高石市社会福祉協議会と連携し、被災により、居宅、指定避難所等で生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

3 広域支援体制の確立

市は、避難行動要支援者に関する被災状況等の情報を集約し、大阪府に報告するとともに必要に応じて、広域的な人的・物的支援を得ながら高石市社会福祉協議会や介護・福祉施設事業者と連携し、介護職員等の福祉関係職員の派遣や避難行動要支援者等の他の地域の社会福祉施設等への入所が迅速に行えるよう大阪府や関係機関に要請する。

4 大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣要請

指定避難所の設置を継続するような規模の災害が発生した場合、高齢者や障がい者、子どものほか、傷病者といった地域における災害時要配慮者に対する福祉支援を行う大阪府災害派遣福祉チーム（大阪DWA T）の派遣を、必要に応じ要請する。

第21節 広域一時滞在への対応

市は、災害の規模、被災者の避難・受入れ状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び指定避難所、応急仮設住宅等の提供が必要であると判断した場合において、大阪府内の市町村への受入れについては当該市町村に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては大阪府に対し当該他の都道府県との協議を求める。

大阪府は、市から協議要求があった場合、他の都道府県と協議を行うものとし、市の行政機能が被災によって著しく低下した場合など、被災市町村からの要求を待ついとまがないと認められるときは、市の要求を待たないで、広域一時滞在のための協議を市に代わって行う。

また、他の都道府県から被災住民の受入れの協議を受けた場合は、被災住民の受入れについて、市長と協議を行う。協議を受けた市長は、正当な理由がある場合を除き、被災住民を受け入れることとし、一時滞在の用に供するため、受け入れた被災住民に対し公共施設等を提供する。

市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

第22節 社会秩序の維持

市及び防災関係機関は、流言飛語や犯罪の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講ずるものとする。

第1 住民への呼びかけ

市は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

第2 警戒活動の強化

大阪府警察は、被災地及びその周辺（海上を含む。）において、独自に又は自主防犯組織等と連携し、パトロール及び生活の安全に関する情報等の提供を行い、地域の安全確保に努めるとともに、被災地に限らず、災害に便乗した犯罪の取締り及び被害防止、住民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努める。

第3 物価の安定及び物資の安定供給

市、大阪府及び関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

1 物価の監視

市は、他市と協力して、物価の動きを調査、監視するとともに、買い占め・売惜しみをする業者に対しては、売渡しを勧告し、従わない場合は公表するなど、適切な措置を講ずる。

2 消費者情報の提供

市は、生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに、心理的パニックの防止に努める。

3 生活必需品等の確保

市は、生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、大阪府、国、他府県、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

内閣総理大臣が災害緊急事態を布告し、社会的・経済的混乱を抑制するため、国民に対し必要な範囲において、生活必需品等、国民生活との関連性が高い物資又は燃料等、国民経済上重要な物資をみだりに購入しないこと等必要な協力を求められた場合は、住民は、これに応ずるよう努める。

(1) 市は、大阪府を通じて近畿財務局、日本銀行に対して、被災地の民間金融機関において被災者の預金の払戻等が円滑に行われるよう次のような指導、要請を依頼する。

ア 住民が預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した場合に、り災証明書の提示その他簡易な確認方法をもって、預金払戻の利便を図ること。

イ 事情によっては定期預金、定期積金等の期限前払戻や、これを担保とする貸付にも応じること。

ウ 損傷日本銀行券・貨幣の引換えに応じること。

(2) 近畿財務局は、証券会社に対して、被災者が預り証、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金払出しや有価証券の売却代金の即日払い等の措置を講ずるよう要請を行う。

第23節 住宅の応急確保

市は、被災者の住宅を確保するため、速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の提供等、必要な措置を講ずるものとする。応急仮設住宅等への入居の際には、これまで生活してきた地域コミュニティをなるべく維持できるように配慮しつつ、高齢者、障がい者を優先する。

第1 被災住宅の応急修理

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場及び便所等の日常生活に欠かすことのできない部分について、必要最小限度において応急修理を行う。修理戸数並びに費用の限度額は、災害救助法の定めるところによる。

第2 住居障害物の除去

- 1 大阪府は、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者に対して障害物の除去を行う。ただし、必要に応じ、市に委任することができる。
- 2 大阪府は、市に委任した場合、障害物の除去について、要員の派遣及び機械器具の調達・斡旋等の要請があったときは、必要な措置を講ずる。

第3 応急仮設住宅の建設

市は、大阪府の委任により災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、大阪府と建設場所、建設戸数等について十分に調整したうえで、建設型仮設住宅（建設して供与するものをいう。以下同じ。）を供与する。

- 1 建設地については、公園、公共施設等の空地で、次の基準により選定する。
 - (1) 電気、ガス、水道の供給施設が敷設可能な場所
 - (2) 一定の空地面積を有する等、宅地が確保される場所
- 2 集会施設等生活環境の整備を促進する。
- 3 建設型仮設住宅の建設戸数並びに1戸当たりの規模・建設限度額は、災害救助法の定めるところによる。
- 4 入居者に建設型仮設住宅を供与する期間は、完成の日から、原則として2年以内とする。
- 5 高齢者、障がい者に配慮した建設型仮設住宅を建設するよう努める。

第4 応急仮設住宅の借上げ

民間賃貸住宅の空家等が存在する地域における比較的規模の小さい災害や、建設型仮設住宅の供与のみでは膨大な応急住宅需要に迅速に対応できないような大規模災害の発生時には、民間賃貸住宅を借り上げて供与する応急仮設住宅（以下「借上型仮設住宅」という。）を積極的に活用する。

第5 応急仮設住宅の運営管理

市は、各応急仮設住宅の適切な運営管理を行う。この際、大阪府と連携して、応急仮設住宅における安心・安全の確保、孤独死や引きこもり等を防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅における家庭動物の受入に配慮する。

第6 公共住宅への一時入居

建設型仮設住宅及び借上型仮設住宅の活用状況に応じ、被災者の住宅を確保するため、市・府営住宅等の空き家への一時入居の措置を講ずる。

第7 住宅に関する相談窓口の設置等

- 1 住宅に関する相談や情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。また、専門家団体に働きかけ、被災者の住まいの再建のための相談にきめ細かく、迅速に対応できる体制を組織化する。
- 2 市及び大阪府は、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、空き家状況の把握に努めるとともに、家主及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講ずる。

第8 建設用資機材等の調達

被災住宅の応急修理及び建設型仮設住宅の建設に際し、関係団体の協力を得て、建設用資機材等の調達及び要員の確保を図るとともに、必要に応じ、大阪府へ要員派遣及び建設資機材等の斡旋又は調達を要請する。

第24節 応急教育等

大阪府及び市は、園児・児童・生徒の安全を確保するとともに、学校教育を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとるものとする。

第1 教育施設の応急整備

大阪府及び市は、被害を受けた学校の授業実施のため、施設、設備の応急復旧及び代替校舎の確保に努める。

- 1 軽易な校舎の被害については施設の長において即刻応急修理を行い、普通教室に不足が生じたときは、特別教室を一時転用する等の措置をとる。
- 2 破損等により使用不能の園児・児童・生徒の机及びいすの補充は、近隣の学校園と調整し、保育・授業に支障のないようにするものとする。
- 3 災害により教室に不足が生じた場合は、通学可能な隣接学校園との総合調整又は学校園施設以外の教育施設、その他適当な公共施設等を借用するなどの措置をとる。
- 4 施設が避難者を収容するために使用される場合は、校舎の被害程度を考え、関係機関とよく連絡のうえ措置するものとする。

第2 応急教育体制の確立

1 応急教育の実施

(1) 学校等

教職員及び園児・児童・生徒の被災状況や所在地を確認するとともに、教育施設の状況を踏まえ、大阪府若しくは市と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。

ア 学校施設が指定避難所として利用されている場合の市との協議

イ 校区外に避難した児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡

(2) 市

学校が指定避難所等に指定され、長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の指定避難所への転用も含め関係機関と調整し、早急に授業を実施できるよう努める。

また、児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

(3) 大阪府

児童・生徒の転校手続き等の弾力的運用を図る。

また、必要に応じ、国及び他府県に対して、児童・生徒の受入れについて応援を要請する。加えて、教職員及び児童・生徒の被災状況を把握し、府立学校及び市町村に対して、応急教育実施のための指導助言・教職員体制の確保など円滑な学校運営が確保できるよう、

必要な措置を講ずる。

第3 学校給食の応急措置

学校、大阪府及び市は、学校給食の実施に支障がある場合は、速やかに学校給食用物資の確保、給食施設等の復旧などの措置を講ずる。

第4 教職員の確保

応急教育を速やかに確立するため、大阪府と十分連絡のうえ、教職員の確保に努める。

まず、当該学校園内で調整することとし、当該学校園内で調整できない場合は市で調整に努め、市で調整できない場合は、大阪府に指導・助言を求める。

第5 就学援助等

1 学用品等の支給

市は、災害救助法に基づき、災害により住家に被害を受け、学用品を失い又はき損し就学上支障のある小学校児童・中学校生徒・高等学校等生徒に対し、被災の状況に応じて教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

2 就学援助等の措置

市は、被災により就学が困難となり、また学費の支弁が困難となった児童・生徒に対し、就学援助費の支給について必要な措置を講ずる。

3 園児・児童・生徒の健康管理

大阪府、市及び学校等は、被災園児・児童・生徒の体と心の健康管理を図るため、保健所、子ども家庭センター等と連携を図りながら、臨時健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

第6 文化財の応急対策

指定文化財等の所有者又は管理責任者は、被災状況を調査し、その結果を、市を経由して大阪府に報告する。

市は、被災文化財の被害拡大を防止するため、大阪府と協議のうえ所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言する。

第7 応急保育

1 保育園児の安全確保

災害が発生し又は発生するおそれがある場合には、休所、中途帰宅等適切な措置をとる。

2 保育施設の応急復旧

災害により保育施設に被害を受けた場合は、速やかに応急復旧を行い、平常通り保育できるよう努めるものとする。

3 応急保育の実施場所

- (1) 応急復旧により使用可能な場合は、速やかに処理し使用するものとする。
- (2) 施設の全部又は大部分が使用できない場合は、原則として保育を中止するものとする。

4 応急保育の実施方法

- (1) 被災地区の保育園児には、必要に応じ臨時の健康診断を行い、健康の保持に十分注意するとともに、伝染病予防についても適切な指導を行うものとする。
- (2) 長期にわたって保育が不能な場合、又は被災地区における復旧作業のための保育が特に必要とされる場合は、速やかに保育が可能となるよう努めるものとする。

5 給食の実施

- (1) 被害があっても、できるかぎり継続実施するよう努めるものとする。
- (2) 給食施設等の被害のため実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施できるよう努めるものとする。

第25節 廃棄物の処理

市は、し尿、ごみ及び災害廃棄物等について、被災地の衛生状態の保持及び復旧活動の円滑な促進のため、適正な処理を実施するものとする。

第1 し尿処理

1 初期対応

- (1) 上水道、下水道、電力等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、指定避難所をはじめ被災地域におけるし尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることをないように、高齢者、障がい者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。
- (4) 浸水区域を確認し、当該区域内のし尿及び浄化槽汚泥の回収見込み量を把握する。

2 収集体制

浸水区域において、くみ取りトイレの便槽や浄化槽は、床下浸水程度の被害であっても水没したり、槽内に雨水・土砂等が流入したりすることがあるので、迅速にバキュームカーによるし尿及び浄化槽汚泥の回収体制を立ち上げる。

- (1) し尿収集については、被災地域、指定避難所、被災者収容施設、高層集合団地及び住宅密集地を優先に行う。
- (2) 指定避難所等においてトイレに不足が生じた場合、保有又は調達した応急仮設トイレや携帯型トイレを設置する。
- (3) し尿収集運搬許可業者に協力を要請し、し尿収集体制の確立を図る。

3 処理活動

- (1) 速やかに、し尿の収集処理体制を確保する。
- (2) 消毒剤、消臭剤等や散布機器を確保し、仮設トイレ等の衛生状態を保つ。
- (3) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互支援基本協定を締結している市等に対して支援要請を行う。

第2 ごみ処理

1 事前対応

避難準備・高齢者等避難開始等が出された段階で、早期に水害廃棄物（家具、畳等の粗大ごみ）への対応体制を準備する。

2 初期対応

- (1) 指定避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 浸水区域を確認し、水害廃棄物の発生見込み量を把握する。

3 処理活動

- (1) ごみ処理については、災害の発生により一時的にごみが大量発生し、又は施設の被害により焼却処分が一時的に不可能になった場合は、ごみの一時集積場所を指定し、被災地からのごみの搬出を行う。

※資料3-4「公的空地一覧表」

- (2) ごみの搬出方法

ごみの搬出方法は、原則として、次のとおり行う。

- ア 生ごみ等腐敗しやすい廃棄物は、被災地における防疫上特に早急に収集する必要がある、廃棄物収集運搬許可業者の協力を得て最優先で収集及び搬送の体制を確立し、焼却処理する。
 - イ 障害物として道路上に排出された廃棄物は、適宜、配車された車両等で一時集積場所に収集し搬送する。
 - ウ 収集できず道路、空地等に置かれたごみについては、定期的に消毒を実施する。
 - エ 泉北クリーンセンター及び一時集積場所に集積されたごみについては、焼却、又は破碎処分されて最終処分地へ搬出されるが、「建築物等解体廃棄物」については資源の再利用を積極的に図る。
- (3) 廃棄物収集運搬許可業者に協力を要請し、ごみ収集体制を確立する。
 - (4) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮置場、一時保管場所における衛生状態を保つ。
 - (5) 家具類や水分を含んだ畳等、重量のある廃棄物が発生するため、平積みダンプや積込み・積下しのための重機を確保する。
 - (6) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互応援協定を締結している市等に対して支援要請を行う。

第3 災害廃棄物等処理

1 初期対応

- (1) 災害廃棄物等の種類等を勘案し、発生量を把握する。
- (2) 災害廃棄物等の選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、災害廃棄物等の最終処分までの処理ルート確保を図る。

2 処理活動

- (1) 災害廃棄物等処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・

運搬する。

- (2) 災害廃棄物等の適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等の再生利用を行い、最終処分量の低減を図る。
- (3) アスベスト等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、住民及び作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。
- (4) 損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、産業廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備する。
- (5) 災害の状況により市において収集、処理することが不可能である場合は、大阪府及び泉州地域の災害時相互応援協定締結市等に対して支援要請を行う。
- (6) ボランティア、NPO等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会、NPO等と連携し、作業実施地区や作業内容を調整、分担するなどして、効率的に災害廃棄物等の搬出を行う。

第26節 遺体対策

市及び大阪府警察、堺海上保安署は、遺体対策について、必要な措置をとるものとする。

第1 初期活動

災害発生後、直ちに災害対策本部の情報等により全体の状況の把握に努めるとともに、地域別の死者の実数はもちろんのこと、予測数もつかむ。

また、火葬場の被害状況及び火葬場までの道路状況を調査し、把握する。

これらを、総合的に判断して、遺体の安置、火葬体制を定める。

第2 遺体の検視等

災害に関連して亡くなった可能性がある人の遺体は、警察による検視（死体調査）、医師による検案を経なければ埋火葬できないことから、安易に医師の死亡診断書で遺体を埋火葬することがないように留意する。また、身元不明の遺体については、大阪府警察、その他関係機関に連絡し、その調査にあたる。

なお、遺族が遺体対策を行うことが困難若しくは不可能である場合は、市が代わってこれを実施する。

- 1 遺体の洗浄、消毒等の処置を行う。
- 2 遺体の火葬、遺族等に対する棺、骨つぼ等の支給など、必要な措置を講ずる。
- 3 必要に応じて民間の葬儀社と連携し、遺体の処理やドライアイス等の遺体の安置に必要な資機材の確保、遺体保管・運搬体制の整備及び棺の確保に努める。
- 4 火葬場の耐震化、耐浪化等により、仮埋葬をしなくても済むような遺体処理対策の検討に努める。

第3 遺体安置所の設定

検案を終えた遺体については、大阪府警察等の関係機関に連絡し身元確認及び身元引受人の調査に努めるとともに、次のとおり遺体を収容・安置する。

- 1 多数の遺体が発生した場合に備えて、被災者が避難する指定避難所以外のできるだけ堅牢な建物で、広い場所を遺体安置所に設定するように努める。
- 2 多数の遺体が発生した場合は、遺体安置所内または近接した場所において、警察及び医師による検視・検案を行うので警察、その他の関係機関と連携を図る。
- 3 遺体安置所には責任者を配置するほか、来訪する遺族等への対応及び衛生状態を確保する

要員、葬祭扶助等に関する相談のための福祉担当者等の配置についても検討しておく。

- 4 警察から引継がれた遺品や遺体の着衣、携行品等については、他の遺品と混在、紛失がないように、散逸防止等の措置をとる。
- 5 死亡の届出義務者がいない場合や外国籍の死亡者等の死亡届の扱いについて、所管する法務局担当者と協議、調整を行う。
- 6 停電及び断水等に備えて、非常用電源となる発電発動機及び照明器具、また、遺体を洗浄するために大量の水が必要となることから、計画段階においてタンク車等の確保にも努める。
- 7 遺体対策に従事する職員等の精神的なケアを目的とした、カウンセラーの派遣等についてもあらかじめ検討しておく。

第4 遺体の身元確認

身元不明の遺体については、大阪府警察その他関係機関に連絡して、調査を実施する等身元確認の調査に努める。また、身元不明の遺体の着衣・所持品・人相・特徴等は保存、記録して身元確認の照会に応じる。

第5 遺体の火葬等

災害の際、死亡した者については、その遺族が火葬を行うことが困難な場合や遺族がない場合及び引取り手がない場合は、次のとおりとする。

- 1 遺体処理台帳及び遺品を保存し、原則として火葬に付す。
- 2 引取り手のない遺体は、火葬後、遺骨、遺品等を市又はその他適当な施設で保存し、縁故者が判明した場合は直ちに引き渡す。

第6 応援要請

市は、自ら遺体の処理、火葬等の実施が困難な場合は、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、大阪府に対して必要な措置を要請する。

また、大阪府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

第27節 ボランティアの受入れ

市内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努めるものとする。

第1 災害発生時におけるボランティアの活動

市、高石市社会福祉協議会、NPO・ボランティア団体等及びその他ボランティア活動推進機関は、大阪府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携するとともに、中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援やこれらの異なる組織の活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り、情報を共有する場を設置するなど、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握するものとする。

また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。

これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの生活環境について配慮するものとする。

1 ボランティアの受入れ

(1) 受入れ窓口の開設

高石市社会福祉協議会は、市と連携し、災害ボランティアを迅速かつ円滑に受け入れるため、災害ボランティアセンターを開設する。

(2) 活動拠点・情報の提供

市は、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口となる高石市社会福祉協議会と連携し、情報を交換し、また活動の拠点を提供する。

(3) 災害情報の提供

市は、災害ボランティアセンターに対して、災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供すると共に、一般ボランティアが得た情報を積極的に活用する。

(4) 受入れ方法

受入れは、高石市社会福祉協議会の「災害時支援ボランティア登録カード」に必要事項を記載する方法により行う。

(5) ボランティア保険への加入

高石市社会福祉協議会は、ボランティア活動中の事故に備え、活動参加者を必ずボランティア保険に加入させる。

2 ボランティアの派遣調整

(1) 個人

本人の希望、特技、資格等により、後述の被災情報により、活動内容、派遣場所、期間

等を定め、ボランティアコーディネーターが中心になって派遣調整を行う。

特に、18歳未満の者については保護者の承諾を得ることを原則とする。

(2) 団体

団体については、上記の個人と同じく、団体の希望等により、派遣先、期間等を決定するが、ある程度、組織的な活動が期待できることから、その内容にそった派遣調整を行う。

(3) その他

市外からの個人及び団体のボランティアの取扱についても、上記と同じ取扱とする。

3 派遣先・活動の種別

(1) 派遣先

- ア 指定避難所
- イ 福祉避難所
- ウ 防災拠点
- エ 救護所
- オ 災害対策本部（連絡・情報収集活動等）
- カ その他

(2) 活動内容

- ア 居住場所の確保
指定避難所での被災者用の居住場所の確保を行う。（テント設営を含む。）
- イ 救援物資等の輸送
救援物資集配拠点（総合体育館）から、指定避難所への輸送を行う。
- ウ 生活物資・食料等の配布
衣類、毛布、寝具等の日常生活に関する救援物資の仕分け及び配布や被災者用の飲料水・生活用水の配布及び食料の調整・配布等を行う。
- エ けが人、病人等への対応
被災者の健康状態の聴取・把握及び医薬品の配布並びに病院への搬送あるいは、その手配等を行う。
- オ 指定避難所・仮設トイレの整備
- カ 指定避難所内外及び周辺のごみの清掃
- キ 専門職ボランティアについては、専門知識・資格を考慮した活動を行う。

4 ボランティア活動に必要な情報の収集・提供

(1) 収集内容

- ア 指定避難所ごとの被災者数
 - ① 大人数（男女別）・世帯数
 - ② 子供数（乳児・幼児・小学生・中学生・高校生・大学生）
 - ③ 高齢者数（特に要介護者数・介護の種別）
 - ④ 障がい者数・種別
 - ⑤ 病人数（特に病状別要加療者数）

⑥ 外国人数（国別）

イ 指定避難所の状況（建物・ガス・水道・電気・グランド等建物周辺）

ウ 必要な衣類、毛布、寝具等の日常生活支援物資の量、食料・水の量

エ 重傷を負ったけが人、病人、乳幼児等で緊急に治療等が必要な被災者数

(2) 情報の提供

最優先で求められるボランティア活動の内容、必要人員、活動拠点、活動申し込み方法・場所等について、近隣都道府県・市町村及び報道関係機関等に協力を求め、積極的に情報提供を行うことにより、ボランティアの確保に努める。

第2 義援金品の受付・配分

市並びに高石市社会福祉協議会に寄託された被災者あての義援金品の受付、配分は次により行う。

1 義援金

(1) 受付

ア 市並びに高石市社会福祉協議会などに寄託される義援金・共同募金は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 配分

ア 義援金の配分方法等については、関係する機関が協議して決定する。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

イ 市は、大阪府又は日本赤十字社等から配分を委託された義援金を配分する。

2 義援物資

市は、住民・企業等が被災者のニーズに応じた義援物資の提供ができるよう、大阪府と連携して必要とされる物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するとともに、義援物資の受付・配送体制等の整備に努める。

(1) 市並びに高石市社会福祉協議会に寄託される義援物資は、あらかじめ定めた窓口において受け付ける。

(2) 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(3) 義援物資の配分方法等は、関係する機関等が協議して決定する。

(4) 配分決定に基づき、ボランティアの協働において義援物資を各指定避難所へ輸送する。

(5) 寄託された義援物資を直ちに配分することが困難な場合は、あらかじめ定めた一時保管場所に保管するものとする。

また、義援物資の募集に際し、又は電話等により事前に義援物資の申し出があった場合は、申し出人の善意に十分配慮し、次のことにも配慮いただくよう要請する。

- (1) 受入れ品目の限定
 - ア 必要とする物資
 - イ 当面必要でない物資
- (2) 義援物資送付の際の留意事項
 - ア 義援物資は荷物を開閉するまでもなく物資名、数量が分かるように表示すること。
 - イ 複数の品目を混載しないこと。
 - ウ 近隣で協力者がある場合はその方々と連携を図り、小口での義援物資の送付等 avoid すること。
 - エ 食料は腐敗のおそれがあるので、可能な限り義援金としてお願いする。

3 日本郵便株式会社の援護対策等

日本郵便株式会社は、災害の態様、被災者・被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

- (1) 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。
- (2) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
- (3) 被災地あて救助用郵便物の料金免除
被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
- (4) 被災者救助団体に対するお年玉付郵便葉書等寄附金の配分
被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

第3 海外からの支援の受入れ

市及び防災関係機関は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講ずる。

大阪府は、国のルート以外に、海外の自治体との地域レベルの協力体制について検討を行う。

1 国・大阪府との連絡調整

- (1) 海外からの支援の受入れは、基本的に国において推進されることから、大阪府と連携し、国と十分な連絡調整を図りながら対応する。
- (2) 海外からの支援が予想される場合には、大阪府と連携し、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また国からの照会に対して迅速に対応する。

2 支援の受入れ

- (1) 市は、次のことを確認のうえ、受入れの準備をする。
- ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
 - イ 被災地のニーズと受入れ体制
- (2) 市は、海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
- ア 案内者、通訳等の確保
 - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保

第 5 編 事故等災害応急対策

第1節 海上災害応急対策

防災関係機関は、大阪湾沿岸及びその地先海域において、タンカー及び貯油施設等の事故により、大量の油、危険物、高圧ガス及び毒物劇物等（以下「危険物等」という。）の流失や火災が発生し、又は発生のおそれのある場合に、その拡大を防止し被害の軽減を図るため各種対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

市は、大規模な海上事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 設置基準

高石市事故等対策本部は、災害が発生した、又は発生のおそれがあると市長が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置する。

2 組織及び運営

本部の組織及び運営については、第3編 地震災害応急対策の組織体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

職員の動員については、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	動 員 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

堺市消防局及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他本部長が設置の必要がなくなつたと認めるとき

5 本部設置又は閉鎖の通知

市は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに大阪府、防災関係機関、報道機関に通知するとともに公表する。

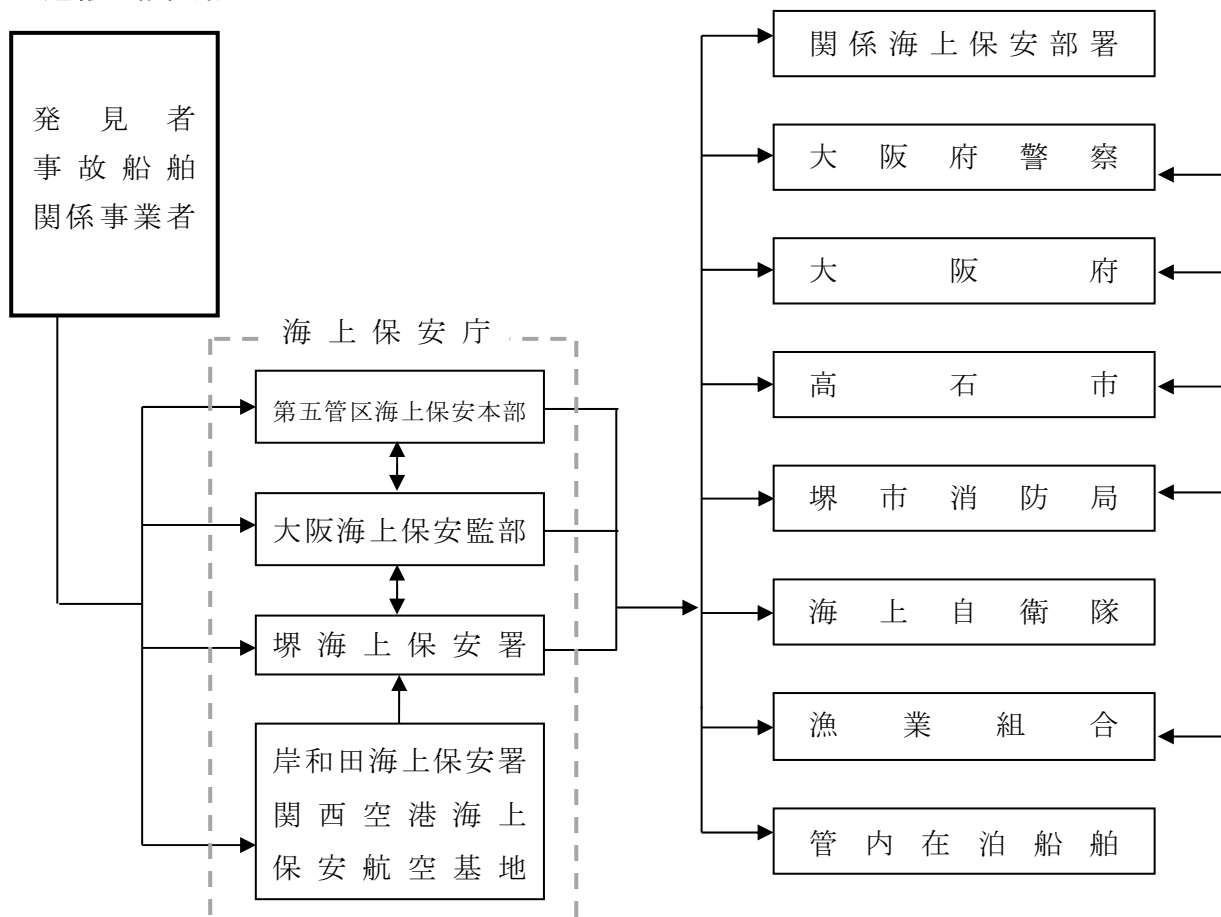
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に大阪府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報連絡は、次による。

1 通報連絡経路



2 通報事項

(1) 船名、総トン数、乗組員数並びに危険物等の種類及び量、又は施設名並びに危険物等の

種類及び量

- (2) 事故発生日時及び場所
- (3) 事故の概要
- (4) 気象、海象の状況
- (5) 危険物等の状況
- (6) 人的被害の状況
- (7) 今後予想される災害
- (8) その他必要な事項

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震
災害
応急対策

第4編
風水害
災害
応急対策

第5編
事故等
災害
応急対策

第6編
災害復
旧・復興
対策

附属1
東海地震の
警戒宣言に
伴う対応

附属2
南海トラフ地
震の対策推
進計画

資
料
編

第4 事故発生時における応急措置

市は速やかに、災害対策に関する関係機関との連絡調整、応急措置の協力を行う。

1 災害広報

(1) 船舶への周知

堺海上保安署及び港湾管理者等は、危険物等による災害が発生し、又は災害の波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、無線、ラジオ、拡声器等により、付近航行の船舶に対し周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

市及び防災関係機関は、沿岸住民及び施設等に災害が波及し、又は災害の波及が予想される場合は、住民の安全を図るため、災害の状況及び安全措置等について、防災行政無線（同報系）、広報車などにより、沿岸住民に対して周知する。

2 流出油等の防除措置

(1) 市、大阪府

ア 必要となる油防除資機材を防災関係機関と協力して調達する。

イ 流出油等の漂着可能性、漂着時期、漂着量の予測等に関する情報収集を行う。また、情報収集にあたっては、大阪海上保安監部と浮流・漂着の監視等について連携を図り、必要に応じて役割分担を行う。

ウ 第五管区海上保安本部からの、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく要請を受けた場合で知事若しくは関係市町長が必要と認めたとき、又は知事若しくは関係市町長が必要と認めたときは、流出油等の海岸等への漂着に対処するため、第五管区海上保安本部、堺海上保安署等と連携を密にして、必要な対応を行う。

エ 港湾法、漁港法、海岸法等に基づく管理区域である、港湾区域、漁港の区域、海岸保全区域等に流出油等が漂着するおそれがあると認める場合は、速やかに防除措置の体制を整え、防災関係機関等と協力して有効な防除措置を実施する。また、管理区域内に流出油等が流入した場合には、迅速かつ効率的な回収及び処理を実施する。

オ エの場合において、防除措置義務者が必要な措置を講じていない場合には、防除措置

第1節 海上災害応急対策

義務者に対し措置を講ずるよう要請する。

カ 市は、必要に応じて、周辺住民に対して避難誘導を行う。

(2) 堺海上保安署

ア 被害状況、被害規模その他災害応急対策の実施上必要な情報について、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

イ 流出油等の種類及び性状、気象・海象の状況等を把握したうえで、適切な防除方針を決定する。

ウ 防除措置義務者が行う防除措置の実施状況を総合的に把握し、防除措置義務者に対して防除作業の実施に必要な事項について助言、指導を行う。

エ 防除措置義務者が措置を講じていないと認められる場合は、防除措置を講ずるよう命じる。

オ 緊急に防除措置を講じる必要がある場合は、巡視船艇、航空機等による応急的な防除措置を講じることとし、必要があると認める場合は、海上災害防止センターに対して防除措置を講ずべきことを指示する。

カ 流出油等の広域的拡散防止を図るため、大阪湾播磨灘排出油等防除協議会による流出油等防除活動を必要と認めた場合、構成員の出動の調整を行い、会員の全部又は一部に対し出動要請を行う。

(3) 近畿地方整備局

第五管区海上保安本部の要請に基づき、油回収船等による防除措置を実施する。

(4) その他の防災関係機関等

堺海上保安署又は大阪府、関係市町から防除措置の実施について協力要請を受けた場合は、協力の可否を判断し、必要な協力を行う。

なお、堺海上保安署は、海上保安庁長官の指示又は防除措置義務者からの委託により、防除措置を実施する。

3 積油の抜き取り

堺海上保安署は、タンカー事故に際して関係企業を指導、監督し、流出油等による被害の拡大を防止するため、油槽船、バージ船により事故船舶の積油の抜き取りを行わせる。

4 消火活動

(1) 海面及び事故船舶の火災

堺海上保安署、堺市消防局は、船舶及び化学消火剤等の効果的な活用により、海面火災及び事故船舶の消火活動を行う。

(2) 沿岸部の火災

堺市消防局は、速やかに沿岸部の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

5 船舶交通の制限等

(1) 船舶交通の制限

堺海上保安署は、危険物等により、火災が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要に応じて関係船舶に対し、火気の使用の制限又は禁止、航行の制限、禁止、移動又は退去及び避難の勧告等の措置を講ずる。

また、周辺海域においては、船舶の航行の停止、航行経路の変更等について指導を行う。

(2) 船舶交通の危険防止

堺海上保安署（港内にあっては大阪港湾局長）は、災害の原因者である船舶の所有者等に対し、船舶の除去その他交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ、又は勧告する。

第5 事故対策連絡調整本部の設置

市は、ふ頭又は岸壁に係留されたタンカー事故の場合、防災関係機関相互間の連絡を緊密にし、円滑に応急対策を実施するため必要があるときは、事故対策連絡調整本部を設置することができる。

1 構成及び設置場所

(1) 構成

堺海上保安署、近畿地方整備局、近畿運輸局、大阪府（大阪港湾局）、大阪府警察、関係市町（消防機関を含む）、自衛隊、事故発生責任機関及びその他関係機関

(2) 設置場所

堺海上保安署又は事故現場に近い適当な場所若しくは船艇とする。

2 事故対策連絡調整本部への報告等

(1) 関係機関は、次の事項について事故対策連絡調整本部へ報告するとともに、関係職員を必要期間常駐させ必要な調整を図る。

ア 被害状況、災害応急対策実施状況に関すること。

イ その他各機関等が事故対策連絡調整本部へ報告することが適当と認める事項に関すること。

(2) 事故対策連絡調整本部は、前項の報告及び調整の要請を受けたときは、各機関と協議のうえ必要な措置をとる。

第2節 航空災害応急対策

市及び防災関係機関は、航空機の墜落等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合には、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

市は、大規模な航空事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 設置基準

高石市事故等対策本部は、災害が発生した、又は発生のおそれがあると市長が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置する。

2 組織及び運営

本部の組織及び運営については、第3編 地震災害応急対策の組織体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

職員の動員については、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	動 員 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

堺市消防局及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他本部長が設置の必要がなくなったと認めるとき

5 本部設置又は閉鎖の通知

市は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに大阪府、防災関係機関、報道機関に通

知するとともに公表する。

第2 大阪府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に大阪府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 その他の地域

空港及びその周辺以外の地域において災害が発生した、又は発生のおそれがある場合には、大阪府、市町村をはじめ防災関係機関は、空港事務所と緊密な連携を図りながら、速やかに応急活動を実施する。

第3節 鉄道災害応急対策

鉄道事業者及び市、大阪府その他の防災関係機関は、列車の衝突等の大規模事故による災害が発生した場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

市は、大規模な鉄道事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 設置基準

高石市事故等対策本部は、災害が発生した、又は発生のおそれがあると市長が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置する。

2 組織及び運営

本部の組織及び運営については、第3編 地震災害応急対策の組織体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

職員の動員については、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	動 員 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

堺市消防局及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他本部長が設置の必要がなくなつたと認めるとき

5 本部設置又は閉鎖の通知

市は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに大阪府、防災関係機関、報道機関に通知するとともに公表する。

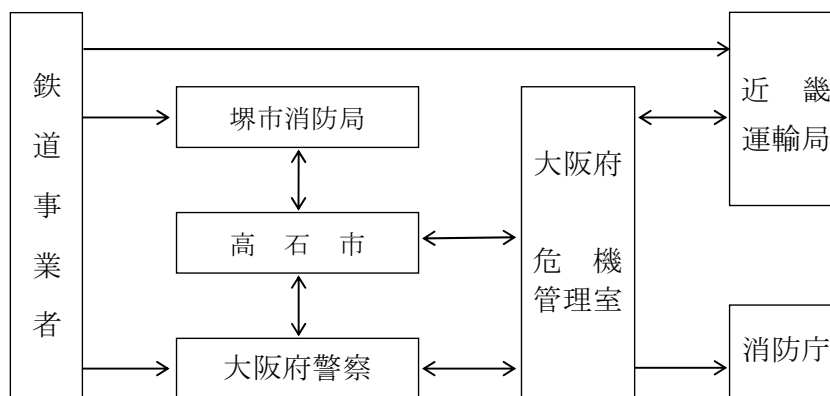
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に大阪府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 鉄道事業者の災害応急対策

鉄道事業者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに関係列車の非常停止の手配、乗客の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動を行う。

3 代替交通手段の確保

他の路線への振り替え輸送、バス代行輸送等代替交通手段の確保に努める。

4 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第4節 道路災害応急対策

道路管理者及び市、大阪府その他の防災関係機関は、道路構造物の被災に伴う大規模事故又は重大な交通事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合には、相互に連携して、迅速かつ的確な応急対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

市は、大規模な道路事故等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 設置基準

高石市事故等対策本部は、災害が発生した、又は発生のおそれがあると市長が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置する。

2 組織及び運営

本部の組織及び運営については、第3編 地震災害応急対策の組織体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

職員の動員について場合は、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	動 員 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

堺市消防局及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他本部長が設置の必要がなくなつたと認めるとき

5 本部設置又は閉鎖の通知

市は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに大阪府、防災関係機関、報道機関に通知するとともに公表する。

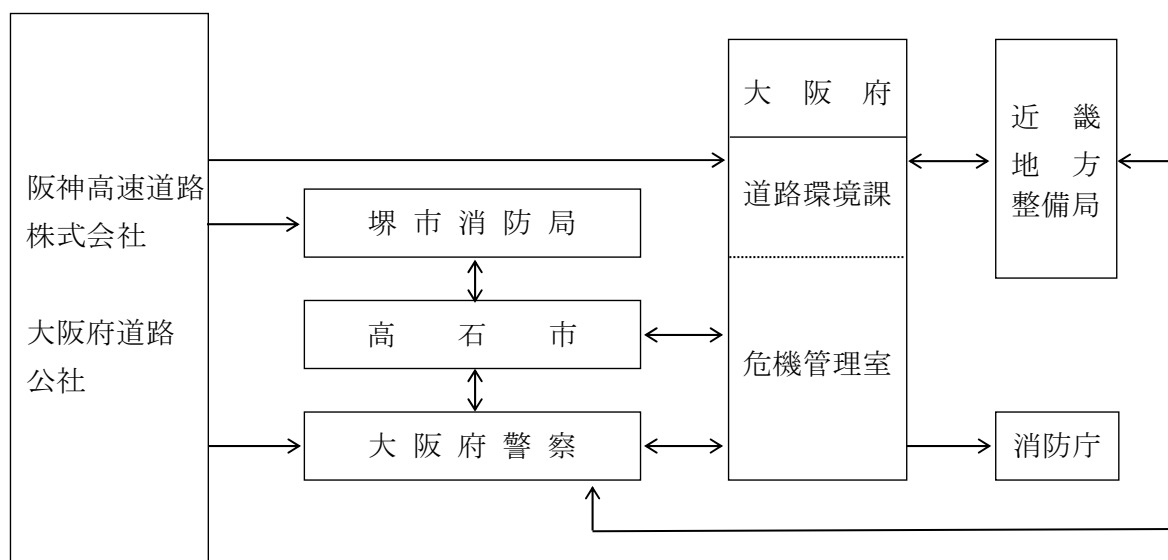
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に大阪府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 情報収集伝達体制

大規模事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の情報収集伝達は、次により行う。

1 情報収集伝達経路



2 収集伝達事項

- (1) 事故の概要
- (2) 人的被害の状況等
- (3) 応急対策の活動状況、事故対策本部の設置状況等
- (4) 応援の必要性
- (5) その他必要な事項

第4 道路管理者の災害応急対策

道路管理者は、速やかに災害応急対策を実施する。

1 災害の拡大防止

速やかに被災者の避難誘導等の必要な措置を講ずる。

2 危険物等の流出対策

他の防災関係機関と協力し、直ちに、防除活動、避難誘導を行い、危険物等による二次災害の防止に努める。

3 救助・救急活動

事故発生直後における、負傷者の救助・救急活動に協力する。

4 施設の応急復旧

迅速かつ的確な障害物の除去、仮設等の応急復旧を行い、早期の交通確保に努める。

5 関係者等への情報伝達

災害の状況、安否情報、医療機関の状況、施設の復旧状況などの情報を適切に関係者等へ伝達する。

第5節 危険物等災害応急対策

防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図るものとする。

なお、大阪府は、具体的な災害応急対策の実施に際しては、「大阪府災害応急対策実施要領」の定めるところによるものとする。

第1 市の組織動員

市は、大規模な危険物等による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策に協力するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 設置基準

高石市事故等対策本部は、災害が発生した、又は発生のおそれがあると市長が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置する。

2 組織及び運営

本部の組織及び運営については、第3編 地震災害応急対策の組織体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

職員の動員については、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	動 員 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

堺市消防局及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他本部長が設置の必要がなくなつたと認めるとき

5 本部設置又は閉鎖の通知

市は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに大阪府、防災関係機関、報道機関に通知するとともに公表する。

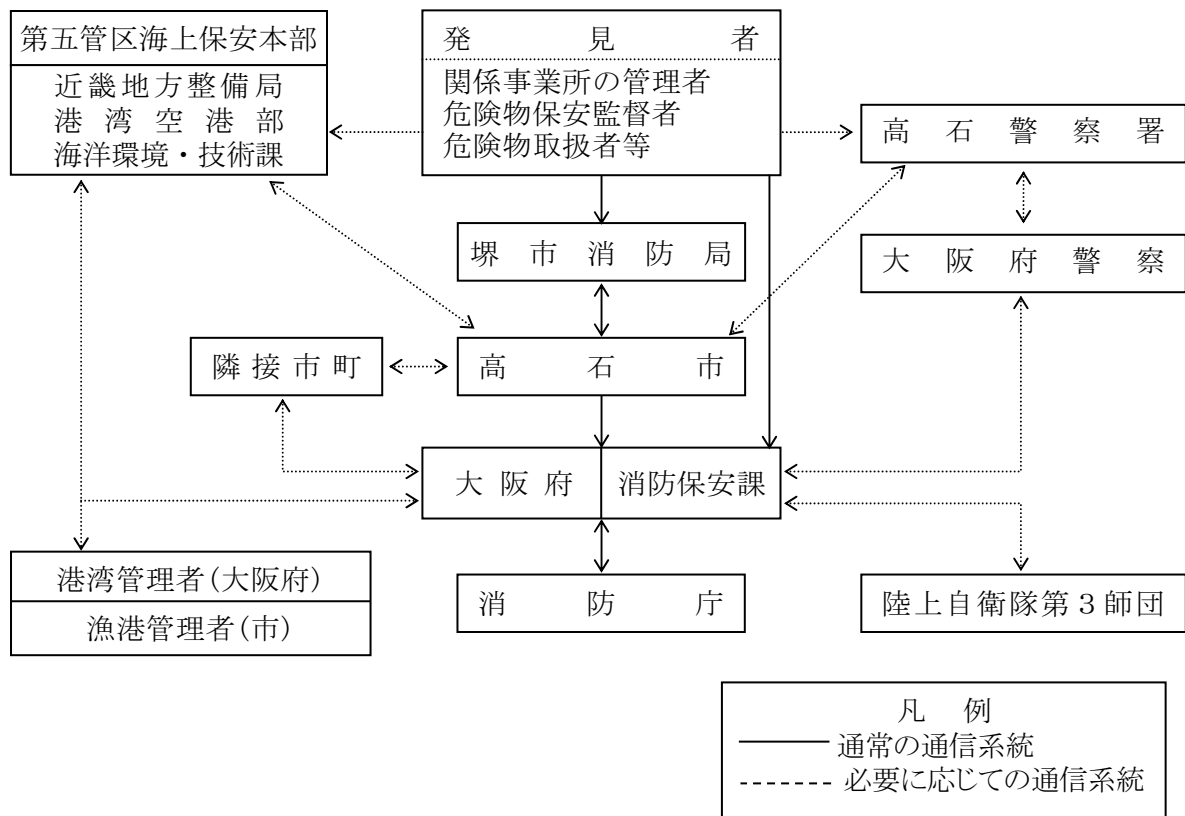
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に大阪府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 危険物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市、堺市消防局

- (1) 市、堺市消防局は、関係機関と密接な連絡をとるとともに、所管する危険物の安全管理、施設の使用停止等の緊急措置を講ずる。
- (2) 市、堺市消防局は、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、災害の拡大を防止するため、自衛消防組織等による災害状況の把握と状況に応じた従業員、

周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災機関との連携等必要な措置を講ずるよう指導する。

- (3) 市、堺市消防局は、施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 大阪府警察

- (1) 危険物の流出、火災爆発等の災害が発生した、又は発生のおそれがある場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が危険物施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

4 事業者

- (1) 危険物による大規模な事故が発生した場合、市、及び堺市消防局にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 危険物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。
- (3) 危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

4 大阪府警察

- (1) 高圧ガスの流出、火災、爆発等の災害が発生した、又は発生のおそれがある場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が高圧ガス施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保全措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

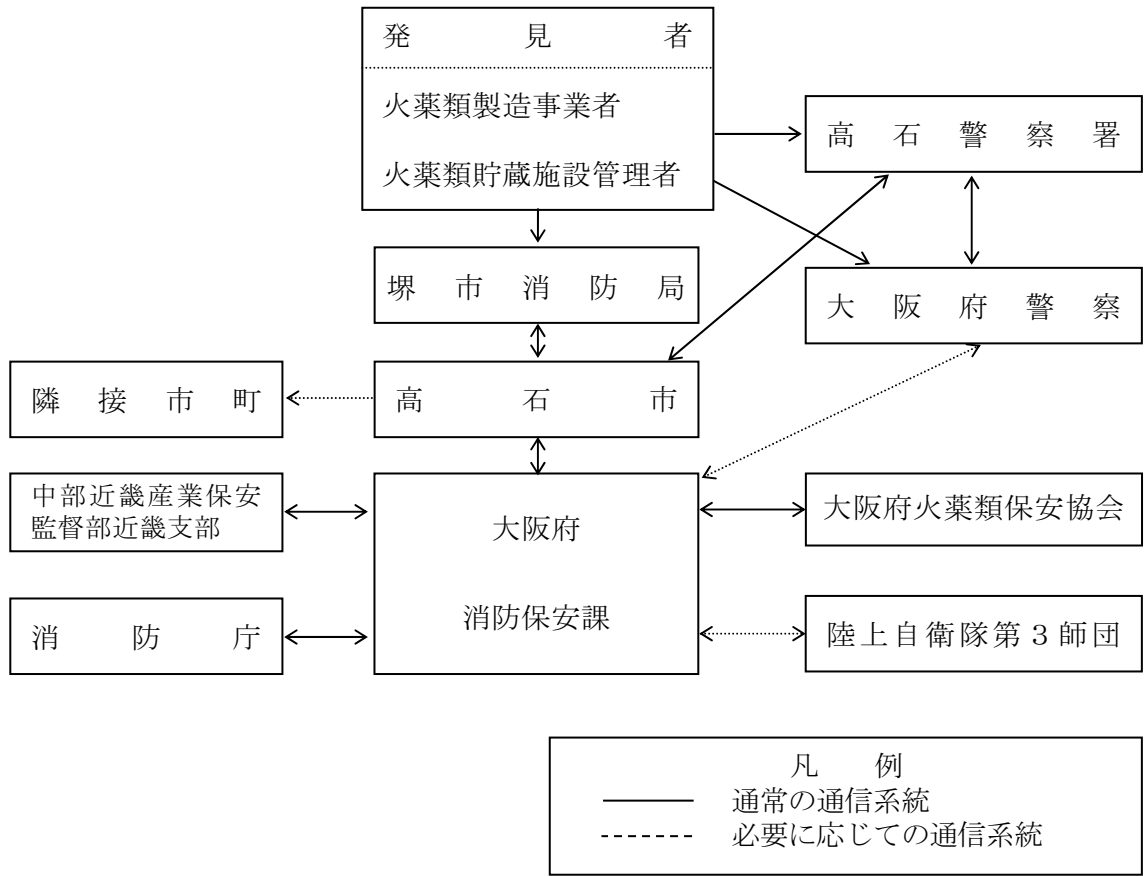
5 事業者

- (1) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、大阪府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 高圧ガスによる大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第5 火薬類災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。



2 市、堺市消防局

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

また堺市消防局は、関係機関と密接な連携をとり、施設の使用停止等の必要な緊急措置を講ずる。

3 大阪府、中部近畿産業保安監督部近畿支部

関係機関と密接な連絡を図り、施設の使用停止、火薬の運搬停止等の緊急措置を講じる。

4 大阪府警察

(1) 火薬類の爆発等の災害が発生した、又は発生のおそれがある場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。

(2) 火災等の災害が火薬類貯蔵所に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

(1) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、大阪府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。

(2) 火薬類による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第1編
総則

第2編
災害予

第3編
地震災害

第4編
風水害

第5編
事故等

第6編
災害復

附属1
東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震の対策推進計画

資料
編

第6 毒物劇物災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 市、堺市消防局

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。

3 大阪府

(1) 毒物劇物施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散漏えい又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は、そのおそれがある際は、施設等の管理責任者に対し、危害を防止するための除毒等の応急措置を講じるよう指示する。

(2) 関係機関との連携を密にし、毒物・劇物に係る災害情報の収集、伝達に努め、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

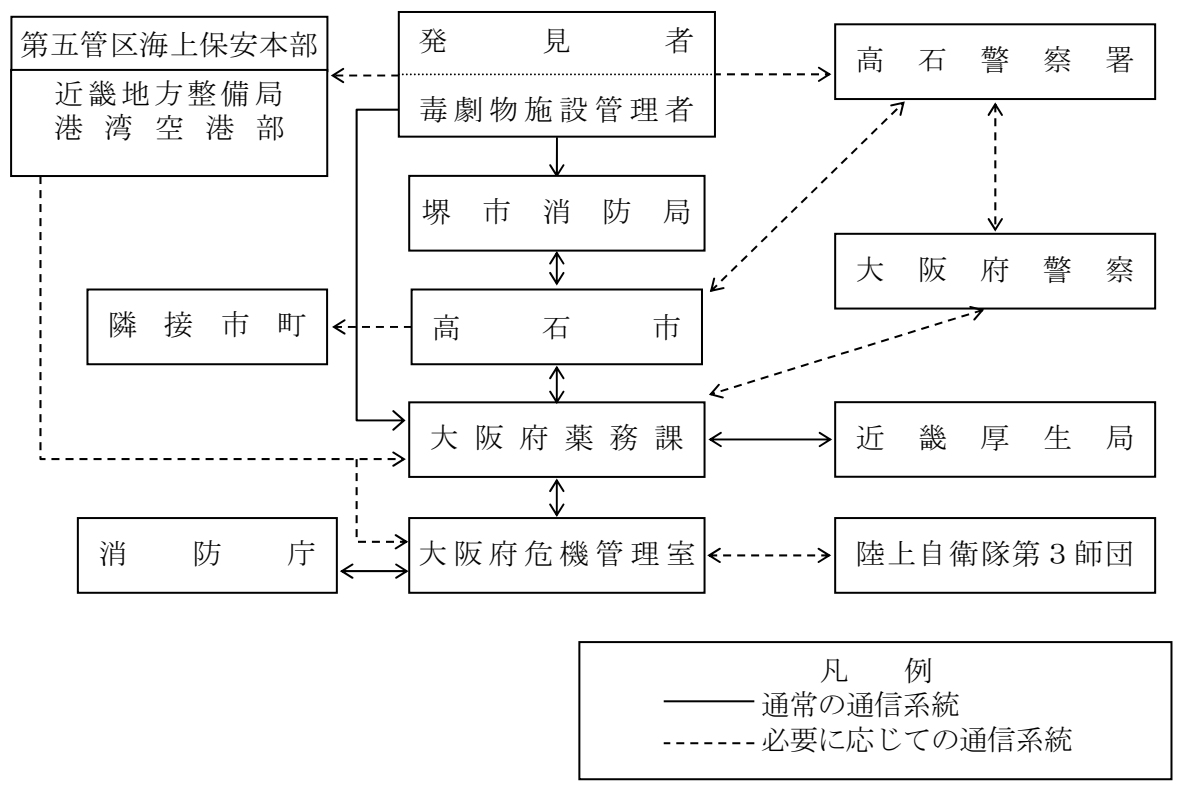
4 大阪府警察

- (1) 毒物劇物の流出等の災害が発生した、又は発生のおそれがある場合は、施設等の関係責任者、市等の関係機関と連携して、負傷者等の救出、避難の指示及び警戒区域の設定、交通規制等災害拡大防止の措置を行う。
- (2) 火災等の災害が毒物劇物の貯蔵施設に及ぶおそれのある場合は、施設管理者、市等の関係機関と連携して、災害の波及防止、保安措置等の援助協力、交通規制、危険区域からの避難の指示等災害拡大防止の措置を行う。

5 事業者

- (1) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、大阪府及び市にその被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- (2) 毒物劇物による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

〔別図〕



第7 管理化学物質災害応急対策

1 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、別図により行う。

2 市、堺市消防局

施設の管理責任者と密接な連絡を図り、災害の拡大を防止するための消防活動、汚染区域の拡大防止措置、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報及び避難の指示等必要な応急対策を実施する。また、生活環境保全条例の権限を移譲されている市町村は、管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。

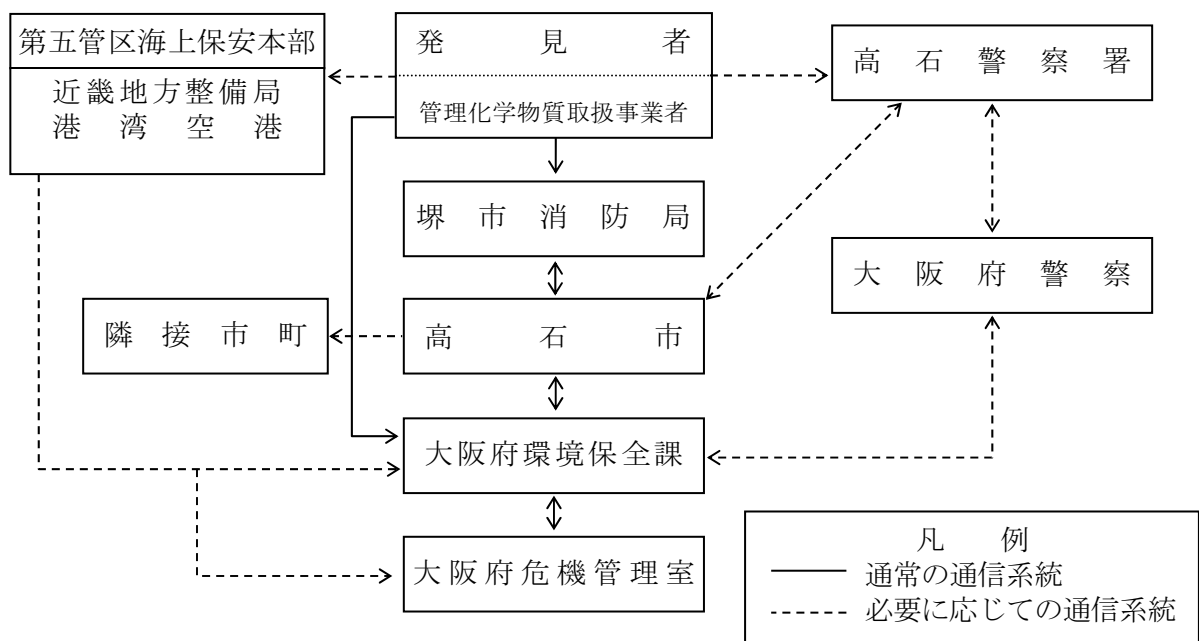
3 大阪府

- (1) 管理化学物質が流出し住民の健康に被害を及ぼすおそれがある際等は、管理化学物質を取扱う施設の管理責任者に対し、被害の拡大防止等の応急措置を講じるよう指示する。
- (2) 関係機関との連携を密にし、管理化学物質に係る災害情報の収集連絡を行い、住民等の避難や広報等の必要な措置を行う。

4 事業者

- (1) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、大阪府及び市町村にその被害の状況、応急措置の実施状況等を連絡する。
- (2) 管理化学物質による大規模な事故が発生した場合、速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大防止等のため、必要な措置を行う。

〔別図〕



第6節 高層建築物、市街地災害応急対策

高層建築物等の災害に対処するため、関係機関は、それぞれの態様に応じた防災に関する計画に基づき、次の各種対策を実施するものとする。

第1 市の組織動員

市は、大規模な高層建築物又は市街地火災等による災害が発生し、若しくは災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 設置基準

高石市事故等対策本部は、災害が発生した、又は発生のおそれがあると市長が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置する。

2 組織及び運営

本部の組織及び運営については、第3編 地震災害応急対策の組織体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

職員の動員については、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	動 員 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

堺市消防局及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他本部長が設置の必要がなくなつたと認めるとき

5 本部設置又は閉鎖の通知

市は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに大阪府、防災関係機関、報道機関に通

知するとともに公表する。

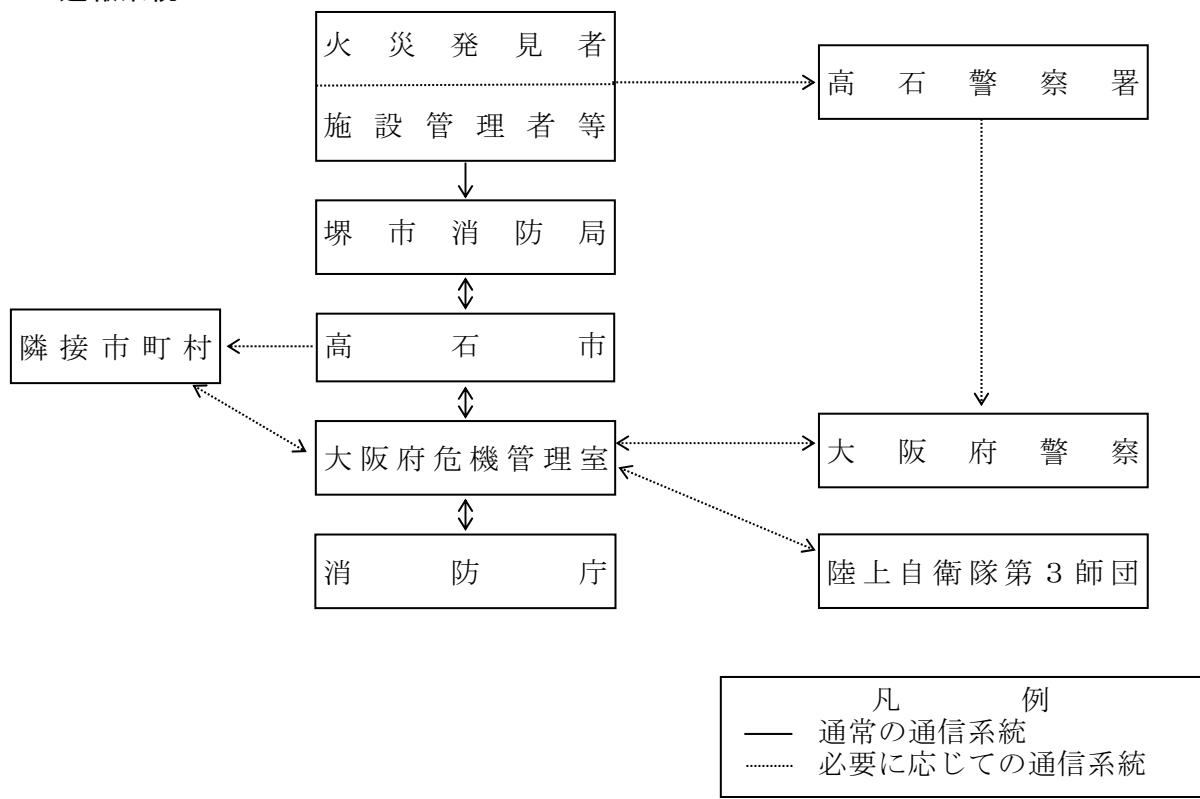
第2 大阪府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に大阪府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 通報連絡体制

事故の発生及びそれに伴う災害の状況等の通報は、次により行う。

1 通報系統



第4 火災の警戒

1 火災気象通報

大阪管区气象台は、気象の状況が火災予防上危険であると認めるときは、知事に通報する。知事は、市長に伝達する。

通報基準は、大阪管区气象台が定めた「乾燥注意報」及び「強風注意報」の発表基準と同一とする。ただし、通報基準に該当する場合であっても、降雨、降雪を予想している場合に

は火災気象通報として通報しないことがある。

2 火災警報

市長は、知事から火災気象通報を受けたとき又は火災警報の発令基準に該当したときは、必要により火災警報を発令する。この際は遅滞なく堺市消防局へ発令したことを連絡する。

3 火の使用制限

警報が発令された区域内にいる者は、警報が解除されるまで、火の使用を制限する。

4 住民への周知

市は、高石市防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車、警鐘、航空機などを利用し、又は状況に応じて自主防災組織などの住民組織と連携して、住民に警報を周知する。周知にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第5 市、堺市消防局

市及び堺市消防局は、ガス漏れ事故及び火災等の事故に区分し、必要な措置又は対策を実施する。

なお、人命救助は、他の活動に優先して行う。

1 ガス漏洩事故

- (1) 消防活動体制の確立
- (2) ガス漏れ事故の発生箇所及び拡散範囲の推定
- (3) 火災警戒区域の設定
- (4) 避難誘導

避難経路、方向、避難先を明示し、危険箇所に要員を配置するなど、大阪府警察等と協力して安全、迅速な避難誘導を行う。

(5) 救助・救急

負傷者の有無の確認及びその速やかな救助活動並びに救護機関等と連携した負傷者の救護搬送措置を行う。

(6) ガスの供給遮断

ア ガスの供給遮断は、大阪ガス株式会社（都市ガスの場合）、又は、一般社団法人大阪府LPガス協会が指定する通報事業所（LPガスの場合）が行う。

イ 大阪ガス株式会社の到着が、消防隊より相当遅れることが予測され、かつ、広範囲にわたり多量のガス漏洩があり、緊急やむを得ないと認められるときは、消防隊がガスの供給を遮断することができる。この場合、直ちに、その旨を大阪ガス株式会社等に連絡する。

2 火災等

堺市消防局は、災害の状況に応じ次の消火・救助・救急措置を実施する。

- (1) 救助活動体制の早期確立と出場小隊の任務分担
- (2) 活動時における情報収集、連絡
- (3) 排煙、進入時等における資機材の活用対策
- (4) 高層建築物、地下街等の消防用設備の活用
- (5) 高層建築物における屋上緊急離着陸場等の活用
- (6) 浸水、水損防止対策

3 広域応援体制

市は、市街地における火災が延焼・拡大し、市単独では十分に火災防ぎょ活動が実施できない場合には、隣接市町村、大阪府、大阪府警察などに応援を要請し、相互に緊密な連携を図りながら消火・救助・救急活動を実施する。海水を利用した消火活動を実施する場合は、必要に応じ、第五管区海上保安本部に応援を要請する。

第6 大阪府警察

大阪府警察は、災害状況に応じ次の警備措置を実施する。

1 警備本部等の設置

幹部の早期現場急行により現地指揮体制を確立し、警備本部を設置する。

2 救出救助

被災者の有無の確認及び速やかな救出救助活動と堺市消防局、救護機関等と連携協力した負傷者の救護搬送措置を行う。

3 避難誘導

避難経路、方向、避難先の明示と危険箇所への要員配置による各種資機材を活用した安全、迅速な避難誘導を行う。

4 警戒区域の設定

二次災害防止を図るための広範囲の警戒区域の設定を行う。

5 交通規制

救出救助活動及び復旧作業の迅速円滑を図るために必要な交通規制を実施する。

6 その他

大阪府警察は、関係機関との密接な連携のもと、市町村が行う消火・救助・救急活動を支援する。

また、市町村その他防災関係機関との連携による被害調査、事故原因の究明及び遺体の検視（死体調査）等所要の措置をとる。

第1編
総則

第2編
災害予

第3編
地震災害

第4編
風水害

第5編
事故等

第6編
災害復

附属1
東海地震の警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地震の警戒宣言に伴う対応

資料
編

第7 大阪ガス株式会社

災害発生の場合は、関係機関と協力して二次災害防止のための措置を講ずる。

- 1 緊急の場合には、特定の地下街に設けた緊急遮断弁又は地上操作遮断弁等により、ガスの供給を停止する。
- 2 遮断後のガスの供給再開にあたっては、堺市消防局の現場最高指揮者に連絡のうえ行う。

第8 高層建築物の管理者等

- 1 ガス漏れ、火災等が発生した場合、高層建築物の管理者等は、堺市消防局等へ通報するとともに、その被害の状況、応急対策の活動状況及び対策本部設置状況等を連絡する。
- 2 高層建築物の管理者等は、防災計画書等に基づき住民の避難誘導を行う。
- 3 関係事業所の管理者等事業者は、発災後速やかに、職員の動員配備、情報収集連絡体制の確立及び対策本部等必要な体制をとるとともに、災害の拡大の防止のため、必要な措置を行う。

第7節 放射線災害応急対策

放射線災害の特殊性に鑑み、関係機関は、迅速かつ組織的に住民の安全確保対策を講ずるものとする。

第1 市の組織動員

市は、大規模な放射線事故による災害が発生し、又は災害となるおそれがある場合に、迅速かつ的確に、災害の防ぎよ、被害の軽減など災害応急対策を実施するため、必要な組織動員体制をとるものとする。

1 設置基準

高石市事故等対策本部は、災害が発生した、又は発生のおそれがあると市長が判断するとき、災害応急対策を実施するため設置する。

2 組織及び運営

本部の組織及び運営については、第3編 地震災害応急対策の組織体制を準用する。

3 職員動員計画

(1) 配備の基準

職員の動員については、災害の規模に応じ、次の配備区分による。

指 令	配 備 時 期	動 員 体 制
事故警戒配備	災害の発生が相当程度に予想され、その事前対策をとる必要があるとき	情報収集及び伝達に必要な人員を配備
事故非常配備	災害救助法の適用基準と同程度の被害が発生したなど、大規模な災害が発生したとき	総合的応急対策活動に必要な人員を配備

(2) 防災関係機関の組織動員計画

堺市消防局及び防災関係機関は、法令又はそれぞれの作成する防災業務計画に基づき各災害対策本部を設置し、業務を的確かつ円滑に実施するよう、その職員の動員配備を行う。

4 閉鎖基準

- (1) 災害の危険が解消したと本部長が認めるとき
- (2) 災害応急対策が概ね完了したと本部長が認めるとき
- (3) その他本部長が設置の必要がなくなつたと認めるとき

5 本部設置又は閉鎖の通知

市は、本部を設置し、又は閉鎖したときは速やかに大阪府、防災関係機関、報道機関に通

知するとともに公表する。

第2 大阪府現地災害対策本部との連絡

庁舎内又は市域内に大阪府現地災害対策本部が設置された場合、相互に連絡を密にし、円滑な応急対策を実施する。

第3 放射性同位元素に係る災害応急対策

放射性同位元素に係る災害が発生した、又は発生のおそれがある場合、防災関係機関及び放射性同位元素に係る施設の設置者等は、相互に協力して次の措置を講ずる。

- 1 関係機関への情報連絡及び広報
- 2 放射線量の測定
- 3 放射線による被曝を受けた者等の救出、救護
- 4 住民等の避難
- 5 危険区域の設定と立入制限
- 6 交通規制
- 7 その他災害の状況に応じた必要な措置

第4 原子力災害広域避難者の受入れ体制の整備

市、大阪府は、円滑な広域避難が可能となるよう、他の自治体との広域一時滞在に係る応援協定締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者等との協定締結、発災時の具体的な避難・受入れ方法を含めた手順等をあらかじめ定めるよう努める。

市は、避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れることができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。さらに、指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることにについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

福井県下の原子力災害時の広域避難者について、高石市は、長浜市木之本町からの避難者を受け入れるように関西広域連合から要請されているため、受入れ体制を整備する。

第 6 編 災害復旧・復興対策

第 1 章

生活の安定

第1節 復旧事業の推進

市及び防災関係機関は、住民の意向を尊重しつつ緊密に連携し、災害の再発防止及び速やかな復旧が図れるよう復旧事業を推進するものとする。

また、市は、被害状況の把握と対応策の検討に併せ、応急・復旧事業に係る財政需要見込を算定する。この財政需要見込に基づき、対策の優先度や重要度に応じて機動的かつ柔軟な予算執行等を行うものとする。

なお、男女共同参画の観点から、あらゆる場・組織に女性の参画を促進するとともに、障がい者、高齢者等の要配慮者の参画を促進する。

第1 被害の調査

市は、防災関係機関と協力し、災害による直接被害額及び復旧事業に要する額等、その他必要な事項等を調査し、速やかに大阪府に報告する。

第2 公共施設等の復旧

1 復旧事業計画の作成

市及び防災関係機関は、公共施設等の被害の状況、発生原因を考慮し、復旧事業計画を作成するとともに、国又は大阪府が費用の一部又は全部を負担又は補助するものについては、災害査定が速やかに行えるよう努める。

2 復旧完了予定時期の明示

市、大阪府をはじめ防災関係機関は、復旧完了予定時期の明示に努める。

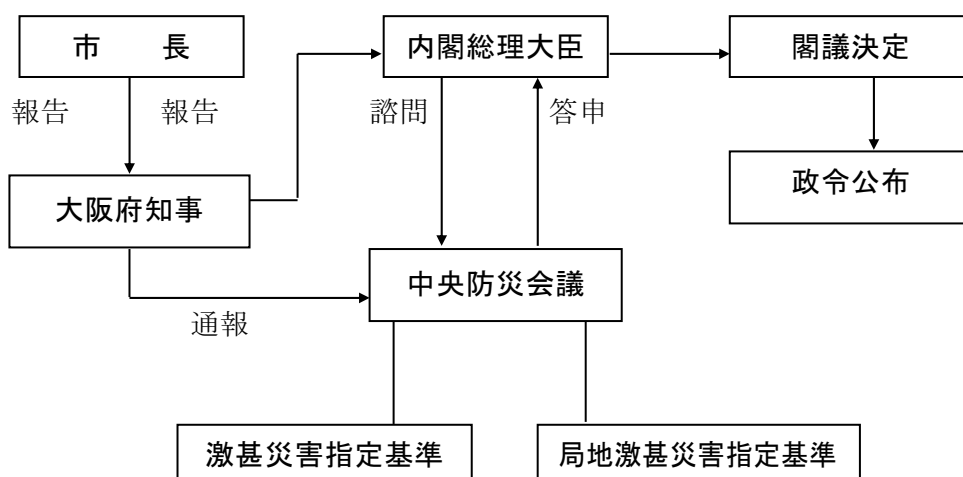
第3 激甚災害の指定

市は、被害調査に基づき、当該災害が「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（以下、「激甚災害法」という。）及び同法に基づく激甚災害又は局地激甚災害の指定基準に該当し、特別な地方財政援助又は被災者に対する特別な助成が必要と認められる場合は、政令指定を得るため適切な手続きを進める。

※資料8-2「激甚災害指定基準」

※資料8-3「局地激甚災害指定基準」

激甚災害指定の手続きの流れ



第4 激甚災害指定による財政援助

市長は、激甚災害又は局地激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係書類を作成して知事に提出し、公共施設の災害復旧事業が迅速かつ円滑に実施できるように措置する。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農林水産業に関する特別の助成
- 3 中小企業に関する特別の助成
- 4 その他の特別の財政援助及び助成

※資料8-5「災害復旧に伴う国の財政援助等」

第5 特定大規模災害

市は、特定大規模災害（著しく異常かつ激甚な災害が発生し、緊急災害対策本部が設置された災害）を受け、かつ市の工事の実施体制等の地域の実情を勘案して円滑かつ迅速な復興のため必要があると認めるときは、大阪府に対し、市に代わって工事を行うことを要請する。

第2節 被災者の生活確保

市は、被災者の被害の程度に応じ、弔慰金、見舞金を支給するとともに、生活の安定を図るため、資金の貸付等を行うものとする。

第1 災害弔慰金等の支給

1 災害弔慰金及び災害障がい見舞金

市は、「高石市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき弔慰金または見舞金を支給する。

(1) 暴風、豪雨その他異常な自然現象による次のような災害に適用する。

ア 本市の区域において5世帯以上の住家が滅失した災害

イ 大阪府域において災害救助法が適用された市町村が1つ以上ある災害

ウ 大阪府域において5世帯以上滅失した市町村が3以上ある災害

エ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が2以上ある災害

(2) 次の場合、支給を制限する。

ア 死亡又は障がい、故意または重大な過失による場合

イ 別に内閣総理大臣が定める給付金が支給される場合

(3) 災害弔慰金は、死亡者の配偶者、子、父母、孫、祖父母並びに兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）のいずれかの者に対し、条例に定める順位で支給する。

ただし、兄弟姉妹にあつては、当該配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存在しない場合に限る。

(4) 災害障がい見舞金は、災害弔慰金の支給等に関する法律第8条に規定される障がいを受けた者に対して支給する。

2 災害見舞金

市は、「高石市災害見舞金等支給要綱」に基づき、死亡弔慰金又は災害見舞金を支給する。ただし、前項に基づき給付されるときは除く。

第2 災害援護資金・生活資金等の貸付

市及び社会福祉協議会は、住居、家財等に被害を受けた世帯に対し、資金を貸し付ける。

1 災害援護資金貸付

市は、自然災害により大阪府域に災害救助法が適用された場合、「高石市災害弔慰金の支給等に関する条例」に基づき、被災者に対して生活の立て直しに資するため、災害援護資金

を貸し付ける。

2 生活福祉資金の災害援護資金貸付

社会福祉協議会は、「生活福祉資金貸付制度要綱」に基づき、市内居住の低所得世帯、高齢者世帯、障がい者世帯に対して、災害を受けたことによる困窮から自立更生するのに必要な資金を貸し付ける。ただし、1の災害援護資金の対象者を除いた低所得世帯（世帯収入が生活保護基準の1.8倍）を対象とする。

第3 租税等の減免及び徴収猶予等

- 1 国は、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」に基づき、国税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 2 大阪府は、「地方税法」及び「大阪府税条例」に基づき、府税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
 - (1) 申告、納入若しくは納付期限の延長
 - (2) 府税の還付又は減免
 - (3) 徴収猶予
 - (4) 滞納処分の執行停止、換価猶予
- 3 大阪府は、条例に基づき、各種許可証等の再交付等に係る手数料の減免措置を行う。
- 4 市は、地方税法及び高石市市税条例に基づき、市税の減免及び徴収猶予等、適切な措置を行う。
- 5 国は、「労働保険の保険料の徴収等に関する法律」に基づき、労働保険適用事業主の申請に応じて、労働保険料の納入期限延長の措置を講ずる。

第4 住宅の確保

市は、関係機関と連携し、住宅の供給促進を図るとともに、自力で住宅を確保する者に対して支援を行う。なお、住宅を早期に供給するための方策について、あらかじめ検討を行う。

1 相談窓口の設置

市は、住宅に関する相談窓口を設置し、市民からの相談に応じるとともに、情報の提供を行う。

2 住宅復興計画の策定

被災者の居住の安定を図るため、住宅復興計画を策定し、被災地の実状に沿った施策を推進する。

3 公共住宅の供給促進

市は、民間、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構の協力を得ながら、住宅の供給促進を図る。

(1) 公営住宅、住宅供給公社・独立行政法人都市再生機構住宅の空き家活用

既存の空き家若しくは建設中の住宅について、可能な限り被災住民の住宅として活用できるように配慮する。

(2) 災害公営住宅の供給

災害により住宅が滅失し、自力での住宅確保が困難な低所得世帯等を対象として、公営住宅を供給する。

(3) 特定優良賃貸住宅等の空き家活用

自力での住宅確保が困難な被災者に対し、特定優良賃貸住宅の斡旋を行う。

4 災害復興住宅資金の貸付

住宅金融支援機構は、住宅に被害を受けた者に対して、災害復興住宅資金（建設・補修）の融資を実施し、建設資金又は補修資金の貸付を行う。

5 大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法の適用

国は、災害が一定規模以上である場合においては、被災市町村長の意見を勘案して、大規模な災害の被災地における借地借家に関する特別措置法第2条の災害として政令で指定し、借地借家制度の特例を適用する。

第5 被災者生活再建支援金

1 被災者生活再建支援金の支給

大阪府は、市からの被害状況を取りまとめ、国・被災者生活再建支援法人に対して被害状況の報告を行うとともに、「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）の適用の公示、書類の取りまとめなど必要な措置を行い、被災者生活再建支援法人に対して支援金の迅速な支給を要請する。

市は、被災者生活再建支援金の支給に係る被災者からの申請を迅速かつ的確に処理するため、申請書等の確認及び大阪府への送付に関する業務の実施体制の整備等を図る。

2 被災者生活再建支援制度の概要

(1) 被災者生活再建支援法の目的

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して、被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

(2) 対象となる自然災害

自然災害とは、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

ア 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害。

イ 10世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村の区域に係る自然災害。

ウ 100世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害。

エ ア又はイの市町村を含む都道府県内で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害。

オ 5世帯以上の住宅が全壊する被害が発生し、前記ア～ウに隣接する市町村（人口10万人未満のものに限る）における自然災害。

カ ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満のものに限る。）における自然災害。

(3) 支給対象世帯

ア 住宅が全壊した世帯

イ 住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯

ウ 災害による危険な状態が継続し、長期にわたり居住不可能な状態が継続している世帯

エ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）

オ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

(4) 支援金額

支給額は、以下の「ア」「イ」の合計額となる。

ア 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

・上記(3)ア～ウの世帯 100万円

・上記(3)エの世帯 50万円

※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

イ 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）【< >は中規模半壊世帯】

・住宅を建設又は購入した場合 200万円<100万円>

・住宅を補修した場合 100万円<50万円>

・住宅を賃借した場合（公営住宅を除く） 50万円<25万円>

※ いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入する場合は合計で200万円、いったん住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を補修する場合は合計で100万円となる。

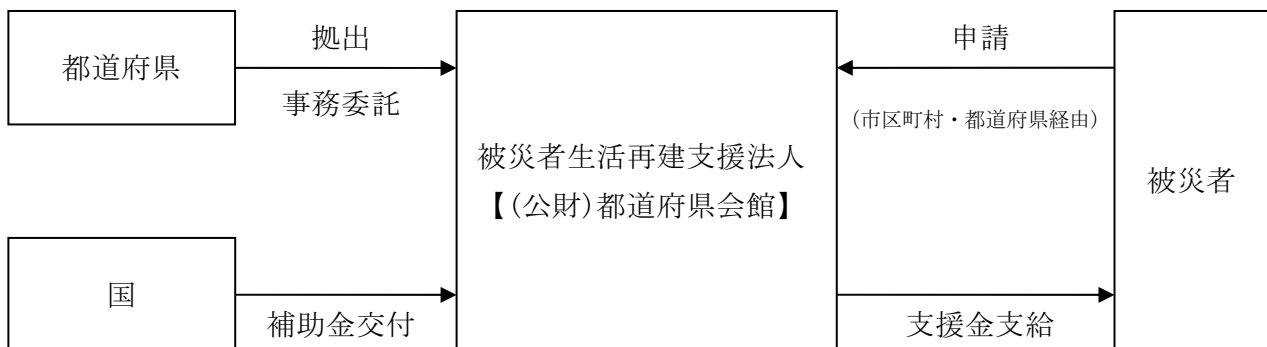
※ 世帯人数が1人の場合は、それぞれ3/4の額となる。

基礎支援金及び加算支援金（令和2年12月現在）

基礎支援金		加算支援金		計
(住宅の被害程度)		(住宅の再建方法)		
(3) ア：全壊（損害割合50%以上） (3) イ：解体 (3) ウ：長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	150万円
(3) エ：大規模半壊	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃貸（公営住宅を除く）	50万円	100万円
(3) オ：中規模半壊	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃貸（公営住宅を除く）	25万円	25万円

(5) 支援金支給の仕組み

実施主体は都道府県であるが、支援金の支給に関しては、都道府県から当該事務の全部を委託された被災者生活再建支援法人が、都道府県により拠出された基金を活用して行う。支給の仕組みは下図のとおり。



〔所管：内閣府〕（支援金の1/2）

第6 り災証明書の交付等

市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、り災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく、住家等の被害の程度を調査し、統一様式により被災者にり災証明書を交付する。

※資料8-8「罹災証明書（統一様式）」

住家等の被害程度の調査にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和2年12月）に基づく被害認定区分（6区分）」により調査するものとし、必要に応じて航空写真、被災者が撮影した住家の写真、応急危険度判定の判定結果等を活用するなど、適切な手法により実施するものとする。

被害認定区分（6区分）（令和2年12月現在）

被害の程度	損害割合
全壊	50%以上
大規模半壊	40%以上50%未満
中規模半壊	30%以上40%未満
半壊	20%以上30%未満
準半壊	10%以上20%未満
準半壊に至らない （一部損壊）	10%未満

また、必要に応じて、個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を積極的に作成・活用し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努めるものとする。

市は、大阪府が災害救助法に基づき被災者の救助を行ったとき、被災者に関する情報を大阪府に要請して、被災者台帳を作成する。また、大阪府内の他被災市町村と調査・判定方法にばらつきが生じないように、課題の共有や対応の検討、市へのノウハウの提供を行うこと等を大阪府に要請する。

第3節 中小企業の復旧支援

市は、被災した中小企業の再建を促進するための資金及び事業費の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

なお、あらかじめ高石商工会議所等と連携体制を構築するなど、災害発生時に中小企業等の被害状況を迅速かつ適切に把握できる体制の整備に努めるものとする。

第1 市の措置

中小企業の被害状況調査、再建資金の需要把握など、国や大阪府の講じる措置に協力するとともに、高石商工会議所と協力し、災害融資制度の周知徹底を図り、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

1 株式会社日本政策金融公庫

災害の程度に応じて、融資条件を定め、災害復旧貸付を行う。

2 商工組合中央金庫

災害救助法が適用された地域内に事業を有する被災中小企業者、中小企業協同組合に対して、その再建資金の貸付を行う。

3 大阪府の災害等対策資金及び経営安定資金の融資

金融機関は、被災した中小企業者等に対し、災害復旧や経営安定のための制度融資を活用するなどにより、融資を実施する。

第4節 農林漁業関係者の復旧支援

市は、被災した農林漁業関係者の施設の災害復旧及び経営の維持安定を図るため、資金の融資が迅速かつ円滑に行われるよう、必要な措置を講ずる。

第1 市の措置

農林漁業関係団体を通じ、支援制度の周知徹底を図るとともに、必要に応じて融資相談窓口を開設する。

第2 資金の融資

1 天災融資資金（天災融資法）

融資機関は、農林漁業関係者の経営、事業に必要な資金を融資する。

2 農林水産業資金

株式会社日本政策金融公庫は、災害により農林漁業者等が被害を受け、経営に打撃を受けた場合に、農林漁業経営の再建に必要な資金を融資する。

3 大阪府農林漁業経営安定資金

融資機関は、天災等により経営に著しい影響を受けた農林漁業者に対して経営資金を融資する。大阪府は、利子補給、損失補償の措置を講ずる。

第5節 ライフライン等の復旧

災害発生後の日常生活の回復、事業活動の再開や社会経済活動の早期回復を図るうえで、ライフライン等の復旧が不可欠であることから、ライフライン等に関わる事業者は、可能な限り地区別等の復旧予定時期の目安を明示した復旧計画を策定し、被災前の状態への復元に止まらず、将来の災害を予防するための施設等の復旧を目指す。

第1 上水道（市、大阪広域水道企業団）

1 復旧計画

- (1) 水道施設の被害状況を詳細に把握し、応急復旧、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各施設の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の水道事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、応急給水状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広く広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第2 下水道（市、大阪府）

1 復旧計画

- (1) 下水道施設の被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各施設の復旧難易度を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他の下水道事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、稼働状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、稼働状況、復旧状況等の広報に努める。

第3 電力（関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、病院、交通、通信、報道機関、水道、ガス、官公庁等の公共機関、指定避難所を優先することを原則とするが、被災状況、各設備の被害状況、各設備の復旧難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧を行う計画を立てる。
- (3) 設備復旧後の送電を開始する際は、十分な点検を行い、感電事故、漏電火災などの二次災害の防止に努める。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、停電エリア、復旧状況等の広報に努める。

第4 ガス（大阪ガス株式会社（南部導管部））

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、被災状況、設備の被害状況、周辺家屋・道路の被害状況等を勘案し、供給上復旧効果の最も大きくなる復旧計画を立てる。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、供給停止エリア、復旧状況等の広報に努める。

第5 電気通信（西日本電信電話株式会社（大阪支店）、KDD I 株式会社（関西総支社）、ソフトバンク株式会社）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。

- (2) 復旧計画の策定にあたっては、医療機関、社会福祉施設等の重要施設を優先することを原則とするが、被災状況、設備の被害状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。

2 広報

被害状況、開通状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、通信サービスへの影響、復旧状況等の広報に努める。

第6 共同溝・電線共同溝（市、大阪府、近畿地方整備局）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、道路及びライフライン等の被災状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の設備事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第7 放送（日本放送協会、民間放送事業者）

1 復旧計画

- (1) 被災した施設及び設備等については、迅速かつ的確にその被害状況を調査し、これに基づき速やかに復旧計画を作成する。
- (2) 復旧の順位は、放送の送出に重大な影響を及ぼすと認められる施設・設備を優先する。
- (3) 被災受信設備の取扱いについて、告知放送のほか、状況によりチラシまたは新聞等の部外広報機関を利用して周知するとともに、関連団体及び関係機関との連携により、受信相談等を行って、被災者に対して災害情報を迅速かつ適正に提供できるよう努める。

2 広報

災害時においては、大阪府や関係機関等への情報提供に努める。

第8 鉄道（西日本旅客鉄道株式会社、南海電気鉄道株式会社）

1 復旧計画

- (1) 鉄道事業者は応急対策の終了後、被害原因等の調査分析を行い、この結果に基づき速やかに復旧計画を策定する。
- (2) 復旧にあたり、可能な限り路線別・区間別の復旧予定時期の目安を明示するものとする。

2 広報

被害状況、運行状況、復旧状況等今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、開通エリア、復旧状況等の広報に努める。

第9 道路（市、大阪府、近畿地方整備局）

1 復旧計画

- (1) 被害状況を詳細に把握し、復旧応援、要員配置、資機材調達、作業日程の情報を加味した復旧計画を策定する。
- (2) 復旧計画の策定にあたっては、ライフライン等の占用物を含む被災状況、措置状況等を勘案し、復旧効果の大きいものを優先する。
- (3) 単独復旧が困難な場合、他の道路管理者や協定に基づき他の事業者からの応援を受ける。

2 広報

被害状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。加えて、利用者に対し、ホームページ等様々な手段を用いて、復旧状況等の広報に努める。

第2章

復興の基本方針

第1節 復興の基本方針

大規模な災害が発生し、被災した場合には、災害発生後の応急対策、復旧対策の進捗を踏まえつつ、速やかに大阪府は復興に関する方針、計画を、市は復興に関する計画を定め、計画的に復興対策を講じる必要がある。

そのため、市、大阪府は、復興計画等において、被災者の生活再建、被災中小企業の復興その他経済復興を支援するとともに、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域振興のための基礎的な条件づくりを目指す。また、将来の人口動向など中長期的な視点に立って、復興後のあるべき全体像を提示するとともに、その実現に向けた方向性やプロセスを明らかにしたうえで、復興事業を実施していく。

第1 復興に向けた取組み

市は、大規模災害により地域が壊滅し、甚大な被害が発生したことにより、地域の総合的な復興が必要と認める場合は、被災後速やかに復興対策本部を設置する。

市は、迅速に復興が図られるよう、大規模災害を受けた地域において、被災地域の特性を踏まえ、「大規模災害からの復興に関する法律（平成25年法律第55号）」第10条に基づく復興計画を定めることができる。復興計画の策定にあたっては、国の復興基本方針、及び大阪府の復興基本方針に即して、大阪府と共同して定めることができる。

また、市は、関西広域連合の「関西復興戦略」や「大阪府震災復興都市づくりガイドライン」など、関係機関の計画等やそれに基づく取組みとも整合が図れるよう調整する。

第2 復興計画の作成

市は、復興計画を定める場合、基本理念や基本目標など復興の全体像を住民に明らかにするとともに、次に掲げる事項について、定めるものとする。また、計画の策定課程においては、地域住民の理解を求め、女性や要配慮者等、多様な主体の参画の促進を図りつつ、合意形成に努めるものとする。

- (1) 復興計画の区域
- (2) 復興計画の目標
- (3) 被災市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利用に関する基本方針、その他復興に関して基本となるべき事項
- (4) 復興の目標を達成するために必要な事業に係る実施主体、実施区域その他内閣府令で定める事項
- (5) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

第2章 復興の基本方針
第1節 復興の基本方針

- (6) 復興計画の期間
- (7) その他復興事業の実施に関し必要な事項

第1編 総則

第2編 災害予防対策

第3編 地震災害応急対策

第4編 風水害災害応急対策

第5編 事故等災害応急対策

第6編 災害復興対策

附属1 東海地震の警戒態勢に伴う対応

附属2 南海トラフ地震防災対策推進計画

資料編

附 属

附属 1

東海地震の警戒宣言に伴う対応

第1章 総 則

第1 目的

内閣総理大臣は、地震予知情報を受け、地震防災応急対策を実施する緊急の必要があると認めるときは、

大規模地震対策特別措置法に基づき、地震災害に関する警戒宣言を発するとともに、東海地震に係る地震防災対策強化地域内の居住者等に対して、警戒態勢をとるべき旨を公示するなどの措置をとらなければならないこととされている。

本市は、東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないが、警戒宣言が発せられたことに伴う社会的混乱の防止に努めるとともに、東海地震による直接的な被害を最小限に軽減するための措置を講ずることにより、住民の生命、身体及び財産の安全を確保する。

第2 基本方針

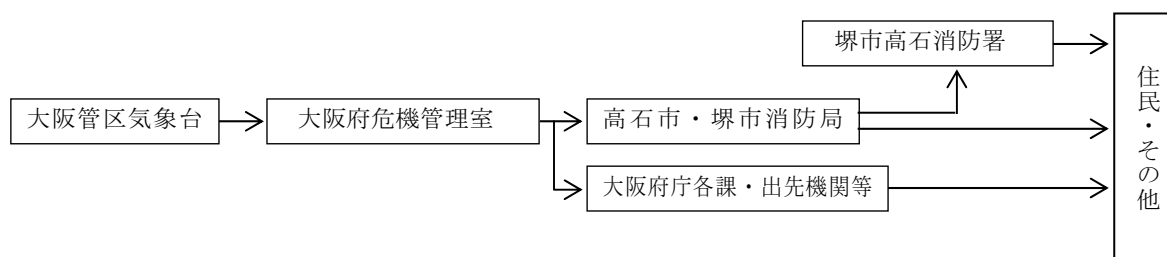
- 1 本市は、大規模地震対策特別措置法の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域には指定されていないため、警戒宣言が発せられている間においても、都市機能は平常どおり確保する。
- 2 原則として警戒宣言が発せられたときから地震の発生、又は警戒解除宣言が発せられるまでの間にとるべき措置を定めるが、東海地震注意情報が発表されたときから警戒宣言が発せられるまでの間についても、必要な措置をとる。
- 3 東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒解除宣言が発せられた後も、状況に応じて必要な措置をとる。
- 4 災害予防対策及び応急対策は、本計画第2編 災害予防対策、第3編 地震災害応急対策で対処する。

第2章 東海地震注意情報発表時の措置

市をはじめ防災関係機関は、東海地震注意情報が発表されたときは、警戒宣言が発せられることに備えて、速やかな対応ができるよう準備するものとする。

第1 東海地震注意情報の伝達

1 伝達系統



2 伝達事項

- (1) 東海地震注意情報の内容
- (2) その他必要な事項

第2 警戒態勢の準備

市をはじめ防災関係機関は、職員の待機、非常配備など対策本部の設置を準備するとともに、東海地震予知情報及び警戒宣言の収受・伝達並びに社会的混乱を防止するための広報などの準備を行う。

第3章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

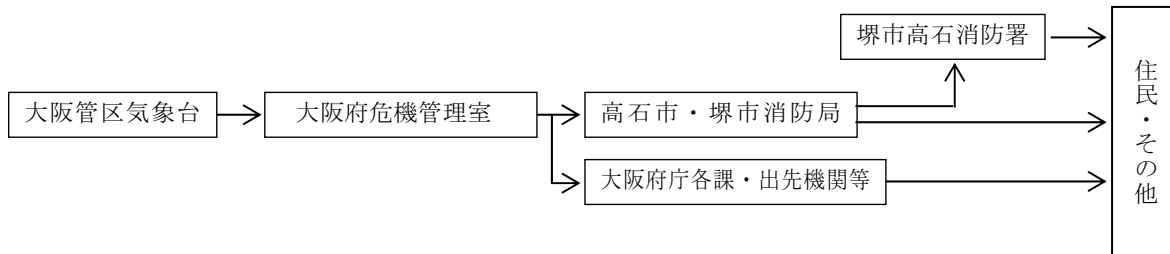
防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときの社会的混乱の防止対策及び東海地震が発生したときの被害を最小限にするために講ずべき事前の対策を進めるものとする。

第1 東海地震予知情報等の伝達

市は、東海地震予知情報が発表された場合や警戒宣言が発せられたときは、迅速に住民等に伝達する。

1 東海地震予知情報

(1) 伝達系統

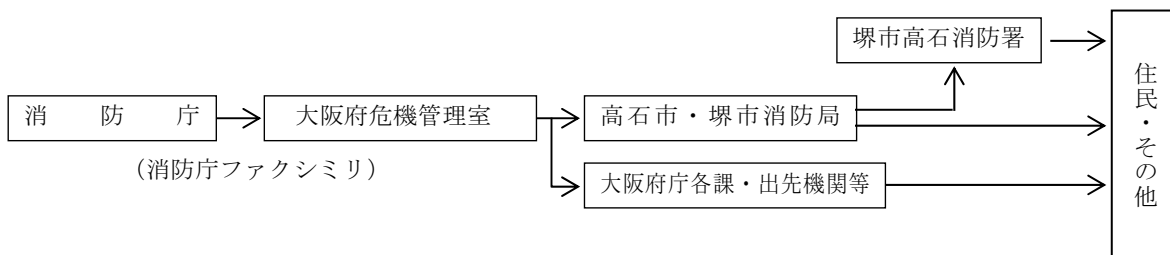


(2) 伝達事項

- ア 東海地震予知情報
- イ その他必要と認める事項

2 警戒宣言

(1) 伝達系統



(2) 伝達事項

- ア 警戒宣言
- イ 警戒解除宣言
- ウ その他必要と認める事項

第2 警戒態勢の確立

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときから、地震が発生するまで又は警戒宣言の解除が発せられるまでの間、警戒活動を行う。

ただし、東海地震と東南海・南海地震が同時又は連続して発生するおそれもあることから、警戒宣言の解除が発せられた後も、状況により必要と認められる場合は、警戒態勢を継続するものとする。

1 組織動員配備体制の確立

- (1) 市は、震度予想や地域の実情に応じて必要な措置を講ずる。
- (2) 市及び大阪府は、必要な動員配備体制をとる。
- (3) その他防災関係機関は、災害対策（警戒）本部を設置し、動員配備を行う。
- (4) 情報交換を通じて関係機関相互の連携を強化し、必要に応じて協力要請する。
- (5) 実施すべき応急対策事項の確認及び必要な資機材等の準備、点検を行う。

2 消防・水防

市、大阪府及び水防管理団体等は、迅速な消防活動ができるよう適切な措置を講ずるとともに、堤防決壊等による浸水に備えて水防活動を実施する。

- (1) 東海地震予知情報等の収集と伝達
- (2) 出火・延焼、浸水等の危険地域に対する巡回等による警戒
- (3) 消防水利、消防・水防用資機材の確保、点検整備
- (4) 危険物等の管理、出火防止の徹底指導

3 交通の確保・混乱防止

大阪府警察、堺海上保安署及び道路管理者は、関係機関との緊密な連携のもと情報収集に努め、交通の確保・混乱の防止等の警備活動を実施する。

- (1) 交通規制、交通整理
- (2) 船舶に対する情報伝達と緊急避難準備の指導
- (3) 交通規制等への協力と安全走行についての広報

4 公共輸送

公共輸送機関は、旅客の安全確保のため、国及び関係機関との密接な連携のもとに、運行規制又は安全運行、旅客への的確な情報伝達及び混乱防止の措置を講ずる。

5 ライフライン

ライフラインに関わる事業者は、平常どおりサービス供給を続けるが、万一発災した場合に備え、災害応急復旧対策を迅速かつ的確に実施するために必要な措置を講ずる。

6 社会秩序の維持

(1) 警備活動

大阪府警察及び堺海上保安署、公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

(2) 生活物資対策

市、大阪府及び関係機関は、生活物資の著しい不足、価格の異常な高騰が生じないように、必要な措置を講ずる。

7 多数の者を受け入れる施設

学校、医療機関、社会福祉施設、劇場、ホテル、高層ビル等多数の者を受け入れる施設の管理者は、その社会的責任の立場に立ち、利用者への的確な情報伝達を行い、混乱の防止と安全確保を図るための措置を講ずる。

第1編
総則

第2編
災害予
防対策

第3編
地震
地震災
害応急対策

第4編
風水害
災害応急対策

第5編
事故等
災害応急対策

第6編
災害復
旧・復興
対策

附属1
東海地震の
警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地
震防災対策推進計画

資
料
編

第3 住民、事業所に対する広報

防災関係機関は、警戒宣言が発せられたときは、住民、事業所に対し、混乱防止のための広報を行う。

1 広報の内容

- (1) 警戒宣言等の内容とそれによってとられる措置
- (2) 出火防止、危険防止、発災時の対応など、家庭及び職場において自らとるべき防災への備え
- (3) 自主防災組織の防災体制準備の呼びかけ
- (4) 流言防止への配慮
- (5) 避難行動要支援者への支援の呼びかけ
- (6) 防災関係機関が行う防災活動への協力など

2 広報の手段

- (1) 防災関係機関は、報道機関と連携して広報を行う。
- (2) 市は、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、広報車等を活用し、自主防災組織等の住民組織とも連携して広報を行う。
- (3) 広報にあたっては、避難行動要支援者に配慮する。

第 3 章 警戒宣言が発せられた時の対応措置

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災 対 策
災害予

第 3 編
害 応 急 対 策
地震災

第 4 編
災害応急対策
風水害

第 5 編
災害応急対策
事故等

第 6 編
旧・復興対策
災害復

附属 1
警戒宣言に伴う対応
東海地震の

附属 2
震防対策推進計画
南海上つ地

資 料
編

附属 2

南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総 則

第1編 総 則

第2編 災害予

第3編 地震災

第4編 風水害

第5編 事故等

第6編 災害復

附属1 南海地震の
警戒宣言に伴う対応附属2 南海トラフ地
震防災推進計画

資 料 編

第1 推進計画の目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ特措法」という。）第5条第2項の規定により、南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下、「推進地域」という。）について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に係る地震防災上重要な対策に関する事項等を定め、当該地域における地震・津波防災体制の推進を図ることを目的とする。

第2 推進地域

南海トラフ特措法第3条第1項の規定に基づき、高石市は推進地域に指定されている。（平成26年3月31日内閣府告示第21号）

第3 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

市に係る地震・津波防災に関し、市をはじめとする防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、「総則 第5節 防災関係機関の業務大綱」に掲げる事務又は業務とする。

第2章 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応

第1 南海トラフ地震臨時情報について

気象庁は、南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した場合、大規模地震発生との関連性について調査を開始する南海トラフ地震臨時情報（調査中）を発表する。また、気象庁に設置した「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」における評価を踏まえ、以下の情報を発表する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM8.0以上の地震が発生したと評価が出

された場合に発表

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界でM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたと評価された場合に発表

3 南海トラフ地震臨時情報（調査終了）

上記1、2のいずれの発表条件も満たさなかった場合に発表

第2 防災対応について

大阪府、市をはじめ防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒・巨大地震注意）の発表条件を満たす地震又は現象が発生した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震（以下「後発地震」という。）に備え、以下の基本的な考え方にに基づき防災対応を行うとともに、住民等へ周知する。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間（当該地震発生から168時間経過した以降の正時までの期間、以下同じ。）、以下の警戒措置等を行う。

- (1) 後発地震が発生してからの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域における、地域住民等の避難及び施設等の従業員・利用者等の安全確保
- (2) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (3) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合

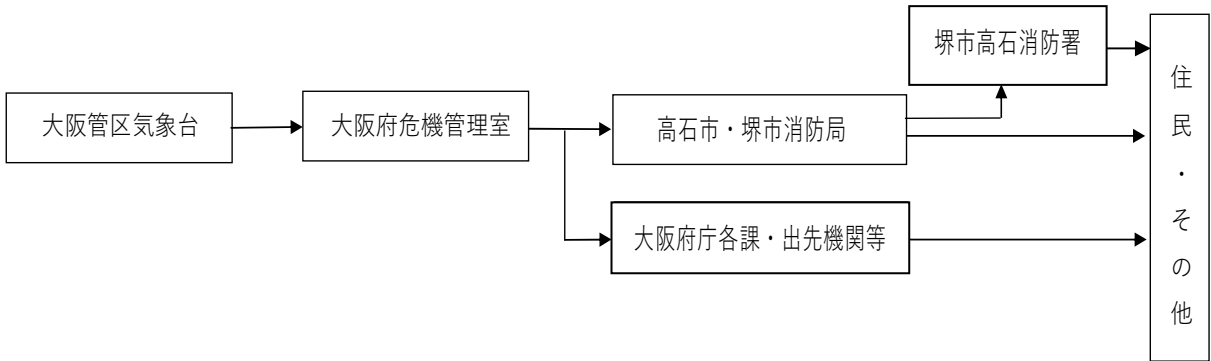
南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km 程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）の発生から1週間、若しくは南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、通常と異なる変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間、以下の措置等を行う。

- (1) 日頃からの地震の備えの再確認（家具等の固定、避難場所・避難経路の確認、家族等との安否確認手段の取決め、家庭等における備蓄の確認 等）
- (2) 行政機関、企業等における情報収集・連絡体制の確認及び施設・設備等の点検

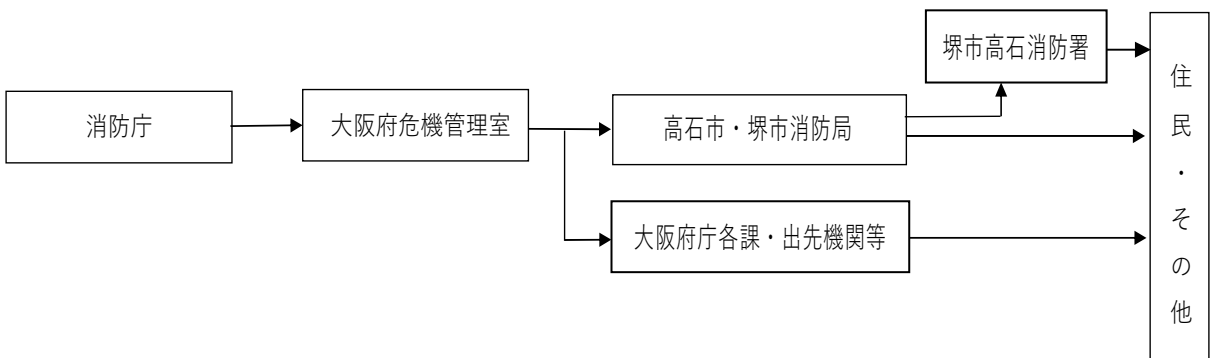
第3 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について

1 伝達情報及び系統

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）



(2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）発表時の伝達系統



2 伝達事項

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中・巨大地震警戒・巨大地震注意）の内容
- (2) 国からの指示、国民に対する周知及び呼びかけの内容

第3章 地震発生時の応急対策等

第1 組織

地震が発生し、又は発生のおそれがある場合には、必要な組織動員をとるとともに、災害応急対策に従事する者の安全確保に十分留意することとし、その体制については、「第3編 地震災害応急対策 第1章 第1節 組織動員」によるものとする。

第2 地震発生時の応急対策

地震発生時の応急対策については、「第3編 地震災害応急対策 第1章 初動期の活動～第2章 応急復旧期の活動」によるものとする。

第4章 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1 津波からの防護

津波からの防護については、「第2編 災害予防対策 第1章 災害に強いまちづくり」によるものとする。

第2 円滑な避難の確保

津波からの円滑な避難の確保については、「第3編 地震災害応急対策 第1章 第3節 災害情報の収集伝達、第10節 避難誘導」によるものとする。

第3 迅速な救助に関する事項

迅速な救助については、「第3編 地震災害応急対策 第1章 第8節 消火・救助・救急活動、第12節 交通規制・緊急輸送活動」によるものとする。

第5章 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項

防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項については、「第2編 災害予防対策 第3章 地域防災力の向上、第3編 地震災害応急対策 第1章 第3節 災害情報の収集伝達」によるものとする。

第6章 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等
に関する事項

地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項については、「地震防災緊急事業五箇年計画」及び「新・大阪府地震防災アクションプラン」によるものとする。（「第2編 災害予防対策 第2章 防災体制の整備」）

第1編
総則

第2編
災害予防対策

第3編
地震災害
緊急対策

第4編
風水害
緊急対策

第5編
事故等
緊急対策

第6編
災害復旧・復興対策

附属1
東海地震の警戒宣言に伴う対応

附属2
南海トラフ地震
対策推進計画

資料編

第 1 編
総 則

第 2 編
防 災 災 害 予 害 応 急 対 策

第 3 編
地 震 災 害 応 急 対 策

第 4 編
風 水 害 災 害 応 急 対 策

第 5 編
事 故 等 災 害 応 急 対 策

第 6 編
災 害 復 旧 ・ 復 興 対 策

附 属 1
東 海 地 震 の 警 戒 事 項 に 関 する 対 応

附 属 2
南 海 トラフ 地 震 防 災 対 策 推 進 計 画

資 料 編

高石市地域防災計画修正の沿革

年 月	作 成
昭和 4 0 年	
昭和 4 3 年 1 月	第 1 次修正
昭和 4 6 年 4 月	第 2 次修正
昭和 4 8 年 5 月	第 3 次修正
昭和 5 4 年 3 月	第 4 次修正
昭和 5 5 年 2 月	第 5 次修正
昭和 5 6 年 3 月	第 6 次修正
平成 元 年 4 月	第 7 次修正
平成 6 年 3 月	第 8 次修正
平成 1 0 年 7 月	第 9 次修正
平成 1 8 年 4 月	第 1 0 次修正
平成 2 4 年 8 月	第 1 1 次修正
平成 2 7 年 3 月	第 1 2 次修正
平成 3 0 年 2 月	第 1 3 次修正
令和 3 年 3 月	第 1 4 次修正

高石市地域防災計画（令和 3 年修正）

令和 3 年 3 月発行

発 行 高石市防災会議

編 集 高石市総務部危機管理課

高石市加茂 4 丁目 1 番 1 号

TEL 072-275-6245（直通）

FAX 072-267-3078